

新 制

文

25.9

京大附函

清末洋関の起源

岡本隆司

清 末 洋 関 の 起 源

岡 本 隆 司

目 次

序論	1
第一章 清代西洋貿易の徵稅機構	
はじめに	6
第一節 開海・設関・洋貨行	7
第二節 保商制度の形成	12
第三節 保商制度の展開と外洋行・公行	20
第四節 保商制度の破綻	25
むすびにかえて	33
第二章 清末粵海関の展開と広州洋関の設立	
はじめに	37
第一節 広東貿易の徵稅構造	38
第二節 南京条約前後の徵稅機構	44
第三節 一八五〇年代における変化	50
第四節 アロー戦争と洋関の設立	55
小結	59
第三章 上海における外国人稅務司制度の設立	
はじめに	62
第一節 南京条約と夷稅の設定	63
第二節 上海における夷稅徵収機構の形成	66
第三節 江海新関の徵稅機構と外国人稅務司制度	73
第四節 外国人稅務司制度と外国商人	80
第五節 上海の夷稅と釐金	86

小結	-----	91
第四章 総稅務司の設立と洋関の形成		
はじめに	-----	93
第一節 アロー戦争と外国人稅務司制度	-----	93
第二節 清朝側の態度	-----	98
第三節 総稅務司の設置	-----	103
第四節 総理衙門と総稅務司	-----	107
第五節 夷稅から洋稅へ	-----	111
第六節 洋関をめぐる中央と地方	-----	117
小結	-----	124
おわりに	-----	125
註	-----	130
序論	-----	131
第一章	-----	132
第二章	-----	161
第三章	-----	184
第四章	-----	211
おわりに	-----	236
図表		
第1表 外洋行の茶取引	-----	239
第2表 棉花に対する課稅	-----	239
第3表 棉花の取引と課稅	-----	240
第4表 広東でのイギリスの輸入額	-----	241
第5表 粵海関稅収と条約港海関における夷稅收入報告額	-----	242

第6表	中国の対英輸入	243
第7表	外国人税務司制度設立以後の上海の貿易	244
第1図	広州、上海、福州からの茶輸出	245
第2図	香港の人口と入港船舶	246
引用文献目録		247

序論

中国近代史研究、なかんずく対外関係を中心とするそれは、比較的早くから中国側の史料が整備されたばかりでなく、外国側史料も利用可能であったため、つとに外交や経済の問題を中心に、さまざまな角度から検討が加えられてきた。しかも近年では、いっそう多くの公刊あるいは未公刊の史料が容易に利用できるようになったことで、より詳細な史実が次々に明らかにされており、研究の水準は飛躍的に高められつつあるとあってよい。このような現状を目の当たりにし、それでもなお一抹の不安を禁じえないのは、はたして筆者のみであろうか。

そうした動向のなか、もっとも豊富な蓄積をもつ研究領域としてあげられるのは、これまで一般に中国近代史の起点とされてきた一八四二年の南京条約前後の対外関係、とくにイギリスをはじめとする西洋との関係であろう。そこではすでに、基本的な史実がほぼ論じつくされているのみならず、明らかになった史実に基づいて理論化の努力も払われ、時代相全体を表現しうるような分析枠組が構築されてきた。それらはひとり対外関係史にとどまらず、中国近代史全体を考えるうえでも有力な指針となっており、対外関係を主たる手がかりに近代の中国を考えてきた筆者にとっても、たえず念頭に置かざるをえなかったものである。まずここで筆者が理解したかぎりではあるが、こうした枠組のもつ大掴みな特徴を一瞥しておき、問われるべき具体的な論点や問題点はどこにあるのか、あらためてとりあげてゆく前提にしようと思う⁽¹⁾。

まずあげられるのは、アメリカの中国史研究においてひさしく主流となった「朝貢体制 (Tribute System)」および「条約体制 (Treaty System)」という枠組である。中国の対外関係は、清末に西洋諸国と条約関係に入るようになってからは、その条約に規定されたもの、それ以前においては、朝貢関係に枠づけられていたものとみなし、両者を相互に対比しようとするものである。これはいうまでもなく、西洋における近代と前近代の対比から導き出されたものであり、前近代的で制限的な朝貢関係を打倒し、開放しようとするものとして、近代的、かつ自由な条約という位置づけがなされたのである。そのいわば対極にあるのは、中国や日本の研究者の大多数が依拠してきた「半植民地」という枠組であり、史実の解釈や評価において、少なからず「朝貢体制」「条約体制」論と対立するものである。けれどもこの枠組は、「条約体制」論にみられる近代と前近代の価値体系に従わないだけで、両者を性格の異なるものとして截然と弁別し、対比しようとする考え方がその基

底をなすという点において、「条約体制」論とほとんど変わるところはない。いささか粗雑に失した整理かもしれないが、それは「半植民地」が往々にして「不平等条約体制」と言い換えられてきたことから、端的に窺われるであろう。

結果的に中国にとって有利であれ不利であれ、それまでの朝貢関係を覆そうとした条約という位置づけは、確かに事実として動かしがたい。それはしかしながら、多くの点で西洋人の側の、あるいは中国人の側の主観的な意識として事実なのであって、当時の客観的な事実として、覆す性質のものであったのか、また覆したのかどうかは、おのずから別の問題であろう。とりわけ近十年来、それまで見すごされてきた史実が明らかにされるなか、従来の枠組によってあらゆる事象を説明するのは困難になり、「条約体制」論ないし「半植民地」論は必ずしも正鵠を射たものでなかったことが、次第に共通の認識となってきた。そうした状況に応じてとなえられたのが、「朝貢貿易システム」という枠組である。これはブローデル（Fernand Braudel）やウォーラステイン（Immanuel Wallerstein）の理論を背景にもちつつも、それらをそのまま東アジアの文脈にあてはめるに慊らず、一六世紀以降、拡大の一途をたどるヨーロッパ世界、世界経済から相対的に独立する「アジア交易圏」の存在を想定し、その自律性を何よりも強調するものである。この枠組が示唆する論点はすこぶる多岐にわたるが、ごく単純化していえば、その「アジア交易圏」を枠づけたのは中国在来の朝貢関係にほかならず、中国を中心とする朝貢を構成したアジア諸地域間の内在的関係を重視し、そこから一九世紀以後の条約関係も「アジア交易圏」、すなわち朝貢関係に包摂、あるいはそれを基準に形成されたものと位置づける。これはいうまでもなく、「朝貢体制」「条約体制」もしくは「半植民地」という枠組、ひいては中国と西洋、前近代と近代の対比という発想そのものへの批判をも含意するものである。

結論を先にいうようになるが、条約による画期に象徴されるそれまでの評価基準や概念規定すべてを相対化しようとする「朝貢貿易システム」の構想は、きわめて魅力的であり、現在の段階では客観的な事実を描き出すにもっとも近い位置を占めるもののように思われる。けれどもそこに問題がないわけではない。条約が根底から朝貢関係と対立し、これを崩壊せしめるものでなかったとすれば、両者は具体的にどこで関連し、その関連はどのような性質のものであるだろうか。こうした点は「朝貢貿易システム」論も強調する「アジア交易圏」の実像に迫ろうとする研究者の間でも、見解が同一ではないようである。これは彼ら個々の問題関心や分析方法の違いにも由来するが、そのもっとも大きな要因は市場というものの位置づけにあらう。「朝貢貿易システム」論の一つの核心をなすのは、中国

内外の経済関係を国民経済の形成と相剋ではなく、地域市場の連鎖とみなすという論点である。そこではいわゆる地域市場そのものに明確な定義を与えていないものの、それが何の実体もないと考えられているわけではない。とりわけ中国内において、地域市場の範囲をあらわす指標の一つとするのは、商品流通を対象とした各種の徴税機関である。言い換えれば徴税機関は、地域市場の内実を端的に表現するものと考えられているわけである。ところが同じく「アジア交易圏」を提唱する論者の市場のとらえ方はまちまちであって、必ずしも上のような地域市場の考え方が共有の認識になっているとはいえない⁽²⁾。本稿は「アジア交易圏」を直接の考察の対象としないので、その是非の論評はさしひかえるけれども、中国内にも複数の地域市場の存在を想定し、そのさい徴税機関のあり方に注目するのが、「朝貢貿易システム」論独自の着想であることは確認しておこう。

ところでこの徴税機関は、つとに「条約体制」論も「半植民地」論も注目してきた問題であった。そのうちとりわけ洋関は、西洋貿易の徴税にあたる機関を外国人が管轄したという事実があり、その評価の面では対立するものの、「条約体制」論も「半植民地」論も、ひとしく想定する体制成立の端緒をこの洋関の形成に求めている。その意味において洋関は、これまで中国対外関係史のもっとも重要な問題の一つとして位置づけられてきたものであったのである。

それでは従来の枠組を批判しようとする「朝貢貿易システム」論は、洋関をどのようにみているのであろうか。そこでは、外国人による行政とその性格をもっとも重視してきたこれまでの議論に対し、地域市場の動向や構造と密接にかかわって、それを体現する制度として把握しようとしている。その試みの結果が正しいかどうかも、もちろん問題ではあろう。しかしながらその前に疑問を覚えざるをえないのは、洋関のとらえ方そのものにある。「朝貢貿易システム」論による洋関をはじめとする徴税機関の位置づけは、地域市場およびその相互関係から漠然と演繹されるにとどまっておき、いわば論証をほとんどもなわない作業仮説にすぎないからである。洋関などの機関が地域市場の指標であるとするなら、それら個々の組織や相互の連関は、その背後にあるはずの地域市場とも決して無関係ではありえないであろう。したがってその関係の存否、そしてあり方を問うのが、まず第一になされるべき作業ではなかったか。その点において「朝貢貿易システム」論は、洋関という一制度の形成を徹底的に分析し、そこに論点の多くを還元して、体制を表現しようとする「条約体制」などの枠組を揚棄しうる内容にまで高められていないといえるであろう。逆にいえば、そこにあらためて検討する余地が残されているとも思われるのである。

「朝貢貿易システム」論を提唱した濱下武志氏は、いみじくもみずからの研究を「方向提示的」であるとした。中国史からの接近であるかどうかにかかわらず、その「方向」自体は折に触れて省みられてきたものの、「方向」の「提示」が拠って立つところは、これまで問いなおされたようには思えない。このままではたして「朝貢貿易システム」の構想が示唆するところの交易と秩序の構造の実体を確認し、そのあり方を具体的に描き出すことはできるのであろうか。この場合に限ったことではないが、構想を所与のものとしてその上に論証をいくら組み立てても、それはやはり単なる構想に終始するほかなく、構想そのものの修正や発展を含めた枠組のいっそうの深化は望みえないのではあるまいか。「朝貢貿易システム」の枠組はいまのところ、そうした疑いがほとんど挟まれないまま、追従すべき研究の一潮流を形づくっているかのように見える⁽⁹⁾。筆者が不安を払拭できないのはここにある。追従する前に立ち止まってなすべき作業は、もはや皆無なのであろうか。

こうした現状に鑑みて本稿は、すでにくわりの研究で検討されてきた洋関という制度の形成に関する問題をいま一度とりあげることとする。「朝貢貿易システム」論の試みによってなお達成されたとはいいがたい、これまでの「条約体制」論などの揚棄のためにも、「朝貢貿易システム」論そのものにおいても、その存立にかかわる重要な問題でありながらなお十分には行なわれていない、徴税機関の綿密な動態的分析を補うためにも、そして「朝貢貿易システム」論の趣旨をさらに発展させ、そこから一步を踏み出そうとするためにも、それは避けて通ることのできない課題であるといつてよいであろう。以下においては、まず洋関形成の直接の前提となる朝貢関係の一面をあらためて検討し、そこから洋関の位置づけをさぐる。ついで洋関が形成される具体的な過程を跡づけなおし、これまでとは異なる観点から洋関の性格づけを試みる。もちろんこのような区々たる作業だけで、従来の枠組がすべて不要になるほど積極的な体系を構築しようなどは毛頭考えていない。その手がかりの一つでも獲得できるならば、望外の幸いというべきである。

各論に入るにさきだち、いくつかの点をつけ加えておきたい。すでに使用したが、洋関という術語は現在あまり一般的ではなく、むしろ海関と称すべきものかもしれない。けれども本稿は取り扱う対象が清代全般にわたっており、清初より沿岸に設けられた機関も海関と呼ばれたものであるから、それとの概念上の混同をなるべく避けるために、また清末において行なわれた海関・新関・洋関などのさまざまな称呼のうち、洋関が比較的一般的であったことも考慮し、さらに一八五四年から五九年まで上海で機能した外国人税務司制度との区別を明確にするためにも、あえて総税務司が統轄し、全条約港に設けられた機関

に限定して、洋関と称することとする⁽⁴⁾。凡例的なことでは、とくにことわらないかぎり原則として、本文と引用文とを問わず、()は筆者による説明、注記、もしくは原用語の提示であり、[]は筆者による挿入である。元号を冠した年月日は旧暦、それ以外は西暦によるものである。また引用文中の……は省略を示す。以上あらかじめ申し添え、諒承を請う次第である。

第一章 清代西洋貿易の徴税機構

はじめに

今世紀初めのモース (Hosea B. Morse) 氏の研究⁽¹⁾以来、南京条約以前の中国と西洋の関係史を考えるには、多かれ少なかれ必ず「広東システム (Canton System)」をめぐる問題がとりあげられてきた。それは一口にいうならば、アヘン戦争以前の広東という場で、中国と西洋の交渉において見られた、およそ西洋的な体制に対置される清朝の体制すべてを指すものである。こうしたとらえ方は、たとえばフェアバンク (John K. Fairbank) 氏によって「条約体制」に対する「朝貢体制」なる枠組に一般化され、史実に即した具体的な「広東システム」は、その「朝貢体制」をもっとも典型的に表現するものとして位置づけられた⁽²⁾。史実の解釈は必ずしも彼らに従わなくとも、「広東システム」が近代における中国の対外関係のうち、もっとも重要な問題の一つとみなしてきた点で、他の研究も変わるところはなかったのである⁽³⁾。

そうした研究を大掴みに整理してみると、西洋と中国の対比という枠組の基本的な性質上、必然的に二つのアプローチが浮かび上がる。一つは広東にあらわれた西洋近代資本主義の具体的な究明である。これはいわゆる三角貿易の構造をはじめとして多方面から検討が加えられ、つとに膨大な成果をあげてきた。その重点はイギリス産業資本の重視から、アジア通商の相対性、独自性の強調へと移っている⁽⁴⁾。いま一つは「広東システム」自体の内実を明らかにしようとするものである。これはいわゆる「公行」研究に代表されるように、まず西洋と直接に交渉した組織のあり方を解明する方向ですすめられた。しかしこの方面の研究は、なおモース氏によって与えられた体系に従っており、新たな史実が発掘されても、それはいささか断片的で、旧説を補完するものにとどまっている⁽⁵⁾。

ところでこの分野における近年の顕著な潮流は、周知のとおり「朝貢貿易システム」論による分析である。この枠組⁽⁶⁾はさきに触れたように、「条約体制」に対する「朝貢体制」という枠組、ひいては西洋と中国の対比そのものへの批判をもめざすものである。しかしそうであるならば、議論の手續として「広東システム」の通説も、その観点から独自にみなおされてしかるべきであるはずなのに、それは「朝貢貿易システム」「アジア交易圏」の提唱とともに、あたかも埋没したかのように触れられなくなっている。

そもそも「朝貢貿易システム」という構想は、西洋諸国のアジア通商が本国に対して独

自的であった側面が明らかにされたという、いわばこれまでの「広東システム」にかかわる研究の成果を具体的な根拠の一つとしており、その素材をなす史実も「朝貢体制」論ですでに提示されたものが少なくない⁽⁷⁾。「朝貢貿易システム」論はそれらに対し、ネットワーク論や地域経済論をもって新たな解釈を試みているけれども、往々にしてそうした理論に適合する史実の羅列的な提示にとどまり、適合しないものは捨象、等閑に付す結果となっている。「広東システム」についてあまり触れられないのも、おそらくそれが一因であって、重点を西洋との関係からアジア域内交易へ移したというばかりではないであろう。そうした意味で少なくとも清代中国の西洋関係においては、「朝貢貿易システム」は従来の見方へのアンチテーゼにとどまっているのである⁽⁸⁾。

したがって西洋と中国の対比から離れて、朝貢と条約との内実、ならびにかかわりをみなおそうとするならば、まず従来の「広東システム」の議論に即しつつも、それを揚棄する具体的な史実の体系を構築しておく必要がある。そしてそれには何よりも、広東の清朝側の体制に対するモース氏以来の通説的解釈を問いなおさなければならない。その中核にあるのはいうまでもなく、「公行」＝ギルド＝独占という図式である。もちろんギルドや独占の存在という史実自体が誤っているわけではない。けれども「広東システム」として総称されるさまざまな事態のありようが、この独占に帰一され説明されてきた傾向は否めない。何よりも独占に注目するという立場からしばらく離れて、「公行」を構成したとされる商人のあり方、とりわけ彼らと粵海関との関係をあらためて位置づける作業が、まず必要となるであろう。

第一節 開海・設関・洋貨行

康熙一七（一六七八）年といえ、順治一三（一六五六）年に発布され、康熙元（一六六二）年よりあらためて強化された海禁⁽⁹⁾がなお励行されていたころである。この年、ペレイラ（Bento Pereira de Faria）を正使とするポルトガルの北京派遣使節が清朝に入貢し、表文を進め獅子を献じた⁽¹⁰⁾。これよりさき、一六六七～一六七〇年のサルダーニャ（Manoel de Saldanha）使節において失敗に終わっていた⁽¹¹⁾ポルトガル人の通商の自由の獲得がその主たる目的であったが、それはフェルビースト（Ferdinand Verbiest）らの仲介をえて達成された⁽¹²⁾。清朝側の記録によれば、ペレイラはそのさい、「マカオのポルトガル人が海禁で苦しんでいるのを見て、兵部に赴いて訴えた」といわれ、これをき

かけに康熙一八（一六七九）年、マカオでは陸路を通じての貿易がゆるされることとなった。康熙二〇年末から六年間広東巡撫に任じた李士楨らによると、それは次のような形で行なわれた。

このときは海禁がいまだ解かれてはおらず、マカオも界外に属していたので、中国商人がマカオに行くことは禁止し、許さなかった。外来の船舶がマカオにもたらした貨物と香山県に到る中国商人の船舶の貨物は、陸路を通して界口まで運び、そこで貿易を行なうこととし、海路での往来は許さなかった。〔この貿易に対し〕市舶司に徴収させたのが旱税である。⁽¹³⁾

こうした陸路貿易に対する徴税を掌っていたのが市舶司であったところに注目しておきたい。この市舶司は明代とほぼ同じく、そもそも朝貢を受け付けるため設けられたものようであるが、専設されたわけではなく、塩課提挙司が兼任し、そのポストは塩課市舶提挙司、略して塩市提挙司と称された。順治一〇（一六五三）年に、シャム・オランダの船があいついで広州・マカオに来航し、朝貢を求めたとき、塩課提挙司白萬挙と平南王府參將沈上達が尚可喜に互市の利を説き、北京の認可をえてこれら外国人の来航をうけいれた⁽¹⁴⁾、といわれている。おそらくこれ以後、平南王のもとで塩課提挙司が市舶司を兼ねるに至ったのであろう。のち陸路貿易を管轄した提挙の張溱も「かつて、〔清朝に〕叛した〔平南〕藩のためにはたらいっていた」者であり、規定外の課税を行なって私腹を肥やしたとして弾劾されている⁽¹⁵⁾。徴税が開始されてから二年あまり経過した康熙二二年の正月になって、北京政府派遣の同知も前山寨に駐筈し、税務と禁制品取締を行なうこととなった⁽¹⁶⁾。

それでは市舶司の陸路貿易に対する徴税は、実際にどのような手続で行なわれるものであったのか、簡単に見ておこう。税率は明らかではないが、輸出の場合、客商はまず広州で税銀を提挙司に納め、その証明として押印された税票をうけとる。客商が界口に到り牙行に投宿し、貨物が販売されるにさいし、「店牙經紀」はその貨物と税票とを照合してから卸売を許可するが、もし両者が符合しなければ、脱税として当局に知らせることになっていた。マカオから運ばれてくる貨物の場合、中国人客商の購入にさきだって界口で検査を受けて税票が発行される。購入した客商は広州で税票に従って提挙司に納税することとなっていた。「店牙經紀」による貨物と税票との照合は、上の場合と同様に行なわれたと思われる。「買売の關鍵」たる位置を占めた「店牙經紀」が果たす徴税上の役割は、海禁が布かれていたにもかかわらず、なお盛行していた海上での取引や密輸・脱税などを取り

締まってゆくうえで、当局に少なからず重視されたであろう⁽¹⁷⁾。

厳密な意味での朝貢、およびそれに付帯する貿易を除けば、以上のマカオの陸路貿易のみが、当時公式に認められた対外貿易といえるものであった⁽¹⁸⁾。この貿易が年に二万両ほどの税収をあげるようになっていた⁽¹⁹⁾一方で、清朝をして遷界令ならびに海禁を実施せしめていた要因そのものが取り除かれつつあった。鄭氏の勢力は衰退に向かい、康熙一九（一六八〇）年に廈門・金門二島を棄てて台湾に退き、二二年、ついに清朝に降伏した。ここに及んで、江南・浙江・福建・広東の沿岸四省を展界すべく、前二省に工部侍郎金世鑑と副都御史雅思哈が、後二省には吏部侍郎杜臻と内閣学士石柱が現地巡察に派遣された⁽²⁰⁾。杜臻によればこれには四つの目的があり、その第四として、海禁以前のように商船の往来をみとめ、外洋に出て貿易するのをゆるすか否か、見きわめることがあげられている⁽²¹⁾。翌康熙二三年七月一日、杜臻とともに福建・広東に赴いた石柱は、海上貿易は明末以来そもそも開放したことのなかったものであり、これを解禁するなら、現地督撫らの意見を容れ、一～二年の猶予をおいてからにされたい、と康熙帝に復命した。だが帝は、督撫の意見はみずからの利をはかるものとしてこれを却け、海上貿易の開放を認めたのであった⁽²²⁾。もっとも石柱の復命がどうであれ、海上貿易の開放は、このとき康熙帝の一存ではじめて決められたわけではなく、中央では既定の方針であったようである。浙江においても山東と同様に、五〇〇石以下積載の船舶が海上に出て、貿易や漁業に従事することをゆるされたい、という金世鑑の疏言がすでに康熙二三年四月に容れられていたことを見ても、それは明らかであろう。

その金世鑑の疏言は、浙江での海上貿易の開放とあわせて、それに対する徴税の実施をも提案し、所轄の道台に税率を定めさせ戸部に報告する、と述べて、やはり裁可されている⁽²³⁾が、この問題については、むしろ慎重にすすめられたようである。同年六月初五日の戸科給事中孫蕙の条疏に対する上諭では、

〔海洋貿易に対し〕税課を徴取するのははじめてのことであるから、もし則例を定めなければ、商人に累を及ぼすことになるかもしれない。関差の例に従い、部院の賢能な司官を〔現地に〕派遣して、則例を適宜定めさせるべきである。⁽²⁴⁾

と見えている。広東・福建の二省もこれに従い、宜爾格図と呉世把が収税郎中として派遣された。以下、康熙二三年八月二六日付の戸部の題本に引く彼らの呈文に拠って、その措置を見てみよう。

広東・福建ではもともと徴税を行なったことがなかったので、各関の則例を持って行

き、貨物の品質に応じて適宜定例を加減し調整する。広東・福建には元来収税を行なう衙門が設けられていなかったため、我々は到着した日に衙門設立にもっとも適した場所を調査し、原案を定めて両省の総督・巡撫にわたし、衙門を設立させる。衙門の書辦と各種の衙役は、各関の例に従って召募する。広東・福建の沿岸は海岸線が長く、海に通じる場所の口子（海関の分局）は多くなるが、それでも足りなければ、必要に応じ総督・巡撫と連名の文書で申請したうえで増設する。我々の徴収した税銀は布政司に引きわたし、領收証を受理して、我々がみずから戸部に送金する額を報告する。広東・福建は遠隔の地で、徴税もはじめてのことであり、各関既定のように季節ごと四度帳簿を送るのは難しいから、年に二度送るようにする。海に通じる口子は多く、地域は広闊なので、常時巡查しなければ脱税が起こるのであろう。各関の例には従わず、我々の年来知るところの筆帖式を指名してもう一員ずつ多くつける。さらに海港内の橋・津で取引する船・車に対しても、一律に徴税を行なう。⁽²⁶⁾

以上がのちに「開海征税則例」と称された⁽²⁶⁾ 広東・福建における海関設置の草案というべきものである。その提議の多くは、内地の「各関の例に照らして」、あるいは、「各関の例に照らさず」とあるように、あくまでも内地関の組織を基準になされたことが看取されよう。こうして設立された海関は、行政体系全体からみれば、『康熙會典』所載の戸部に属する二一権関に含まれ、やはり内地諸関と区別されるところはなかった⁽²⁷⁾ ののである。さらに以上の経緯よりすでに明らかなことかもしれないが、宜爾格図らの上の措置に加え、九卿詹事科道の会議で出された、出海者の姓名登記、身許保証、登録証発行などの事柄を実施に移すよう、彼らにとくに通知していること⁽²⁸⁾ から、このとき海関設置はそもそも「出海貿易」、つまり、中国人が海上に出て行なう貿易を対象とするものであったことが確認できよう。このように見ると、海関の設置は海禁解除、すなわち、公式に認められた中国人の海上進出にともなって、内地関を沿海にまで拡大したものであったといえよう⁽²⁹⁾。換言すれば、外国船の来華貿易に対する管轄は、少なくともこの時点では、考慮の外におかれていたということである。康熙七（一六六八）年、所定の貢期に非ざる外来の貿易はすべて禁じられていた⁽³⁰⁾ のであり、ポルトガル船のマカオへの来航を事実上認めていた点で、唯一の例外ともいえる上述の陸路貿易は、市舶司の管轄に係るものであったからである。

ところが、康熙二四（一六八五）年、朝貢船舶の貿易への課税を求めた福建総督王国安の上奏を機に、外国船の来航貿易についても規定が定められ、朝貢船舶の付帯貨物は無税

で取引を許され、そのほか朝貢以外で非公式に来航する船舶も、商人が税を納めれば貿易を許されることとなった。そしてこの規定は、戸部から各海関監督に通達され、後者がその実施にあたった⁽³¹⁾。ここに至って、「出海貿易」のみを対象に設立されていた海関の管轄範囲は、すべての外国船の貿易にひろげられたのである。広東についてみると、おそらくはこの指示に従ってであろう、マカオの陸路貿易も、この年から粵海関監督宜爾格図の管理に移されている⁽³²⁾。まもなく広東巡撫李士楨らはしきりに上奏して、市舶司の陸路貿易に対する徴税を停止するよう求めはじめた。

今日〔粵海関〕監督が海上より出入する洋船から徴収する貨税は、市舶司が先に禁海時に陸路界口での貿易より徴収していた貨税にほかならず、元来同じものである。…
…こちら（海路）で収めればあちら（陸路）で停めるのは、当然であろう。

とその理由を述べ、「一貨兩税」「一地兩抽」に苦しむ商人の訴えをも引きつつ、陸路貿易の税収を海関の所轄に非ざる「落地早税」とみなす戸部に反駁し、海関監督の徴収に含まれるものと位置づけたのであった⁽³³⁾。すなわち、少なくとも広東に限っていえば、海関は市舶司を継承したのではなく、これを接收したものとすることができよう⁽³⁴⁾。

マカオの陸路貿易に課せられた税は、たとえ李士楨らのいうように、洋船の貨税と元来は同じものであったにせよ、当時のその取引や徴税の形態からすれば、いわゆる「落地」税と戸部からみなされても確かにやむをえないところがあった。というのも宜爾格図らが起草した「開海征税則例」のうち、海港内の橋津での徴税について朝廷で修正が加えられ、海関は海上から出入し、舶載貿易される貨物に限って徴税をゆるされていた⁽³⁵⁾からである。こうした形の徴税を粵海関が実際に行なうにあたっては、やはり既存の落地税と関連して、解決されなければならない問題が生じていた。それは、海関の課税貨物と従来からの「落地貨物」とをいかに弁別して、二重課税や課税漏れが起こらないようにするのか、という問題であった。康熙二五（一六八六）年四月に発布された告示には、以下のように見える。

省城や仏山には以前より税課司が設けられ、落地住税を徴収していた。いま海関を設立して出洋行税を徴収しようとしているが、地勢があい連なっており、もし行税と住税とを分けなければ、二重課税や課税漏れという弊害が起こるかもしれない。そこで、協議のすえ、金絲行と洋貨行という二種の貨店を設立することにした。もし本地にきて商業を営むならば、いっさいの落地貨物は住税に分類し、その申告書はすべて金絲行に寄せ、税課司に赴いて納税する。外洋から販売しに来る貨物や海上に出て貿易さ

れる貨物は行税に分類し、その申告書はすべて洋貨行にわたし、〔船舶が〕出海するのを待って、洋貨行商人がみずから海関に赴いて納税することとする。⁽³⁶⁾

管轄官庁についてみると、「落地住税」は従来より税課司の徴収に属するものであり、粵海関の徴税とは明確に区別されていたはずであるが、それだけでは双方とも十分ではなかったのである。所轄範囲の地理的近接によって混乱が生じるというのは、けだし、当局には取引のあり方に従って課税貨物を識別する手段が欠如していたことを物語っていよう。これを補うべく設けられたのが、「落地住税」対象の貨物と「出洋行税」のそれとを取り扱う牙行をそれぞれ分別して納税させる方法であったのである。

それでは、牙行をことさらに分ける必要はどこにあったのであろうか。これより以前の広東で「落地住税」がどのように徴収されていたかを明らかにする史料は、今のところ手許にない。けれども金絲行に相当する牙行はすでに存在し、少なくとも当時には、「落地住税」の直接納税者となっており、さらにその多くは、海上貿易にも手をひろげ、「出洋行税」の対象となる貨物をも取り扱うようになっていたと判断される。粵海関がその課税貨物を把握して徴税を行なうにさいし、洋貨行を別に設けなければならなかったのは、「落地」「出洋」の両貨物とも同一の牙行が取引・納税を行なう可能性が大きく、そこに弊害が懸念された⁽³⁷⁾ことによるのであろう。

このように、粵海関が独立した官庁として、国内からの「出海貿易」、および外国からの来船貿易に対し徴税を行なう体制は、海関に属する洋貨行が設立されてようやく整えられた。海禁が施行されていた時期、マカオの陸路貿易においても、このようなあり方はすでに見られるところで、そこでは上述のように、「買売の關鍵」たる「店牙經紀」が貿易に対する徴税で重要な役割を果たしていた。市舶司の海関への接収にともない、粵海関の洋貨行商人がそうした役割を継承したともいえようが、彼らの取り扱う対象はほぼ海上貿易全般にひろがり、その役割も納税の点検のみにとどまらず、みずからが納税そのものにあっているのである。海上貿易を管轄する粵海関の立場からいうならば、その貨税徴収は洋貨行の納税を俟って、はじめて実現されるものであったと見ることができよう。

第二節 保商制度の形成

それでは洋貨行による取引や納税は、実際にはどのようにしてなされていたのであろうか。この問いに答えるのは、実は容易なことではない。前節に述べたところによれば、洋

貨行とは、海上貿易の貨物に課せられた税を粵海関に直接納めるため、従来の一般的な牙行のなかからとくに指定された牙行の総称であったと考えられる。取引相手が中国人であれ外国人であれ、いやしくも海上によって出入する船舶の貨物ならば、洋貨行がこれをすべて扱わねばならないことになる⁽³⁸⁾。洋貨行の活動のあり方がはたしてこうしたものであったとすれば、これを全体として描き出そうとしても、管見のかぎり依拠すべき史料は甚だ乏しいといわざるをえない。

康熙五五（一七一六）年、船材・米糧の密売などを防ぐため、中国商船の南洋への航海貿易の禁止が提議され、翌年の正月より実施された。もっとも中国からヴェトナムに及ぶ沿岸での交易、日本との貿易、および外国商船の来航貿易はそれまでどおりゆるされており⁽³⁹⁾、雍正年間には、粵海関の税額は日本との貿易を除くこれらの貿易に従事する船舶より徴収したものである⁽⁴⁰⁾、と称されるようになった。ところがそのうち、外国船の来航貿易の比重が圧倒的に増大し、「粵海関〔の税收〕はひとえに外国船〔の貿易〕にのみ頼るものである」⁽⁴¹⁾といった類の表現は、雍正五（一七二七）年に南洋航海が解禁された⁽⁴²⁾のちにも、ひさしく常套句的に使用されるようになる。乏しい史料に散見されるのも、外国からの来航船と取引を行なった「行」であり、やはりこれがもっとも重視されるべきであろう。ここでは史料の関係上、イギリス船と交渉した商人を中心にとりあげ、比較的明らかにしうる個別的な事例を帰納する形で、大まかな趨勢を掴んでいきたい。

イギリス船が広東に来航するようになるのは一六九九年からであるが、以後二〇年以上もの間にわたりイギリス商人と独占的に取引を行っていたのは、「大官の商人（Great Mandarines Merchants）」に代表される類型の商人であった。彼らがこのように呼ばれたのは、「各々の主人（respective masters）」として両広総督や広州將軍などの大官に隷属し、その後盾をえていたためである⁽⁴³⁾。隷属とか後盾といっても両者の関係ははっきりしないが、つきつめてみると債権者と債務者のそれであったらしい。イギリス側の報告によると、「こうした商人は、利子付であずかっている官人の資金で交易をし」ており、甚だしきに至っては、総督など大官は、商人に法外な利子で資金を貸し付けたり、さもなくば、その利益の大部分を取り上げたりした。加えて、みずから内地の茶の買付まで行ない、自分に好都合な価格で商人たちに引き取らせた。いずれの場合も大官の側の強要であった、といわれている⁽⁴⁴⁾。当時の広東地方においては、官僚が商人をその走狗とし、権力と資本に恃んで商業に進出するのは、外国貿易の分野に限らない現象であった⁽⁴⁵⁾。

以上の記録を残したイギリス側は、いうまでもなく、こうした少数の商人の独占的取引

を嫌い、有利な条件を求めて、くりかえし他の商人とも個別に折衝を試みている。すでに大官と関係を結んでいる商人がこれを妨げようとするのはもちろん、一七〇四年には、康熙帝の皇太子の後盾をえて、対欧貿易を独占しようとするEmperor's Merchantという者まであらわれた⁽⁴⁶⁾。他の商人たちは、当初は背後にいる権力者同様に彼らを恐れ、あえてその取引を妨げようとはしなかった⁽⁴⁷⁾が、一七二〇年になると、共同して外国貿易にあたる「ギルド」を結成し、ひさしく貿易を壟断してきた商人たちを排斥しようとしたのである⁽⁴⁸⁾。

この「ギルド」の結成は、これまでの研究ではモース氏の見解に従って、「公行」による貿易独占の初の試みとして特筆されてきたものである。しかしながら、当時の商人たちをめぐる状況や「ギルド」結成の経緯、さらに次節で述べる「公行」が成立する事情やその性質から考えれば、広東における貿易独占組織をすべて「公行」と同じ性格のものともみなし、その発端にこの「ギルド」を位置づけることはできないであろう。

これまでそうした見解が行なわれてきたのは、一つには当時の、あるいはのちの外国側史料の記述に引きずられたことによるとと思われる⁽⁴⁹⁾。確かにそこでもっぱら強調されているのは、これ以後もしばしば現れるような、外国商人にとって不利な取引の独占や通商に悪影響を及ぼす官僚の介入の事例ではある。けれどもこの時期のそうした動きから読み取るべきは、むしろ中国商人たちの間の激しい競合関係ではなかろうか。彼らが相互には協力し、あるいは排斥しあい、権力者とは甘んじて金銭貸借関係や隷属関係まで結ぶに至っていたのは、利益のあがる外国船との取引に与ろうと、できうべくんばこれを独占しようと、鎬を削っていたからであろう。

「大官の商人」のような商人が取引を独占的に行ないえたのは、こうした争いのなかで優位に立っていたからにはほかならない。そのさい大官との関係がかなり有利な条件とはなっただであろうが、それだけで公式に取引の独占が認められるわけではなかった。ここで問題となるのは、対外貿易の管理を掌るべき粵海関監督の位置である。この時期ではわずかな事例しか見あたらなかったけれども、外国船と取引した商人はおおむね、洋貨行設立時の規定に違わず、粵海関に納入すべき貨税およびその他の税を支払っている⁽⁵⁰⁾。このような義務が付随する以上、いかなる商人であっても取引にさいしては、粵海関監督に従わねばならず、独占を実現するにはその支持をとりつけておく必要があったであろう。上述のEmperor's Merchantがたちまち失脚したのは、粵海関監督との対立関係が一因であったし、少数の独占商人排除を目的とした一七二〇年の「ギルド」結成がともかくも実現され

たのは、粵海関監督の支持があったからである⁽⁶¹⁾。そして大官の後盾をえた商人が成功していたのも、やはり同様の理由によっていたようである。さかのぼって一七〇三年の事例をみると、イギリス船が停泊したマカオに、粵海関監督が「その貨物を買上げるため、これらの商人をともなってきた」、「乗組員の投宿と貨物の寄託は、そのうちの一人の所有する行においてなされるよう命令した」とある。事の発端は総督の命によるものらしいが、これらの商人はイギリス船貨物の取引を独占するにあたり、粵海関監督に四〇〇〇両支払っている⁽⁶²⁾のである。この事例だけから、ただちに当時の広東の外国貿易すべてに一般化するわけにもいかないであろうが、「行」を経営する商人が外国船との独占的な取引を実現するにあたり、次のような手順があったことは想定できるであろう。まず総督など大官から私的な支持をえて、しかるのちに粵海関監督からそれを公的に認定されなければならない。取引が実現されれば、債権者たる大官には利益の相当部分を、粵海関監督には貨税その他の諸税を納める。この間に賄賂的な金銭の授受がともなったのはいうまでもなかろう。

だとすれば、対外貿易の独占を志向する商人たちに対し、総督などの大官と粵海関監督とが果たしてきた役割は、前者が商人への私的な支持、後者が公的な貿易独占の認可というように、それぞれ異なるものであったわけである。ところが、雍正元（一七二三）年より粵海関監督が広東巡撫の兼任になる⁽⁶³⁾と、一七二四年のイギリス側の記録に、

撫院の商人は、自分の主人に二四〇〇〇両を納めて、その年にかぎり、イギリス貿易を独占することとなった。

と見える。この独占そのものは、別の商人が取引に介入したことで失敗に終わったようである⁽⁶⁴⁾が、ここから、これまでのいわゆる大官と粵海関監督との別々の役割は、巡撫一人に一元化されるようになったと考えられよう。こうした広東巡撫の地位を十二分に利用して、商人たちに対しこれまでにない統制を及ぼしたのは、雍正三年七月に着任した楊文乾であった。

彼は雍正五年三月に父楊宗仁の葬のため一時任を離れるが、このとき広東布政使官達・広州將軍石礼哈・署理広東巡撫常賚らは、前後して楊文乾を弾劾した。このころの広東官界は党争が激しかったらしく⁽⁶⁵⁾、その弾劾にも多分に誇張が含まれているかもしれないが、根拠とされた事実そのものは、雍正帝も認めざるをえないものであった。そのうち官達の述べるところを見てみよう。

広東には以前より洋貨行があって十三行と称するが、実際には四～五〇家ある。楊文

乾が着任すると、行頭という名称を創設し、六行を選任した。六行のうちさらに二行をもっぱら耳目とし、多く資本を給し、各地で貨物を買付け、洋行の取引を壟断させた。来航船が広州に到着すれば、貨物の納税や輸入品の進上などは、すべてこの二行だけが取り扱った。それまで外国人は広州に来れば、みずから行主のところに逗留〔して取引〕することが許され、数百家がこれによって生計を営み、商人は便利としていた。六行の設立以後、あらゆる外国人との取引は、この六行でなければ貨物を引きわたすことができなくなった。その結果、各行の貨物が山のように積まれていても外国人はあえて買おうとせず、冬のおわりになっても売り捌けず、価格を割り引いて六行に売って、その六行から〔外国人に〕転売せざるをえなくなった。このため各商は多く資本を傾け、害を被らない行店はなかった。その過程で徴収控除される項目は甚だ多かったが、それは〔耳目の〕二行と粵海関監督衙門の庫房・稿房の書辦のみが担当した。⁽⁶⁶⁾

これまでに述べたところによれば、二行に資本を給し、外国商人との取引を壟断させた方法は、これまでの「大官の商人」らに対するものと変わるところはなく、その二行に納税いっさいを管理させたのも、海関監督を兼ねていたから、いわばその権限内に含まれよう。楊文乾において注目すべきは、外国貿易を担当する排他的な「行頭」を選任したところにある。「行頭」とは洋行のリーダーというくらいの意味である⁽⁶⁷⁾が、石礼哈や常賚によれば、楊文乾が輸入品たる銀と輸出品の湖絲・茶葉・磁器とに課した付加税を「もっぱら支払う六行（專放之六行）」であり、略して「專行」と称されたものである⁽⁶⁸⁾。すなわち六行に限定して貿易を独占させた目的は、一つには楊文乾の弁明を待つまでもなく、課税強化にあった⁽⁶⁹⁾。こうした措置は、当然しばしば商品の価格が騰貴するような状況をもたらした⁽⁷⁰⁾、イギリス側も「行頭」ないし「專行」以外の商人と取引しようと試みたが無駄であった⁽⁷¹⁾。

このようなやり方は、楊文乾が弾劾をうけ、雍正帝からも厳しく叱責されたものである。以後もそのまま継続されたとは考えにくい。けれども「行頭」の設定それ自体が非難や叱責の対象であったかという点、必ずしもそうではなかったようである⁽⁷²⁾。楊文乾が一七二八（雍正六）年巡撫在任中に歿したのち、しばらく両広総督孔毓珣が粵海関を管轄するが、同年八月一八日に彼が出した布告によると、外国商人は依然としてすべての中国商人と取引する自由が制限されており、「富裕で、信頼のおける行頭（the Chiefs of Hongs）を選ぶことができる」にすぎなくなっている。外国商人は「責任を果たしうる商人

と取引すべきであり」、そうすれば、後者は「関税を支払って」、前者が「資力のない下賤な連中から課税されることもはやなくなる」⁽⁶³⁾、というのがその理由とされた。すなわち楊文乾の措置は、表面的に多少の変更は加えられたかもしれないが、海関に納税し、外国人と取引しうる商人を限定するという点では、実質的に廃止されることはなかったのである。

ここで考えなければならないのは、海関当局によるこうした方法の実施を可能ならしめていたところの条件であろう。官側としては、徴税、商人統制、私利着服などの便宜が「行頭」設定の第一の動機であったことはいうまでもなかろう⁽⁶⁴⁾が、だからといって、強権に恃んだだけで実情を度外視していたとは到底思われぬ。その実情とはこの時期になって、対外貿易にかかわっていた商人たちの階層分化がはっきりしてきたことにほかならないと考えられる。先述した一七二〇年における「ギルド」結成の条文の第一三条を見ると、「行」を経営し、イギリスと取引しうる商人はその資力により三等に分けられており、それぞれ五行、五行、六行と定められている⁽⁶⁵⁾。それまで貿易を壟断していた商人二～三行は、排除されてここに含まれていないから、それらを「ギルド」の一六行よりも大きなものとして合わせると、外国船の貿易に当たるはずの「行」は一八～九あり、四層に区別できる状況であったわけである。その数年後、石礼哈や常賚は「広東の洋行は……その実一八～九の行店がある」⁽⁶⁶⁾との言を引いており、数的にはほぼ合致する。楊文乾の「行頭」設定は、徴税などの便宜のため、このうち上二層に外国船との取引を限定したことになるであろう。彼が「耳目」とした二行というのも、さきに「ギルド」を解散に追いこんだ二行と数が一致する。しかもそのうち少なくとも一行は、両者同一のものと推測される⁽⁶⁷⁾のである。

雍正七年、粵海関監督は再び専任のポストとなり、楊文乾の後任として粵海関監督に就いたのは祖秉圭である⁽⁶⁸⁾。彼は洋行のなかから四行の「総行」を設け、まもなくそれを三行としているが、のちにこれにからむ不正のため弾劾をうけ、罷免されるに至った。この「総行」は楊文乾の「行頭」と比べ、数こそ異なるものの、洋行のリーダーという名称の意味も、果たすべき役割もほぼ同じものとみられる⁽⁶⁹⁾。このように、祖秉圭が依然として楊文乾と同様の措置をとっているのは、それがにわかには大きく変わろうはずもない商人たちのあり方に根ざしたものである以上、粵海関監督にとって公的な徴税でも私利の着服でももっとも都合がよく、それ以外には方法が考えられなかったことを裏づけるものであろう。もっとも祖秉圭のときになると、商人たちのあり方はいっそうはっきりした形で

示されている。もっとも早い時期に彼を弾劾した広州城守副将毛克明の奏摺に、

洋行は合計一七あるけれども、福建人の陳汀官・陳寿官・黎開官の三行のみが壟断をほしいままにし、あらゆる取引をわがものとしている。〔一七行の〕うちには〔そのほかにも〕六行あるが、これも陳汀官らの親族の開いたものであり、あわせると九行になる。そのほか商品を販売する行店がなお数十家あまりあるけれども、汀官の門下にとり入らなければ、まったく売り捌くことはできない。貨物を外国商人に売るには、必ず上の九行が優先的に取引を行ない、それが終わってから始めて別家の取引が許された。もし〔粵海関〕監督が容認、放任しているのでなければ、彼らだけでどうして独占などできようか。(70)

とあり、引用文中の「陳汀官」と「陳寿官」はまさに置き換えるべきであるが、他の史料と照合するかぎり、ほかに重大な誤謬は存在しない。壟断をほしいままにした陳寿官・陳汀官・黎開官の三行は「総行」に相当する。一七あるという洋行は、一九家とする史料もあるが、いずれにせよ楊文乾時代とほとんど変わっていないといえよう。

毛克明の奏摺でもっとも注目すべきは、陳寿官らの「親族」あるいは「門下」と称する「六行」についての記述である。彼は「総行」三行にこの「六行」を加えた「九行が優先的に取引を行なう」といっている。これは筆者がすでに検討したように、「総行」以外の「六行」が、祖秉圭と結んで来航船との取引を独占した「総行」、とりわけ陳寿官からその名義を借りて、取引を分けてもらっていたことを指すものであろう。

いま一つ、数十家の「商品を販売する行店」にも触れておかねばならない。これは他の史料には、「洋貨小舗」七十余家とも言い換えられているが、注意を要するのは、それらが「門下にとり入らなければ」取引ができなかったと述べる点で、これは実際には、「門下」にとり入って取引をしていたとみなすべきものである。「とり入る(鑽営)」という表現はすこぶる曖昧なものの、これを取引の側面に限っていえば、「洋貨小舗」は来航船と直接に取引するのは無理であったが、「門下」と関係を結び、これを仲買に立てて貿易に与っていたという意味であろう。そしてその数からすれば、一つの洋行につき数家ないし十数家の「洋貨小舗」が取引したとみられ、当然その資本は零細で、取引は小口ということになる。二〇家足らずの洋行は上述のように、一七二〇年の「ギルド」の規模を継承したものであるが、そこから締め出された商人がいたことも忘れてはなるまい。彼らは洋行に比較すれば概して資力が乏しかったことも容易に想像されよう。

以上を要するに、当時、洋行は一七～一九家あつたが、そのうち公式に来航船と取引を

ゆるされ、その納税をひきうけたのは三～四家の「総行」であり、その名義を借りて取引を行なう「六行」の「親族」「門下」もあった。さらにそれらの洋行以外には、「親族」「門下」にとり入って外国貿易に与ろうとする数十家の「行店」「洋貨小舗」が存在した。すなわち当時の来航船の取引は、「総行（陳寿官）」－「親族」「門下」－「洋貨小舗」という系列で行なわれたと想定できる⁽⁷¹⁾であろう。

だとすれば保商制度の起源は、この時期までさかのぼれるとって差し支えない。後述のように、保商制度の根幹をなすのは、粵海関の税課納入に責任を負うのが保商で、他の洋行も外国人との取引はできても、それはすべて保商の名義による、という方法であり、その洋行の背後で「洋貨店（shopkeeper）」も実際に取引を行なったから、これはほとんど上の系列と同じである。このような系列はいったん形成された以上、それを根底で条件づけた商人の階層構造の全体的なあり方が変わらなければ、かりに祖秉圭の処罰にともない「総行」が廃止されて変更を余儀なくされたとしても、その実質に変化をきたすべくもなかったであろう。もっともそれは祖秉圭のときには、「総行」の設定を除けば「親族」などの表現に端的に窺われるように、あくまで非公式なものであった。保商の創設に関しては、中国側と外国側の史料の記載が必ずしも一致せず、なお明らかでない部分が多い。しかし上のように考えてくると、保商の設定を乾隆一〇（一七四五）年のこととする中国側史料⁽⁷²⁾は、祖秉圭以来のいわば非公式な取引慣行が、保商という名において当局からはじめて公認されたものと位置づけられるであろうし、外国側の史料において、雍正末年ないし乾隆初年に「保商（Security）」⁽⁷³⁾、あるいは「保商の指名（naming Securities）」⁽⁷⁴⁾への言及があらわれはじめ、一七三八（乾隆三）年にはなお「保商制度は、うまく機能していなかった」⁽⁷⁵⁾と評されるのも、矛盾なく説明できるであろう。

以上の所説が認められるならば、設定当初の洋貨行をとりもなおさず洋行とみなしてきた従来の通説⁽⁷⁶⁾は、若干の訂正が必要であろう。海関設置にともなって設けられた洋貨行は、当初はおしなべて外国からの来航船との取引をゆるされたと見てもよいであろうが、実際にそれが可能であったのは、十数ないし二〇行くらいにすぎなかった。一七二〇年の「ギルド」結成は、それらよりも資力の乏しい洋貨行を公然と外国貿易から締め出そうとした側面もあり、そうした状況を裏書きするものでもあろう。遅くとも一七二〇年代以降の中国側の史料のなかで、実際に洋貨行あるいは洋行と呼ばれたのは、これらに限られるようである⁽⁷⁷⁾。そのうちもっとも勢力のある三～四行が、粵海関への納税にあたると同時に利潤の高い対外貿易を独占し、それ以外の数行もこれらの名義を借りて、貿易を優先

的に行ないえたのである。これらの洋行をのちの「外洋行」の前身とみなすことができよう。これらに次ぐ洋行は、「本港行」設立のさい、これに充当したものと考えられる。その結果、外国船との直接取引から締め出された洋貨行は、あるいはこれらの洋行と国内の客商との間に立つ牙行と化して、「行店」「洋貨小舗」ないしshopkeeperとなり、あるいは広東・福建両省の沿岸貿易を扱うべき「福潮行」となったのである⁽⁷⁸⁾。

海上貿易の開放にともなう洋貨行の創設よりはば半世紀、官側と商側との相互規定によって形成された洋貨行の階層分化に基づく、以上の外国船に対する取引・納税・徴税のあり方こそ、史上名高い広東のヨーロッパ貿易独占体制の基礎を提供するものであった。しかし保商制度、および貿易独占体制が、乾隆年間以降のような制度として成立し、機能するに至ったのは、やはりそれなりの要因や契機があったことはいうまでもない。次節ではそこに注目しつつ考察をすすめてみよう。

第三節 保商制度の展開と外洋行・公行

なお創設の時期などについて不明な点は払拭できないものの、かくして一七五四（乾隆一九）年ごろまでには、すでに実質的に機能しはじめていた保商制度が果たすべき役割は、基本的には外国船に対する海関の徴税にかかわるものと考えてよい⁽⁷⁹⁾。この年に記録されたイギリス人の言によって、簡単に確認しておこう。

ある船の保商に任じた商人は、自身がその輸入品を買うか、他の者がそうするかにかかわらず、その輸入品すべてに課せられる税に責任をもつ。輸出品も同様である。したがって、もし彼本人が我々の商品すべてを取り扱わない場合は、我々と何らかの取引を有した者のため、かなりの金額を〔海関に〕前払いしなければならない。⁽⁸⁰⁾

このように諸税を支払うべきは、イギリス船と取引した商人とされており、この点は依然として洋貨行設立以来の方法と変わっていないと見られる。その納税の最終的な責任の帰するところとして、保商が設定されていたのである。こうした慣行は、保商にあたる商人の貧窮化をもたらすとしたイギリス側の反対にもかかわらず、一七五五（乾隆二〇）年、両広総督と粵海関監督から布告が出され、制度として確立するに至った。そこでは、保商は粵海関の税課に責任を負うべく、外国人との取引もすべてその名義で行なわれることが確認されている。すなわち、外国人と実際に取引したのは誰であろうと、保商の名義で行なわれたのであるから、納税の責任も結局は保商に帰着するという論理なのである⁽⁸¹⁾。

とはいえ、このような制度の機能は、一貫して円滑であったわけでは決してない。乾隆二四（一七五九）年に粵海関監督李永標の不正を調査した福州將軍新柱・兩広總督李侍堯の奏摺には、

いっさいの〔輸入〕貨物は洋行商人がみなそれぞれにひきとって販売できるのに、税銀の納入になると、各洋行商人は様子を窺い延滞させるので、勢い保商をして〔実際取引した者に〕代わって、前もって立替払いさせ、さしあたり外国商人が支払った〔輸出品の〕代価を流用せざるをえなくなる。⁽⁸²⁾

と見えている。この種の納税延滞は、後述のように輸入品が中国市場で売り捌けないことにその一因があったが、いずれにしても外国船はこれが原因でひきとめられて、しばしば風向きを誤っていたという⁽⁸³⁾。したがってイギリス側が当時不満を抱き、改善を要求していた中国との通商条件のなかに、保商制度も含まれていたのは当然である。けれども、しきりにくりかえされたイギリス側の抗議は、一七五七年から五九年にかけて、対西洋貿易が公式に広東一港に制限される措置が採られたうえ、そこでの保商制度も廃止されなかったため、結局は失敗に終わったのである。

いったい、清朝側がここまで保商制度に執着する必要は、どこにあったのであろうか。雍正年間に「行頭」を設けた楊文乾がすでに、「多くの商人のなかには、資本が足りない者がおり、しばしば国家に納めるべき税課を滞納し、また外国商人の貨物にも代価を払わない」と言及していたが、このときにもあらためて、「洋行商人のなかには、資本がきわめて少なく、納税が滞る者もいる」といわれている⁽⁸⁴⁾。洋行に関する最大の問題は、おそらくここにあったのであろう。前節で述べたように、洋行の階層分化によって、対外貿易を直接に取り扱うる洋行の数が次第に限られてきた状況にあっては、これらの洋行がとりもなおさず対外貿易にかかわる諸税、賦課金を上納する主体であるのは、海関当局にしてみれば至便かつ当然のあり方であったであろう。保商制度の客観的な由来はそれだけで十分に説明がつくであろうが、もう少し当時の海関当局の主体的かつ積極的な意図を求めるとすれば、以下のようなではなかったであろうか。洋行の納税が滞るという事態は、海関当局にとってはそのまま、外国貿易からの徴税が必ずしも有効に実現されないことを意味しよう。粵海関が「洋行商人のなかから、富裕な人を選んで保商とした」のは、そうした事態を防止すべく、保商を通じ外国船および外国商人を間接的におさえて、納税の責任を一元化し、かりに取引を行なった洋行の納税が滞ったとしても、その責任を保商に問うことで、徴税ルートを確保しておくためであったと思われる。その意味で保商の設定は、

まことに「財政収入を重んじる意図」に出る措置であった⁽⁸⁶⁾わけである。

しかしながら、その保商であったはずの資元行黎光華すら輸入税を滞納し、イギリス東インド会社に五万両あまりの負債を抱えて倒産した⁽⁸⁶⁾ことから、このような方法だけでは、決して有効な対策たりえないのは明白となった。イギリス側の抗議で問題が表面化すると、清朝側は、「この外国商人の一方的な言い分だけで、これまでのしきたりをにわかにはあらためるわけにもいかない」⁽⁸⁷⁾という態度を崩さなかったものの、やはり何らかの改善は必要と感じざるをえなかったであろう。乾隆二五（一七六〇）年における「外洋行」の分立、「公行」の設立がこれにあたと考えられるが、だとすれば、まさしく保商制度を強化する方向で行なわれたこととなる。

「外洋行」は以後略して洋行とも称されるので、それまでの洋貨行を略した洋行と混同されやすいが、「海外各国の外国人が貨物を積んで広東にやってきたさいの受け入れや、彼らとの商品の取引や諸税の納入などをもっぱらに行なう」⁽⁸⁸⁾洋行の謂であって、数の上からすれば、それまでの洋行の一部を占めるものにすぎない。通説ではこのような混同を免れなかったが、本稿はそれを避けるため、一貫して外洋行と呼ぶこととする。乾隆二四年までの保商は、祖秉圭時代の「総行」と同じく、とくに五家前後の「富裕な」洋行が任じた限定的、固定的なものであった⁽⁸⁹⁾。この外洋行は九家、商人の数は一〇人であるので、保商以外で外国船と取引を行なった洋行商人も含まれている計算になる。すなわち外洋行の設定とは、それまで限定的であった保商たりうる商人の枠を、その名義で貿易を行ってきた洋行にまでひろげ、来航船の保商に当たるべき商人とその取引の担い手とを、外洋行という名のもとに公式に一元化したものと考えられよう⁽⁹⁰⁾。そしてこれらの外洋行によって構成され、「外国船を共同で扱った」という「公行」とは、イギリス側の記録に拠ると、各外洋行が取り扱う貨物の価格を共同決定し、画一化すべく設けられた組織体であったようである⁽⁹¹⁾。こうした「公行」の設立が海関当局の側と外洋行の側といずれの発意によったものか、今のところには定めがたい⁽⁹²⁾。

いずれにせよ、外国人の見方に立てば、こうした取引相手のあり方はまったく独占というに等しいかもしれない。けれども単に取引の独占というだけならば、それまでもしばしば出現していたことは前節に述べたとおりで、あえてここで再びとりあげる必要もあるまい。この時期にあたり、こうした形の制度として設けられた意味のほうがむしろ重要であろう。取引の独占ではなく、洋行側の納税および海関側の徴税という文脈からみるならば、外洋行という枠によって西洋船の取引に当たる洋行が公式に指定、制限され、「公行」に

よって各々の外洋行の取引条件が同じとなれば、貨税納入の条件も同じとなり、保商に当たった商人による把握が容易となって、その負担も軽減され、ひいては海関の税収も確保されるという効果が期待されたと考えられよう⁽⁹³⁾。果たしてこののち、海関当局からの要求は、年々増大していったといわれている⁽⁹⁴⁾。

それでは外洋行の指定、「公行」の設立によって、保商制度が設立されたそもそもの動因となり、その根底になお横たわっていた、洋行には「資本がきわめて少なく、納税が滞る者もある」という問題は、いささかなりとも改善をみたのであろうか。洋行の資本不足というだけなら、前節所述のように、それまでにも対外貿易を経営するため官僚より資金を借りていた事例があるので、決してこのときに始まったことではない。それが当時の局面において、なかならず輸入税の納入延滞にどのように結びついていたのかを考える必要があろう。一七五五年の東インド会社の記録には、

この地での取引は、バーターとみなさなければならない。我々が取引する商人は、ほとんど現金を持っていない。したがって、我々は一五ヵ月ないし二年後、すなわち、〔広州〕城内の小売商人 (Shop Keepers in the City (who are Retailers)) がその代価を支払うときまで、支払いを猶予してやらねば、彼らは商品を買ってもその代金を支払うことができない。金属類のみが習慣的にいってすぐに換金される商品であるが、原棉もそうであり大きな需要もありうる。……もし、この地であえて毛織物商品を販売するのみで、茶や生糸を購入しようとしなければ、すべての商人から顧みられなくなるであろう。さもなくば、みずから毛織物商品を小売して、その代価をえるまで何年も待たねばならなくなろう。しかしたとえそうしたとしても、非常な困難がともなう。というのは、その毛織物商品を搬来する船の保商は、これを購入するわけでもないのに、課せられる関税〔納入〕の責任を有しているのです。彼もまたひどい負債を抱えねばならないからである。⁽⁹⁵⁾

とあり、当時の状況に影響を及ぼしていた要因の一つとして、イギリス東インド会社が捌けないのを半ば承知で、毛織物製品をもちこんでいたことを看取できるであろう⁽⁹⁶⁾。そしてこれをひきうける洋行の側は、

輸入貨物はいずれも外国商人がみずから洋行にひきわたして代わりに販売してもらうが、そのさいの取引はバーターである。納めるべき税銀も洋行が輸入貨物を販売したうえで代わりに納入する。……ただし外国商人は輸入貨物を洋行にひきわたすだけで、出港のときには、その貨物が売れたかどうかにかかわりなく、輸出貨物を購入してと

りいそぎ風向きを誤らないようにしなければならない。そのため洋行商人は、みずから資金を出してその輸入貨物を買とり、外国商人を出港させざるをえなくなる。ところがこの輸入貨物が売り捌けなければ、税銀は捻出するすべがなく、往々にして滞納することになる。……税は貨物より出るのであるから、貨物の販売が滞れば税の納入も延滞する。⁽⁹⁷⁾

とあるように、洋行あるいは外洋行が輸入税を支払うには、まずひきうけた輸入品を売り捌くのがその前提なのであった。この問題については次章でも触れるが、ここでは洋行の資本不足という角度から注目しておこう。納税の前提たるその輸入品の販売自体が容易にすすまないというのであれば、資本の乏しい洋行にとっては、茶や生糸の販売で得られる手持ちの資金を流用してやりくりする以外、課せられた輸入税を支払うすべはなかったであろう。「公行」を設けたことによって、外国商人に対する取引価格の決定は外洋行に有利になったかもしれない⁽⁹⁸⁾が、それだけでこうした状況がたちまち改善されるとは思われない。問題は依然として放置されたままであったのである。

ところで毛織物製品の販売にともなう、上のようなバーター取引は、当時イギリス側で truck と表現され、元来禁止されていたものだったという。他方で東インド会社は、もっとも重要な業務たる茶買付を円滑にするため、このときまでに洋行に対して、茶調達経費のかなりの部分の前貸をも行なっていた⁽⁹⁹⁾。従来、洋行の貿易経営の運転資金の主たる調達先は、前節で述べたように粵海関にかかわる大官たちであった。それが外国商人に転換したのは、きわめて重要な変化であろう⁽¹⁰⁰⁾。それが厳密にいつ、どのように起こったのかは確かめようもないが、一つには、とりわけ一七六〇年代に至って、東インド会社による茶の買付量が二～三倍に激増しており⁽¹⁰¹⁾、それまでの洋行の経営の規模や方式では、このような茶輸出の増加に対応しきれなくなりつつあったためと推測される。資金不足に悩む外洋行と毛織物製品を売り込む義務を課せられた東インド会社、この両者の思惑を背景に、バーター取引と前貸は一七六九年に結合され、会社のもちこむ毛織物を一定価格でひきうけることを条件に、翌年の茶取引のための前貸を外洋行がうけるという方法が始められた⁽¹⁰²⁾。これは茶のみならず、一七七六年には生糸などの調達も含めて慣例化している⁽¹⁰³⁾のである。「公行」を嫌うイギリス側は、当然このような方法を外洋行個別に試みたから、いかほどの茶がいくらで売れ、どれほどの毛織物をひきうけねばならないかは、各々の外洋行の交渉にも左右されることとなる⁽¹⁰⁴⁾。こうした状況となつては、取引価格の画一化をはかった「公行」の存在は、そもそもが競合的であったそれぞれの外洋行にと

って、却って桎梏に感じられるであろう。

海関当局に「公行」設立を願い出たはずの当の外洋行商人潘振成は、一七七一年、「外洋行商人たちの意見がくいちがい、次第に責任転嫁するようになってきたため、もはやみなのためにはならない」として奔走し、「公行」の解散を実現させた⁽¹⁰⁵⁾。これは「公行」内部に潜在していた外洋行商人間の対立に起因すると指摘するものもある⁽¹⁰⁶⁾が、さらにつけ加えるならば、旧態依然であった外洋行の資本不足、そして一七六〇年代における貿易の量的拡大にともなう取引方式の変化も、外洋行商人間の競争を激化させ、そうした対立関係をいっそう深める要因であったと思われる。とまれこうして「公行」の試みが失敗に終わらざるをえなかったのは、結局それが保商制度に内在した問題の対症療法の一つにすぎなかったからであろう。「公行」が解散に至る一方、これとほぼ同時に設けられた外洋行の枠は温存されている。これは外洋行が外国船の保商にあたるべき洋行を限定する枠であり、それまでに形成されてきた、洋行の階層分化に基づく保商制度とより密接に関連したものであったからである。こうした事実からも、制度上は保商制度がより本質的なものであり、「公行」はそれを強化しようとした副次的な一手段であったことが確認されるであろう。

第四節 保商制度の破綻

「公行」解散以後、イギリスの中国貿易においてそのシェアをとみに増大させつつあったインドとの間を中心とする貿易に従事する東インド会社以外の商人たち、いわゆる地方貿易商人 (private merchants, free traders, country traders) が広東に殺到し、まもなくその手許に資金がだぶつくようになる⁽¹⁰⁷⁾と、外洋行商人は取引資金「借用の誘惑に堪えられなくな」くなり、その結果、地方貿易商人に対し莫大な負債を抱えるものがあらわれてきた⁽¹⁰⁸⁾。一七七九年当時、外洋行は八行あったが、そのうち二行は明らかに破産、二行は救いようのない状態、わずかに一行のみが信頼をおける、といわれる状態⁽¹⁰⁹⁾にまでなり、やがて表面化した外洋行の倒産事件は内外の大きな問題となった。乾隆四五（一七八〇）年の刑部と戸部の会奏に引く広東巡撫李湖らの上奏は、こうした情勢に至る過程とそれへの対策を述べて、次のようにいう。

これまで外国人は、貨物を積載して広東に来航し、それぞれの洋行商人のところに逗留して交易を行っていたが、外洋行商人は自分の行に逗留する外国人とのみ親密に

なり、つねに怪しい考えを起し、外国人が貨物を販売するさいには、他の外洋行よりも価格をつり上げ、購買では価格を下げる。ただ外国人となるべく多く交易しようと思っただけで、欠損を出してしまい、ついには借用証とひきかえに現銀を借りるという弊害を生ずるに至った。……本年以後、外国船が貨物を積んで来航したときには、以前どおり熟知する行への逗留はゆるすが、輸入貨物は各外洋行商人をして共同で時価に従って価格を定め、たうえで販売させ、輸入して本国へもち帰る貨物も同様にして外洋行商人が代わりに購買する。廉潔で有能な官員を選任、派遣してこれを監督させる。……すべての外洋行の口銭の余利は公所に貯えておき、まず貨税・船鈔を納めさせ、しかるのちに外国人に〔外洋行の負債を〕年賦払いさせることとする。⁽¹¹⁰⁾

ここから窺われるのは、それぞれの外洋行が他にさきんじて、外国商人とできるだけ多くの取引をしようと狂奔する姿であり、かつまたそのため、みずからに不利な条件でも取引を行ない、負債を抱えてしまうという因果関係である。そこで各外洋行共同での価格決定方式が復活された⁽¹¹¹⁾わけであるが、この場合は明らかに海関当局による措置であり、各外洋行の過当競争→負債→倒産という悪循環の防止がその動機となっている。当局が委員を派遣してまで外洋行の取引に干渉し、統制を加えようとしたのは、何よりもまず税収を確保するためであり、そしてそれゆえに外洋行を保全しようという意図に出たものであろう。保商たるべき外洋行がこのありさまでは、粵海関の徴税体制の根幹にかかわるからである。

上の措置は、外洋行の負債、倒産問題という新たな局面に対処しようとしたものであり、厳密に言えば、決して「公行」の復活ではなかった。管見のかぎり、「公行」の存在、あるいはその結成に言及した史料は確認できない。通説では、外洋行の取引価格の画一化が「公行」設立の要件もしくは指標とみなされ、この乾隆四五年の措置は「公行」の再建にはかならず、この組織は一七八二年に確立したのち、南京条約の締結に至るまで存続したとするけれども、それは事実ではないであろう⁽¹¹²⁾。実際にはこのとき「公行」の名目すら設けられなかった⁽¹¹³⁾し、一七八三（乾隆四八）年の東インド会社の記録には、外洋行商人相互の競争がいつそう激しくなり、海関当局が干渉までして実施を試みたはずの価格の共同決定方法は、ほとんど画餅に等しかったといわれている⁽¹¹⁴⁾。「公行（Cong Hong）」についていえば、一七九五年にもそれが復興されるという風聞があったが、やはり実現は見なかった⁽¹¹⁵⁾のである。

広東で海関当局の干渉をも交えた価格決定方式が行なわれ、まもなく失敗に帰したのと

ほぼ時を同じくして、イギリスにおいては帰正法（Commutation Act）が実施された。周知のように、東インド会社による茶輸出は、これを契機として飛躍的に増加し、それにとともに、茶買付資金を会社に供給する機能をもたされた地方貿易の比重も増大し、それはやがて中国に対するアヘンの組織的な売り込みにつながってゆく。このような西洋の側における広東貿易の量的な拡大およびそれにとともなう変容は、外洋行の取引について見れば、一七六〇年代にはすでに潜在し、「公行」解散後に顕現した競合と負債をいっそう甚だしくする結果をもたらした。外洋行に対する外国側の債権は、資金を前貸したにもかかわらず、所定量の茶が引きわたされずに累積した東インド会社のものもあったが、多くの場合は、会社の扱う毛織物製品や、とりわけこのころから急増した地方貿易商人のもちこむインド棉花など、輸入品の取引に由来したものであった。一七八四年に義豊行蔡昭復、一七九一年に豊泰行呉昭平、一七九四年に而益行石中和が負債を抱えて倒産しているが、いずれも輸入品への投機とその代価未払いがその原因であった⁽¹¹⁶⁾。当局としては事態のさらなる悪化をくいとめるべく、あらためてそれぞれの外洋行が任意に取引するのを放置するわけにはいかなくなった。そのため行なったのは、やはり「公行」の結成ではなく、総商の利用であったと考えられる。

総商という語自体は、遅くとも嘉慶六（一八〇一）年には見えており、それに相当する商人は、早くからすでに存在していたはずで、本来はおそらく外洋行商人のリーダーという意味にすぎなかったであろう⁽¹¹⁷⁾。この語は嘉慶一四（一八〇九）年四月二〇日付で両広総督百齡らが提議した「華夷交易章程」の第六条にも言及されているが、このころから、総商を利用して外洋行の統制強化をはかる動きがみられる。「章程」のうちこの第六条のみが実施に移されなかったのであるが、当時の外洋行の取引のありさまを見るうえでも大いに参考になる。

近年、外国商社の取引に当たる者が、あろうことか輸入品を意のままに各外洋行にわりふって販売している。外洋行商人は外国商人の側が輸入品販売の配分を行なってくるので、心ならずも彼らに迎合し、なるべく多くの貨物の配分にあずかりこれを転売して利益をあげようとする。しかし奸悪なる外国商人は、そこで利益の多寡を考え、殷商（富裕な外洋行商人）には少なくわりふり、疲商（資本の乏しい外洋行商人）には多く分配する。かくして一年たっても清算できずに負債を抱えてしまう者が、少なからずあらわれるのである。今後、貨物の輸入のさいには、粵海関監督がみずから監視のうえ、総商に東インド会社管貨人委員会の居留地において、公平に持ち分に応じ

て抽籤し、均等に配分させることとする。⁽¹¹⁸⁾

ここで注目すべきは、対策として提議された方法もさることながら、外洋行の間で富裕なものと資本不足のものがはっきり区別されているところにある。いわゆる「殷商」と「疲商」ないし「乏商」とは、外国側の史料にいうsenior merchantsとjunior merchantsにほぼ相当するものである。外国貿易を取り扱った商人間の資力の格差は、前節に述べた「総行」と「親族」の区分に見られるように、雍正年間以来のものであり、のちに外洋行の設定で両者相互の資格はほぼ同じになったけれども、その格差までがたちまち解消されるはずもなかったであろう。以後個々の外洋行に出入はあっても、このような資力の格差による区分は、ほぼ同様の形で存続している⁽¹¹⁹⁾。ただしこのときになって顕在化しているのは、両者の間ではすでに取引のあり方が異なっている点である。

一般には一九世紀にはいってアヘン流入が急増するまで、中国の対西洋貿易は順調で銀が流入していたといわれるが、広東市場に関するかぎり、その入ってきた銀も中国内の他地方に流れて、本節冒頭で触れた一七八〇年代の一時期を除き、たえず現銀の欠乏が感じられていた。有名な広東での高金利は、それが一因ともいわれる。しかも一七八〇年の倒産事件によって、現銀貸付での外洋行の信用は失われていたため、こうした状況で資本不足の外洋行商人たちが手早く現銀を得るには、輸入品をなるべく多く掛け買いして、すみやかに転売するしかすべはなかった。これによって輸入品は買付価格が騰貴する一方、中国内地でうまく売り捌けないと、ただちに外洋行の欠損になってしまう⁽¹²⁰⁾のも容易に了解されよう。一七八〇年代以降、外洋行の取引においてくりかえされたのは、こうした輸入品買付での過当競争とその帰結としての倒産であるが、それは資本の乏しい外洋行の間に集中的にあらわれてくる。地方貿易商人たちが好んで取引相手にえらんだのも、やはり資本の乏しい外洋行商人たちである⁽¹²¹⁾。そして一八〇九年から一〇年にかけて、少なくとも三つの外洋行が多額の負債を残して倒産している⁽¹²²⁾のである。

海関当局がしばしば外洋行の取引価格を一定にしようとしたねらいは、直接にはこうした輸入品の買付競争の激化を抑制するにあったことが、上の引用文からはっきり窺われよう。それにはまず外洋行全体を統制する必要があるから、指導的な総商を通じてそれを実現しようとしたのであろう。このような方法はその四年後、嘉慶一八（一八一三）年、粵海関監督德慶の提案においてようやく実現を見た。ここで総商の当局に対する公的な役割が判然と規定されたのである。

これまでは、わずかに一～二の現外洋行商人が保証して推挙すれば、ただちに外洋行

の開設がゆるされており、とくに中央に報告することもなかったが、これはもとより用心深い方法とはいえない。一人の商人が税を滞納したなら、そのたびに全外洋行商人に害が及ぶのである。にもかかわらず、不肖の疲商は、外国船が入港してくるたびに、必ず外国商人とひそかに商品の価格を取り決め、高く買い安く売ろうとする。これはひたすらその時々になるべく多くの輸入品をひきうけたいと思つてのことで、後になっての欠損など考慮していないのである。そのため徴税のときになると、たちまち納税できないのが明らかになる。その理由を考えてみると、これまで総商がなく、各商が取引でまとまれなかったことにつきる。多くの外洋行商人が我先に買い占めようとし、あいついでそれにならい、ついにひさしき悪習となつてしまった。……商人のやり方がいくら巧みだといつても、同業者の耳目はごまかすきれないはずだが、ただこれまで外洋行を統率する責任の所在が明らかでなかったため、殷商は怨みを買うのをおそれて暴きたてず、乏商は悪事にならつて競争し、次第に悪習が正せなくなり、粵海関の収入は日々伸び悩んでいる。いま粵海関の徴税をあるべき形に整えようとするなら商人たちへの監督が必要であり、弊害を未然に除こうとするなら、責任の所在を一本化しておかねばならない。それには、財産が富裕で心がけのよい者を一～二人えらんで、外洋行の事務を総理し、各商をとりまとめて外国商人と交易させ、貨物は必ず時価に従つて一律に公平に取引させ、任意に価格を上下して勝手な独占競争などできないようにするしかない。……また今後、新たな外洋行商人をえらぶさいには、総商とそれ以外の散商、すなわち外洋行商人全員が共同で、財産が富裕で心がけのよい者を慎重に推挙し、連名して保証し、以後の調査に備えるためとくに戸部に通知する。もし推挙がなおざりで、えらばれた人物の納税が滞つたりした場合には、さきに保証した商人に賠償させることとする。(123)

ここにおいて粵海関監督の立場から、とりわけ疲商の輸入品買付競争による欠損が粵海関の徴税に悪影響を及ぼしているという状況が、はっきりと示されている。海関当局に責任をもつ総商を公式に任命し、外洋行商人全体を統率して秩序ある取引を行なわせようとしたのは、それによつて外洋行の納税を円滑化しようとの考えからであつたわけである。また倒産した外洋行に代わる商人の選任については、再びそれまでの疲商のような取引をさせないためにも選任の条件を厳しくし、外洋行商人全員に保証の責任を負わせたのであり、選出した商人の納税が滞つた場合には、保証人たる外洋行商人全員がこれを賠償することとされた。粵海関への納税の保証という点から見れば、これは外国船とその貨物の徴税に

対する保商制度と変わりがない。いわば対外的な保商制度の方法が、公式に外洋行商人自身に対しても用いられはじめたのである。

しかし海関当局がこうした方法で所期の目的を達するには、すでに事態はあまりにも深刻化していたようである。粵海関から見れば、各々の外洋行は諸税納入の単位なのであり、取引においても当然一つのまとまりを保っていなければならない。ところが乾隆四二（一七七七）年、李質穎が外洋行商人たちに宛てた命令には、

近日あろうことか、外国人と信用取引を行ない、莫大な債務を累積している者がいるが、かくも大量の貨物は、すべてその外洋行商人に属する司事夥伴が外国人を熟知していることにより、みずから外洋行の店舗を開くと称して、独断で掛け買いしたものである。⁽¹²⁴⁾

とある。上に述べた外洋行の欠損取引を批判したものであるが、ここで彼はとくに「司事夥伴」という存在をとりあげている。「司事」は動詞にも名詞にも用いられるので、この語が「司事」と「夥伴」なのか、それとも「司事せる夥伴」なのか、これだけでは判然としない。「司事」は外洋行の取引の実務を掌る、あるいはそうする者という意味であり、「夥伴」は外洋行の社員、とくに共同出資者、共同経営者をさすものであろう。たとえば福隆行の関祥は「司事せる夥伴」の類であり、東裕行の謝五は単に「司事」と呼ばれている⁽¹²⁵⁾。いずれにしても外洋行の構成員に間違いはない。李質穎は指摘したのは、それにもかかわらず彼らは独自に取引を営み、それが外洋行の欠損をもたらしているという事実である。取引の単位としての外洋行は、いわば内から解体をはじめていたのである。

こうした状態では、せっかくの海関当局の措置ではあったが、各外洋行が総商に統率され、相互に秩序を保ちつつ価格を決めて取引するなど思いもよらなかったであろう。総商の設定ののちも、各外洋行の経営が改善された様子はまったく窺われず、道光年間に入ると、麗泉行・西成行・同泰行・福隆行があいついで倒産し⁽¹²⁶⁾、それらに代わる新商は補充されず、残る外洋行は七行となった。そこで道光九（一八二九）年には、

数年来、来航する外国船は日々多く、徴収すべき税額は日々伸びるはずであるのに、逆にこれをうけつける外洋行の数は少なく、一行一行の取引が繁多となり、周到に処理できなくなっている。勢い外洋行の夥伴を用いざるをえなくなり、かくして密輸や脱税が横行し、外国人と結託して不正な利益にあずかるなど、その弊害は百出している。

といわれている。その原因は嘉慶一八年、徳慶により定められた新商の選任条件が厳格に

失したことにあるとされ⁽¹²⁷⁾、このとき外洋行の数を増やすため、その条件を緩和すべくほぼ嘉慶一八年以前の規定にもどされた。しかしそうして数をあわせたとところで、その外洋行商人は「往々にして資質に劣っている者がいる。たとえ直接に外国人から資金を借りて営業するまでにはいかなくとも、夥伴をあつめて経営させるという不法行為は実に免れがたい」という結果にすぎず、道光一七年には再び徳慶の規定が復活されている⁽¹²⁸⁾。いわば当局にはもはや決め手がなかったわけであり、保商にあたるはずの外洋行の実体は、ますます失われていった。道光一九年六月には江南道觀察御史駱秉章が、外洋行とは別に独自に外国商人との取引を営む「仔鹽」なるものの存在と、彼らの取引に課せられる税を外洋行が代わって申告して支払う、いわゆる「搭報」の弊害を申し立てている。この「仔鹽」はいうまでもなくmerchantの音訳であるが、その内容は主として「司事夥伴」を指したものであった⁽¹²⁹⁾。

ところで保商制度空洞化の要因は、以上のような外洋行の内側からの解体のみにはとどまらない。保商制度を確立せしめた乾隆二〇（一七五五）年四月七日付の布告により、shopkeeperは、保商の認可なくしては欧米商人との取引が禁じられ、加えて、イギリス東インド会社と洋行との取引に係る大宗商品や皇帝献上用の珍品などを取り扱うこともできなくなっていた⁽¹³⁰⁾。このshopkeeperとは、以後、中国側では店戸・舗戸・洋貨店、外国側ではoutside merchantなどとも呼ばれたものである。以下、引用以外は「洋貨店」の呼称で統一する。第二節では、これらは広東当局の報告に依拠し、外国人との直接貿易から締め出された洋貨行の後身である、と推測しておいた。徴税当局と中国商人の関係からあらためて捉えなおすならば、当局による商人の統制範囲は意外に狭く、外国との取引の機会に恵まれていた洋行しか把握できず、またこれを通じてしか徴税を実現しえないため、当局の側とすれば「洋貨店」を外国との直接取引から除外しておくのが望ましかった、とするほうがむしろ事実在即しているかもしれない。禁令の発布自体、実際には「洋貨店」の取引がすでに盛行していたことを物語っており、発布後もそれに変化は見られなかったようである。それは西洋貿易の広東一港限定にともない、乾隆二四（一七五九）年、両広総督李侍堯が提案した「防範外夷規條」に、

たとえ商品を売買しても、やはり洋行商人・通事の手を通さないことが多くなり、無頼の店戸がひそかに外国商館に赴き、〔外国商人を〕あざむいて交易して、脱税している。⁽¹³¹⁾

とあるとおりである。またここから、外国人との取引において洋行商人の手を通さなけれ

ば、それは徴税当局にとって、とりもなおさず脱税を意味することも窺われよう。洋行商人による納税の確保のみならず、彼ら以外の取引に対する徴税を実現するためにも、保商制度の効果的な実施はいかにしても必要であった。規定上は、保商の認可があれば「洋貨店」といえども取引は可能であるが、保商は黄埔に投錨する外国船の保証人となって、その船舶や貨物に課せられる諸税に責任を負わねばならない。そのため「洋貨店」が外国商人と取引する場合には「表に出たがらず、その税は我々（地方貿易商人）にこれを課すところの保商が支払」う⁽¹³²⁾という手続が踏まれたのである。

イギリス側では、茶や絹などの大宗商品を扱う会社貿易から除外されていた地方貿易商人などが、「洋貨店」との取引に利益を見いだすのは、いわば当然のなりゆきであった。地方貿易、そしてアメリカの貿易が殷盛に赴くに比例し、「洋貨店」も次第に勢力をひろげていった。一七五五年五月に一〇〇前後であったという⁽¹³³⁾その数は、一八一七年に広東当局から閉鎖を命令されたものが二〇〇あった⁽¹³⁴⁾といわれるほど増加した。清朝側も一八四三年には二〇〇以上の数を確認している⁽¹³⁵⁾。その規模も、負債を抱えがちで、「実際には名前だけの存在にすぎない外洋行商人の多くよりもはるかに大き」くなっていった⁽¹³⁶⁾。その結果、「資金の乏しい外洋行は、しばしば外洋行以外の商人と関係を結び」、後者の勘定によって自分たちの倉庫から船積を許していた⁽¹³⁷⁾という。これらの外洋行は上に触れたところの疲行であるが、その商人たちは資金不足を少しでも補うべく、外国商人と「洋貨店」との間の直接取引をむしろ積極的に認めて、保商たる疲行自身が責任をもって支払うべき税を彼らから前もって現金で受領した。当時のこうした慣行は税の売買とみなされ、「洋貨店」の「売餉搭報 (selling the duties on goods, which they report in the name of Hong)」と称された⁽¹³⁸⁾。売買である以上、売り手側の利益がみこんであるから、課せられる税の全額が疲行にひきわたされるはずはなかったし、また疲行の資金不足を補うためのものである以上、それが期日になって疲行によりしかるべく海関へ納入されたかどうか、あらためて問うまでもないであろう。

こうして保商たるべき外洋行の多くは、もはや外国貿易の担い手というには程遠い存在と化した。外国商人との実際の取引は、外洋行の内側から「司事夥伴」が、外からは「洋貨店」が保商の名義を借りつつ行なっていたからである。もっとも粵海関から見れば、取引の実態がどうであれ、少なくとも徴税さえ円滑に行なわれれば、保商制度は奏効していることになろうが、上述のようなありさまでは、各外洋行が諸税上納を求められるままに行なえるはずはなかった。道光一四（一八三四）年の両広総督盧坤・粵海関監督彭年の禁

令は、それをあますところなく語っていよう。

近ごろ利に走る仲買商人で洋貨店を開設し、外洋行を通じて外国商人と交易し、値を下げて商品を売り、大局を顧みない者がいる。その取引で陸揚げ、船積みされる貨物は疲行が代わって海関に申告するが、二～三割割り引いた額の税しかうけとれない。また、外洋行の名義で別に舗棧を設けて、某行の棧房という燈籠を掛け、司事夥伴として内より名をかたる者がいる。その販売明細には某行の某棧と称してはいるが、その実、彼ら自身が取引したものである。外洋行はそのために名前を出して、納めるべき税を彼らから受領する。そして外洋行がたびたび倒産するときには、この棧房を設けた人物は大きな利益をあげているのである。……これらの外洋行は自己の資本が豊かでないために、これによって体面を取り繕い、現銀を得て運転しようとはかり、その結果、海関の正税・雑税を連年滞納しているのは、実に痛恨の至りである。⁽¹³⁹⁾

こうした外洋行の正税および雑税の滞納は、道光一三（一八三三）年には一三〇万両あまりにも達していた⁽¹⁴⁰⁾。これは当然のことながら、粵海関から戸部へ送られる税銀の滞納をも結果していた⁽¹⁴¹⁾のである。

むすびにかえて

本章においては、清朝初期の海関設置よりアヘン戦争前夜に至るまで、主として西洋貿易に対し粵海関ではいかなる形で取引と徴税が行なわれ、その形態はどのように推移したのか、を概観してきた。西洋貿易を担当した、たとえば外洋行商人などの取引のあり方や徴税請負は、それぞれ個別的には周知の事実であろうが、両者の関連において、その成り立ちやしくみを系統的に跡づけてゆく作業は、きわめて少なかったように思われる。本章の叙述を通じて、少なくとも以下のような論点が導き出せるであろう。清代の西洋貿易を管轄した粵海関において、もっとも本質的なものとして重視されるべきは、外国商人との直接の取引を担当する商人たちが構成した徴税機構にはかならない。それは一八世紀よりいくつもの形態を経たが、最終的には保商制度として制度化されたものであった。そして一七六〇年の「公行」にもっともよく代表され、その後いくたびも試みられたところの、いわゆる「独占」とは、保商制度をいわば弥縫的に維持しようとして設けられた副次的な組織にすぎなかったのである。

こうした保商制度は、前節に述べたように一八三〇年代になると、外洋行とりわけ疲行

の空洞化が進展するにつれて、破綻に瀕しつつあったことがもはや明白となっていた。しかも一八三四年には、イギリス東インド会社が広東から退場し、広東の対外情勢は経済的にも政治的にも流動化してくるのである。このような状況にあって、清朝側と外国側、なにかんづくイギリス人たちとは、それぞれどのように対処しようとしたのであろうか。むすびとして、簡単にこの点を論じて、本章の論旨を確認し、あわせて以下の行論に対する若干の見通しをえておきたい。

東インド会社が広東から退場すると、これによって外国商人の取引にまったくまとまりがなくなって、統制のきかなくなるのを恐れた粵海関当局は、地方貿易に従事する外国船に対し、任意の外洋行が保商にあたるそれまでの「認保」に加え、この「認保」に対しさらに保証責任を負う「派保」を設定した⁽¹⁴²⁾。これは二重の保商制度というべきものであり、嘉慶一八年、徳慶の規定ではじめられた外洋行に対する外洋行の保証をさらに発展させたもの、もしくはアヘン密輸防止のため、道光元年に設けられた「認保」に「加保」する制度⁽¹⁴³⁾を貿易全般に拡大したものととらえられようが、いずれにしても保商制度の強化にすぎない。けだし清朝の当局者には、外国人に対する徴税と統制の機構として、保商制度以外のものは考えられなかったのであろう⁽¹⁴⁴⁾。これはアヘン密輸取締のため広東に赴任した林則徐とても、例外ではなかったようである⁽¹⁴⁵⁾。

広東当局がこのようにあくまで固執していた保商制度に対するイギリス人たちの見解は、当然のことながら厳しいものであった。東インド会社の中国貿易独占の廃止よりさき、地方貿易商人らに突き上げられて管貨人委員会 (the Select Committee of Supercargoes) が一八二九年に提出した貿易条件の改善要求に、

保商はまったく外国人の行動を規制できないのであるから、保商を必要とする法は、粵海関が口実を設けて金銭を強要するのに資しているにすぎない。⁽¹⁴⁶⁾

と見える。このように保商制度は、実のともわない外洋行商人から、ひいては自分たちから海関の官吏が金銭を搾り取る手段としか、彼らの眼に映らなかった。マカートニー使節にさいしての東インド会社による外洋行への一定の評価⁽¹⁴⁷⁾、あるいは一八世紀末、一九世紀初頭の地方貿易商人による疲行との積極的な取引などに窺われるような、外洋行の存在をなおも肯定する考え方や動向は、このころになるとほとんど見られなくなるのである。

一八二〇年代よりいっそう組織化され、隆盛をきわめてゆくアヘン密貿易は、広東において見るかぎり、前節に述べた「洋貨店」と地方貿易商人との取引の一形態であって、ほとんど異なるところはない。だがいわゆる「搭報」をしない、外洋行の手をまったく通

さないことが唯一の、しかし決定的な違いであった。そしてその点において、アヘン貿易は完全に「自由」でありえたのである。こうした貿易が傍らで繁栄している以上、イギリス人たちの批判の眼は、外洋行の存在はもとより、各外洋行商人の取引にはじまり保商を経て粵海関に至る徴税体系そのものにまで及ぼざるをえなくなるであろう⁽¹⁴⁸⁾。それは一八三二年にジャーディン (Dr. William Jardine) が、

〔清朝の官憲が〕外洋行商人から関税を徴収し、金銭を強要する現在の方法が存在しているうちは、中国貿易が開放されても、イギリスはそこから大きな利益は何らひきだすことはできない。⁽¹⁴⁹⁾

と述べたとおりである。とりわけ地方貿易商人にとっては、東インド会社の独占廃止による中国貿易の開放だけではとても十分ではなく、保商制度の基礎をなしていた、外国との取引にあたる商人による納税という粵海関の徴税原理までも変革の対象にする必要があった。こうした考え方をいっそう敷衍したのものとして、東インド会社に勤務し、長年の貿易経験を有した人物の見解を見てみよう。

こうした（官僚が外洋行から金銭を徴収する）慣習が存在するかぎり、……中国政府と結ばれるいかなる条約も税率も必ず忌避されるか、誤った方向へ導かれるであろう。……皇帝が外洋行制度の全廃という選択を思いつくかもしれない。これによって中国商人の間に束縛のない競争が生じたとすれば、おそらく予想しうるもっとも喜ぶべき結果となろう。だが、この提案を受け入れるには警戒が必要である。外洋行が廃止されるならば、海関は改組されねばならない……さもなくば、この弊害は、単に場所を変えるだけで根絶されることはないであろう。官僚の強請は、今の外洋行商人と同様、〔将来の〕自由商人にもつきまとうであろう……外洋行の廃止は、やはり関税徴収のよりよき方法と外国人の倉庫の所有がともなわねば、まったく効果のないものとなるう。⁽¹⁵⁰⁾

すなわち彼らのもっとも必要としたものは、外洋行という表面的な機構の単なる廃止ではなく、保商制度に制度化されたような徴税原理に代わるべき「関税徴収のよりよき方法」であったのである。

はたして、一八四二年八月一二日、アヘン戦争終結のための条約交渉において、イギリス側は領事の設置に加え、

一定数の外洋行商人が取引にあたるきまりは、今後必ず廃止するものとする。我がイギリス商人は、何人と取引しても、また、納めるべき関税をまずイギリス領事にわた

し、転じて海関に納めさせても、差し支えないものとする。⁽¹⁵¹⁾
という要求を提示するに至る。外洋行商人から保商に及ぶ納税の役割はそのまま、領事をして代替させようとする企図が看取されよう。

ところが、清朝側の欽差大臣耆英らの一定の了解⁽¹⁵²⁾にもかかわらず、この要求が南京条約をはじめとする諸協定に明記されることはついになかった。南京条約第二条にはイギリス臣民の納税を領事が「監督する」ことを謳うのみであり、また、イギリス船の保証責任を保商に代わって領事が負うことを規定した「五港通商章程」の第一五条にも、納税をどうするかには触れていない。これがおそらく外洋行の独占機構としての側面のみ注目し、徴税機構としての側面を軽視する通説を成り立たせる一因にもなっているであろう。

このとき領事による海関への関税納入に消極的だったのは、イギリス全権ポティンジャー (Sir Henry Pottinger, first baronet) であったようである。彼は領事の関税代納ではなく、その外国商人による納税を「監督する」義務を再三強調し、

〔イギリス〕政府はその官吏をもって、廃止された外洋行商人という媒介の消失を多少なりとも補填する義務がある、という考え方がうけいれられている。こうした考え方は誤っており、不合理である。それは私の知るかぎり、これまで官許の外洋行商人のようなものが存在したことの無い四港を含む五港に、通商章程や税率表が適用される事実によって、明白に認められよう⁽¹⁵³⁾。

と言明している。彼がこのように認識した詳細な事情はなお明らかではないが、その言に依拠するかぎり、イギリス領事による保商制度の代替は、広東の特殊事情に基づくものであり、五港全体を対象とする普遍的な規定にはそぐわない、という理由で却けられたように思われる⁽¹⁵⁴⁾。このように条約締結に至るまでの過程において端なくもあらわれた、粵海関の徴税機構をどのようにとらえ、処遇するかという問題は、こののち広東において、あるいは開港される他港において、いかなる展開を見せてゆくのであろうか。この問いが次章以降の課題となるであろう。

第二章 清末粵海関の展開と広州洋関の設立

はじめに

アヘン戦争からおよそ二〇年を経過した一八五九年一〇月、広州において洋関が設けられる。いうまでもなく上海に次ぐ洋関の設立であるが、上海の場合とは異なり、この粵海関の洋関は、これまでほとんど注目されてこなかった。それにはもちろん理由がないわけではない。それは筆者の理解するところによるなら、次の二つにまとめられよう。一つは南京条約および五港開港により、広東一港貿易の体制は解体されたはずであり、しかも西洋貿易の中心も上海に移ってしまうため、広州あるいは粵海関に注目すべき必然性が失われる、とする考え方によるものである。いま一つは、広州の洋関設置は、上海で試みられてきた外国人税務司制度を全条約港へ導入するという一八五八年の天津条約の規定が適用された一例以上のものとはみなしえない、との理由づけがある。両者は着目する事象に違いこそあれ、条約というものを契機に、眼を広東から上海に転じている点で共通するものである。西洋貿易に対する中国側の体制という問題を考える場合、確かに上海への注目は決してなおざりにはできず、これら二つの見方がいずれも事実の一面を穿っているのは間違いない。けれどもひさしく西洋貿易の中心であった広東の捨象が、いささか性急に失っているのではなかろうか。それは多かれ少なかれ、南京条約あるいは天津条約の規制力をいわば自明のものとして、承認していることに帰せられるであろう。

このように条約の存在を重視するのは、南京条約以後の広東貿易に注目しないものにとどまらない。それをつとに緻密にとりあげた古典的著作が、そもそもそうなのである。フェアバンク氏は一八四〇年代より五〇年代前半までの粵海関の情勢を、あるべき「条約体制」を有名無実にする「広東システム」の「再編 (reorganization)」ととらえており、ライト (Stanley F. Wright) 氏は一八五〇年代後半における広州の紊乱した状況を、洋関が設置される直接の前提および動因として描写する。時期的にみれば、両者はあい補完する関係にあるわけで、それぞれがつぶさに明らかにしている旧体制の残存、そこでの脱税、密輸の横行などの客観的な諸事象⁽¹⁾は、密接に関連する側面が少なくないはずである。にもかかわらず、一八四〇～五〇年代の過程を一貫したものととらえようとするとき、それらは単に条約の規定に違背する事例の孤立的な羅列にすぎなくなる。いわゆる「広東システム」とまったく対立し、これを克服すべき「条約体制」、その「条約体制」を体現する

制度としての洋関、という措定を無条件に承認すれば、議論が成り立たなくはない。けれどもそうした措定からいったん離れてみると、なぜ旧体制が「再編」され、そこで脱税や密輸が生じるのか、そうした現象と洋関の設立はどのような関係にあるのか、こうした事実関係のうえでの初歩的な疑問すら、整合的に説明できていないのである。これは両者の史実解釈がよってたつ「条約体制」の枠組と洋関の位置づけに内在する限界や問題点を表現したのもうけとれよう。いまなお両者の所説に具体的な批判が加えられていない以上、この時期における広東貿易に即して、条約というものの実質、影響力を問いなおしつつ、洋関の制度的な位置づけを再検討しなければならないであろう。

もっとも序論でも述べたように、枠組としての「〔不平等〕条約体制」への懷疑はすでに提起されており、それを表現した「朝貢貿易システム」などの枠組も構想されてはいる。しかしそこでは、たとえば従前の膨大な研究がとりあげ、また前章でもやや詳しく論じたところの、条約締結よりはるか以前から西洋貿易を経験してきた広東における組織・機構の性格や推移を検討しなおすことなしに、議論がすすめられている。条約締結前後の広東貿易に限ってみても、ほとんど触れるところはないのである。こうした点において「条約体制」という枠組に対する「朝貢貿易システム」による批判は、あまりにも不十分だといわざるをえないであろう。以上のような現状に鑑みれば、ここでまず何よりも要請されるのは、ともすれば閑却されがちであった粤海関をあらためて具体的な素材として、交易と徴税のあり方、かかわり方を見ていく作業となるであろう。それを抜きにしては、洋関の性格、位置づけのみにとどまらず、それをめぐる清末の交易・徴税一般に対する理解も、十分には行なわれぬように思われる。

第一節 広東貿易の徴税構造

まず見ておかねばならないのは、南京条約以前に粤海関で西洋貿易に対する徴税がどのように行なわれていたのかという問題であろう。その中心をなす機構が官衙としての粤海関そのものではなく、保商制度にあったことは前章に指摘したとおりであり、これを通じて行なわれた徴税についても、ごく大掴みに触れておいた。すなわち、外国商人と取引を行なう外洋行商人が貨税およびその他の賦課金を納入し、その最終的な責任は、外洋行商人のなかから外国船ごとに指定される保商に帰する、というものである。しかしながら前章は、従前しばしばあたかも自明のように扱われてきた外洋行商人による徴税請負のしく

みとその変遷を、いわゆる独占と関連づけていささか具体的に跡づけたにすぎない。どのような場で、誰がいかなる役割を果たすことによって、徴税が構成され最終的に実現するのか、にまで立ち入って論及できず、徴税そのものの内容、性質はなおほとんど不問に付したままである。そこで本節では、前章に叙述した制度の動態的な変遷を踏まえつつ、その静態的な構造をあらためて考察してみる必要がある。

そもそも徴税手続のような、当時の関係者にとってほとんど常識に属する事務にことさら説明が加えられるはずはないので、現在の我々から見て、系統的かつ説得的な記録は望むべくもなく、出処、性格のさまざまな断片的な記事が散見されるにすぎない。そのうち比較的まとまったものに、乾隆四七（一七八二）年の粵海関監督李質穎の奏摺の一節がある⁽²⁾。さしあたりこれを手がかりとしてとりあげてみよう。

外国船は広東に到着すると、①いずれもまず省城の外洋行に投じて「認保」とし、②持ち込んできた貨物を陸揚げしてその倉庫（行）に貯蔵し、③他方、外洋行商人に代わりに〔内地の〕貨物を買付けてもらって、帰国する。あらゆる輸出入貨物は、すべて④外洋行商人が〔海関に〕届け出て検査し、税額を調べ上げ、書類に記入し簿冊に登録し、外国船がすべて出港したのち、⑤はじめて期限を立てて徴税を始める。毎年〔こうしたやり方を〕踏襲してきたにもかかわらず、⑥外洋行商人は「洋貨を代銷し、税は貨より出づ」といいわけし次第に納税を引き延ばすので、送金が遅れ滞るようになった。

以上は戸部への税収送金の延滞に関連して、外国船の入港から徴税に至るまでの一連の手続に説き及んだものである。主要な部分に適宜傍線を付したが、その個々の意味はともかく、それぞれの間の脈絡は、このままではほとんど理解できない。なぜこのように記述されるのかもあわせて検討を加えていく必要がある。

外国商人が広東に到着してまず行なわねばならなかったのは、みずからが投宿滞在し、輸入した貨物を陸揚げしてあずけ、輸出する貨物を搬出して船積みする場を提供する外洋行をえらぶことである。それが同時に保商の指定ともなる。傍線部①～③はそれを表現したものである。上の引用ではあえて「認保」という原文の表現を残しておいた。さきにも少しく言及したが、これは外国船の商人たちが信頼のおける任意の外洋行をえらび、その外洋行商人に依頼して保商になってもらう謂である。このような手続は主に地方貿易商人などが行なったものであり、ひさしく外国側の中心的存在であったイギリス東インド会社の船舶には、一七八四年以後、外洋行商人が輪番で保商にあたる「輪保」という方法が

とられていた⁽³⁾。広東の貿易で地方貿易が比重を増してくるにしたがい、むしろ「認保」が一般的な形態となり、これを通じて指定された保商自身をも「認保」と称した。

保商の指定が終わると、取引の開始が許可される。外国商人は自船の保商だけに取引相手を限定する必要はなく、ほかの外洋行商人とも取引することは可能であった。ただしその場合には、諸税の支払などは保商が最終的に責任を負わねばならないため、外国商人から保商に七〇〇ドルの保証金が支払われる慣例になっており⁽⁴⁾、商品の価格を定める前に、保商に対し実際に税を負担するのは誰であるかを定めておく必要もあった⁽⁵⁾。すなわち個々の取引にさいし、諸税の負担は必ず考慮に入れられるべき問題であったのである。

この点については輸出と輸入の場合に分けて、もう少し詳しく見ておかねばならない。輸出税については一七八二年まで、「購入される内地の貨物は、船積みがすべて終わってから、〔外洋行が輸入の場合と〕同様にその数量に応じて税を納め、〔外国船に〕免状を交付して出港させ」ることになっており、上に引用した李質穎の記述もそれに従っている。しかし彼の同じ奏摺において、外洋行商人潘振承らの提議が上申され、保商が外国人に代わって輸出品を買付けたさいに、「貨物〔の取引がなされる〕にしたがい逐一〔税額分を〕控除してしまって、納税をさきにすませる」ことが認められている⁽⁶⁾。こうした輸出を代表する茶の取引の具体的な内容は、たとえば第1表のような試算がある。外洋行が納める税額と取得する利益は、その厳密な数値を問題にすれば、否定的な史料が少なくない⁽⁷⁾が、第1表の計算に近い事例もある。ここではそれに拠って両者の関係を見てみよう。

これまでイギリス東インド会社は、各外洋行を持ち分の大きなものと小さなものに分かち、紅茶・緑茶を契約購入してきた。契約分の茶は数量（正額）と価格を取り決めて、頭・二・三盤と等級づけする。ついで外洋行商人のほうは、茶を扱う客商（茶客）と購買請負の契約を交わす。これを包庄という。〔外洋行商人は〕外国商人へのひきわたし価格に応じて、一〇〇斤ごとに八～九両ないし一〇両を控除する。正額以外の茶は押冬というが、これも一〇〇斤ごとに「餉磅」として、五～六両を控除することができる。資力のない外洋行で、あらかじめ茶客に契約分の前貸金を交付できない者でも、正額の場合に「餉磅」六両七銭をえることは、茶客との契約書に明記される。押冬の「餉磅」は四～五両である。外洋行と請負契約を結んでいない茶客もおり、これは売庄というが、この場合も外洋行が外国商人に茶をひきわたして「餉磅」を控除するのは、包庄の場合と同様である。そのほか、アメリカ・地方貿易商人および他国人が茶葉を買えば、〔外洋行は〕やはり「餉磅」として五～六両をえる。以上の慣行

は、外国人、茶客いずれもよく知っていることで、これまでまったく異議はなかった。東インド会社の正額と押冬、および各人の「餉磅」を計算、平均すると一〇〇斤につき六兩となる。さきに税を納めるのを差し引くと、総じて四～五兩をあますことになる。これが〔外洋行が〕いながらに享受する茶取引の利益にほかならない。⁽⁸⁾

ここで言及される「餉磅」とは、「餉項」と「磅頭」をあわせて略称したものであり⁽⁹⁾、包餉費と称する史料もある⁽¹⁰⁾。「餉項」はいうまでもなく「正税（正餉）」である。「磅頭」は今のところこの史料にしか用例が見いだされず、内容を詳らかにしえないが、おそらく粵海関の陋規の一つであった「担頭」の別名であるように思われる⁽¹¹⁾。いずれにせよ、両者を「餉磅」と熟して、外洋行が納税に備えて茶客との取引で控除する金額を表現しているのは間違いないであろう。茶の輸出からえられる外洋行の利益は、引用にも明らかのように、さらに端的には、「茶葉餉磅盈余」もしくは「羨余餉磅」とも呼ばれた⁽¹²⁾ように、「餉磅」に含まれるもの、言い換えれば、課税額の一部として存在するものと観念されていたのである。

同様の考え方は、輸入においても見られる。棉花についてみると、その課税は第2表のような試算が与えられている。税として課せられる一兩五錢は、五つの項目により構成されているが、このうち上四者は規定的なものであり、その額にも一定の基準があった。しかし最後の「事例」はそうではなく、場合によって変動するものであった。その詳細な内訳の一例が第3表である。外洋行商人による棉花のひきうけから、「洋貨店」による最終的な購入ないし販売に至る間に要する諸経費のみならず、外洋行が取得すべき利益までもが「事例」なる項目の税に含まれている。

こうして見てくると、輸出入いずれにおいても、徴税も取引もまったく同一の過程であったといえるであろう。外国商人には「輸入・輸出いずれにせよ、貨物に課せられた税の詳細について何も知る機会がなく、彼らに「支払われた商品の価格は中国商人が輸入税を支払うのを見込んだものだったし、輸出の場合は税込みの価格」が要求された⁽¹³⁾といわれるのも当然である。彼らの眼に外洋行の取引と映った事柄は、視点を変えればとりもなおさず徴税の過程なのであり、しかもそれは外国商人の輸出入のみに限らず、外洋行商人が介在した内地の商人に至るまでの取引の過程すべてにわたって行なわれたものにほかならない。

以上を踏まえておいてようやく李質穎の記述も理解しやすくなってこよう。全体として彼は、輸出入における具体的な取引や徴税にはいっさい触れていない。これは粵海関とい

う官衙の立場を表現したものである。傍線部の①～③で外国商人が外洋行とのかかわりでなすべき手続、④で外洋行商人による諸税の算定や申告に言及するのみで、換言すれば、前者では輸出入の有無、後者はそれにとまなう諸税の存在を確認しているにすぎない。機能としては税をうけとるにすぎない粵海関からすれば、これだけを押さえておけば十分だという意味にはかならないのであろう。したがって実際には、②③の背後に外国商人と外洋行商人の取引が、④の背後に輸出入に対する現実の徴税、ひいては外洋行商人と内地の商人との取引が存在していると読まなければならない。

直截にいいなおしてみよう。輸出入貨物はいずれも保商が所有する行、すなわち倉庫に集積され、そこが外国商人、外洋行商人、内地の商人の取引の場とみなされる。保商はみずから取引に携わるかどうかにかかわりなく、徴税と不可分な取引の場を管理する以上、諸税に責任をもつのも、ある意味で論理の必然的な帰結なのであり、保商制度はそうした考え方に由来したものであろう。茶や棉花のように需要のある商品ならば、取引は円滑に進み、同時に徴税も滞りなく行なわれる。取引が成立しないうちは徴税も実現せず、貨物は倉庫にとどめおかれることになる。このような意味で、保商に当たる外洋行商人は「厳密に考えれば、保税倉庫の管理人 (bonded warehouse keepers) であって商人ではない。時には両者の資格で活動する」⁽¹⁴⁾といわれたのも、決して故なしとしない。傍線部⑥の「洋貨を代銷し、税は貨より出づ」という言も、こうした文脈において、はじめて現実に即したものとなるであろう。そしてこれは、同じく外洋行商人が輸入品の取引と外国商人への代価未払いについて述べた、「価は貨より出づ」⁽¹⁵⁾という言とまったく同じ構造であり、「税」と「価」が容易に置き換えられていることから、徴税と取引が同一の過程であるのが窺われよう。イギリス商人のもちこむ毛織物製品や綿製品が容易に中国内地に売り捌けなかった事実を考えあわせれば、そうした言が納税延滞の弁解たりえた⁽¹⁶⁾のも了解されよう。

もっとも商取引が何の媒介もなく、ただちに徴税に置き換えられたわけではない。その意味からも、傍線部④には注釈が必要となる。諸税の算定や申告に外洋行商人が手ずから携わったわけではなく、それを担当したのは通事 (linguist) と呼ばれる人たちであった。外洋行商人の保証を得て、粵海関監督から任命されたものが「官通事 (‘mandarin’ or ‘official’ Linguist)」であり、これは数名にすぎないが、各々が多くの部下を有していた。外国側の史料によると、「貨物の陸揚げ、船積みの許可証を得る」こと、「〔黄埔に投錨した外国〕船舶の貨物を広州まで運び、黄埔まで輸出貨物を運ぶはしけ」を調達する

こと、「陸揚げ、船積みされる商品を検査するさいに広州城内からやってくる官吏に随従する」こと、などがその業務として記されており、要するに、外国船と粵海関との間の交渉にかかわる実務いっさいに従事する存在であった。もちろん諸税の算定やその申告書の作製もその例外ではなかった⁽¹⁷⁾。

外国人に関する中国側の史料において、外洋行商人ないし保商と通事とはしばしば並び称されるものの、外国人の行動取締以外では、せいぜい意思を疎通するための通訳としてしか扱われず、以上のような通事の役割にまで言及されることは、管見の及ぶかぎりきわめて少ないようにみうけられる⁽¹⁸⁾。外国商人は手続上、保商の指定と同時に通事をも選ばなければならなかった⁽¹⁹⁾から、粵海関からは通事の指定も「認保」の一部をなすものと認識されていたのであろう。しかも上で述べたような通事の実務は、傍線部②～④の手続に不可分であるため、その責任は保商が負うものにはかならない。外国商人から見れば、通事と外洋行商人は明らかに機能を異とするものであったであろうが、傍線部④の李質穎の言に端的に表現されているように、粵海関当局に対しては、貿易にかかわる通事の存在は、すべて外洋行商人、より限定すれば、保商の名義に包含されていたと考えられる。

傍線部⑤についても、同じことがいえる。外国船出港後の「徴税」とは、以上の考察で看取されるように、実は取引＝徴税を終えた外洋行による粵海関への諸税の上納という手続しか残されていなかったわけであるが、そこでもやはり取引＝徴税を納税に変換する作業が必要であった。外洋行が実際に粵海関に納税するさいには、取引で使用されるドルを足色紋銀に改鋳しなければならなかったからである。第3表では改鋳に要する経費は、外洋行が控除する税額の一部として計上されているが、必ずしも外洋行商人自身が改鋳に従事したわけではない。粵海関の立場からは、多くの場合「外洋行商人がみずから改鋳し納税する」といわれながらも、まったく同じ内容が「外洋行商人がみずから〔銀〕匠をみつけて、改鋳させて納税する」とも言い換えられている。外国人からshroffと呼ばれた改鋳業者は、確かに別に存在していたが、単に雇用されるにすぎず、税銀の改鋳から粵海関への納入まで、すべて外洋行商人の責任においてなされる慣行であった⁽²⁰⁾のである。

広東貿易で外国商人が不合理、苦痛と感じた独占や附加税は、こうした徴税のあり方そのものから生じた現象にほかならない。粵海関が諸税をうけとる便宜のため、徴税＝取引の場であり担い手でもある外洋行を限定しようとするれば、それはただちに独占となり、あらたに賦課金を設定したとしても、それは容易に外洋行商人の内地商人との取引や、粵海関に対する諸税の申告および上納の過程にくりこまれてしまうからである。他方、企業体

としての外洋行が倒産したり、有名無実になって、取引がその手を経ない事態になれば、粵海関は諸税を受領する来源そのものを失ってしまうのであり、外洋行を維持しようと介入せざるをえなくなり、独占や附加税がますます強化されてくるわけである。前章のくりかえしになるかもしれないが、そうした意味で、「外国貿易を独占する代償として関税納入の責に任ずる」といった通説での因果関係のとらえ方⁽²¹⁾は、やはり根本から改められる必要があろう。

前章第四節にも述べたように、外洋行の空洞化と粵海関当局による干渉は、現実起こっていた問題であり、一八二〇年代に入っていよいよ顕在化した。それにもなあって外国商人の側も、あいついで貿易条件の改善を叫ぶようになる。とはいえ、彼らとても根底から既成の体制を覆そうとは思ひもよらなかったと見られる。一八二八年、アメリカ商人は「洋貨店」との取引を円滑に行なうため、既存の外洋行とは別に、「もっぱらアメリカ人と取引する」外洋行を設立させようと試みている。ことさらに「新しい外洋行」⁽²²⁾の介在を前提として考慮せねばならなかったところに注目すべきであろう。保商制度に対しより批判的であったイギリス商人は翌年、

外国商人は自由に倉庫を賃借してみずから管理経営しうること、外国人に対し保商を設定する必要のなきこと、外洋行商人ないし通事の仲介を経ずに税を現金で支払うべきこと。⁽²³⁾

を要求している。三つの事柄が併記されているように見えるけれども、これまで述べてきたような徴税の構造に鑑みれば、この三者は決して別個のものではなく、内的な連関を有する一事である。保商制度を廃止するには、その具体的な内実である倉庫の限定と税支払の仲介を否定しなければならず、これらは一体のものとしていわれなければならなかったのである。しかしそれを実現させるとなると、まったくの無税で貿易を行なうのでなければ、諸税受領の手段が失われる粵海関の立場をも配慮する必要があった。前章のむすびに触れたような、南京条約の交渉で外洋行商人の納税をそのまま領事によって代替せしめようとしたイギリス側の提議は、ここに由来するのであり、こうした発想にもそれまでの徴税のあり方が反映されているといえよう。

第二節 南京条約前後の徴税機構

前節で描いたような粵海関の徴税は、いわば原則的なもので、いうまでもなく個々の場

合によって少なからず例外的な事例があり、まったく固定的に運用されたわけではないであろう。とはいえ、そのさいに原則的なあり方にまで公式に改変が加えられたとはなおさら思われぬ。原則そのものにかかわる変容が明示されるのは、一八三〇年代になってからのことと考えられる。

一七八二年の時点ですでに問題となっていた輸入品の滞貨による納税延滞は、改善されるどころか、年を逐い貿易量が増加するにつれてますます悪化していった。一八二〇年代に入ると、二四年から二九年にかけて麗泉行・西成行・同泰行・福隆行があいついで倒産しているが、このような事態への対策として、一八三一年、前年の両広総督と粵海関監督の提議に従い、以下のような措置が認可されている。

癸巳の（一八三三）年より、輸入貨物は、外国船の貨物検査がおわった日に、保商と通事に命じ、どの貨物がすでにいずれの外洋行に買いとられたか、どの貨物がまだ売れていないか、をあらかじめ調べて報告させる。すでに売れた貨物は〔買いとった〕外洋行商人が納税し、まだ売れていない貨物は外国商人が税を支払い、保商が代わって納税することとする。外国商人はバーター取引を行ない、外洋行商人に銀を貸し付けてはならず、外洋行商人は規定どおり取引を行ない、外国商人に代価の未払いを累積してはならない。⁽²⁴⁾

すでに一七八二年、輸出貨物の納税方法が改められたのは上に述べたとおりであるが、取引する外洋行商人が徴税を同時に行なって粵海関への納税にあたるという点では、輸出入いずれも同じであった。ところがここにおいて、輸入貨物については実際に税を支払う者が外国商人でもありうると規定されたのである。

この規定に付された「まだ売れていない貨物」という限定には注意が必要である。当時の取引慣行は、周知のように、茶を中心とする輸出の額に応じて一定の輸入品をひきうけるバーター基調のものであったから、輸出貨物を調達するのが外洋行商人であるかぎり、輸入貨物を外国商人からひきうけるのもやはり外洋行商人となる。粵海関当局のいう「まだ売れていない」とは、こうした両者の取引が成立せず、外洋行商人がまだひきうけていない、という意味でなければならない。言い換えれば、実際には他の商人に売っていたとしても、あるいは誰にも売れなかったにしても、粵海関への納税にあたる外洋行商人がひきうけなければ、すべて「まだ売れていない」範疇に含まれるのであり、外国商人が輸入税を負担することになるわけである。とりわけ現実に誰にも輸入貨物が売れなかった場合には、外国商人には税負担のみがのしかかることになるため、一八三六年にはそうした点

に関する改善の要求が出されてもいる⁽²⁵⁾。

だとすれば、外国商人への輸出貨物調達を外洋行商人に限定するという前提が取り除かれた場合には、どうなるのであろうか。たとえ実際にバーター取引が行なわれても、輸出品の調達は特定の商人に限られないため、輸入品が「すでに売れた」かどうかを逐一捕捉するのは困難であり、粵海関では一律に「まだ売れていない」範疇に入れて、処理せざるをえなくなろう。かくして輸入税は、公式にすべて外国商人が支払うという手続となるはずである。

粵海関の徴税に関するかぎり、外洋行の廃止を定めた南京条約第五条は、さしあたってそうした意義しかもちえなかった。ともすると誤解されやすいが、条約の規定は外洋行商人の存在そのものを否定したのではなく、外洋行＝保商という徴税にかかわっての取引の制限枠を取り払ったものである。それが外国商人との取引において、旧外洋行商人およびその他の中国商人⁽²⁶⁾にどのように作用したかは、外洋行廃止という規定にとらわれすぎることなく、あらためて考察を要する問題であらう。この点について、条約交渉の一方の当事者であり、外洋行の廃止に反対していた耆英らは一八四五年に、

新たに外国貿易に参入した商人は多く一〇〇あまりにものぼる。……ましてや外国貿易を営む商人には新旧に区別されるが、新たに参入した商人の貿易の経営は、概して旧外洋行商人ほどには信頼を置けない。したがって外国商人の資本豊かなものは、旧外洋行商人をさしおいて新しい商人にはしろうとはしない。⁽²⁷⁾

といっている。条約実施ののち数年間の広東貿易の状況は、おそらく清朝側の交渉担当者たちの希望的観測をも交えていたであらう⁽²⁸⁾この言に、もっとも端的に表現されていると思われる。

一八四七年、駐広東イギリス領事あるいはイギリス商人が、輸入貿易の促進はまったく輸出貿易にかかっているのであり、前者の増減は後者によって定められる、と語っている⁽²⁹⁾ように、広東の貿易では条約締結以後も、輸出本位のバーターを基調とする取引の形態は変わっていない。その取引においても、旧外洋行商人は「茶栽培者および茶製造者に契約を交わして前貸をなしうる大資本を有するのみならず、多量のイギリス製品を売り捌くに足る広汎な信用と、古来固定し容易には変わらない取引ルート」を掌握していた⁽³⁰⁾から、なお「市場で大きな影響力を保持しつづける」と見られた。皮肉にも外洋行廃止を定めた条約は、徴税にかかわるさまざまな義務や負担を軽減した分、かえって旧外洋行商人に有利にはたらくものとみなされたわけであり⁽³¹⁾、また実際について見てもそのとお

りであった。

南京条約ののち数年間における、とりわけイギリスの輸出ブームに代表される外国商人の中国市場への殺到はあまりにも有名である⁽³²⁾が、上の引用文にも言及されるように、広東においてもこれに応じる形で、多数の旧外洋行以外の商人が公然と外国貿易に参入していた⁽³³⁾。ところがその反動もあって、一八四七年に中国への輸出が不振に陥る⁽³⁴⁾と、時を同じくして広東においても、新たに参入した商人たちは資金繰りに困難をきたして、契約を履行できず、倒産に至るものもあらわれ、加えて彼らは茶販売でも損失を被ったため、取引の規模を縮小せざるをえず、外国製品の輸入市場が大いに沈滞したといわれている⁽³⁵⁾。つまり新たな商人たちの参入によって、旧外洋行商人たちは姿を消すどころか、むしろ彼らよりも優位に立ちえたのである。条約の前後にかけて広東における取引のあり方、とくに輸出貿易の主要な担い手の性格は、けっきょくほとんど変化が認められなかったといえよう。

さらに条約以前からイギリス商人が要求をくりかえしていた倉庫の自由な所有あるいは賃借は、虎門寨追加条約第七条の規定にもかかわらず、広東においては、外国人に事実上ほとんど許されなかった。賃貸料は適当な倉庫なら、「ほとんどの商人の手が届きかねる」ほど法外であったし、さもなくば、立地や建築の条件があまりにひどかったからである。そうした適当な倉庫も主要なものは、旧外洋行商人の所有に係るものであったため、たとえば輸入貨物については、「実際の買い手が倉庫の所有者と保管に要するすべての費用を定めて」いたのである⁽³⁶⁾。輸出貨物の大宗たる茶の調達でも、取引の主要な場となる倉庫でも、条約以前と事態がほぼ変わっていない以上、輸出貿易においては、依然として取引がなされるごとに税額分を控除するという一七八二年の決定以来の慣行が行なわれ、外国商人は「必ずといっていいほど、中国商人が税の支払いを済ませてから船内でひきわた」される輸出品を購入していた⁽³⁷⁾のも、あながち不思議ではあるまい。したがって、条約による法的な外洋行商人限定の撤廃は、少なくとも粵海関の側からすれば、実質的には条約以前における、外洋行商人が輸入品をひきうけない、という読みかえ範囲の拡大にすぎなかったと考えてよいであろう。

もっとも条約以前では、輸入税を外国商人が支払う場合、おそらく粵海関への諸税上納の手續が既存のあり方と齟齬をきたさないよう配慮されたためであろう、「保商が代わって納税する」とされていた。一八四三年公布の五港通商章程第一五条で保商の廃止が規定されたものの、当初イギリス側が考慮していた保商を代替する領事による納税は、前章の

むすびに言及したように全権ポテンジャーが否認し、条約に明記されることはなかった。関税にかかわる領事の役割は、自国船舶の出入港を管理し、自国の商人が規定どおり納税をすませたかどうかを確認するのみであった⁽³⁸⁾。それでは外国商人は、保商の仲介がなくなって、みずから直接海関に対するあらゆる納税の手続をしたのかといえば、決してそうではなかった。

前節で指摘したように、取引と不可分であった徴税を粵海関への納税に変換する役割は、外洋行商人もしくは保商の名義のもとで、実際には通事と銀匠が果たしていた。これは輸入で「保商が代わって納税する」場合にもやはり同様であったろう。条約締結ののちにも、この通事と銀匠はそれまでの役割をほとんどそのまま維持しつつ、さらに活動の範囲を拡げているのである。銀匠は税銀をうけとり改鑄に当たるため、海関銀号を組織して納税の窓口となっている⁽³⁹⁾。通事については、やや時代は下るがパークス (Harry S. Parkes) による活動の描写がある。

通事は外国商社に常勤で雇用される場合と船一隻ごとにその事務を行なうべく雇われる場合がある。……後者の場合、……もし〔輸入〕貨物が六〇〇〇梱からなっており、通事が粵海関にこれを三〇〇〇梱だと申告すると、外国人荷受人はおそらく貨物全体が四〇〇〇梱で通関すると告げられるであろう。荷受人はこれに従って、この量に課せられる税率表所定の関税を偽りなく海関銀号に支払う。そして海関銀号と通事は、三〇〇〇梱にあたる税率表所定の関税が支払われたと粵海関に報告する。この三〇〇〇梱とはもともと彼らとその船の貨物すべてだと申告していたものであって、彼らはその差額を着服するのである。⁽⁴⁰⁾

なるほど外国商人はみずから関税を支払うようになってはいるが、それは金銭の納付のみにすぎなかった。外国船が黄埔に停泊し、はしけに貨物を積み換えて広州の倉庫に搬入するという手続が変わらない以上、その過程においてはしけ調達、書類作製、税算定などにあたってきた通事の役割は、あらゆる関係者にとって条約以後もなお便利であり、ただちにその代替がみいだせるはずもなかったであろう。粵海関への納税にかかわる事務は、通事が逐次外国商社から依頼をうけて、これを一手に行なうようになるのも必然的ななりゆきであり、そうなれば、外国商人の納税を監視すべき領事館に対する事務手続を、彼らがひきうける⁽⁴¹⁾のもやはり当然であろう。通事と海関銀号は、その存在を蔽いかくしていた保商の名義が条約で消滅したため、いわば独立した組織として表面にあらわれたのである。輸入における保商の代納という手続は、彼らの納税手配によって置き換えられたとも

いえよう。

とりわけ通事によるこのような通関事務の壟断は、往々にして脱税の温床とみなされ、パークスの言に限らず、言及されるのはほとんどそうした文脈においてである⁽⁴²⁾。もちろん実際に取引される貨物の数量に照らした税率表の実施という点からみれば、パークスの描いたようなやり方は、脱税というほかないものであろう。しかしながら、南京条約第一〇条に従って定められた「公平・正規な (fair and regular)」税率とは、清朝側からは雑税の「裁正帰公」とか「一条編征」、「浮費」の「裁革」と称された⁽⁴³⁾ように、現実には条約以前の粵海関におけるさまざまな附加税の項目を除去したものにほかならない。その附加税には通事や海関銀号の経費や利益のみならず、粵海関衙門の構成員たる監督、家人、胥吏、衙役の収入も含まれていたはずである。附加税がなくなれば、彼らはそれらにみあう新たな収入源がないかぎり、やはり徴税の過程でその分を補わなければならなくなる。パークスらが捉える脱税とは、こうした附加税分の収入を彼らが補填しようとするに付随してあらわれてきた現象にほかならず、いわば附加税の除去が転化したものであった⁽⁴⁴⁾。もっとも粵海関への申告もしくは納税は、虚偽の貨物量であれ税率表に従ったものであり、領事館への報告とは必ず帳尻が合わされる。したがって「普通イギリスや他国で理解されている意味での密輸は、広東においては一般に考えられているほど行なわれているわけではな」かった⁽⁴⁵⁾のであり、この種の脱税が必ずしも秩序を乱すものとは、外国側からも清朝側からも認められなかった⁽⁴⁶⁾。そして、「世界で広東ほど大規模な貿易が外国人にとってたやすく行なわれている港はほとんどない。こうした便宜の多くは外国人が粵海関に立ち入れず、通事がそこで必要な事務いっさいを執り行なっていることによる」⁽⁴⁷⁾とさえいわれているのである。

粵海関での西洋貿易に対する徴税が、従前の取引と不可分な構造から徐々に分化してきたのは間違いのないところである。ただしあえてその画期を求めるとなると、史料にあらわれるかぎりでは、一八三〇年代初め、輸出と輸入で徴税方法が分岐しはじめたときに置かざるをえないであろう。イギリスの武力を背景にした条約は、清朝当局に対してはそれなりの規制力を有したものであったに違いない。しかしそれは粵海関においては、決して根本的な、本質的な変化をもたらしたのではなく、外洋行商人もしくは保商に集約されていた徴税あるいは納税の責任や名義という外被を取り去ったにすぎなかった。旧外洋行商人をはじめとする中国商人の輸出税支払や通事の納税手配は、条約を奉じ、中国に適用せねばならぬ立場のイギリス当局者にとって、奇異であり憂慮すべき現象であったにして

も、実際には潜在していたものが顕現しただけなのである。取引の全体的な枠組が変わらなければ、元来それと不可分に構成されていた徴税のあり方も、にわかに変化を生ずべくもなかったのである。したがってこの時期の貿易と徴税をめぐる局面を、解体されるべき「広東システム」の「再編」として特徴づける⁽⁴⁸⁾のは、必ずしも事実在即した捉え方であるとはいえないであろう。

第三節 一八五〇年代における変化

ところが、こうした取引の枠組そのものが一八五〇年代になると、明らかに変動をはじめめる。この時期における国際的な、あるいは全中国規模での貿易構造の変化は、すでに周知に属するであろう⁽⁴⁹⁾し、また上海とのかかわりでは次章で少しく論及するので、省略に従うが、それにともなって広東にあらわれた現象には、いささか蛇足をつけ加えておかねばならない。一つはこれまで述べてきた取引と徴税の構成要素にかかわるものであり、いま一つは一八五〇年代に入り新たに問題となってくる事象である。

一八四〇年代も末になると、旧外洋行商人とは別に新たな茶商人が、次第に広東における茶の輸出への参入に成功しつつあったようで、「新棧が林立」しており、怡和行伍紹榮をはじめとする旧外洋行商人たちは、これに脅威を感じるようになっていた。そこで彼らは一八四九年から五〇年にかけて当局に請願した結果、彼らの倉庫のみを官許扱いとして、すべての茶商は「茶棧」もしくは「官棧」と称せられたその倉庫に茶をおさめるべく、旧外洋行商人は茶一〇〇斤の保管料五銭から「茶用」二銭を当局に納付するという制度が定められた⁽⁵⁰⁾。

「茶用」の徴収に対しては、当初よりイギリスとアメリカが抗議しているが、そこでの彼らの理由づけは、何よりもこの制度が旧外洋行独占体制の復活を企図したものだということにあった⁽⁵¹⁾。それが事実であったかどうかはともかく、このように認識されたこと自体、外洋行独占というものの本質が、徴税のために官の側が取引相手および倉庫を限定するにあったことを物語っており、前章および本章第一節の論旨の傍証ともなるであろう。この「茶用」徴収の問題は、ひきつづき一八五四年の条約改訂交渉の案件の一つにもなっている⁽⁵²⁾から、少なくともそのときまでは、この制度が続けられていたと思われる。企業としての旧外洋行は、その優位を脅かされながらも、五〇年代の前半までは、なお条約以前の茶取引や倉庫業での実体を保っていたことが窺われよう。

このような茶の輸出をめぐるそれ以後の推移は、別の角度からたどることができる。第1図は一八五〇年代における各港の茶輸出量を示したものである。五〇年代の前半では、広州と上海が相反する動きを見せているが、福州が登場してからは、そうした動きが上海と福州の間に移り、広州は独自の動向となる。相反する動きから容易に見いだせるのは、福建、安徽、江西一帯の産地から搬出される総計およそ八〇〇〇万～一億ポンドの茶を、上海と広州あるいは福州が争奪している事態である。そして五〇年代の後半になると、これら主要な茶産地の一定量のパイ争奪から広州がほぼ離脱しているのも、あわせてみてとれよう。一八五六年の駐広東イギリス領事の通商報告が湖南産の茶についていうだけで、たえて福建方面に論及しない⁽⁵³⁾ことから窺われるように、広州独自の動向は湖南茶の輸出によるものであろう。先述のように、条約の実施以後も旧外洋行商人が広東の取引で優位を保てたのは、依然として福建方面の茶買付ルートに有していた影響力によるものであった。そうしたルートそのものが五〇年代の後半になって衰微してしまい、福建方面で産出される茶が広州に出なくなったのだとすれば、旧外洋行商人の勢力減退をそこに想定するに十分であろう。湖南茶の買付は旧外洋行商人ではなく、新たに参入した茶商人によってなされたことも、つとに推測されている⁽⁵⁴⁾。

以上を考えあわせつつ、旧外洋行商人が広東貿易から姿を消す時期の特定を試みよう。広東一港貿易時代の一八三四年にモリソン (J. Robert Morrison) が編纂して以来、中国貿易の至便の手引き書となった Chinese Commercial Guide は、アメリカ人宣教師ウィリアムズ (S. Wells Williams) の手も加わって、都合五回版を重ねており、広東の貿易についても詳細な記事がある。ここでは、二人の編集に係る一八四四年版の重版たる第三版 (一八四八年) とウィリアムズが改訂した一八五六年の第四版の記述をつきあわせてみる。後者は前者を祖述したものであるが、この種の編纂物の性格として、実務に変更があれば修正は免れないため、後者に施された改訂や増補によって、取引に起こった変化も窺い知ることができるからである。

第三版は南京条約以前の、および条約によって再編された貿易のあり方、とりわけ関税の支払について、次のような記載がある。

当時は外国人が関税をみずから直接政府に支払うことはなく、外洋行商人が船舶の申告書を処理することができなかつたり、もたもたしたりして遅滞するのが普通であった。さもなくば、海関吏が外洋行商人から金銭を搾取する目的で、船舶をひきとめておくこともあった。現行の制度では、この点について不用な遅滞は除去された。要す

るに、現在再編された貿易の細かな手続全般、およびとりわけ関税支払は、旧外洋行商人にとってきわめて満足なものであるに違いない。⁽⁶⁶⁾

この文章のうち傍線部は、第四版において「旧外洋行制度よりも著しく改善されている」⁽⁶⁶⁾と書きあらためられている。第三版は旧外洋行商人を現に存在するものと見て、彼らと条約に基づくはずの広東貿易とのかかわりを同時的に扱うのに対し、第四版では外洋行そのものをもはや過ぎ去った存在として、その当時の貿易体制と時系列的に対比する趣がある。この種の改訂は随処に散見され、枚挙するに暇がない。それもそのはずで、第三版が広東の取引について、

広東で外国貿易が再編され、その結果、外洋行の独占が廃止されて、これによってあらゆる階層の中国人が自由に貿易できるようになって以来、旧来の特徴の多くはなお残存している。そして、特定の商品扱う商人は、いまなおその旧来の貿易部門を保持している。旧外洋行商人はもっとも大きな茶の仲買人であるし、絹を扱う仲買人も大部分は以前のままである。しかし、外国人と取引を始めたばかりの〔行なう〕多くの小商人には若干警戒が必要である。⁽⁶⁷⁾

と述べ、とくに旧外洋行商人をとりあげて評する傍線部は、第四版では削除（〔 〕内のように改訂）されている⁽⁶⁸⁾のであり、そして第三版が、

あらゆる関係者と同様に自由に交易できるという新体制は、おそらく外国商人と同じく、旧外洋行商人のうち資力ある人々にとっても、大きな利益のあることが明らかになるはずである。彼らは資力ある商人として、市場に強力な影響を及ぼしつつける一方、これまでのように、外国人との取引において政府の爪牙になることはないし、引退の年齢になったり、辞めたい希望をもったときにも、なおむりやり独占の一員とならなくてもよくなるからである。広東では新体制になれば、彼らは小商人に対しきわめて有利になる。そして、その地位・影響力・名声によって重要商品の市場をほぼ支配できるであろう。⁽⁶⁹⁾

とした部分は、すべて改められ、その代わりに、

新体制は、中国人の性格をもっともよく知っていた人々が期待したとおりにうまく機能してきた。一八四三年に新体制がはじまって以来、すべての旧外洋行商人、およびその共同出資者のほとんどは、倒産するか廃業した。⁽⁶⁰⁾

と記載されており、より直截に旧外洋行商人たちが存在しなくなったことをいっているのである。

倉庫の記述に関しても、まったく同様である。第三版における、

輸入貨物が陸揚げされると、売り手は買い手とどこにこれを貯蔵しておくかを取り決め、その倉庫の保管料は取引の決済のさい差し引かれる。一定の保管料が輸入者と買い手の間で定められたことはこれまでにない。そして、外国人が棧房や行を賃借するのはまったく不可能であるので、現在のやり方はおそらく続けられるであろう。⁽⁶¹⁾

という記述は、第四版は傍線部を、

以前は、外洋行商人が管理する広大な倉庫を賃借するのは不可能であったが、現在では、そのうちのいくつかは外国人が使用している。商品をうけいれるこれらの倉庫の保管料は、以下の一覧表の価格とさして懸隔はないであろう。大手の外国商社のなかにはみずから倉庫を所有するものもあり、ほとんどの種類の貨物は、その倉庫のなかで保険にかけられる。⁽⁶²⁾

と修正している。こうなっては「茶用」の賦課などは、第四版編纂のころにはおそらく沙汰止みになっていたとみななければならず、遅くとも一八五六年までには、茶取引でも倉庫業でも、旧外洋行商人は旧来の地位を退いていることになろう。しかも第四版の筆致によるかぎり、それが刊行直前ににわかにかつ起こった事態のようにには到底思われぬ。こうしてみても、旧外洋行商人は一八五四年の四月以後から五五年にかけて、ほぼ貿易から手を引いたと判断して差し支えない。アヘン戦争ののち、旧外洋行とはほぼ同じ資格で茶の取引に携わった隆記茶行が、内乱を見越したとして一八五四年に廃業している⁽⁶³⁾のは象徴的で、その間の消息を物語るものであろう。

ところで第三版に見られず、第四版で新たに増補された部分で目につくのは、ロルチャ船と汽船に関する記事である。両者いずれも喫水一二〜一三フィートの小型船で、貨物や旅客を載せて香港、マカオ、広州の間を往来するものであった。マカオはともかく、南京条約でイギリスに割譲された香港が、中国貿易においてその役割を実質的に担いはじめるのは、いうまでもなく、一八五〇年前後のカリフォルニアとオーストラリアのゴールドラッシュを契機に、中国人移民が盛んになってからのことである⁽⁶⁴⁾。第2図に見られるように、移民の中継地として一八五三年より香港の人口が著しく増加し、寄港する船舶も翌年には急増に転じる。そしてこれと並行して、広東に入港するイギリス船舶に増加が見られなくなるのであった。このような動向を広東領事パークスは次のように説明する。

香港から入港するといわれる船舶の多くもイギリスから直接に香港に到着したものであるが、香港に寄港するのは、珠江を遡行する前に情報を得るか貨物を卸すためであ

る。……イギリス船舶には実質的な増加はみられない。こうした状況は珠江を航行する汽船 (river steamers) の使用増大という事実で説明できる。……これらのほとんどは週二度広州、香港、マカオの間を往復し、旅客や郵便も運ぶがそれは銀や商品の輸送ほど多くはない。(65)

これによれば、イギリスから広東への輸入貿易の経路は、多く香港を経由するものとなりつつあり、その場合、香港で貨物を小汽船に積み換えて広州に到るというわけである。イギリス船の増加が記録に認められなくなるのは、それまで通常の帆船によっていた貿易が、小汽船を利用したものに置き換えられ、しかもそれは後述のように、粵海関、ひいては領事館で把握するすべがなかったためであった。寄港地としての香港の比重増大とそれともなう小汽船利用の盛行が、一八五〇年代半ばになってはじめて広東の貿易にあらわれた問題であり、ウィリアムズが加筆せざるをえなかった所以でもある。

茶の調達に生じた変化と旧外洋行商人の脱落、香港の登場と小汽船の利用、こうした新たな局面は、徴税のあり方にも影響を与えずにはおかなかった。粵海関の立場からすると、把握しやすかった大手の茶商であり、かつ倉庫業者でもあった旧外洋行商人がいなくなり、徴税の妨げになるような小商人⁽⁶⁶⁾からこれまでと同じように税をうけとるのは、困難だと感じられたにちがいない。しかし外国側の観察ではこの時期になっても、中国商人による税込価格での商品ひきわたしは、基本的に変わっていない。いったい輸出で関税の算定や粵海関への申告を行っていたのは、輸入と同じくやはり通事であった⁽⁶⁷⁾。貨物を買う付け外国商社から依頼をうければ、通事にとっては売り手の中国商人の把握はさして困難でなかったはずである。外国側の史料によるかぎり輸出での通事の納税手配は、輸入の場合ほど注目されてはいないが、これは後者のほうが領事館で気づきやすかったからにすぎないであろう。いずれにしても従前どおり徴税と納税が行なわれていたとすれば、それは通事の役割を介して、はじめて可能であったと考えざるをえない。一八五〇年代半ばに茶商と倉庫の事実上の限定がなくなって、輸出入いずれにおいても粵海関の徴税で通事が占める位置は、ますます重要になったであろう。

それでは、ちょうど同じ時期に増大しつつあった香港やマカオと広州の間を直接に往来する汽船やロールチャ船に対しては、どうであったのか。

ロールチャ船はおそらく一度ないし二度は噸税を支払うはずであるが、小型の汽船はまったく支払わない。これらはすべて粵海関監督に申請せずに貨物を陸揚げないし船積みし、外国人居留地の対岸に駐在する海関の警備艇にいる税関吏のうちの一人に手数

料を支払うだけである。⁽⁶⁸⁾

とあるとおり、粵海関の規制はこの種の船にはほとんど及んでいなかった。ただし注目しておかねばならないのは、たとえ実際にはその貨物に対する徴税が行なわれていなかったとしても、

もし粵海関監督が申請を要求すればその貨物を申告し、通事の管理下にあるはしけから陸揚げするか船積みする。⁽⁶⁹⁾

と述べられている事実である。すなわちこうした船から徴税を行なおうとすれば、やはりそれまでの通事の管轄に繰り入れなければならなかったのである。通事の管轄が及ぶ範囲は、それまでの組織のあり方からみて、はしけに積載されて、外国帆船の停泊地たる黄埔と倉庫のある広州の間を往来する貨物に限られていたであろう。小汽船などが事実上野放し同然であったのは、通事の手がそこまで及ばなかったからだともいえる。これは粵海関の徴税を可能ならしめる機能が、通事に集約されつつあったことを逆説的に示すものであろう。

第四節 アロー戦争と洋関の設立

このように広東の貿易と徴税のあり方に変化が起こりつつあったなか、一八五六年一〇月、それまでも広州入城問題などで決して良好ではなかった広東当局とイギリス現地当局の関係は、ついに抜き差しならぬ状態に陥った。いうまでもなくアロー号事件であるが、この船がもともと香港籍のロールチャ船であったという事実は、それまでの変化において象徴的であり、それ以後の展開においても暗示的である。

一〇月二六日、欽差大臣兩広総督葉名琛は粵海関の閉鎖を命じた。この措置は「すべての中国人の倉庫の封鎖」をともなったため、商人たちはそこに集積されていた商品を差し押さえられた形になって、通商はおのずから停止のやむなきに至った。イギリスとアメリカの現地当局はその報復措置として、黄埔に停泊する商船に所定の税を支払わずに、その投錨地を離れることを許可する⁽⁷⁰⁾。ここにおいて粵海関の機能はまったく停止し、ならびに合法的な貿易もほぼ途絶したのである。なおも事態は悪化の一途をたどる。広州周辺では激的な排外運動が起こり、一八五六年一二月半ばには外国人の居留地が焼き払われた。一八五七年になると、イギリス政府はフランスと共同派兵を決定、同年八月七日、英仏連合軍は珠江を封鎖、一二月二九日に広州を占領し、翌年一月、葉名琛を捕虜としてカルカ

ッタへ送り、広州城内は占領行政がしかれるに至った。領事館は黄埔に移され、そこで事務が処理されることとなった。

こうして英仏連合軍の制圧下に、情勢はやや平静をとりもどす。珠江の封鎖は一八五八年二月一〇日に解かれ、それとともに広東の貿易も再開された。この時期の貿易状況を駐黄埔副領事ウィンチェスター (Charles A. Winchester) は、以下のように述べる。

汽船 (river steamers) は日々貨物を満載して出入りしている。七〇箱以上の新茶が決済されたとすでに報告をうけている。桂皮もかなりの量が購入された。棉花と米がおもに需要される輸入品であるが、それだけではなく綿糸と綿布の在庫品も、珠江を遡って運ばれた。⁽⁷¹⁾

貿易の復興はこのように少なからず広州と香港を往来する汽船によっていたのである。さらにその輸入貨物の品目にも、注意を要するであろう。第4表からただちに看取されるように、広東向けのイギリス直輸入品は五〇年代に入り激減し、棉花を中心とするインドおよび海峡植民地からの品目の占める割合が増大する。イギリスからの直輸入は前節に述べたように、香港に寄港し小汽船に積み換えて広州に向かう場合が多くなっていたが、植民地からの輸入は、必ずしもそうではなかった。一八五六年の貿易報告として、

イギリスから広東にやってくる多くの船舶はボンベイを経由する。そこで貨物を卸して広東向けの棉花を得るからである。

と記したパークスは、このようなインドからの輸入については、香港の経由に何ら言及しておらず⁽⁷²⁾、おそらくイギリス→インド→黄埔→広州を主たる経路だと想定していたと思われる。しかしアロー号事件を経ると、ウィンチェスターの報告にみられるように、インドからの輸入も香港を経由し、貨物を小汽船に積み換えて広州に到る場合が多くなりつつあった。この時期になって広州への輸入は、香港を経由するルートに一元化される趨勢にあったのである。

貿易の再開にともない、アロー号事件以来閉鎖されていた粵海関も再開され、関税の徴収などは占領下の広州ではなく、領事の移駐していた黄埔でなされることが取り決められた。粵海関監督は一八五八年の四月までに、「二〇万両近くをうけとった」⁽⁷³⁾けれども、このときの「粵海関の組織はまったく紊乱していた」ともいわれ、決して十分な機能を果たしてはいなかった。実務に任ずる海関吏や通事は、広州と黄埔を行き来するさい、珠江の治安がなお良好でなかったため海賊の危険にさらされており、粵海関の分局が襲撃されたという風聞が流れたり、通事がイギリス国旗の使用を領事に求めたりする事態すら生じ

ていた⁽⁷⁴⁾のである。まもなくこうした状況は、さらに深刻となる。葉名琛の後任、黄宗漢が広州周辺の排外運動を指嚇したために戦闘は再び激化し、一八五八年六月には広州城内に戒嚴令がしかれるまでになり、珠江も再び封鎖された⁽⁷⁵⁾。そして七月の末、新たに着任した領事オルコック (Rutherford Alcock) の進言で、イギリス領事館が香港に撤収し⁽⁷⁶⁾、またもや広東での正規の通商関係は事実上断たれるようになった。この緊張した情勢は、年末まで続くことになる。

しかしながらこれで、広東の貿易がすべて途絶したわけではなかった。香港経由に比重を移しつつあった貿易は、以上のような情勢の背後で、「珠江を往来する汽船によって行なわれる広汎な組織的密輸 (an extensive system of smuggling carried on by the aid of the River Steamers)」として現象し、増加していた⁽⁷⁷⁾のである。これに対しては、粵海関はまったくなすすべをもたなかった。前節で論じたように、アロー号事件までに粵海関の徴税を実現する機能は通事に集中していたが、その通事はそもそも小汽船やロルチャ船には対応しきれなかったし、このときには治安が悪化するにつれ、次第に交易にかかわる事務の場から姿を消しており⁽⁷⁸⁾、機能そのものすら停止しつつあったからである。粵海関の徴税機構としては通事はもはや不十分であり、小汽船などをも包括して管轄できるような新たな機構が望まれるようになってゆくのである。

一八五八年一月、イギリスと粵海関当局の間で公式に関係修復がなされる⁽⁷⁹⁾と、通商関係の回復に関連してこの密輸の問題もとりあげられ、領事オルコックと粵海関監督恒祺は、一二月には書翰を交わして協議を行なっている。けれども具体的な対策は、容易に見いだされなかった。第四章でも述べるように、同年一月八日にはすでに上海において通商章程善後条約が調印され、その第一〇条には上海で行なわれていた外国人税務司制度を他港にも導入して、全条約港に「画一的な制度 (one uniform system)」を実施することが取り決められていた。イギリス側としては、密輸の対策は当然これに従っておけばすむはずで、事実広東でも外国人税務司制度を採用しようという意見は早くから出されていた⁽⁸⁰⁾。しかしオルコックが広東で見いだしたのは、そうした規定とはほとんどあい容れないかに見える、「通事という膨大な仲介組織」を中心に行なわれていた「公平を期しがたい税額私定の常習があまりにも牢乎な」粵海関の徴税機構であった。そこに外国人税務司制度を導入して「広東を上海に同化」させるのは、

粵海関監督から仲介人たる通事、そして衙門の門にいる苦力の一人に至るまで、何世代にもわたり粵海関を豊かな遺産とみなしてきたあらゆる人々がもつあまりに多大な

金銭的利害に干渉する……

ことにほかならず、それは彼らから強硬な抵抗が予想されるため、オルコックには到底不可能なことと思われた⁽⁸¹⁾のである。

しかしながら彼の思惑がどうであれ、従前の機構のままでは粵海関の徴税が実現できないのは明白であった。小汽船などによる密輸はますます巧妙になり、仏山鎮を經由して広州へ商品が運び込まれたりもしていた⁽⁸²⁾。年が更まるとまもなく、恒祺は所定の送金を延滞しているという理由で、内務府から弾劾をうけるようになる⁽⁸³⁾が、この前後の粵海関はそれほど税収不足に悩まされており、いよいよ事態の打開をはかる必要に迫られていたのである。彼はそこで一八五八年の末、外国輸入品を取り扱う広州の商人五家に、この種の密輸に対する査察を命じた。これらの商人たちは、みずからが仏山鎮へ赴いてそうした査察を行なうのは無理なので、その代わりに、自身と交易しうる店舗を限定し、それら以外とはいっさい取引しないこととした。すなわちこの系列の商人たちあわせて二一家はいわゆる「ギルド」を結成したわけであり、彼ら以外による輸入品の取引、なかんずく香港とマカオからのそれは、非合法だとみなされた⁽⁸⁴⁾のである。

それまでいささか拱手傍観の底であったオルコックも、このような動きにはさすがに反対せざるをえなかった。彼は「外洋行の組織では決してない」という恒祺の弁明には一定の理解を示しつつも、いかなる意図であれ実施されれば、結果的には「独占以外の何物でもない」として、その撤回を要求した。

おそらく中国商人によって提唱されている関税の相互保証という計画ほど、あらゆる点において有害、不愉快なものはなかろう。……彼らは現在の機構では不可能な粵海関の損失防止を口実に、たとえまったく排他的な市場の支配ではないにしても、必ず〔我々イギリス側にとって〕危険な貿易の統制を遅かれ早かれ掌握しうるようなギルドの組織を提案している。……中国商人に普通の考え方は団結（combination）であり、その目的は独占である。それに対し、外国商人の考え方は競争（competition）である。両者は形式で相反するのみならず、本質的にあい容れないものである。⁽⁸⁵⁾

このオルコックの認識は、きわめて重要な内容を含んでいる。もちろんいわゆる西洋と中国の商人間の「考え方」や「目的」の相違は一考の余地があるものの、それを絶対的な原理ではなく相対的な動態だとみれば、間然するところはないであろう。彼の指摘の核心は、いったん徴税の責任を中国商人に委ねれば、いかにしても最後には交易の「独占」にいきついてしまう組織のあり方なのである。ここから第一節で示したような徴税と独占の関係

は確認できるし、それが粵海関と外洋行の間に限られる性質のものではなかったことも窺われよう。

オルコックは同時に、これまでの広東において曲がりなりにもそうならなかったのは、ある程度まで独立的な徴税機構として、通事の組織が中国商人と外国商人の間に介在してきたからであり、小汽船をも管理しなければならなくなった現状では、「黄埔で陸揚げや船積みをする帆船や高級なロールチャ船の緩慢な手続にしか対応できない」通事は、もはやまったく不十分になったとも認めている。外国側にとって求められるのは、通事にとって代わりうる「十分な警備機構と海関行政の設立」⁽⁸⁶⁾であったが、オルコック自身がいかに不本意に思っていたにしても、どうやらその実現には、清朝側にとってもイギリス側にとっても、外国人税務司制度しか選択肢は残されていなかったようである。

はたして署理両広総督勞崇光と粵海関監督恒祺は、かねてより面識のあったイギリス領事館の通訳官ハート (Robert Hart) に「上海でレイが統轄しているような官庁を広東に設立」させようと提案した。このとき総税務司に就任していたレイ (Horatio N. Lay) が統轄する官庁とは、すなわち外国人税務司制度であり、洋関にほかならない。ハートははじめのうちこそ躊躇したもの、上海のレイに広東の状況について長文の覚書を送付し⁽⁸⁷⁾、一八五九年五月二七日、領事館に辞表を提出、六月三〇日、正式に通訳官を辞職して、勞崇光と恒祺の申し入れを受諾した。レイが一〇月に広東に到着すると、洋関が新たに設立され、同月二四日に業務を開始した⁽⁸⁸⁾。洋関の組織とほぼ時を同じくした小汽船に対する規則の発布、そして、この洋関の最初に直面した困難が通事の試みた抵抗であり、彼らをどう処遇するかであったというハートの述懐⁽⁸⁹⁾に徴しても、このとき設立された粵海関の洋関は、香港と広州を往来する小汽船をも包括して管轄できるような、通事に代位する徴税機構であったことが確認されるであろう。

小結

寧波の洋関に二八年間にわたって勤務した李圭は、その職を辞した光緒一九 (一八九三) 年の自序をもつ編著のなかで、南京条約以後の粵海関の西洋貿易に対する徴税を描いて、広州における西洋貿易に対する関税の徴収は、従前外国商人と貿易を許可された十三行が、通事を用いて行なっていた。咸豊七年に十三行は廃されたけれども、西洋貿易の関税と噸税は、依然として六〜七処あった通事館によって徴収されていた。通事館

には一処につきそれぞれ数十人の通事がいたから、出入する西洋船は多かったにもかかわらず、余裕をもってこなせていた。しかし彼らはおおむね、外国語を深く習得していたわけではなかったのだから、なすべき業務が次第に煩雑で難しくなってくると、それにともない誤謬や弊害が生じてきた。折しも両広総督勞崇光と粵海関監督恒祺は、上海ではレイが新たな方法をはじめてから、税収が年々増加していると聞き、広州のイギリス領事館の翻訳官ハートを推挙して補佐させた。⁽⁹⁰⁾

という。外洋行の異名としての「十三行」と当時の広州の外国人居留地を指すそれとを混同するなど、逐語的には必ずしも正確な記述とはいえないかもしれない。けれども粵海関の徴税機構の推移という見地から、その起因として背後で作用していた広東での貿易形態の変遷を補いつつ読みなおせば、この文章の趣旨はかえって正鵠を逸していないのが看取されるであろう。本章で明らかにしえたところに従って、これを筆者なりに補足してあらためつつ、まとめに代えよう。

一八四〇年代から五〇年代前半までは、広東貿易はむしろ条約以前からの継続面が濃厚であり、輸入を左右した輸出という取引のあり方は変わらず、そこでは旧外洋行がなお優位を保ちつづけ、通事が納税の手配に任じていた。五〇年代の半ば、アロー号事件前後になると、貿易構造の変化により、旧外洋行が脱落して通事の組織に徴税の機能が集約されてくる一方で、広東の貿易は香港やマカオとのつながりが強まり、小汽船やロールチャ船を用いた交易が盛んとなる。通事はこの種の取引にはほとんど対応できなかったため、それに代わって洋関の設立を見るのであった。

これは言い換えれば、南京条約以前に保商たるべき外洋行が包括的に営んできた機能が分化していく過程でもあった。そもそも外洋行という組織は、周知のように外国商人と内地の商人の間に介在した牙行にはかならない。彼らの取引は一方では外国商人、他方では内地の商人に対するものであって、この両者を連結する過程に西洋貿易の徴税が一体となって組み込まれていたのである。そのうち外国商人がかかわる取引においては、徴税がそこから次第に分離独立した過程となると同時に、旧外洋行の介在そのものが解消されてくる。それにともない、取引から分離独立した徴税にあたるための機構も析出されてくる。粵海関における通事は、まさしくその最たるものである。前節で論じたように、洋関が通事の組織に代位したものであるなら、洋関という機関はそうした析出の一産であり、一つの形態にすぎないものと位置づけられるであろう。

さらに誤解を恐れずにいうならば、オルコックの躊躇も示唆しているように、当時の粵

海関において通事に代位するのは、何も外国人税務司制度、洋関に限られる必要はなかった。いわば偶然にも傍らに外国人税務司制度という先例があったため、しかもさしあたってほかに適当な手段がなかったために、洋関を導入せざるをえなかったわけである。しかれば次に問題となるのは、なぜこのときすでに外国人税務司制度という方法、洋関という機関が存在していたのか、またそれがいかなる点において、たとえば広東においても定着してゆく性質のものであったのか、であろう。言い換えれば、それはどのようにして形成され、いかなる役割を担うものであったのか、という問題である。ここでようやく我々は、洋関を生みだした上海という場に眼を向けて、洋関そのものを考察の対象としなければならなくなるのである。

第三章 上海における外国人税務司制度の設立

はじめに

一八四三年、南京条約によって新たに西洋貿易に開かれた上海は、周知のように、一八六〇年代までに中国最大の貿易港へ発展してゆく。そうした過程のなかで、もっとも注目すべき事件の一つとしてあげられるのは、一八五四年における外国人税務司制度の発足である。この事件は早くから、ひろく中国の対外関係史上においても一つの画期をなすものと着目されたため、その背景をも含めて精力的な研究が行なわれてきた。現在ではすでに豊富な研究の蓄積によって、基本的な事実関係はほぼ明らかになり、その評価も定まったものになっているといつてよい。それではそこには、もはやさらなる検討の余地はまったくないのであろうか。

これまでの研究は主として、当時の中国と西洋との条約関係、外交交渉の検討を通じ、どのようにして清朝の海関行政に外国人が参与するようになったのか、という問題の解明に関心を向けてきた。さらにそれを一つのケース・スタディーとして、中国近代における洋関全体の評価、ならびに対外関係の特質を展望しようとする傾向も窺われる⁽¹⁾。いずれの研究にも共通するのは、外国人による行政というものを何よりも重視する姿勢である。それが洋関のもっとも重要な性格を規定しているというばかりでなく、中国近代の対外関係のあり方をも典型的に表現するという考え方が、これまで暗黙の了解になってきたように思われる。上海の外国人税務司制度の創設が、とりもなおさず中国全体の洋関の起源とみなされてきたのも、そうした考え方によるところが大きい。しかしここで抱かざるをえないのは、外国人の海関への参与を外交交渉から検討する従前のとらえ方だけで、はたして十分だといえるかという疑問である。そうしたとらえ方によるのみでは、五港開港時の海関から、上海の外国人税務司制度の発足を経て、洋関の成立へ至る展開をたどってゆくさい、看過してしまう、あるいは説明しきれない問題が出てくるからである。

まず創設当時における外国人税務司制度の位置づけ、という課題があげられよう。従来の研究では、それまでの清朝の海関と外国人税務司制度とのいわば異質な側面ばかりが強調されてきた。具体的にいえば、外国人の参与を意味するこの制度の導入を、ただちに中国の海関行政権の侵奪、つまり「半植民地」化と評価したり、あるいは、条約関税の合法的な賦課・徴収というこの制度の役割を、ただちに「近代化」とみなしている。そこには

外国人税務司制度およびその役割について、それが既存の海関の徴税機構といかなるかわかりを有していたかという関心はいたって希薄であり、当時の文脈に即した考察は必ずしもなされていないように思われる。換言すれば、外国人税務司制度の設立がそれまでになかった事件と理解されても、制度の展開としては説明されていないのであり、まずこの事件史を制度史にまで高めておく必要がある。したがってこの制度が設立されるまでの、一般的に腐敗、無力としか評価されていない上海の江海関の徴税機構のしくみを具体的に解き明かし、そのうえであらためて、外国人税務司制度の位置づけが検討されなければならないであろう。

第二は、外国人税務司制度の設立以後における動向についてである。従前の研究では、洋関は外国人税務司制度の規模が拡大したものにすぎないという理解から、組織そのものの推移、すなわち外国人の海関行政への参与のあり方が、拡大にさいしてどのようにあらためられたのか、に主要な注意を払ってきた⁽²⁾。その反面、この制度をとりまく問題は、ほとんど考慮の外に置かれてきたように思われる。たとえば、外国人税務司制度が洋関に発展してゆく、ないしは、ゆかざるをえなくなる契機は、いったいいかなる環境および局面において、どのような役割を想定して創出されたものなのか、については、これまで十分な検討を経ていないのである。こうした問題は、対外貿易の徴税機構における外国人税務司制度の位置づけという第一の課題ともおのずから関連するばかりではなく、当時の上海の貿易と徴税がいかなる性質のものであったのか、そしてそれが中国全体において、どのような位置を占めていたのか、という問題にも密接にかかわってくるであろう。これらの解明は、洋関の形成および性格を考える前提として、避けて通ることのできない作業であると思われる。

本章は広東を中心とした前章までの考察でえられた問題関心に導かれつつ、少なくとも上のような研究史上の二つの課題に留意し、対外貿易の徴税機構の展開を、南京条約以後の上海を主たる対象として、検討しようとするものである。

第一節 南京条約と夷税の設定

江海関の徴税機構を具体的に論ずるにさきだち、それまでの西洋貿易に対する清朝の海関行政全体が、南京条約によってどのようにあらためられたか、あるいはあらためられるべきものとみなされたか、をまず見ておく必要がある。広州の粵海関については、すでに

前章で詳細に述べたところであるが、それをほかの場合にも一方的に敷衍して考えるわけにはいかない。南京条約の規定は、広東一港貿易の経験のうえに作製されたものである以上、たとえ同一の條款であっても、実施される場によって広東の場合とは異なる意味、結果が生じないとも限らない。ここでは新たに開かれた四港の海関に即して、あらためて検討を加えておかなければならないであろう。

この条約を強要したイギリス側によって、通商上もっとも大きな障碍の一つとされてきたのが、広東一港の貿易体制のもとでの徴税方式であり、その中核をなしていたのが保商制度であり、外洋行の存在であったのは、もはやくりかえすまでもあるまい。これを改革しようとしたイギリス側の企図をもっとも端的に表現しているのは、南京条約のうち、第二条の新たに開港される五港における領事の駐在、第五条の外洋行商人の廃止、という規定である。前者においては、関税などの賦課金をイギリス商人が所定の税率表どおり納入すべく、条約港駐在の領事がそれを監督する旨、定められている。後者の規定はその文言からすれば、商取引にかかわっての外洋行商人廃止にしか言及していないけれども、前章で論じたように、それまで外国商人に対する取引と徴税とは一体であったから、この規定は同時に、諸税納入者としての中国商人の存在の否定を意味するものでもある。両者あわせてみれば、明らかに諸税はイギリス商人が直接海関に支払うべきものとみなされたのである。また虎門寨追加条約第一二条に、イギリス商人による不正行為が発覚した場合には、彼らに対し同国領事が相応の処置を取るべきことも定められていた。この規定は「密輸防止のための領事の干渉権 (consular interference for the prevention of smuggling)」（以下、「干渉権」と略す）と通称された⁽³⁾。イギリス領事はこのような役割を担わされた以上、条約港における西洋貿易への徴税方法に対して、多かれ少なかれ利害関心を抱くこととならざるをえなくなったのである。

しかしながらイギリス側によって手を加えられたのは、ここまでであった。直接の課税および徴税に任じ、それに必要な措置を講ずるのは、なお清朝海関当局の側であると想定されていた。五港通商章程第二条に、海関監督は関税を確保するのにもっとも適当と認める方法を採用できることが規定されているからである。それでは条約を締結したもう一方の当事者であった清朝側の態度は、いかなるものであったであろうか。当時の清朝の対外政策の基本は、条約規定は受諾を強いられたものにすぎず、それをなるべく従前の体制に矛盾しないよう解釈するというものであった⁽⁴⁾。貿易と徴税に即していえば、清朝側からみれば、税収源としての西洋貿易は、広州一港が統轄してきたことがあくまで前提であっ

たが、南京条約の諸規定のうち五港の開港は、西洋貿易に対する徴税が広州以外の四港にも導入されることを意味した。したがって清朝側当局者にとっては、四港における西洋貿易の関税を、それまで粵海関の税収との関連において、どのように矛盾なく位置づけるのが、まず問題となったであろう。五港通商章程および税率表が議定されたのち、欽差大臣耆英らが上奏した報告の一節には、それについて次のように言及されている。

今後福建・浙江・江蘇で徴収するイギリスなど西洋諸国の貨税は、いずれも広東省より分かれ出たものである。粵海一関についていえば、収税額がいささか減少するのは免れないであろうが、五関を合計すれば、広州と他港と互いにくみ注いで、必ず往年に較べて増えこそすれ、減ることはあるまい。……いま五港に通商が分かれたからには、粵海関に出入りする貨物は、以前と比べて減少するであろう。そのため粵海関にこれまでどおりの徴収と送金の責任を負わせても、無理な情勢にある。もし、粵海関で徴収してその定額に満たない場合は、さしあたり福州・廈門・寧波・上海の四関が徴収した西洋各国の貨税より一部をさいて補填し、その定額を満たすことにする。そのさいはただちに、四関が各自に報告のうえ補填を行なう。額外の贏餘は、四関それぞれの管轄に帰し、儘收儘解するものとする。⁽⁶⁾

すなわち四港の西洋貿易の関税は、粵海関から「分かれ出た」ものであるから、以後おそらく不足するであろう粵海関の税収をまず補うべきものとして位置づけられたのである。またそうである以上、その徴税もまったく粵海関に準じた手続が踏まれるものとなり、またその税収は、各港の海関がみずから戸部に報告するのみならず、粵海関当局もあらためて四港を一括して点検したうえで、報告すべきものと定められた⁽⁶⁾。このような四港の西洋貿易に対する税収は、とくに夷税と称され、それまでの徴収あるいは報告や送金の手続がそのまま存置された四港の海関税⁽⁷⁾と区別されるものであった。

このように、四港の夷税の制度的な出発点としては、従来の粵海関統轄体制の枠内にあったわけであるが、そうした建前が実際にどこまで意味をもったかは、また別の問題である。その後の経過を見てゆくと、第5表にあるように、粵海関の税収報告額は一八四四年および四五年をピークに漸減する傾向にあったが、一八五四年まで定額を下回ることはなかった。夷税はつねに「額外の贏餘」、すなわち粵海関の定額を上回った余剰の収入であって、原則として「儘收儘解」する、つまり額の多少にかかわらず、徴収分をすべてひきわたす慣例となったようである。そのため夷税にそもそも付与された粵海関との関係は、さしあたりあまり重視するには及ばないであろう。それよりも注目すべきは、夷税の

徴収が条約以前から存在した四港の海関によって管轄されながらも、旧来の海関税とはその決算期日や収入会計が峻別される、いわば別枠の新たな税収と定められたことにある。のちの洋関税と常関税との分別は、このときはじめて明確に設けられたからである。

さて清朝側はこうして設定された夷税をどのように徴収しようとしたのであろうか。南京条約の締結に参加し、その後の渉外事務にも携わった耆英は、海関の徴税にかかわる領事の役割や「干渉権」などを原則的にみとめていた⁽⁸⁾とはいえ、各港の海関における徴税の方法にまで目を配って、容喙していたようには到底思われぬ。言い換えれば、どのような手段をもって夷税を徴収するかは、各地の海関当局の裁量にまったく委ねられていたわけである。その詳細については、各港それぞれの場合において検討する必要があるが、総じていえば、夷税の設置はあくまで税収額の増減という観点に基づいていたため、各海関当局も収入をあげることで支障のないかぎり、その徴収にあたってイギリス側の意向を逐一考慮することはなかったであろう。こうした意味で、各港で程度の差はあっても、夷税の徴収方式をめぐって、清朝海関当局とイギリス領事とが対立するのは、遅かれ早かれ避けがたいことであったといえよう。そしてそうした対立がもっとも先鋭化するのには、上海という場においてであった。

第二節 上海における夷税徴収機構の形成

上のような経過をうけて、夷税徴収の任にあたることとなった上海の江海関は、当初よりもう一つ別の役割が付与されていた。それは三関絲税の徴収である。輸出向けの浙江省湖州産の生糸は、広州以外に新たな四つの条約港が設置されたため輸送販売ルートが変化し、条約以前において産地から広州に到る途上、内地関で徴収されていた税収が消滅する懸念が出てきた。そこで内地の商人たちは、広州まで運ばれていた旧ルートを明らかにして、一関の通過が省かれれば、その地で支払われたはずの税額を、商品を卸す港の海関において補納するよう、規定が定められた⁽⁹⁾。湖州にもっとも近接する上海の江海関の場合、浙江の北新関・江西の贛関・広東省の太平関という内地三関分の税課を代わりに徴収することとなったのである。

上海が開港されてまもなく、まず江海関監督と駐上海イギリス領事の間にもちあがったのは、この三関絲税をめぐる問題である。初代領事バルフォア (Captain George Balfour) は、三関絲税の賦課によって、輸出生糸は少なくとも5%の税が付加されると見積もり、

その廃止に向けて上司の貿易監督官ポティンジャーに交渉を依頼し、みずからも江海関当局に働きかけたけれども、清朝側の容れるところとはならなかった⁽¹⁰⁾。

ところでこのとき、三関絲税そのものの存廃よりもいっそう問題となったのは、その徴収方式に関してであった。バルフォアの報告したところによれば、その方法は「一定の生糸商人に特許を与えて、ほかの商人を管理させるとともに、三関絲税に責任をもたせる」⁽¹¹⁾というものであったが、これは三関絲税の納入のみにとどまらず、輸出税にもただちに波及したからである。バルフォアの報告には、

当地の官吏たちによって定められた……内地関税のしかるべき納入を確保しようとする計画は、中国商人たちに特許を与え、彼らをして、内地から上海港に運ばれるすべての生糸・絹織物・茶の品目、およびこれら三種の商品の輸出額を申告させ、なおかつ内地関税と輸出税に責任をもたしめるという、この制度の設定に大いにあずかって力があつた。⁽¹²⁾

とある。三関絲税は引用文で「内地関税」といわれることから明白なように、当然中国商人が負担すべきものであった。ただしその課税対象は輸出に供される生糸であるため、江海関当局の立場からすれば、旧来の江海関という場において、同一の生糸に対し三関絲税ばかりでなく夷税をも徴収しなければならない。こうした点で、三関絲税の徴収は、あたかも生糸の輸出税のそれと連続的な、ないしは不可分なもののように思われたのであろう。そこで生糸のみならず、主要輸出品に対する夷税の徴収についても、この三関絲税と一括して、同一の商人に同じ方法をもって責任を負わせるのが、彼らにとってはより好都合であったと考えられる。

バルフォアはこうした措置に対し、なかんずく特許を付与された中国商人が海関と外国商人との間に介在し、輸出税の納入に責任を持つという点を取りあげて、なかば非公式な抗議を行なう。イギリス領事にとって条約の規定は、前節で述べたように、関税を支払うのは外国商人であると理解すべきものであったからである。しかもバルフォアが抱いた危惧は、

こうした特許はもっとも大きな行に与えられたから、ひろく行なわれている現物取引という方法によって、その行に属する商人をして、実質上〔輸入品をも含む〕あらゆる種類の商品の売買をほぼ支配せしめたから、さらにこの特許方式を拡大してほしいという希望を生みだした。そうなるといずれは、特許をもつ行の仲介を通じてでないといかなる取引もできなくなってしまう。⁽¹³⁾

というように、納税の担い手という問題にとどまらず、納税とも関連してくる貿易のあり方にまで及ばざるをえなかった。この特許方式が実施された場合、外国商人との取引を扱う「行」、すなわち仲買商人あるいは倉庫業者が特定され、その数が限定されるため、彼らは遠からずイギリスとの取引を全面的に独占してしまうおそれがあったからである。そしてバルフォアは、このような方式が考えだされたそもそもの原因として、上海の貿易に参入した広東人の存在を指摘する。

多数の広東人が上海に到来し、広東で行なわれていたもっとも好ましくない慣習や考え方の多くをもちこんだ。残念ながら、外国人と貿易を行なうには〔粵海関の外洋行のように〕団結するのが有利だという考え方が、きわめて当然のものとして……もちこまれた、といわざるをえない。⁽¹⁴⁾

とことさらに述べているところから見ても、彼がもっともおそれていたのは、「旧広東体制」つまり粵海関の旧外洋行に類似した独占が再び上海に導入されること、一言でいうならば、上海の徴税・貿易機構の広東化にあったとみることができよう。

蘇松太道兼江海関監督宮慕久は、それに対し、イギリスと取引できる中国商人の数を制限する考えはまったくなく、特許の付与は三関絲税のしかるべき徴収を目的としたものにすぎないとして、バルフォアの懸念をくりかえし否定していた⁽¹⁵⁾。にもかかわらず、一八四四年三月の初め、公式に特許方式の施行が明らかにされる。宮慕久とともに渉外事務にあたることとなった上海同知沈炳垣⁽¹⁶⁾が発布した命令には、

このたび商品の売買のため行を設立した者は、いずれも上海同知を通じて、江海関監督にその希望を申請した。監督は特許の発行ならびに印簿 (sealed ledgers) の頒布を行ない、同知がそれを彼らに交付して、行を開設できるようにした。⁽¹⁷⁾

と見える。バルフォアが観察したところによるなら、このとき上海には旧来の牙行 (Old Established Hong) がおよそ三六〇あったが、特許をゆるされた行は開港ののち新たに設けられたもので、そのなかには数えられず、その数もわずかに六行にすぎなかったという⁽¹⁸⁾。この旧来の牙行とは、のち上海で号商といわれる卸売業者に相当するものと思われる⁽¹⁹⁾。彼は以上のような情報を押さえたうえで、ようやく宮慕久に対し公式に特許の撤廃を迫った。宮慕久の回答には、特許をえた六行はなお蘇州布政使から牙帖 (Commercial Ticket) を交付されていないので、牙帖の交付とひきかえにこの特許を無効とする、とある⁽²⁰⁾。おそらくこれら六行の資格をバルフォアも認めていた号商と同等にしておけば、妥協できると考えたのであろう。

もっともこのような特許廃止が、このとき実質的にどこまで行なわれたかは、甚だ疑わしい。これよりさき一八四三年の末、西洋諸国を含む南洋向け移出の茶に対し、新たに七行の倉庫業者が開設されている。これはすでに北洋向けの茶搬出に対して設けられていた茶棧ないしは税行 (duty protecting Hong) にならったもので、南洋へ向けて船積みされる茶を集積して茶の数量を毎月登記したうえ、その輸出税を支払うものであった。これを南茶棧という。この南茶棧も商品登記のための印簿を頒布されており⁽²¹⁾、バルフォアもこれを「原理は特許方式と変わらない」ものといって不快感を隠していない⁽²²⁾から、上でみた六行と主たる業務に生糸と茶という違いはあるにせよ、ほとんど同じ性質のものであったと思われる。そして彼の言は一八四四年九月二一日付の報告にあるものなので、少なくともそのころまでは、南茶棧が存在していたと見られるのである。

これ以後、江海関当局とイギリス領事の交渉のなかで、六行への特許や南茶棧がどのように取り扱われたかは、管見のかぎりそれについて記した史料が見あたらないので、何ともいえない。ただし以上の一連の交渉において看過できないのは、バルフォアが一八四三年の末に宮慕久と会談したとき、「こうした特許を撤回して、政府の徴税官を設けるという道台の口頭での確約をえて、満足を表し」ている⁽²³⁾、と述べている事実である。もちろんこの口約そのものが、ただちに実行されたはずはないであろう。けれども特許方式に代えて「政府の徴税官」を設けるという点は、いわばその後にとどる推移を示唆したものとも思われるのである。

上で述べたような少数の行のみに対する特許の付与、あるいは南茶棧の指定が現実のものとなり、存続してゆくための条件は、広東における外洋行の事例を想起すれば、容易に理解できよう。まず海関が商人を特定する前提として、外国への輸出品あるいは輸入品を一手に扱うことのできる大きな倉庫をそなえた仲買商人が存在しなければならない。そして彼らをとくに指定した以上、海関当局の側からは、税収を確保するため彼らの独占をなるべく支持し、その経営に対してもことさらに干渉するのが当然の方針となろう。

まず第一の点から考えてみると、この時期の上海には、確かに独占的な仲買商人が存在していた。上海開港直後、中国商人と外国商人の関係は隔絶し、相互の信用はほとんどなきにひとしい状況であった。そうしたなかであって、広東人の Alum (Allum、漢字名不明) なる人物が、外国人から資金を借りて、怡生行 (Esang Hong) を経営し、中国商人と外国商人との間に立って倉庫業および仲介業を開始した。そして彼はたちどころに「閉鎖的な障壁」を打ち破り、年来広東で行なわれてきた現物取引の原理を中国人に教えた。彼の影

響により、茶・生糸の生産者はその産物を委託して、上海の市場に送りこむようになった⁽²⁴⁾。怡生行は一八四五年には、上海での総取引の三分の二を取り扱うまでになり、さながら広東の独占を髣髴せしめた、という⁽²⁵⁾。この怡生行が特許を与えられたか、あるいは南茶棧の指定をうけたかどうか確かめるすべはもたない。しかしバルフォアの危惧が単なる杞憂ではなかったとすれば、海関当局によって特定される対象がこうした類型の仲買商人であったのは間違いあるまい。怡生行以外にもたとえば、特許を与えられるような生糸商人として、広東人梁固仁が開設した隆記絲棧の存在が確認できる⁽²⁶⁾。

ところが一八四六年に至って、Alumが投機の破綻により多大の負債を抱えて失踪し、輸出取引のほとんどを扱ってきた怡生行は倒産に瀕する⁽²⁷⁾。こうした事態に際会して、外国商人はみずから所有貨物の倉庫業をはじめ、茶や生糸の価格には十分な注意を払うようになった⁽²⁸⁾。他方、中国商人、とりわけ大きな損害を被った茶商は、怡生行に代表される以前のような倉庫業者、仲買商人の介在に強い警戒感を抱かざるをえなくなった。そこで双方は、「顔をつきあわせた（“face to face”）」個別直接的な取引関係の樹立を指向するようになる。そして時を同じくして、「もっとも確実な」茶の買付手段の一つとして、買辦を主とする中国人代理人に資金を前貸しして内地に派遣する、いわゆる内地購買制度（up-country purchase system）がはじめられ、ひろく行なわれるようになった⁽²⁹⁾。かくしてこののち、輸出向けに送られてくる貨物を最終的に集積する広大な倉庫は、むしろ外国商人が所有、経営し、その内地での買付も外国商人が茶商と個別に契約を結ぶか、内地購買制度を利用するようになる。こうした取引関係の変化に鑑みれば、怡生行のような仲介業者の介在する余地は、大いに縮小したとって差し支えないであろう。怡生行の倒産は、特許付与ないしは南茶棧指定の対象となるような仲買商人が存立しがたい環境を造り出す契機になったという点で、特筆すべき事件といえよう。

それでは江海関当局は、この種の仲買商人にいかなる態度で臨んでいたのであろうか。一八四六年までの史料から確認できるのは、主として海関当局が徴税官庁に関して行なった措置であり、それを跡づけつつ考えよう。江海関当局は南茶棧の設定とほぼ同時に、上海と蘇州・浙江方面の内地を結ぶ主要ルートたる黄浦江・呉淞江で必ず経由する南黄浦・洋涇浜・新聞に、とくに海関の分局を設けて巡視船を配置している。そして内地より上海にもたらされる生糸および絹織物に関して、

もし湖州産の生糸と絹織物を〔上海へ運送して〕販売するため、南黄浦・楊涇浜・新聞を経由するものがあれば、ただちに〔それらの地に設けた〕分局（卡房）にゆき登

記し、江海大関にゆき納税させる。⁽³⁰⁾

と取り決めている。引用文から見るかぎり、生糸などの申告や納税について、仲買商人に触れるところはまったくない。だからといって、申告や納税にあたる仲買商人がいなかったとは断じられない。茶の輸出において南茶棧の納税が規定されている以上、生糸においても「江海大関にゆき納税」したのは、特許をうけるような倉庫をそなえた仲買商人と見るほうが妥当であろう。

ついで一八四四年の初め、宮慕久らは洋涇浜より北の地を調査し、西洋各国の商船の貨税をもっぱらに検査する「盤驗所」なるものを設立している⁽³¹⁾。これはさきに洋涇浜に設置された分局を格上げのうえ、移設したものであろう。一八四五年になると、そこに「はじめて官署を建て」、これを「新関」と称したのである。その附属機関として南卡と北卡があった⁽³²⁾が、これらはいうまでもなく、上述の南黄浦と新聞の分局の後身であり、輸出品登録のための機関であった。ところで新関が設けられた地は、南に道路二本を隔てると「怡生碼頭 (Allum's Jetty)」があった⁽³³⁾というから、怡生行にかなり近接していたものと思われる。当時怡生行が外国貿易を一手に扱っていたことに鑑みれば、これは単なる偶然というよりも、盤驗所や新関のほうが船舶および貨物の把握のため、怡生行になるべく近い地をえらんで設けられたとみるのが、むしろ正しいであろう。江海新関という官庁はこのようにみえてくると、輸出品を調達する中国商人の流通機構に基づいて組織されたものであったと考えられよう。

こうした措置の表向きの理由として、清朝側はそれまで内地の商船のみを管轄してきた江海大関で外国商船をも管理したならば、混雑が甚だしくなって不都合である、と説明している⁽³⁴⁾。しかしバルフォアののちの証言には、「清朝当局に説いて、イギリス租界中央の黄浦江沿岸に、……外国貿易の商品をもっぱら検査する税関を設立させた」と見える⁽³⁵⁾。もしその言葉が事実であれば、上述の口約における「政府の徴税官」の設置が、このときようやく実現したとみるべきであろう。それではこれにともない、口約どおり特許は撤回されたのかといえ、それは判然としない。けれどもバルフォアのいうところによれば、まもなく新関が主たる業務の対象としたとおぼしい怡生行が倒産するが、それに関連して、江海関当局は「この時期、いかなる独占の確立をも援助すべく干渉しなかった」のである⁽³⁶⁾。これには彼の希望的観測が含まれているといえなくもないが、海関当局は少数の倉庫業者を指定していたとしても、彼らによる貿易の独占を最後まで支持しようとした措置は取らなかったとはいえよう。ひいては、特許方式を徹頭徹尾維持してゆ

うとまでは、考えていなかったものともみられる。

さらに宮慕久の任期内に、つまり遅くとも一八四八年までに、不正防止のため次のような手続が取り決められた。輸出向けの茶や生糸などをもたらす中国商人たちは、南北両卡 (guard houses) で申告してから、上海に入って貨物を「倉庫業者 (warehouse keepers)」にひきわたす。この「倉庫業者」は海関頒布の印簿に、出入りする貨物を逐一登記して、当局の定期的な査察をうけることになっていた⁽³⁷⁾。こうした手続をあらためて官庁の配置と照らしあわせると、やはり南北両卡は茶・生糸を運んでくる中国商人に、洋涇浜北の新関衙門は「倉庫業者」に対応して設けられたことが確認できる。また倉庫業者の存在といい、印簿の頒布といい、これもそれまでと何ら変わるところはないかに見える。けれども一八五〇年九月、同一の手続を承継ぐとした後任の道台麟桂の言によるかぎり、その手続において倉庫業者の数を制限し、それに納税させていた様子は見えないのである。怡生行の倒産による取引形態の変化を考えあわせれば、隆記絲棧や怡生行、あるいは南茶棧のような仲買商人は、実質的にはいなくなったとみなしえよう。したがっていわゆる「倉庫業者」とは、少数の広大な倉庫をそなえた仲介業者というよりも、むしろさきにバルフォアが三六〇あるといったような、より小規模で多数の号商にあたるものであろう。この手続が厳密にいつ定められたかは残念ながら明らかではないし、そこでの納税の担い手が誰であったかもお確定できない。けれども新関が設置されてまもなく上の手続が施行され、それにともない、少なくとも特許方式による納税は取りやめられたとみるのが自然であろう。

上海開港当初における江海関の夷税徴収機構の展開は、以上のように、輸出税徴収において、旧来の海関の枠内で独占的な中国人仲買商人が介在するという、いわば旧広東的な徴税方式から、旧来の海関から新関および南北両卡が分立し、客商が南北両卡で申告し、新関が号商に頒布した印簿を査察するという方式への変化によって特徴づけられよう。前節に述べた従来海関税とは会計を異とする夷税の性質とあわせて考えると、江海関ではここにおいて、旧来の枠組の外側に西洋貿易を専門に扱う機構ができあがりつつあったのである。これがのち官庁としての洋関と常関の分岐の濫觴にほかならない。イギリス領事の立場からみると、もっともおそろべき上海の徴税・貿易機構の広東化は、さしあたり回避されたわけである。けれども、それがただちにイギリス側の歓迎すべき事態を結果したかどうかは、おのずから別問題であろう。言い換えれば、新たに形成されつつあった江海新関における夷税徴収機構は、どのように運用されたかという問題である。次にこれを考

えなければならない。

第三節 江海新関の徴税機構と外国人税務司制度

一八四〇年代の末から五〇年代の半ばにかけて上海港で顕著となった現象は、周知のように、外国商船による密輸や脱税の猖獗である。その根本的な原因は、ひろくいえば当時の中国と西洋との貿易のあり方そのものに、上海に限っていても、そこでの取引形態全体にわたって存したとみなすべきであろう。イギリス領事によってもっとも憂慮すべき要因として指摘されたのは江海新関の状況であるが、もちろんそれが上海における貿易のあり方に無関係であろうはずはない。まず彼らの指摘を手がかりにして考えてみよう。

バルフォアの後任領事であったオルコックは、賜暇帰国中の一八五七年の末、この時期の条約港における密輸や脱税について、以下のように述懐している。

外国商人は買収しやすい腐敗した清朝当局と直接海関で接触するようになると、多かれ少なかれ、脱税を行なうため密輸・不正手段の大規模な組織化に乗りだした。ある場合には、清朝当局と外国人とのうち、一方の力づくでの港湾規則の違反によって、より多くの場合は、双方の贈収賄と結託によって、清朝の法と条約の規定とはひとしく無視された。⁽³⁸⁾

ここで注意を要するのは、条約港において密輸や脱税の生じた主要な契機として、外国商人と海関との「直接の接触」が言及されていることである。オルコックはその理由として、徴税における外洋行商人の介在が南京条約で廃止されたことをあげるが、五港すべてがこうした状況であったとはとても考えられない。たとえば同時期の粵海関に眼を向ければ、前章で論じたように、外国商人が徴税手続で海関と直接に接触することはほとんどありえず、実質的に不正が行なわれていたにしろ、一般に考えられる形での密輸や脱税として表面化あるいは問題化はしなかったのである。それに照らしても、また福州領事として中国に赴任し、まもなく上海に転出したオルコック自身の経歴⁽³⁹⁾をみても、この「直接の接触」とは五港の全般的な状況というより、江海新関特有のあり方を表現していると考えられよう。したがって、この時期の江海新関の徴税機構を考えるには、密輸や脱税を生じせしめたという「直接の接触」のあり方も含めて、検討されなければならない。

この時期の徴税手続は、一八五一年二月一日施行の規則によると、およそ以下のようなものであった。輸出税においては、まず茶や生糸などを上海に運んでくる中国人客商が、

南北両卡において貨物を申告し、そこで三通綴の聯單 (triplicate manifest) の発行をうける。その写し一通は、客商からその貨物をあずかる倉庫業者にわたされ、残る一通は新関により保管された。倉庫業者はその写しに販売、出荷した貨物の数量を書きこむ。茶や生糸などを輸出する外国商人がみずから関税を支払う場合は、中国人の売手たる倉庫業者から商品を購入するさい、この聯單の写しをもあわせてうけとって、海関銀号に携行し、その記載に従って関税を支払う。このときその聯單の余白には、納付された税額と課税品の数量が注記される。この聯單は外国商人から倉庫業者に返却され、さらに倉庫業者から新関当局に提出されて、新関が保管していた写しとつきあわせることによって、不正がチェックされるというしくみであった。外国商人ではなく倉庫業者が関税を支払う場合もあったが、聯單の照合は同じようになされた⁽⁴⁰⁾。以上を前節末尾に述べた手続と比べれば、聯單の発行とつきあわせが印簿の査察に代わって、導入されたという点で異なっているにすぎない。

ところでイギリスの場合は、以下のような慣行もそれまでに成立していた。イギリス商人は商船入港のとき、船舶書類や貨物明細書を自国の領事館で記入して領事にあずける。貨物の通関がおわると、海関銀号に関税を支払って領収書をうけとる。この領収書を号収という。これは最終的に新関に提出されるものであるが、領事はそれにききだって、号収とあずかっていた書類とを照合し、規定額の納税の確認を行なったのちに、新関に出港免状の発行を申請した。この出港免状は紅単 (grand chop, port clearance) という⁽⁴¹⁾。関税納入はイギリス商人によってなされると認識されていたために、その最終的な確認は、このように「干渉権」に基づいて、領事の手で行なわれる建前だったわけである。

これまで述べてきたところで輸出税徴収の手続は明らかであろうが、この時期までの輸入税は、手許にある史料にほとんどくわしい言及がない。アヘン以外のいわゆる一般輸入品は取引において、ひいては税収源として、重要性が低かったからかもしれない。またすでに一八五〇年九月、江海関監督麟桂が発布した規則によって、輸出品の船積み手続は外国商人と海関当局の直接のやりとりに委ねられており、上のような領事の関与は輸入品の場合に限定されていた⁽⁴²⁾。したがって輸入において、まったく不正がなかったわけではなかろうが、さほど問題になったようにもみえないのは、領事による関税納入の監督が比較的容易かつ有効であったからかもしれない。いずれにしろ、輸出を中心に叙述をすすめていかざるをえない所以である。

このような徴税手続における関税の納付は、外国商人みずから海関銀号に赴いて行な

うのが原則であったけれども、決して例外なくそうであったわけではない。外国商社の通事 (Linguist) ⁽⁴³⁾ や買辦が代わりに支払い手続を行なった可能性もある。またそれに加えて、上述のように輸出税では、倉庫業者による代納も認められていた⁽⁴⁴⁾。これらのうち、いずれがもっとも一般的に行なわれていたのかを明示してくれる史料は見いだせないが、一八五三年以後のいわゆる金融逼迫 (money stringency) ⁽⁴⁵⁾ にさいし、上海の主要な外国商社は、現銀の入手困難と関連して、

錢莊が通常の便宜を与えようとはしないため、中国商人から輸出入税の支払をえることも、あるいは、納入期限がより迫っている関税を支払うため、外国商人が〔輸入〕商品の販売を実現〔して現銀を獲得〕することも、できなくなった。⁽⁴⁶⁾

と述べており、このような言い方からすれば、後二者がより普遍的であったことは明白であろう。すなわち実際の関税納入は、外国人が関与するところはあまりなく、少なからず中国人の手によって行なわれていたのである。

だとすれば外国商船の密輸や脱税は、新関の官吏と中国人商人もしくは通事・買辦とが気脈を通ずれば、容易に可能となるであろう。この両者の繋がりについて、アメリカの商人領事グリスウォルド (J. N. Alsop Griswold) が、

現署理道台 (呉健彰) は、新関と道台の衙門で広東人の下僚に取り巻かれている。彼らはまず計画的な脅迫からはじめたが、最初のうちに対処してくいとめさせないと、間違いなく我々と関係のある雇人 (servants) や商人から、芋づる式に賄賂を強要せねばやまないであろう。⁽⁴⁷⁾

といっている。この雇人とはおそらく通事や買辦を指すものに間違いのないであろうが、その大多数もやはり広東人で占められていたようである。一八五〇年代なかばの記述によって、当時の外国商社の取引を見ると、

上海の貿易は、内地より産物をもたらしてくる商人と、広東に比べてより直接に行なわれた。広東では旧外洋行の慣行がこれらの商人を外国人から隔てているからである。このような内地の商人たちは英語が話せないため、通訳にあたり交渉を行なう仲介人をともなってやってくる。さもなくば、外国人に買辦を通して取引するよう求める。仲介人にしろ買辦にしろこの場合、一〜二%の手数料を仲介料としてうけとる。こうした商人や仲介人は北方や東方のあらゆる省の出身であるが、もっとも活躍しているのは広東人である。……産物は外国人の倉庫に収められ、そこで計量、検査、船積み の準備が行なわれる。もし商品が契約外の地方より調達されたさいには、注意深く検

査されてからでないと言はなされない。……外国商社のなかには、毎年中国人代理人に資金をもたせて、内地に派遣して茶や生糸を購入するものもあった。⁽⁴⁸⁾

とあり、ここでは輸出品の集積は、ほとんど外国商社の倉庫に一元化されて描かれており、さきに触れた倉庫業者が存在しないかに見える。けれども注目すべきはいわゆる「仲介人」と買辦であり、彼らの背後に独立的な倉庫業の存在を想定するのは、それほど困難ではあるまい。そして上の引用の文脈からすると、それは前節に言及した一般的な号商というよりは、この段階になると外国商社相手の取引に特化しつつあったもののように思われる。広東人ではないが、たとえば楊坊の活動などを考えあわせてみると、それも首肯できよう⁽⁵⁰⁾。すなわち同一の通事や買辦が、外国商社を対象とする倉庫業者を兼ねていたという可能性は否定すべくもないであろう。賄賂で繋がれるという江海関監督の広東人下僚と広東人買辦らの関係が、夷税において結果したところはもはや自明である。オルコックのいわゆる外国商人と新関との「直接の接触」とは、具体的に言い換えれば、この広東人同士「贈収賄と結託」による関係を指すものであろう。そして江海新関の徴税機構の運用は、実際にはこのような広東人たちの「直接の接触」に依拠していたのである。

駐上海イギリス領事オルコックは、こうして醸成される密輸・脱税に対し、ただ手を拱いていたわけではないが、「干渉権」をもって個々の密輸・脱税事件を摘発しえたにとどまり⁽⁵¹⁾、事態の抜本的な改善には力が及ぶべくもなかった。しかも他方では、イギリス独自の「干渉権」には拘束されないアメリカ、フランス、さらには無条約国の商人の存在があった。オルコックは現任の領事たる立場上、まず自国商人の保護者たるべきであって、他国商人に対するその平等な条件に留意せざるをえなかった。そのため彼は、上海商業会議所 (the Shanghai Chamber of Commerce) とも商議しつつ、江海新関の納税は輸出入ともまったく中国側に委ねようとする改革案を出していたが、江海関当局あるいはイギリス本国に容れられず、実現には至らなかった⁽⁵²⁾。けっきょく一八五一年七月、イギリスは効果の乏しい「干渉権」の停止を正式に通告する⁽⁵³⁾。これによって、号収は「これまでのように領事を経ずに、直接海関にわたす」ことが決められた⁽⁵⁴⁾が、オルコックとしては、自国商人による納税の確認を行なう手段を失ったにすぎず、事態の好転は何ら起こらなかった。

そもそもバルフォアが江海関当局に説いて、新関を設立させた目的は、通商秩序をうちたて、正直な商人にとって有害な江海新関の腐敗を取り締まるため、「領事と上海の清朝高官によって、海関の属僚を確実に監督する」ことにあった⁽⁵⁵⁾。そのため領事の関心は、

新関に集中するようになったのであるが、オルコックは前任者の所期の目的とは裏腹の現実を確認せねばならなかった。新関で見られた清朝官吏の通弊に対する彼の指摘に、

〔新関〕当局は、いまのところ誠実に関税を徴収することにまったく関心はなく、逆に外国人の荷主と取り決めをすることに直接の、しかも私的な関心を有している。その取り決めによって、輸出品の量を偽った報告が海関の帳簿に記載されることとなり、かくして脱税された金額の一部が、当局官吏の私得となるのである。⁽⁶⁶⁾

とあり、いわゆる清朝官吏の関心と領事のもつそれとの間には、なお大きな隔たりがあったわけである。そこに横たわっていたのは、オルコックにいわせれば、要するに「正直で有能な海関」の欠如なのであるが、これはそう簡単に埋められそうにもないほど大きな溝のように感じられた⁽⁶⁷⁾のである。

しかもこれに拍車をかけていたのは、江海関監督呉健彰のパーソナリティである。広東の旧外洋行商人出身の彼は、グリスウォルドもいったように周囲を広東人でかため、事あるごとに外国当局の意向に反する施策を打ちだそうとしたのである。なかんずく広東をモデルとした五行から構成される「外洋行 (a CoHong)」の組織計画はその典型的なものであり、オルコックをはじめとする外国当局者は、こぞって彼による上海の「広東化」に危機感をつのらせた⁽⁶⁸⁾のである。もっともこの「広東化」なる表現を額面どおりうけとる⁽⁶⁹⁾ことはできない。上海で徴税や通商に携わった人的な側面において、いかに広東人の比重が増そうとも、前節で論じたように、彼らの依拠した機構をみれば、「広東化」はすでに一八四〇年代で終焉しているからである。いわゆる外洋行の組織も実行された証拠はえられず、当時の流通あるいは徴税の機構から考えると、むしろ実施できなかったと見たほうがよい。オルコックらのいわゆる「広東化」とは、当時の上海における対外関係の構造を示したのではなく、条約違背の動きを呉健彰のパーソナリティとむすびつけていいあらわしたものにすぎないであろう。とまれ一八五二年前後には、外国当局者が上海、あるいは江海関の状況に不満をつのらせ、悲観的でしたらあったことに間違いはない。こうした事態が曲がりなりにも克服されるには、さらに一歩進めた領事の施策と江海関当局の認識の変化とをひきだす契機が必要であった。

一八五三年に至って、太平天国の南京占領、およびその前後における長江流域での戦争状態により、上海の貿易市場は混乱しはじめ、やがて危機的な状況を迎える。その詳細は省略に従うが、そうした状況に対処する行動を、オルコックはただちに起こす必要に迫られる。失敗には終わったが、保税倉庫導入の試みはその一例であろう⁽⁷⁰⁾。他方このころ

より江蘇当局は、南京奪回の軍費を調達しなければならなくなり、他の財源からの税収はほとんど期待できなかつたため、主として江海新関の夷税を充てることとした⁽⁶¹⁾。ところがその年の九月、上海小刀会が蜂起、上海県城を占領し、江海関を襲撃する。そして新関の機能は、海関監督呉健彰の租界亡命によってまったく停止してしまつたのである。

このような事態の発生で通商の無秩序化をおそれたオルコックは、アメリカ領事と共同し、各領事が自国商人に約束手形をもって夷税を納入させて通関を認める、いわゆる「臨時制度」を開始した。これは一八五四年二月まで実施され、その間の外国商人が支払うべき夷税の未納分は巨額にのぼつた。「臨時制度」がイギリス本国から認められずに失効すると、呉健彰は海関業務を再開することとなつたが、外国商船の脱税をほとんど防止できなかった。そののち講じられた方策はいずれも効果があがらず、けっきょく外国側は清朝側の要求する未納分の夷税を弁済し、後者は前者の提示する新関の管理方式をうけいれるという形で妥協がなされた。六月二九日に海関監督と英米仏三條約国の領事との間に協定が結ばれ、三領事がそれぞれ指名した自国人を司税 (Inspector of Customs)⁽⁶²⁾ に任命し、司税たちにより構成される関税管理委員会 (Board of Inspectors) が新関の税務にあたる外国人税務司制度が、七月一二日より発足することとなつたのである。

以上の経緯は、すでに先学の諸研究によって詳述されているので、ごく概略を述べるにとどめた。そこでは本章のはじめに述べたように、条約に基づく関税行政の実施に向けての、それまでむしろ通商的にも外交的にも対立していた英米の協力、および外国側と清朝との協力という関係の形成に重点が置かれ、それをめぐってさまざまな評価がなされてきた。けれどもここでとくに注目したいのは、外国人税務司制度の創設に至るオルコックの意向が、本節で明らかにしたような徴税機構を必ずしも根底から覆そうとするものではなかつたことである。逆に税収不足に悩む江海関当局の側が、もはや機能を果たさなくなつた租界内の新関に見切りをつけ、内地の関行鎮と白鶴江とに税関を設け、中国商人に関税納入の責任を負わせようとしたことがあつた⁽⁶³⁾。これらは位置関係からいって、おそらく新関の分局であつた南北両卡をより内地に移して、徴税機能を公式に付与し、税収確保を可能ならしめようとしたものと思われる。オルコックがこの案を認めようとせず、新関での徴税に固執したのは、これまでの徴税機構の枠組は是認したうえで、その運用をあらためようとしていたことを示している。それは彼がみずから考案して承認された方法を、「簡単でただちに機能できる機構」といつていることから窺われるであろう。

かくして設立された外国人税務司制度の実務のしくみを一瞥しておこう。まず新関の要

処に配置された「正直で用心深い外国人」⁽⁶⁴⁾ 税関吏をして、課税評価を行なわしめる。司税はこれをうけ、課税額を明記した税単（のち驗単と通称される。徴税令書、Customs Memorandum）を外国商人に交付する。外国商人はこれに従って、所定額を海関銀号に納税する。司税が号収記載の領収額と税単の課税額を照合したのちに、紅単が発行されるのであった⁽⁶⁵⁾。

以上の手続において旧方式が改められた点として、のちに書かれた史料は、外国商人は「みずから」「直接に」、つまり買辦などの手を通さずに、納税したことを必ずとりあげる⁽⁶⁶⁾。しかしそれはこの時点で、どこまで徹底して行なわれたものか確言できない。たとえ実行されたとしても、おそらく輸入税の徴収に限られていたと考えられる。茶や生糸の輸出では、第五節で論及する釐金の徴収と関係するものと思われるが、中国商人が南北両方で聯単をうけて納税する手続は、依然として存続していた。外国商人はその聯単を中国商人からうけとり、海関銀号で納税済み証書たる餉単にひきかえ、それを船積みのさい、司税に点検してもらうにすぎなかった⁽⁶⁷⁾からである。したがってこの前後に、中国人の荷主と中国人通事が結託していた⁽⁶⁸⁾、あるいは、外国商社はなお買辦などを通じて関税を私定できた⁽⁶⁹⁾、などの旧来の陋習が指摘されているのも不思議ではあるまい。このように考えてくると、外国人税務司制度はやはりそれまでの徴税機構そのものにあい対立するようなものではなく、むしろそのなかで機能するものであったわけである。次章でも触れるように、当初の協定により領事が有した司税の任免権も実際に行使されることはなかったから、清朝側が司税を江海関の幕友とみなしたのも、以上のように見てくると、あながち一方的な解釈ともいえないであろう。

けっきょく外国人税務司制度の特徴的な機能は、江海新関既存の徴税機構のなかにおいて、課税額と徴税額とを正確に把握して、不正行為をなるべく規制し、不可能にするところにあったといえよう。もちろんこの制度の設立によって、それまでの旧習がたちどころに根絶されたわけではないが、上海港の規則が励行され、大規模な密輸や脱税は次々に摘発されてほぼ不可能となり、多額の税収が確保されたのは確かであった。それではこうした機能は、いったい当時の関係者にとって、どのような意味をもつものであったのか。節をあらためて検討しよう。

第四節 外国人税務司制度と外国商人

外国人税務司制度は設立されてまもなく、上海においてさまざまな議論を惹起するようになる。そのなかで江海新関における夷税の徴収およびその機構に大きな関心を寄せるのは、この段階になるとイギリス領事ばかりではなくなってくる。それはこれまでに例を見ない司税による規則に厳格で確実な徴税に直面にしたことで、従前の江海新関の行政に疑いを挟まなかった関係者、一方は外国商人たち、他方は清朝の上海当局者たちが、外国人税務司制度の意義を彼らなりに考えざるをえなくなったからである。見のがしてはならないのは、そこでの問題が当時の上海をめぐる中国貿易の構造や動向と密接に関連していることである。

まず外国人社会の議論を見よう。一八五五年ごろよりその主たる対象は、外国人税務司制度の存廃という問題にしぼられてくる⁽⁷⁰⁾が、それはイギリスにおいて端を発したものである。一八五五年の初め、上海に店舗を持つリヴァプールの商人から一つの意見が提出された。それは司税の厳格な徴税が上海一港に限定されているため、上海の商人は他港より不利であり、不正が行なわれている他港に取引が移って、上海の貿易は荒廃するであろう、というものであった。外国人税務司制度の設立に深く関与し、これを庇護する立場にあった駐華公使パウリング (Sir John Bowring) の報告によって、イギリス政府はそれまで外国人税務司制度による関税行政に一定の評価を与えていた。しかし外相クラレンドン (George W. F. Villiers, fourth Earl of Clarendon and fourth Baron Hyde) はこの商人の意見に賛意を表し、パウリングに対し、「他港でも同様の、あるいは同程度に有効な、徴税制度を設立すべく、中国当局に説得の努力をされたい」と訓令した⁽⁷¹⁾。パウリングは「福州に上海と同じ制度を導入するよう、全力をつくしたい」⁽⁷²⁾と応えて、その交渉に着手したのである。

それではなぜ、上海以外の四港のうちまず福州であったのか。その背景には、茶貿易における福州港の抬頭がある。すでに一八五二年より、上海は茶の輸出量で中国の条約港の首位を占めていた。ところが一八五三年、内乱の影響で福建産の茶が上海に送られなくなったために、ラッセル商会 (Russell & Co.) の買辦が同省の内地で茶を買付け、福州港からの搬出に成功した⁽⁷³⁾。これを契機に福州での茶貿易が飛躍的な発展を遂げ、まもなく上海の地位を脅かすようになってきたのである。

それまで福州港からの茶の搬出は公式には認められていなかったから、福州当局はまっ

たく想定していなかった茶の海運に対する徴税体制をとりいそぎ整えようとした。そこでとられた方法をごく簡単にいえば、南台において海運される茶を一手に仲介し、あわせて納税手続を行なう茶行 (Tea Hong) を設け、さらに茶を取引する商人たちの密輸や脱税がなきことを保証する茶保 (Tea security) を任命するというものであった。外国向けの茶はとくに手続が区別され、茶行のうち外国商人との取引、夷税の納入にあたるものは、総行 (General Hong) と称された⁽⁷⁴⁾。一見して明らかなように、第一章でみた広東の洋行、あるいは外洋行、保商制度とほとんど同じ原理に基づくものである。

イギリス当局は当然のことながら、福州当局によるこうした措置を「イギリス商人が独自に倉庫を有するのを嫌う」ものとして抗議する⁽⁷⁵⁾が、ここでは両者の交渉に深く立ち入る必要はなく、この措置がいかほどの効果をあげうるものであったかを見ておけば十分である。そもそも外国商社の買辦による典型的な内地購買制度ではじまった福州からの茶の輸出は、その後もやはり内地購買制度が主たる手段であったと考えられる⁽⁷⁶⁾。だとすれば産地で買付けられる茶は、輸出向けならその大部分が、買辦の手から外国商社にひきわたされるのであり、総行に集積されることはまず考えられない。福州当局がいかに外国商人の倉庫所有を制限しても、たとえば倉庫を買辦などの名義にしておけば、そうした制限はほとんど意味をもたない。それはとりもなおさず、閩海関は輸出向けの茶が把握できず、ひいては茶の夷税をしかるべく徴収できないことを意味するであろう。当局が茶行・茶保・総行を設けた目的の一つは、「利に走る輩が外国人の代わりに〔茶の〕買付を一手にひきうけ、重税をのがれ、脱税しようとする」⁽⁷⁷⁾のを防ぐためであったが、内地購買制度による広東人買辦の茶買付と脱税が一八五五年四月に問題となり、署理福建布政使張集馨も咸豊一〇（一八六〇）年にそれを確認しているように、事態はまったくそうした目的を裏切るものであった⁽⁷⁸⁾のである。

駐上海イギリス領事ロバートソン (D. Brooke Robertson) の報告によれば、このとき外国商人の茶の買付にとって、福州は二つの点で有利だと考えられていた。一つは、輸出税の不正な減免がなしうること、第二には、産地を間近に控えているので、同品級の茶が上海よりも低コストで入手できることであった⁽⁷⁹⁾。このうち第一の点は、上のような実効の乏しかった総行を主とする徴税制度を背景とするものであったが、上海においてはそれが、ただちに外国人税務司制度の厳格な関税行政と結びつけられて憂慮され、両港を徴税のうえで対等の条件に置くよう要求された所以であった。

ところで両港を対等の条件にするには、上海でこの制度を廃止するか、それとも存続さ

せるならば、福州にそれを導入するか、という二とおりの方法が考えられよう。しかしパウリングの交渉のさなか、イギリス政府も評価していた、合法的な規則を遵奉する外国人税務司制度の存在を公然と否定するのは、商人たちにもさすがに憚られたようであり、そうした見解は、この時点ではまだ確認できない。とはいうものの、外国商人の間には明らかな立場の相違が認められる。

大手の商社のなかに、〔外国人税務司制度によって〕上海において関税を全額支払われるのを支持するものもいることは疑うべくもない。だがその見解によって、上海港にとってこの制度が有利であると、どこまで証明できるのかは疑わしい。というのは、彼らは概して支店を福州にも有しているので、そこでの寛大な〔徴税〕制度のあたえる恩恵に与っているからである。それゆえ、茶貿易がいくらか福州に移ったとしても、彼らには有利に作用するが、福州に店舗をもたぬものにとっては、事は正反対である。なぜなら彼らは福州市場と競争せざるをえなくなるからである。⁽⁸⁰⁾

このようなロバートソンの分析がはたしてどこまで正しいのかについては、さしあたり明言をひかえる。ここでは外国商人は、外国人税務司制度の存置を意味するパウリングの交渉を支持していたものと、方法の如何を問わず両港の条件の対等化が焦眉の急であったものに分かれていたことを了解しておけばよい。

したがって、外国人税務司制度は江海関に限った権宜的なものにすぎない、とみていた関海関当局および広東欽差大臣葉名琛から、パウリングの提案が一蹴され、福州における司税の設置はほぼ絶望とみなされる⁽⁸¹⁾に及んで、パウリングのやり方とは異なる福州と上海との対等化の方法、すなわち上海の外国人税務司制度の廃止が声高に叫ばれはじめたのである。アメリカ商人もおおむねこれに左袒していた⁽⁸²⁾。これをさしあたって「廃止論」と呼んでおこう。

「廃止論」に特徴的なのは、外国人税務司制度廃止の主張とともに、「税込の価格で中国人から産物を購入するという広東の徴税方式を上海でも採用せねばならない」⁽⁸³⁾との見解が含まれていることである。これについて、もう少し細かいところにまで眼を向けてみると、

他港では、外国人は中国人から税込の価格で購入するが、その中国人のほうはずから当局と交渉して、内地の町で商品の通過中に支払を強いられた違法な賦課金の一部をとりもどすことが可能であり、かくして外国人にその商品を、〔そのとりもどした金額に〕みあう低額で売ることができる。上海ではこうした取引ができないとわかり、

他方、〔港に出る〕途上における不正規な賦課金がそれに劣らず重いとなると、〔茶・絹などの〕産物は、たとえ距離が遠くなくても、我々の市場から他港へ追いやられるであろう。……他処において〔外国人税務司制度が〕実施されない場合、輸出港としての上海は、この制度の継続によってけっきょく荒廃するであろう。我々は上海港の利益のため、そして我々が代表する人々のために、貴下が現行の制度の廃止が便宜かつ正当であるのに注意を向けられるよう、真剣に要求せざるをえない。⁽⁸⁴⁾

といわれており、ここからみてとれるのは、外国人税務司制度に対する可否の判断が、内地から輸出品が調達されるプロセスと密接にかかわっていることである。彼らの考え方のベクトルは、産物が生産地から積出港へ運ばれる方向にしたがっており、産物の買付を何よりも重視していたのが窺われる。その途中で内地通過税が徴収されている以上、最終到達点たる港における厳格な輸出税の徴収は、かえって不利になるという結論に達するわけである。このような観点に立つなら、上海に店舗を構えて取引を行なう商人にとっては、外国人税務司制度が機能している分だけ、上海が一方的に不利にならざるをえない。それを是正すべく両港の条件を対等にするには、上海を福州化するほうが捷徑で有利だということになる。こうした論理に一貫しているのは、上海と福州とは何ら異なるところがない中国産物の買付市場であるとする認識であろう。福州にも店舗をもっていれば、上海との選択の余地があり、そこで意見が分かれるとするロバートソンの解釈も、ラッセル商会が「廃止論」にまわっているのを考慮するなら、必ずしも正しいとはいえないが、こうした「廃止論」の認識の一面を指摘したものと読みとることはできよう。

このような「廃止論」の提唱にともない、これまでバウリングの交渉を背後で支えてきたと思われる外国人税務司制度の「存続論」がやんだのかといえば、そうではない。『ノース・チャイナ・ヘラルド』紙は当初より一貫して、この制度の存続を支持する論調であった⁽⁸⁵⁾ことから、上海のイギリス商人の間では一定の勢力を保っており、議論の主流をなしてゆくものとも見られる⁽⁸⁶⁾のである。それを代表する意見の一つに、

福州に外国人税務司制度を設けなければならない。……此処（上海）のみならず、彼処（福州）にも外国人税務司制度を押しつけなければならない。……ここで、茶の購入市場を上海から福州に代えることでひきおこされる国民的利益の損失を詳論しようとは思わないが、次のような因果関係だけはもっとも明確に認められよう。上海の茶貿易が減少すれば、当然イギリス綿製品の輸入貿易も、それにしたがって減少するであろう。福州における茶は銀で支払われる。そこでは工業製品の購入はいかほどの量

もない—そこでの主要な輸入品はアヘンである。⁽⁸⁷⁾

とある。このように「存続論」に特徴的なのは、「廃止論」とは対蹠的に茶の買付市場は上海でなければならぬという主張である。それは上海の茶貿易が衰退すれば、必然的にイギリス綿製品の販売市場も縮小して、マンチェスターと関係のある商社はその影響を被らざるをえない、とする見方がその根底にあったからである⁽⁸⁸⁾。

この点は若干の統計をも交えて確認しておこう。すでに一八五〇年以前から、上海はイギリス工業製品とその対価としての茶や生糸との取引で構成される中英間の直接貿易の中心拠点という位置を占めていた⁽⁸⁹⁾。輸入貿易における上海の地位の重要性、なかでも綿製品のそれは、第6表によっても明白であろう。五〇年代なかばには、そうした輸入貿易は、外国人税務司制度が実際に機能していた徴税機構のもと、多くが現物取引によって行なわれていた⁽⁹⁰⁾。第7表に示されるような、この制度発足以来の綿製品を含む輸入額の着実な伸びは、そうした状況に基づいており、パウリングが外国人税務司制度を支持した論拠の一つにもなっていた⁽⁹¹⁾のである。関係者はこうした状況に混乱が生じるのを望むはずはなかったであろう。そこで第1図をふりかえてみると、一八五六年以降から上海と福州は、茶の輸出において明らかな対抗関係にある。福州の茶輸出の増大がほぼそのまま上海での減少につながるということになると、なるべく上海の状況には手を触れずに、福州の抑制をはかろうと考えるのも当然である。「存続論」において上海と同じ条件を福州に強いる要求が導きだされたのは、上海は産物の買付と連動する輸入貿易において、他港とは異なる独自の地位にあると考えられたからであった。

「存続論」の課題は、それだけにとどまらなかった。このときすでにイギリス綿製品の受入口となっていた上海は、開港当初より蘇州の外港と位置づけられ、中国内地市場に開かれた綿製品の集積地としてもつとに期待されていた⁽⁹²⁾。にもかかわらず蘇州を越えて内地に綿製品がいっこうに浸透しない大きな原因としては、その客観的な当否はともかくとして、内地通過税の存在が指摘されていた⁽⁹³⁾。在華イギリス商人は、利益のあがらない綿製品を取扱うのにあまり関心をもたないといわれたが、少なくとも茶や生糸など輸出品に対する通過税には注意を払っていた⁽⁹⁴⁾。新たに設けられた釐金による通過税の増加は、後述のように上海近辺でも実施されつつあり、上海駐在の商社はこれに神経を尖らさないわけにはいかなかったであろう。こうした状況をも踏まえて、「存続論」者の思考のベクトルは、内地通過税の存在を暗黙のうちに容認していた「廃止論」とは逆に、いわば港から内地に向かっていたのである。ジャーディン・マセソン商会 (Jardine, Matheson

& Co.)をはじめとする商人たちは、

我々は現状においては、いま組織されているような……関税管理委員会が、関税を公平に賦課し、公正な商人の権利を保護できる唯一の制度であると考え。閣下（パウリング）には、この制度を他港に拡大することの重要性を再考していただきたい。かつまた、〔清朝〕政府の官吏が上海市場にもたらされる産物に賦課徴収しているといわれる規定外の通過税（extra Transit duties）を調査させるよう、閣下に依頼するものである。⁽⁹⁵⁾

と述べている。ここで注目すべきは、釐金の存在をそのまま放置せず、上海港から何らかの抑制を加えようとする方針が、外国人税務司制度の他港への導入、すなわちその存続と並んで要求されているところにある。両者は彼らにとって不可分のものといえないまでも、関連づけられる可能性は十分にあった。

前節で見たように、外国人税務司制度の特質は、江海新関における在来の徴税機構のなかにあって、課税額と徴税額とを正確におさえ、そこに不正が行なわれないよう規制するものであった。だとすれば、南京条約締結以来の懸案であった内地通過税に対しても、こうした徴税機構の規制化という機能を利用し、条約港から商品の運搬ルートにも及ぼしてゆき、清朝の官吏の恣意的とも思える内地での徴税に一定の枠を設けようとするのは、イギリス側には当然ありうべき発想であった。ロバートスンが、

こうした通過税は、厳正な改定を要し、いったん公正な税率が決定されたなら、輸出入のさい、海関税と同時に課税徴収されるべきである。……この通過税が〔条約港より内地で〕前払いされるのを規制する方法は難題である。中国人官吏はこうした問題では信用できない。⁽⁹⁶⁾

と述べているのは、そうした点において示唆的である。彼のいう「難題」は、外国人税務司制度が存続するなら、その規制力を「信用できない」内地の中国人官吏にも適用することで、解決されるのではなかろうか。釐金などの内地通過税をも海関で一括して徴収する子口半税の考案も、このような考え方をおしすすめていった、その必然的な帰結として位置づけられるであろう。

「存続論」のなかの外国人税務司制度は、このように見ると、輸出と輸入、ならびにそれらと内地流通をむすびつける上海という中心港に、その厳格な徴税という機能をもって臨んだがために、あたかも成長力をもった生物のように、一方では福州に代表される沿岸の他港の海関へ、他方では内地通過税へその機能を拡大してゆく運命をもつものであ

ったといえよう。

以上の「廃止論」と「存続論」にあらわれたところをまとめるならば、江海新関における外国人税務司制度という組織は、それだけの規模ではいかにしても定着しえない性格を有していたと見ることができる。双方の見解はとるべき方針においてまったく対立するものの、それは上海を単なる茶の買付市場と見るか、それと連動する輸入市場と見るかの違い、言い換えれば、双方の上海へのかかわり方の相違から生じたものであって、課題の認識において両者にそれほどの隔たりがあるわけではない。両者はいずれも、外国人税務司制度が上海以外の条約港、ならびに内地通過税の徴収機構と矛盾を抱えており、それらとの関係を調整しなければならぬとみなすものである。そしてこうした課題のもち方は、実は何も外国商人に限られるものではなかった。

第五節 上海の夷税と釐金

第三節でも少し触れたように、清朝上海当局はこのとき、軍費としての公的な税收調達に急務となっており、外国人税務司制度の設立をうけ入れたのも、その方針の一環であった。けれどもそれは、彼らが当初よりこの制度に期待をかけていたという意味ではない。彼らが直接あてにしていたのは、一八五三年小刀会の蜂起により江海新関の機能が停止したさい、未納となった八〇万両あまりにのぼる夷税の返還であった。外国人税務司制度をうけ入れたのは、それをえるための方便にすぎなかったようにも思われる。

ところがその未納税がイギリスとアメリカから期待したように還付されない一方で、外国人税務司制度が規則どおりの徴税を実行できることが明らかになると、彼らはようやくこの制度の機能に注目するようになる。その最たるものが江蘇巡撫吉爾杭阿であった。彼は一八五四年一〇月、前章第三節に言及した条約改訂交渉⁽⁹⁷⁾に前向きに取り組むよう要請した上奏において、

いま外国人がこちらを助けて賊を駆逐しようというのは、もとより全面的に信じられないが、関税なら確実に徴収できるとみてよい。去年上海が陥落すると、夷税はついに不足してしまった。イギリス公使パウリングが五月に上海に来て、新税の徴収をとりきめ、旧税は商人たちに弁済を検討するよう命じて、広東に赴いた。ところが彼が広東から上海にもどってきていうには、前任公使ボナム (Sir S. George Bonham) がイギリスに帰国して、中国はイギリス商人を保護できず、五港は必ずしも平穩ではな

く、貨物も売り捌くことはできないと吹聴したため、イギリス国王は未納の旧税を納めるに及ばないと命じた、と。……〔咸豊四年〕六月一八日（一八五四年七月一二日）に貿易を再開してから、いまちょうど貿易のさかんな月にあっており、すでに新税として銀四〇余万両を徴収し、上海の糧台の支出および拖罾船・夾板船の乗組員にあたる給与のほか、南京の江南大営に五万両、蘇州布政司庫に二万両をおくったうえ、紅単船の乗組員の給与として銀六万両を準備している。さかのぼるに太平天国鎮圧の戦争がおこってから、必要な軍費は多大で、八方手をつくし、去年は応急の措置として、漕米を銀で徴収して流用するまでになった。今年の五～六月になると、布政司庫はまたもやすっかり空で、軍中はほとんど糧食が断たれるまでになった。幸いに夷税の徴収がはじめられ、どうにかおかげで上海は間に合い、また南京〔の江南大営〕などにも資金援助ができるようになった。私の聞くところでは、広東省では土匪が蜂起し、広州は戒厳令がしかれているという。だとすれば広東がなすべき毎月の援助は期待できないし、江蘇省の漕米も朝廷に捧げなければならない租税であるから、断じて去年のような銀での徴収・流用を、通常のものとして行なうわけにはいかない。これでは夷税なくしては、ほかに調達できる税収はないのである。おそるべきは、パウリングらが何らかのきっかけで紛擾を起こし、ボナムがしたように、反抗して夷税をひきわたさなくなることであり、そうなれば上海の一営がたちまち軍費が断たれてしまうだけでなく、南京〔の江南大営〕や鎮江の紅単船などの軍営にも資金援助するすべがなくなるであろう。⁽⁹⁸⁾

といっている。いわゆる旧税とは外国人税務司制度設立以前の、とくに未納税を指し、新税は設立以後に徴収した夷税をいう。彼の要請は、江蘇省の財政事情の悪化にともなって、江海関の夷税の比重がにわか増大したため、外国との関係悪化によって未納税を含む夷税の納入が拒否されるのを避けようというにある。ただし看過してはならないのは、その背後に外国との関係が良好であれば、旧税はともかく、新税は確実に入ってくるという見とおしをもっていることである。彼が軍費としての夷税収入を重視した前提として、確実な徴税をなす外国税務司制度の存在があったと考えるべきであろう。

このように上海当局にとっては、夷税が主要な内乱鎮圧の軍費と位置づけられる以上、外国人税務司制度は、夷税を確実に徴収する機能をもつがゆえに、内乱が続き、他の財源が期待できないかぎり、存置すべきものとならざるをえない。そうした認識はまもなく、吉爾杭阿と両江総督怡良がさきに述べたような福州での茶輸出、さらには寧波での規制な

き米糧の搬出との関係から示唆している。

いま福州の海関が本当に夷税を割り引いて〔外国商人を〕招きよせ、脱税を野放しにし、寧波の海関が貨物や米糧の海洋への搬出に対し、まったく規制を加えようとしていないのなら、外国商人は利益だけを求めるものだから、勢い上海を捨てて寧波と福州に向かうことは必至である。もしこちらで不足してもその分がそちらで増えるなら、たがいにくみ注げるから差し支えはないが、おそれるのは、寧波も福州も積年の弊害がひどく、そのままの状態が続くことで、そうなれば上海の関税はたちまち不足し、寧波・福州もほとんど増えず、あらゆる局面で掣肘をうけ、外国人の税率削減の計略にまんまと陥って、こちらの軍費が続かなくなり、手の施しようがなくなろう。……福州將軍・閩浙總督、浙江巡撫に脱税を嚴重に取り締まり、税則にしたがって画一に徴収させるよう、……勅命を下されたい。そうすれば、五港の徴税方法に相違がなくなり、夷税も日々不足をきたすことはなくなろう。⁽⁹⁹⁾

ここで彼らが憂慮するのは、福州と寧波での取締がまったく不十分なため、上海の貿易が両港に奪われるうえに、夷税収入全体が減少することであり、その対策として、両港における税則にしたがった「画一」的な徴税を提起している。直接に外国人税務司制度に触れるところはないけれども、上海では外国人税務司制度によって税則を遵守した徴税が行なわれている状況に鑑みれば、両港でなされるべき「画一」的な徴税とは、江海関にならったの「画一」化という意味としか考えられないであろう。すなわち江海新関の制度はそのままにし、よしんばそれと同一でなくとも、同じ程度に有効な方法を両港にとらせて、徴税に相違をなくすという手順になるはずである。こうした上海当局の課題認識は、その関心の置きどころはまったく異なるものの、結果として外国商人の「存続論」とほぼ一致した内容になっているのである。

もちろん上海当局が待みとしていたのは、夷税ばかりではない。これよりさき、太平天国鎮圧のための財源として、釐金が創設されたのは周知のとおりであるが、このころになると、上海でも着々と釐金徴収機構が設けられつつあった。その課税対象はほとんどすべての交易商品に及び、外国と貿易される貨物もその例外ではなかった。一八五六年半ばの報告によると、上海の釐金徴収には、絲茶局・城局・郷局の三局が設けられており、文字どおり絲茶局は茶や生糸などの釐金をもっぱらに徴収するもの、城局は県城内外の商業、なかんずく大豆業者に対するもの、郷局は閩行鎮に置かれ、郷鎮の商人から釐金を徴収するものであった。そのうち絲茶局は「他局に甲たり」と称せられたように、主要輸出品で

もあつた生糸と茶に対する釐金をもっとも重要なものであつた⁽¹⁰⁰⁾。ここでは、その徴収のしくみが問題となる。

生糸と茶に対する釐金の徴収がはじめられたのは、咸豊四（一八五四）年の秋のことであるが、はかばかしい成果があがらなかつたため、上海知県黄芳は江海関に海関税と一括して徴収、送金させるよう提案した。これを一つのきっかけに、咸豊六年六月から七年にかけて釐金が増額され、その徴収機構も整えられてゆく。枝葉末節を省いてごく簡単にまとめると、それはまず江海関の分局たる南北両卡の属吏たちに、通過する生糸や茶の数量を調べさせ、そのうえでこれらに課せられる釐金の納入と送金は、新たに商人のなかから選ばれた董事が責任をもって行なう、というおよそ二段階の手順からなつてゐた。第一の手順は黄芳の提案を認めたもの、第二はあらためたものであろうが、ともに生糸・茶の釐金徴収機構の主たる特徴をなす。第一の手順のように規定されたのは、先述のように南北両卡では夷税の徴収のため、生糸や茶の数量を記入した聯単が発行され、外国商人と取引されたなら、外国人の司税からも験単が交付されるため、釐金の課税対象となる生糸・茶の把握は江海関で行なうのが、もっとも便利かつ正確であつたからであろう。第二の釐金の納入と送金が董事に委ねられたことについては、その理由として南北両卡の胥吏が徴収や送金まで直接に扱えば、その権限が大きくなりすぎて不正の温床になる、といわれている。けれどもこの点に関していっそう注目すべきは、それまで上海県丞の監督のもと釐金徴収にあつてきた前董事金桂らのやり方が宜しきをえなかつたと評価されていること、そして彼らに代わつて董事に選ばれたのが、楊坊ら四人の有力商人であつた⁽¹⁰¹⁾ことである。

このとき生糸・茶の釐金を最終的に負担してゐたのは、絲棧・茶棧である。咸豊六年五月末までの決算で銅錢二五〇〇〇貫文あまりにのぼる釐金の未納分は、絲棧・茶棧の帳簿によつて確認され、ほかならぬ絲棧・茶棧の未納額として計上されている⁽¹⁰²⁾からである。この絲棧・茶棧は主に洋涇浜に建てられたもので、前註(50)でも触れたように、一般的な号商のなかから外国商社との取引に特化してきた仲買・倉庫業者であろう。前董事金桂らの身許やその実務の内容は詳らかではないが、新たに絲茶局の董事となつた楊坊らは、絲棧・茶棧のリーダー格であつたと考えられる⁽¹⁰³⁾。したがつてこの董事の交替は、實質的に生糸・茶の釐金納入の責任を、その取引でもっとも勢力のある商人たちに特定して負わせるという措置であり、そしてそのほうが有効な徴税方法であつたことを意味していよう。この措置の原理は、第一章および前章第一節で論じた粵海関における洋行から特化してゆ

く外洋行の場合と同じである。そして揚坊をはじめとする絲棧の領袖たちが、やがて釐金納入の責任を負ったのを利用して絲業会館を結成すること、またそうしたギルドが内地流通を独占、支配してゆくこともすでに明らかにされている。その詳細は本稿の範囲を逸脱するので立ち入って論じないが、商人が徴税の責任を負わされることを通じ、ギルドを結成して独占を組織し、流通を支配するに至るあり方が、内地で通用していたことは確認しておこう⁽¹⁰⁴⁾。

以上から読みとれるのは、夷税と釐金は課税対象が同一の商品であり、それが運搬される経路、ひいては把握・算定される場も重なりあい、さらに前註(67)にも触れたように、おそらく中国商人が一括して同じ海関銀号に納入する⁽¹⁰⁵⁾場合があったにもかかわらず、これらをまったく別個の徴税として行なう江海新関と絲茶局が分立したことである。この重複と分化は、けっきょく夷税と釐金それぞれの納税の担い手のあり方に基づくものであろう。いうまでもなく前者は外国商社であり、後者は絲棧・茶棧に代表される中国商人である。両者は上海という場で取引をともにし、外国商社の買辦であれば同一人物であった可能性もある。これが重複する局面である。その一方で両者は、対外貿易と内地流通というように主要にかかわる市場をそもそも異にし、それぞれに別の倉庫をそなえていた。これまで見てきたように、海関の課税が貨物を集積する外国商社の倉庫を主たる対象にしたことに鑑みれば、これは分化の局面といえる。この場合、たとえ夷税と釐金の納税者が同一人物であっても、その資格はそれぞれにおいて使い分けられるべきであり、今日買辦と通称される中国商人の地位が、当時からすこぶる曖昧かつ複雑なものとなされた⁽¹⁰⁶⁾一因も、そこから説明できよう。

このような重複・分化が混沌とした状況を、前節に見た外国商人の「廃止論」「存続論」とつきあわせてみると、両者とも上海という場で夷税と釐金とが重なりあう部分しか問題としていないことがわかる。前者は夷税の厳格な徴収を廃止して、釐金を中心とする内地通過税に一元化しようとするもの、後者は釐金を規制して、夷税に一括していこうとするものである。このような夷税か釐金か、との択一的な考えに対し、上海当局者は、財源確保という動機も大いに手伝って、夷税も釐金も、というものであった。言い換えれば、夷税と釐金の分化のほうにむしろ重きを置き、それを意識的に助長し、夷税は夷税、釐金は釐金であって、互いにかかわりはないとする考え方であった。一八五七年、イギリス領事ロバートソンが釐金は実質的な増税であると抗議したさい、「中国商人が自発的に寄付しているものであり、外国商人に不都合なところはない」、あるいは「外国商人とはかかわり

がない」とする態度を決してくずそうとしなかった⁽¹⁰⁷⁾のは、こうした考え方によるものであったのである。

小結

開港当初の上海では、まず粵海関の旧外洋行制度にみまがう特許方式による夷税の徴収が行なわれようとした。それを条件づけたのは、やはりあたかも旧外洋行のように、南茶棧や怡生行に代表される大規模な仲買・倉庫業者が、中国内地の商人と外国商人の間に介在したことにある。こうしたいわば上海の広東化の趨勢は、イギリス領事も危惧するところであったが、まもなく一頓挫をきたし、それと並行し、夷税を区別してもっぱらその徴収にあたる新たな機構が形成される。ところがそこでは密輸や脱税が横行し、その弊害を防止、除去すべきものとして、外国人税務司制度が創設されるのである。

以上の過程で注目すべきは、貿易取引構造と夷税徴収機構の関係である。一八四〇年代中に上海の広東化が終焉したのは、外国商社の倉庫所有と内地購買制度の流行による取引構造の変化に起因するものであった。これと時をほぼ同じくする江海新関の設立は、そもそもその動機はどうあれ、租界内に設けられて夷税を専門に扱ったことにも窺われるように、そうした取引様式の変化に対応すべきものとして位置づけられた。しかしそれまでごく当然のものと考えられた旧外洋行的な徴税方法が不可能となつては、新関当局には徴税を有効に実現する手段は容易に思いつかなかつたし、また規定どおり徴税を行なわねばならないとする動機にも乏しかった。広東人が多数を占めた海関吏と納税者が直接に交渉したことを主因とする密輸や脱税は、そうしたところに醸成されたのである。やがて内乱鎮圧のため、夷税を確保せねばならないという認識が清朝側に生まれると、江海新関の問題は、有効な徴税手段をどのように補うべきかという一点にかかってくる。外国人税務司制度はまさしくそのために考案されたものであった。そしてこの制度はそれまでに形成されていた夷税徴収機構の一部として、課税額と徴税額を正確に把握し、それに基づく納税を外国商社に義務づける機能を有したにすぎないものであった。

このように見てくると、外国人税務司制度の設立に関し、これまでの研究でしばしば論じられるような関税行政権の奪取という位置づけは、問題の設定そのものが歴史的事実に即していないことが看取でき、そうした結論は成り立つべくもないであろう。またこの見解と対立するフェアバンク氏の梓組にも問題がある。氏は上海の広東化の時期を一八五〇

年代初頭に置き、それを克服した条約国協力体制の形成の所産としての、また「法の支配」実施の主体としての外国人税務司制度の設立、という推移を想定する。しかし前述のように、広東化は四〇年代に終わっていたのであるから、外国人税務司制度はそれに具現化される清朝的な体制の克服をめざしたものではありません。また外国人税務司制度は、夷税徴収機構の一部を占めるもので、条約に基づく課税を実施するという役割も、それまでの夷税徴収機構の運用をあらためる一手段にすぎなかった以上、清朝的な体制とあい対する体制の象徴とまで位置づけることはできないであろう。

それにしても、外国人税務司制度による合法的な課税と厳格な徴税は、当時は各方面から衝撃をもって迎えられたものであった。そこから惹起された議論は、外国商人の「廃止論」と「存続論」、および清朝上海当局の主張にまとめられる。これらの議論から上海の外国人税務司制度をとりまく状況が浮かびあがってくる。その一つは福州をはじめとする他港の夷税徴収の実態であり、それとこの制度とのかかわりである。第二に輸出と輸入、およびそれらと内地流通をむすびつける上海の経済的な位置であり、そうした中英間の通商における上海の中心港化という動向と外国人税務司制度との関係である。第三は上海での釐金を主とする内地通過税と夷税の関係であり、両者の重複と分化をいかにとらえるかという問題である。三者あい通ずる部分を取りあげ整理すれば、その外国人税務司制度に対する将来的な関心がいずれも、この制度と上海以外の条約港、ならびに内地通過税との関係をどのように調整するか、に収斂していることがわかる。そこでの外国商人、清朝当局それぞれの利害には一致するところもあれば、対立する側面もあったが、それはアロー戦争を終結させる天津条約・北京協定の交渉・締結を通じて、一応の妥協がはかられてゆく。それがとりもなおさず、洋関形成の契機となるのであるが、その叙述は次章に譲られるべき課題である。

第四章 総稅務司の設立と洋関の形成

はじめに

清末中国の政治・外交・經濟などのさまざまな方面において、洋関および総稅務司ハートの果たした役割の大きさは、あらためて強調されるまでもなからう。これを中心に据えた体系的かつ包括的な研究も、これまで少なからず発表されてきた⁽¹⁾。そうした現状でお検討すべき問題として残されているのは、上海の外国人稅務司制度が総稅務司を長とする清朝の機関としての洋関へ発展してゆく過程の分析であろう。もちろん従来の研究が、それを閑却に付してきたというわけではない。初歩的な事實關係だけならば、既往の詳細をきわめた論述によって、我々共有の知識となっていよう。しかし総稅務司が設けられ、洋関が形成される具体的な契機を問題にするならば、それは十分に解明されたとは思えない。いま一度その過程を跡づけつつ、ともすれば見すごされてきた事實關係を指摘することが、本章の第一の課題となるであろう。

また他方にはハート個人に焦点をあて、彼の多彩な活動を詳細に明らかにした研究が存在する⁽²⁾。これらは清末における独特な総稅務司の地位がハートの登場とともに設定され、彼がそれを独占しつづけたという事実によって、彼一人の伝記にとどまらず、ひろく洋関制度史をも叙述する結果となっている。しかしそこでは、彼が立脚した地位まで彼個人に還元されて、総稅務司というポストそのものに対する考察は、いささかなおざりになっている感が拭えない。さしあたり彼と総稅務司を切り離して考えないと、総稅務司という地位の特質、そしてそこでのハートという人物、この両者のかかわりと位置づけは、かえって不分明になってしまう。そうした問題をここであわせて考えてみるのも、あながち不要な作業ではあるまい。本章においてこれまでの膨大な研究を全面的に批判し、あらためて洋関と総稅務司を位置づけなおし、その中国近代における再評価を試みるなど、もとより企て及ぶところではない。けれどもそうした包括的な研究をすすめるさい一助となるような展望は、以上の作業を通じて提示できると考えている。

第一節 アロー戦争と外国人稅務司制度

前章第四節で述べたとおり、外国人稅務司制度は当時の上海の外国人社会において、存

廃相対立する侃諤たる論議の的となっていた。折しもそこに勃発したのがアロー戦争であり、そこでの条約改訂交渉において、この制度が俎上にのぼされるべき懸案の一つとなったのも、いわば当然のなりゆきであった。いうまでもなくこの交渉全体をリードしたのはイギリスであり、外国人税務司制度にもっとも大きな関心をもっていただけのも、やはりイギリスであった。したがってまず、アロー戦争におけるイギリスと清朝の間の折衝において、イギリス当局が外国人税務司制度に対し、いかなる見解をもっていたか、またどのように手を加えようとしたのか、を見ておく必要がある。

当時のイギリス側にとって主要な問題とされたのは、第一に、司税の江海新関行政に対する外国商人の意向、そして第二に、上海駐在のイギリス領事との対立を惹起せしめる一因となった司税の法的身分の曖昧さ、つまり司税は実質的な任命権を有した英米仏三国の領事と清朝の江海関当局とのいずれに従属するのか、という二点に整理される⁽³⁾。

まず第一の点に関しては、すでに前章で通商面における外国商人の関心から言及したところであるが、いま一度イギリス当局の考え方とのかかわりから触れておこう。「廃止論」の主張は、外国人税務司制度の廃止を通じて、上海と他港との対等化をめざすものであったが、純粹にそうした考えからだけのもではなかったようにも見うけられる。ラッセル商会をはじめとするアメリカ商人が駐華弁務官パーカー (Peter Parker) に送った書簡によれば、

中国における海関業務は、中国人が管理していれば容易に処理され、急を要する場合には、手早い事務処理と船積みの迅速さにおいて大いに有利なのである。しかし司税によって設けられた、綿密にして若干の点において煩瑣な諸規則により、この利点は失われている。これはそれ自体、我々にとって少なからぬ損失となる。⁽⁴⁾

とある。それまでの清朝の海関行政では、外国商人の多くは大規模な脱税を行なっても、ほとんど咎められることはなかった。いわば不正が常態となっていたから、一転して規則を遵奉し、あらゆる不正を摘発して憚らない司税が設けられると、みずからに不利なものとして、これを敵視したとしても不思議ではない。上の文にはそうした感情も多分にこめられていよう。いずれにしても「廃止論」は、上海におけるそれまでの不正な慣行の復活を期待する側面もあったのである。

イギリス政府は「廃止論」にそうした企図が含まれている以上、それに対し冷淡にならざるをえなかった。外相クラendonは前章第四節に見たように、すでに一八五五年の段階で、外国人税務司制度そのものには支持を表明していたし、この条約交渉にあたって全

権エルギン (James Bruce, eighth Earl of Elgin and twelfth Earl of Kincardine) に下した訓令においても、「実際、イギリス臣民は、何らかの不正な取引に従事したなら、その後累から保護を加えられるべきではない」⁽⁶⁾ という基本的な立場を明らかにしているからである。また現実に交渉に従事したエルギンも、上海でこの制度を目の当たりにすると、「上海では輸出入いずれにおいても、徴税がきわめて正当かつ公平に行なわれている。……そのうえ正直な〔外国〕商人にとっても、いかがわしいと知りつつ不正手段に訴えるようなことなく、儲けられるので恩恵となる」⁽⁶⁾ と報告しており、明らかに外国人税務司制度の有力な支持者となった。しかもイギリス側の条約交渉の実権を掌握したのは、彼に随行した司税出身の通訳官たるウェード (Thomas F. Wade) とレイであった⁽⁷⁾ から、イギリス当局が「廃止論」を支持するなど思いもよらなかったのは、当然であったのかもしれない。

一方「廃止論」と対立する「存続論」は、駐上海イギリス領事ロバートスンも、「外国商人の感情は総じて、〔上海の〕外国人税務司制度に好意的である。それはみなを同等の立場に置いているからである」⁽⁸⁾ というように、主流派的な勢力を形成していた。そうした状況において、上海商業会議所がエルギンに提示した意見を見ると、

対外貿易に開放されているすべての港は、徴税に関してはまったく同一の地位に置かれるべきである。一八五四年七月に上海に設立された外国人税務司制度は、いまのところ例外的なものである。……この制度が新たな協定のもとでも存続するとしたら、それは全開港場に適用されなければならない。そうした適用の障害となるかなりの困難、なかんずく有能な通訳の数の不足から生ずる問題があるように思われるけれども、この制度は最良のもので、上海でこれまで円滑に機能している。⁽⁹⁾

とあり、慎重な姿勢を崩さないなかにも、その主張を巧みに織り込んでいる。外国人税務司制度を他港にも導入することで、上海と他港との対等化をめざす「存続論」者は、パウリングの福州交渉が失敗したため、当面、目標実現の見込みがなくなっていた。この条約交渉は彼らにとって、その恰好の機会ととらえられたであろう。それゆえイギリスの交渉当事者は、外国人税務司制度を維持しようとするれば、まず外国商人の多くが支持する「存続論」を承けて、この制度を上海以外の条約港に導入する手を打たねばならなかったのである⁽¹⁰⁾。

このように条約改訂交渉にあたって、外国商人の意向としてイギリス交渉当事者がとり入れたのは、ほぼ全面的に「存続論」の考え方であったといつてよいであろう。しからば

彼らの考えがまったく「存続論」者の外国商人と同じであったか、また「廃止論」がこののちまったく問題にならなかったかといえば、必ずしもそうとは限らない。イギリス当局の立場からすれば、その外国人税務司制度への支持は、清朝政府を支持するという方針の一環としてあったものであり、条約港の通商に限って言えば、すでに南京条約の締結当時より、中国貿易の正常な発展を促す観点から、多かれ少なかれイギリス駐華当局が考慮してきた、そこでの秩序を維持し、外国商人による条約権利の濫用を統制する⁽¹¹⁾、という方針とつながってくるものであった。外国人税務司制度に関して、表面的には「存続論」でまとまったかに見えるイギリス側の態度は、外国商人が清朝官吏の活動に規制を加えようとしたのに対し、イギリス当局が外国商人の活動を拘束しようとする点で、すでに深刻な矛盾を孕んでいたというべきであろう。それが早晚露呈するのも免れないところであったが、それはアロー戦争が終結し、局面が変わってからのことであるので、詳しくは後述に譲ろう。

第二の司税の法的身分の問題については、イギリス側はすでに一定の結論を出していた。外国人税務司制度が設立されると、その実権は当初よりイギリス人司税ウェードが握ったが、在任一年で彼が辞職すると、イギリス領事に与えられていた選任権を無視して、レイがその後任に就き、精力的に業務を遂行していた。入港船舶の扱いに対する領事と司税の権限の未分化などに加えて、こうしたいきさつもあってか、ロバートソンは独断専行に傾きがちなレイの活動にきわめて不満で、海関からの領事宛書翰を封も切らずにつきかえすことさえあえてしたという⁽¹²⁾。そうしたなかイギリス本国政府は、一八五五年九月、ウェードからレイへの更迭を正式に認めるにあたり、司税は事実上中国の官吏であって領事に従属するものではなく、領事の司税に対する生殺与奪の権限は、これを否認するという見解を示し、イギリスと外国人税務司制度とのつながりを断ち切ることにした⁽¹³⁾。ただしこれが当時においては、イギリス政府の一方的な措置であり、清朝側を何ら拘束するものではなかったのは、いうまでもあるまい。

そのため条約交渉のときにも、こうした司税に対する領事の任命権や干渉権は、現地においては再び問題とならざるをえなかった。なお江海関での不正が根絶されていないと見ていた駐寧波副領事メドーズ (Thomas T. Meadows) の見解に、

外国人税務司制度は……事実上外国によって保守されているのも同然で、……その権力、尊厳、有用性はまったく外国の与えた人員、援助、支持によっている。それはあらゆる健全な行政からその主要な機能を奪うものである。……中国人の無能にとまな

う腐敗なら、克服されうるものであるので堪えられるであろう。しかしもし腐敗が外からの力で支持されたとしたら、その弊害はあまりに甚だしく堪えられないものとなるろう。⁽¹⁴⁾

とあるように、領事の任命権や干渉権は、この制度のあり方そのものにまで批判が及ぶ有力な論拠にもなっていた。かつて司税レイと鋭く対立しつつも、外国人税務司制度の機能の有効性まで否定しなかったロバートスンも、「その原理は健全で望ましいものとは思えない」とメドーズと同様の考え方を示し、司税の存在自体が外国商人の正直さに対する非難を含意すること、関税の軽減もしくは全免によって外国人税務司制度を廃止しうること、を進言している⁽¹⁵⁾のである。

クラレンドンは条約交渉に臨んで、この問題について明確な指示を出していないけれども、エルギンに対する訓令には、「イギリス領事館当局が、中国当局の意志以上に、中国の関税収入に大きな保護を加えようとするのは、その義務ではない」⁽¹⁶⁾と述べており、一八五五年当時の方針に大きな変更は加えていなかったようである。外国人税務司制度を支持するエルギンは、この一節を解して、

クラレンドン卿は関税徴収において、中国政府を補佐するイギリス人の雇用には反対しなかった。彼が反対したのは、そうした人々の任命にイギリス領事が干渉することであった。というのは、イギリス政府が彼らの行為に対して、何らかの責任を負うことになるからである。⁽¹⁷⁾

と考へた。外国人税務司制度を存続させるのであれば、上のような現地外交官による批判が一方に存在することをも斟酌して、清朝との条約において明確に司税の地位を規定しておくのが望ましかったであろう。かくしてエルギンは、

イギリス領事が中国側の関税徴収に協力しなければならないという南京条約の条款を省き、……徴税のために必要とする手段を採用し、雇用に適当なイギリス人ないしは他国人を選任する権限を中国政府に委譲する。⁽¹⁸⁾

という方針を決定する。「南京条約の条款」とは正確には前章に触れた「干渉権」を指すが、これはオルコックが外国人税務司制度を考案したさいにも、領事による司税任命の根拠としたものである。それを否定するのはとりもなおさず、領事と司税との関係を断ち切ることであり、ひいては、外国による中国の海関行政への関与から招く批判と責任を回避しようという企図をこめたものであった。そして司税任命を清朝側に委ねたのも、明らかに外国人税務司制度の存続を前提としたものであり、それまでと同様の運用と機能を期待

していたのである。

以上に論及したように、上海における外国人税務司制度に内在した問題の対策として、イギリス側が要求したのは、この制度の全開港場への導入と司税任命の清朝側への委任であった。一八五八年一月八日に調印された、天津条約の附属協定たる通商章程善後条約の第一〇条⁽¹⁹⁾（以下、「章程」と略す）には、こうして、

イギリスとの通商において増加しつつある中国の関税収入の確保にもっとも適当と思われる方法を採用するのは清朝政府の随意であるが、ここに全条約港において画一的な制度を施行すべきことを協定する。

したがって、清朝政府から任命された対外貿易を管理する大臣は、随時みずから、または代理の者を派遣して、諸港を巡回し、海関収入の管理、密輸の防止、……において自身を補佐するのに適当と認めるイギリス臣民を、イギリス当局の提案や推薦にかかわらず、みずからの裁量で選任することができる。

と規定されたのである。この条文が上に見たイギリスの要求にほぼ照応しているのは、容易に看取されるところである。けれどもこのような規定が、清朝政府と結ばれた条約において明文化されたという事実を考えるならば、「章程」の表現からみるかぎり、次のような疑問が浮かびあがらざるをえない。清朝側にとって「もっとも適当と考える方法」が、なぜ条文の後段で自明のように示される外国人税務司制度であったのであろうか。またなぜこの「章程」が定められてまもなく、総税務司というポストが設置され、洋関という機関が形成されるのであろうか。「章程」がイギリスの要求を具体化したものにすぎない以上、これらの問題の解答は、外国人税務司制度に対するイギリス側の認識とは別のところに求めなければならない。したがってイギリスの働きかけに対応するところの、清朝側の態度およびその推移を見てゆく必要がある。

第二節 清朝側の態度

周知のようにアロー戦争当時、清朝政府内部は交戦国たるイギリスとフランスに対する「主戦派」と「和平派」に分かれていた。天津および上海において、これらの国との交渉の矢面に立たされた内閣大学士桂良は、英仏連合軍の武力には到底敵しえないことを慮り、巧妙果敢なる和平工作を展開する。彼の立場を強く支持したのは、両江総督何桂清をはじめとする上海の地方当局者たちである。このときすでに通商の中心地であり、外交交渉の

一拠点ともなり、したがって外国との接触が多く、かつまた太平天国軍の脅威が身近に迫る上海という場を背景に和平を主張したのである⁽²⁰⁾。彼我の力関係を認識し、つねに現実主義的であった彼らが唱えた和平論は、海関についても言及するところが少なくなく、すこぶる示唆に富むものである。

桂良が外国との交渉において、つねに念頭に置いていたのは夷税収入の問題である。彼は天津条約締結の直前、吏部尚書花沙納と連名の奏文において、外国とは戦えない理由を五つ列挙している。そこで軍費の不足と関税との関係について、

国内の匪賊がなお鎮圧されていないうちに、外患まで起これば、軍隊の徴発もままならず、軍費の調達も容易ではなくなろう。以上が戦争してはならぬ第四の理由である。各国となるべく早く講和して、すみやかに通商できるよう協議すれば、関税収入は日一日と充足し、軍費も賄えよう。講和せず戦いに及べば、門戸を閉ざすには至らなくとも、税収は限られてしまい、江南の軍隊が食糧を求めて悲痛な叫びをあげても、対処するすべがなくなるであろう。これが戦争してはならぬ第五の理由である。⁽²¹⁾

といている。これは彼ら独自の着想というよりも、江南の実情を踏まえたうえで、それを対外関係とのかかわりにおいて、ありのままに伝えたものにすぎないであろう。前章第五節に見たように、すでに一八五四年ごろより江蘇省の軍費は、ほかの財源からの充当は期待できず、その大部分を夷税と釐金に仰いでおり、このときになっても、それに大きな変化はみられなかった⁽²²⁾。こうした状況に鑑みれば、軍費をいっそう必要とするばかりか、夷税収入を大きく制限することにもなる外国との戦争は、内乱の鎮圧と矛盾するほかなかったであろう。

そのため彼らは、夷税収入を減少させようとする動きには、それがたとえ外国との戦争でなくとも反対せざるをえなくなる。一八五八年六月に天津条約がいったん締結されたのち、「主戦派」を中心とする北京朝廷は、そのもっとも承服しがたい第二条の外国使節の北京駐在、第九条の内地旅行、第一〇条の揚子江の開放、特別条款の賠償金の支払という四項目の取消を、いわゆる上海での税則会議において、夷税の全免を代償にして実現しようとはかった。桂良や何桂清らがこうした方針に対し、全面的な反駁を加えて咸豊帝らの指示に従わなかったのも、けだし当然であろう。ただしこのときになると、彼らの反駁には内乱の鎮圧とのかかわりのみにはとどまらない論点が含まれてくる。

彼らは夷税全免に対して「憂慮すべきもの」一〇カ条をあげているが、そのうちまず注目されるのは、夷税収入の位置づけである。

外国人は毎年四〇〇〇余万両の税銀をえている。いま我々の免除する額は数百万両で、必ずしも彼らの心を動かせるとは限らないにもかかわらず、彼らの富を増してしまう結果になる。そうなれば富国強兵の利権は、見返りもなくそっくり外国に授け与えることになろう。⁽²³⁾

夷税は彼らの考え方によれば、「富国強兵の利権」たりうるといのである。彼らはこの「富国強兵」の内容として別の奏文で、清朝が外国に対してその主張を貫徹するには、まず軍隊を精強にし、軍費を充実し、兵器を強化する必要がある、とも述べている⁽²⁴⁾。これにはみずからの和平方針の弁明も含まれてはいるが、いずれにしても夷税が、当面の内乱鎮圧に不可欠なばかりでなく、将来的かつ対外的な局面において必要となる財源と見ているのは間違いないであろう。また「夷税はきわめて巨額であり、外国人から徴収しないとなれば、その分を中国商人から徴収しなければならなくなる」⁽²⁵⁾というのも、一つには、夷税が財政的に重要な地位を占めるとの考え方によるものとみなせよう。

上の引用文のうちいま一つ注意を惹くのは、夷税の全免が外国人を富ませても、「必ずしも彼らの心を動かせるとは限らない」という部分である。この文では「外国人」と一括しているためわかりづらけれども、これよりさき何桂清が単独で上った奏文と照らしあわせると、その含意が明瞭となろう。

外国人のうち中国を往来し貿易する者は、「夷商」という。各条約港での「夷商」の貿易を統轄し、彼らの利益の一部をとって自国の財政に供する者は、……我々は「夷酋」とみなす。領事たちは「夷酋」に属する人々である。だとすれば「夷酋」と「夷商」は、別のものに分けて考えるべきである。……夷税は「夷商」から出るもので、「夷酋」とは関係ない。もし輸出入税を免除すれば、「夷商」はもとより喜んで従おうが、「夷酋」はやはり感激は覚えないであろう。⁽²⁶⁾

このように「夷酋」と「夷商」、すなわち外交官と商人をはっきりと区別しており、「心を動かせるとは限らない」のは、とくに交渉相手のイギリス外交官についていったものである⁽²⁷⁾。これは一般論として、外交官と商人との性格の違いを論じたというよりも、このときの上海におけるイギリス側交渉当事者の姿勢が、少なくとも夷税をめぐるでは、外国商人の利害と微妙に異なっていた点をつかんだものとするほうが適当であろう。

イギリス交渉当局が外国人税務司制度を存続させる方針であったのは、前述のとおりであるが、それが清朝の財政とまったく無関係であったわけではない。クラレンドンは訓令のなかで、「〔イギリス側が〕中国側の関税収入を保護すべき何らかの義務を負うのを控

えねばならぬ、とあまりに強く説くわけにもいかない」⁽²⁸⁾と、関税収入という清朝の財政事情にも配慮をにじませているし、またエルギンはそれをうけて、「財政的な観点からすれば、上海で機能するこの制度は、中国政府にとって有利にはたらし、それによって政府は、多大な関税収益をあげている」⁽²⁹⁾と述べている。つまり外国人税務司制度の存続は、清朝がそれを通じて、夷税収入をひきつづき獲得することを認める意味をも含んでおり、いわば清朝支持を財政面で表現するものでもあったのである。こうした点において、何桂清らの夷税収入に対する見解は、イギリス当局の方針と合致する側面を有しており、何桂清や桂良がそれを察知していたとしても不思議ではないであろう。

それでは彼らは、イギリス側の議論で夷税収入と不可分の関係にある外国人税務司制度そのものについては、どのように見ていたのであろうか。それに直接説き及ぶ言は少ないが、夷税そのものの全免か存置かが問題となっていたからには、彼らの主張のなかに、夷税の徴収にあたる外国人税務司制度に対する考え方も織り込まれているはずである。いわゆる「憂慮すべきもの」の第七条には、

外国人はほかの事にはいつもきわめて狡猾であるのに、ただ納税においてはなお公平である。うまく対処できれば、けっきょく彼らが法を乱すまでには至るまい。⁽³⁰⁾
とある。この状況はいうまでもなく、外国人税務司制度が実際に機能していた上海という場におけるものであり、「公平」な「納税」とは、外国商人たちの自発的な行動というよりも、むしろ司税による徴税の結果と解すべきものであろう。だとすれば将来、外国商人が「法を乱すまでには至」らないのも、外国人税務司制度の機能を根拠にしてはじめて予想できる見とおしということになる。こうした点について何桂清は、

関税の徴収を「稽徴」というのは、貨物の輸出入が規則に違反していないかどうかを「稽查」したうえで、その税を徴収するからである。もし輸出入品の貨税を徴収しなければ、取り締まる手段がなくなり、ついにはイギリス人たちに中国内地の貨物を、内地においてほしいままに取引させることにもなりかねない。中国の利権はすべてイギリスのものとなり、中国は民は困窮し、財は尽きることとなろう。……レイは外国人のなかでも、もっとも狡猾な者である。咸豊五年の冬、前江蘇巡撫吉爾杭阿がイギリス公使に通知して、彼を江海関の司税に登用し、給与の点で優遇すると、彼ですら感激を覚え、中国のために脱税を取り締まった。そのため近年の夷税は、開港当初に比べれば三～四倍に増加した。レイは外国人に憎まれるのをおそれたので、イギリス外交官に随って天津に行き、猖獗をきわめ、外交官におもねって、公平なところを見

せておいた。⁽⁸¹⁾

と説明し、夷税徴収においては「稽查」、外国商人の取締が重要なのであり、江海関においてはそれが、司税レイの働きによって成果をあげていたことを指摘する。すなわち外国人税務司制度は、外国商人から憎まれると見られたほどその活動を規制するものであり、またそうした機能によって、夷税収入の増加がもたらされているとするのである。彼らが夷税収入の増加ともむすびつく外国商人取締の側面からも、この制度を大いに有用視していたことは間違いなからう。そしてこうした考え方が、前節でみたような外国商人の統制の点から外国人税務司制度を支持したエルギンらの見解と暗合するのも、もはやいうまでもなく明らかであろう。

ただし何桂清らがそれまでの外国人税務司制度において不満であったのは、司税の選任権が公式には、依然として外国側に掌握されていることであった。司税ウェードが辞任したとき、江蘇巡撫吉爾杭阿がイギリス領事の選任権を無視し、その後任にレイの就任を求めて認めさせた⁽⁸²⁾のも、それを奪取しようとの企図を含んでいたことは疑いない。それ以後、イギリス本国の見解は、司税が「中国の官吏」であるとして、領事の任命権を否定しながらも、清朝当局はいまだそれを有していないという曖昧な状態となる。司税が外国商人の活動を取り締まる役割を担う以上、その選任を名目のうえでも外国領事に任せておくわけにはいかないと考えるのは当然である。はたしてこの条約交渉で、上海の税則会議にあたり、清朝側の中心となっていた按察使署上海道台薛煥⁽⁸³⁾が「とりわけ、担当の中国官憲が自身を補佐するのに適當と認める外国人を、任意に雇用できるのかどうか問い合わせて」おり⁽⁸⁴⁾、彼らの憂慮がなおこの点に存在していたのは明白であろう。だとすれば、公式に司税任命を清朝側に委ねようとするイギリス側の思惑も、清朝側の利害と一致していたことになる。

桂良が老獪な工作で、咸豊帝をはじめとする「主戦派」の圧力を緩和し⁽⁸⁵⁾つつ、通商条約善後章程の締結にこぎつけたさい、イギリスの要求を具体化した「章程」をほぼそのまま呑んだのも、彼らの主張がそれとほとんど合致していたことによるものである。通商条約善後章程の内容を北京政府に報告した文書には、條款ごとに桂良らの解説が付けられており、「章程」については次のように見える。

江海関では咸豊四年にイギリス領事に通知して、イギリス人一名を推薦させ、彼に俸給を与え、海関事務を補佐させ、脱税を取り締まらせて以来、夷税収入は増え、顕著な効果があった。いま定めたのは、各港一律にこのやり方を実施し、〔補佐する外国

人は) 総理通商大臣がみずから選任し、外国当局の推薦を許さないというものである。その任期の長短や進退はすべてこちらの自由であり、外国人の虚実や挙動もまた、そのあらましが次第にわかるようになる。 (86)

夷税収入および外国商人の脱税の取締への評価を述べるとともに、交渉の成果として、司税の任命権接收をもっとも強調しており、これまで見てきたような外国人税務司制度に対する彼らの考え方が、これによっても確認されるであろう。

しかしここで問題が残るのは、イギリス側の要求の一つの柱であり、以後清朝側の手で実施すべしとされた外国人税務司制度の全条約港への導入に関してである。それは上の引用文においては明確に認容されているものの、彼らの議論を一瞥したかぎりでは、ほとんど頓着していない印象をうけるのである。前章第五節で述べたように、江蘇省当局は一八五六年の段階ですでに、上海の夷税収入確保のため、他港にも外国人税務司制度を導入するのが望ましい旨、表明していたから、イギリスの要求をうけ入れたこと自体は、もちろん不思議ではない。けれどもこのとき桂良や何桂清らが、それを外国との条約で定めたいと実行するさい、問題が何も生じないのかどうか、にまで注意を払っていたようには思われない。言い換えれば、「章程」の規定を文字どおり実行できるかどうか、をあらかじめ考慮せずに、合意してしまったようにも見えるのである。それが一八五九年に入って問題となってくる。

第三節 総税務司の設置

条約交渉中から困難をきわめていた「和平派」の立場は、桂良の工作によって一八五八年末にようやく好転し、条約港での通商および外交の事務を統べる広東の欽差大臣の資格は、一八五九年初め「主戦派」の両広総督黄宗漢から上海へ移されて、両江総督何桂清に与えられた (87)。これによりさしあたっての「章程」の実施も、欽差大臣何桂清をはじめとする上海の官人たちの責任となったわけである。そうなってまもなく、彼らは「章程」の規定と既存の官僚体制との間に矛盾が存在することに気づいたようである。のちに何桂清に代わって欽差大臣となった薛煥の言には、

前〔欽差〕大臣何桂清は「章程」に、通商を統轄する〔欽差〕大臣が外国人を招聘して税務を補佐させる、という文言がある以上、もし各港で雇用する外国人をみな欽差大臣が選募すれば支障が多く、また他港に外国人を雇って補佐させなければ画一的に

ならず、外国商人が必ずこれを口実にして、容易に紛擾をひきおこすにちがいない、と考えた。⁽³⁸⁾

とあり、「章程」は実施されなければならないが、さりとて、何桂清みずからが外国人を抜擢し、全条約港の海関に雇用するわけにはいかない事情があったのである。というのは、天津での条約交渉においてイギリスの通訳官として、傲岸不遜、猖獗をきわめたレイについて、署戸部右侍郎宋晋が「吉爾杭阿が上海を奪回したとき、〔彼を〕多くの方法で籠絡し、江海関の幕友に招聘し、司税と名づけた」⁽³⁹⁾といったように、清朝の官人たちは司税を江海関監督の幕友とみなしていたからである。何桂清が外国人税務司制度に言及するとき、必ずといってよいほど、その機能をレイ個人の資質や活動に帰して語る⁽⁴⁰⁾ところからも、この制度は清朝側からは、一つの独立した制度とは認められず、もっぱら中国の官僚機構の枠組のなかで理解されていたことが確認できよう。

司税が海関監督の幕友とみなされる以上、何桂清がそうした類の人事をみずから行なうのは不可能であった。またこの時点では、欽差大臣が上海に移されたとはいえ、何桂清の勢力はなお安定せず、「中国の定例」から逸脱する軽率な行為をすれば、それを理由に弾劾される危険が大きく、慎重を期さねばならない事情もあった⁽⁴¹⁾。彼が護理江海関監督呉煦に送った書翰にも、

たとえば道・府・州・県の幕友は、道・府・州・県がみずから招聘すべきものであり、総督・巡撫や大臣が代わってそうすることはできない。これは中国の定例である。上海の海関の司税は、足下から命令書を出してもらわねばならず、私がそうするわけにはいかない。要するに司税は、各港がみずから招聘しなければならない。招聘したのちの調整は、通商を統轄する上海の欽差大臣が責任をもつ。⁽⁴²⁾

と見える。けれどもこれでは、全条約港で「画一的」な制度を実施するという「章程」の規定に背くことは免れなかった。環境も官吏の構成も異なる各港の海関が、みずから現地の事情をも斟酌しつつ適当な外国人を精選、招聘して、上海と同じように司税を雇用するのは、事実上不可能であったにちがいない⁽⁴³⁾。ここから欽差大臣たる何桂清に代わって、海関の雇用外国人の人事をつかさどる官が必要となってくる。かくして設置されたのが、総税務司にはかならない。

一八五九年、何桂清がレイを総税務司に任命したのは周知のとおり⁽⁴⁴⁾であるが、そのさい前者は、「各港で雇用する外国人は、いずれも税務司レイの選募をゆるす。経費を適宜定めて、試みに五年間施行してみよ」と通達したという⁽⁴⁵⁾。また呉煦に対しては、

私は通商を統轄する大臣であって、ただその大綱を統べ、各港に一律に行なわせて、しかるべき結果になるよう期するしかできないのである。たとえば司税の問題では、総司税（総稅務司）は各港の稅務の統轄を補佐する者であるから、当然私のほうで命令書を發する。各港の司税は、総司税の下に位し、各港の海關監督を補佐して實務にあたる者であるから、各港の海關監督から命令書を發するべきである。そうすればそれぞれの職責が明確になる。……もし各港の監督で總稅務司に対して人員を要求する者がいたら、それはすべて總稅務司が推薦し、〔監督は〕その招聘に従うものとする。通商を統轄する大臣がこれに干渉するのも不都合である。⁽⁴⁶⁾

と述べている。欽差大臣に対する總稅務司と海關監督に対する司税というように、はっきりと幕友としての所屬を明確にしたうえで、總稅務司の外国人官吏の選任を認めているのである。これは實質的に、「章程」で規定されたところの、欽差大臣が行使すべき各海關における外国人官吏の人事権を、總稅務司に委任したことを意味するといつてよい。上海の江海新關においては、總稅務司の任命を契機として、それまでもほとんど實権をもっていなかったアメリカ人とフランス人の司税が正式に解雇され、あらためて正副一名ずつの稅務司（Commissioner of Customs）が任命されるなどの改組が行なわれた⁽⁴⁷⁾。そのときの規定には、

本海關の稅務司および各種の事務にあたる外国人などは、みな總稅務司レイの選用、取締に歸すこととする。どこの国の人であろうと、任命に間違いのなきよう期すべし。

もし妥当でないところがあれば、その全責任はレイ一人が負うものとする。⁽⁴⁸⁾

とあって、雇用外国人の人事については、やはり總稅務司の裁量にまったく委ねられているのである。こうしてまず上海において、總稅務司が人事権を握って統率する外国人官吏を中心として、もっぱらに西洋貿易の稅務を取扱う官庁、すなわち洋關が発足することとなったのである。

それでは上海の官人たちは、江海關で以上のように組織された洋關を、どのようにして他港に「画一的」に導入しようとしていたのか。薛煥によれば、江蘇省と平行關係であつて統屬關係にはない他省の海關には干渉できないことを考慮に入れ、地方当局の自主性を尊重しつつ、

まず我が江蘇が模範を立て、他港がみずからこれに倣つて行なうのがもっともよい。……此處で外国人を募れば、他處も外国人を募らなければならない。他港は当然どのように募つてよいかわからないはずだから、必ず江蘇に問ひ合わせるであらう。最近、

我が江蘇では規則が定められたので、他港から問い合わせてくるのを待ち、それが来たらこの規則の写しを与え、そのとおりに行なうよう求める。こうすれば、江蘇は名目上は他港に代わって外国人を募らないが、実際には外国人は江蘇に従って税務を管理することになり、双方とも問題はない。他港が外国人を募ったのちに、もしうまくいかなければ、さらに総税務司レイが赴いて手配する。⁽⁴⁹⁾

と構想されていた。各港の海関監督は独力では、いかに対応してよいかわからないはずであるから、江海関に倣うはずだとみているが、これは実際には、各港においても江海関と同じように、税務司をはじめとする官吏の人事権を総税務司に委ねることを意味するであろう。そして上海以外の条約港では、江海新関のような西洋貿易を専門に扱う官庁が独立していなかったため、江海関に倣うならば、既存の海関とは別に新たな官庁を一から組織することにもなるのであった。

第二章で述べたように、英仏連合軍の省城占領前後より、通商事情が大きく変化し、粵海関の税収減少に頭を悩ませていた広東の地方当局が洋関の導入に踏み切ると、総税務司レイが現地に赴いて、両広総督勞崇光、粵海関監督恒祺らと協議のうえ、一八五九年一〇月、広州に洋関を設立した⁽⁶⁰⁾。さらに天津条約で新たな条約港と指定された汕頭も、翌年一月には洋関が組織された⁽⁶¹⁾。いずれの場合も洋関は、それまで西洋貿易を扱ってきた粵海大関とは別の官庁として設置されたもので、その場所もかつての粵海関の一分局としか位置づけられていなかったところである。そして広州と汕頭では、それとほぼ時と場所を同じくし、洋関に対するものとして、あらためて常関も併設されて、中国船に対する管轄にあたった⁽⁶²⁾のである。そうした点、上海の江海大関と江海新関のあり方と揆を一にするであろう。こうした経過はまさしく薛煥の構想どおりであり、「上海と広東でうまくいけば、他港もおのずとこれに倣うであろう」⁽⁶³⁾とさえ期待されたのである。すなわち総税務司は、各港の海関で雇用されるべき外国人官吏の人事権を掌握し、ひいては洋関の設置官という役割をも担ったわけであり、そうしてはじめて「章程」の履行が順調にすすめられたのである。

「章程」を実施するにあたり、欽差大臣をはじめとする上海の官人たちにとって、もっとも大きな問題の一つは、他港への司税導入をめぐる統属関係にあった。彼らは清朝官僚機構の枠組のなかでそれを解決するため、各港の海関雇用の外国人の人事権を掌握し、洋関の組織を行なう総税務司というポストを設けたのである。それが外国側の要求を一方向的にあらわしたものでなかったことは、たとえば「存続論」において、第一に外国人税務

司制度の導入が想定されていた福州に、洋関の設置が許されなかった事実⁽⁶⁴⁾にも示されよう。これ以後、総稅務司による洋関の設置を通じて、総稅務司と各港の稅務司をはじめとする官吏との間には、明確な統屬關係が設定されてゆく。その一方で稅務司と海關監督の關係については、前者が後者の幕友という建前は温存されたとしても、実際においては、稅務司の任命に海關監督が関与しないために、甚だ曖昧なまま残されざるをえなかった。これは清朝の官僚機構の枠組に基づきながらも、その埒外に外国人官吏を中心とする新たな官庁組織が建設されはじめたことを意味するものである。そしてこの二つの機構の結節に位置する存在が総稅務司にはかならない。各港の海關を統轄する立場の上海の官人たちからこうしたあり方を見た場合、総稅務司の設置は、既存の体制に齟齬をきたさないように「章程」の履行を確保し、さらには総稅務司一人を押さえれば、各港の稅務司のみならず、ひろく海關にかかわる外国人まで治められる⁽⁶⁵⁾という一石二鳥の方法であったともいえよう。

第四節 総理衙門と総稅務司

さて華北においては、周知のように一八五九年六月、天津條約の批准交換のさい、イギリスとフランスの代表が艦隊をともなって白河侵入を強行したことに端を発し、英仏と北京政府との間に戦闘が再開された。これと関連した北京の情勢は、上海の地方当局が設定した総稅務司の性格に少なからぬ影響を及ぼすこととなった。

一八六〇年、英仏連合軍の北京侵入によって、咸豐帝はその側近を随えて熱河に蒙塵し、皇弟恭親王奕訢が後事を託されて首都に残留した。彼は岳父である桂良、軍機大臣戸部左侍郎文祥らに補佐されて、困難な英仏との交渉の任にあたり、一〇月二四日にはイギリスと、二五日にはフランスとそれぞれ北京協定を締結した。そして北京における外国公使館の設置に備えて、一八六一年一月、恭親王を中心とした「和平派」の交渉人員をそのまま渉外官庁化したものともいえる総理各国事務衙門が設立された⁽⁶⁶⁾。

この総理衙門の首班たる恭親王は、上海欽差大臣薛煥の奏請に従って、一八六一年一月二一日にレイをあらためて総稅務司に任命した。これはそもそもレイの求めによるものであった⁽⁶⁷⁾が、前節で述べたような総稅務司の公的な職責に大きな変更を加える命令ではなく⁽⁶⁸⁾、清朝政府の外政機構に起こった変化を一つの動機とした措置であった。これまで総稅務司の直接の上司であった上海欽差大臣は、総理衙門の設立によって華南の諸港を

統轄する地方機関と化していた⁽⁵⁹⁾。他方、総稅務司は華北の新條約港を含む全港に洋関を「画一的」に設置し、統轄しなければならなかったため、その下に属するわけにはいかなかったのである。こうした事情は恭親王が、排外的な熱河の咸豐帝らに対する弁明を含みつつ、

〔外国人に稅務を補佐させるのは〕弊害が多く、最善とはいえないやり方ではあるが、華南諸省の海港は、すでにレイをして補佐せしめているので、新たに増えた條約港で処置が〔華南の諸港と〕一致せず、さらに弊害が生じるのは、不都合である。⁽⁶⁰⁾と述べているところからも明らかであろう。この恭親王による再度の任命は、要するに、總稅務司がその既定の職責を全うすべく、上海欽差大臣のもとから離れて、總理衙門に直属したというにすぎないものである。しかしながらそれがもつ意味は、当初考えられていた目的のみにはとどまらなかった。

一八六一年の三月になると、天津條約と北京協定の規定に基づいて英仏が、同年七月にはロシアが、翌年七月にはアメリカが、それぞれ公使館を北京に開設する。條約を履行する主体は、まさしく北京の總理衙門となりつつあったのである。これにさきだち恭親王らは、当面の政策方針として、外患より内憂のほうが重大であり、清朝の死活の問題である太平天国などの内乱の鎮壓を優先させ、外国とは妥協しつつ條約を守らせることによって、その牽制、操縦をはかるべしと表明していた⁽⁶¹⁾。こうした政策方針を遂行するにあたり、彼らは涉外事務ではアロー戦争での條約交渉の経験こそあったものの、條約規定の実施においては、実務知識がまったく欠如していた。にもかかわらず、絶えず加えられるであろう北京常駐の外国公使たちの圧力に対処せねばならない立場に置かれたのであった。そこで彼らが期待をかけたのは、總稅務司の存在である。總理衙門の実務的な中心人物となる文祥⁽⁶²⁾が、

〔總稅務司レイの〕任用は、貿易と海関に関してのみならず、對外問題一般についての信頼できる顧問としても、政府にとって価値のあるものとなろう。⁽⁶³⁾

と認めたように、恭親王がレイを任命しなおした裏面には、總稅務司に洋関の首長というばかりではなく、總理衙門首脳に対するいわば幕友の役割をも担ってもらおうという期待がこめられていたのである。

ところがレイ本人は、一八五九年七月二九日、上海の租界に乱入した中国人の暴動に巻き込まれて重傷を負って⁽⁶⁴⁾から健康にすぐれず、賜暇帰国を申し出ていた。恭親王は彼を總稅務司に任命したさい、北京に来て總理衙門首脳と会談し、かつまた天津に洋関を開

設するよう命じており、彼の北上を再三促した⁽⁶⁵⁾。それにもかかわらずレイは、粵海関副税務司ハートと江海関税務司代行フィッツ・ロイ (George H. Fitz-Roy) に総税務司代行を命じ、ハートに北京訪問を委託して、一八六一年四月、恭親王の許可もえずに帰国したのであった⁽⁶⁶⁾。この時点のレイの帰国は、イギリス公使ブルース (Frederick W. A. Bruce) やハートたちから、レイの地位のみならず洋関全体にとっても好ましくない、と批判を浴びた⁽⁶⁷⁾。レイは帰国の表向きの理由を自身の健康状態にあるとしていたが、

恭親王は私を総税務司に任命した。けれども反乱は最近、非常に強力になり、現王朝はいまや崩壊寸前である。こうした事実と私の健康状態を考えて、今年の間はイギリスに賜暇帰国しておくことに決めた。……洋関機構を拡大しないで、今年事態を静観するのが賢明だと思う。現在の情勢からすれば、現王朝が中興するか滅亡するかは、今年のうちに分らかとなろう。もし来年になって、大清が優勢になれば、私は確固たる官職をえることになるだろうが、反乱軍が勝ったとしても、何ら後悔するところはあるまい。その間に、これを機会として洋関がいかなるものか、イギリス本国で説明できるであろう。⁽⁶⁸⁾

とその真意を語っており、いわば清朝と太平天国の間で日和見を決め込んだわけである。このような態度は、総税務司と洋関がそもそもイギリスの清朝支持政策および清朝の「和平派」の支持、そして中国の官僚機構のあり方に基づいて形成されたという歴史的な経緯に鑑みれば、自身の立場をあまりにも心得ないものであったといえよう。その意味では、ブルースらの批判も当然であった。

かくしてハートはレイに代わって、北上の途につき、一八六一年六月五日に北京に到着、一三日に文祥と会見、一五日には恭親王に謁見し、三〇日にそこを離れるまで、彼らと会談すること数回にのぼった⁽⁶⁹⁾。恭親王らは当初、開港に関する懸案の解決をはかるつもりであった。ところが、ハートとの協議の段階に入ると、

我々は外国との講和がようやくまとまってから、一日たりとも各港の関税を考えなかったことはないが、最近総税務司ハートの来京により協議している章程は、問題がきわめて複雑で、実にその弊害すべてを見とおすわけにはいかない。……いかんせん我々は、以前より税務に精通しておらず、文祥はいま戸部左侍郎に就任しているとはいえ、一人の才力ではかぎりがある。その一はわかってもその二はわからず、税務の弊害を根絶しえないのをおそれる。⁽⁷⁰⁾

と悲鳴をあげたように、やはり実務的知識の欠如は如何ともしがたく、事あるごとにハー

トの意見を徴せざるをえなくなった。ハートはこれに対して謙虚に、しかも理解しやすいように意見を述べ、彼らの全面的な信頼をえるに至ったのである。恭親王らは、「ハートは外国人であるにかかわらず、その性格は従順で、いうこともなかなか理にかなっている」⁽⁷¹⁾と報告のなかでいっている。これに関しては、ブルースも「中央政府の無知、そしてその行政組織が基づくところの原理により、彼らは条約の規定を具体的に履行するうえで達着する困難を処理できなくなっている。もしハート氏がいなければ、問題が彼らに理解できたとは思われない」⁽⁷²⁾と述べたように、北京駐在公使の立場からも総理衙門とハートの関係、そこでの後者の役割を確認している。ウェードの言には、「ハート氏は恭親王や文祥に対して好感を与え、……恭親王は彼を「我們的赫徳（我らがハート）」と呼んだ」⁽⁷³⁾とさえ見えているのである。

ところで総理衙門首脳のごうしたハートへの傾倒は、その個人的感情を別にすれば、その政治的地位の脆弱さ⁽⁷⁴⁾に原因するものといえる。ハートの言によると、

恭親王と文祥とはまったく臆面もなく、上は紅頂戴の官人から下は聴差に至るまで、政府に仕えている官吏のなかに、彼らの信頼できる人間は見いだしがたい、と公言した。ありのままを伝え、さらにこれなら事実と一致すると確信をもって、彼らの活動の参考にするに足る報告を行なう外国人たちが、自分たちに仕えてくれるのはまったく幸運だと思う、といいきったのである。⁽⁷⁵⁾

とあり、彼らはその政治力を強化する有能な協力者が存在しないのを嘆き、その役割をほかならぬ総稅務司の勢力に求めているのである。このことは、さきに述べた彼らの政策方針を遂行するためというばかりでなく、熱河に皇帝を擁している肅順や怡親王載垣らをはじめとする圧倒的に優勢な「主戦派」に対抗し、自己の勢力を確保しようと腐心した彼らの政治的姿勢の現われともとれるであろう。ともあれ彼らは、自分たちの信頼のおける政治外交顧問として総稅務司ハートを位置づけてゆくのであった。一八六五年、総稅務司の駐在지가上海から北京に移された⁽⁷⁶⁾という事実は、それを確認するものである。

恭親王はハート退京のさいに、彼とフィッツ・ロイに対して総稅務司代行を正式に委任する訓令を發した⁽⁷⁷⁾。その内容は密輸の防止、中央政府への収支報告、外国人海關官吏に対する人事権など、いわばそれまでに確立しつつあった総稅務司の洋関にかかわる最小限の権限や職責を公式に追認したものであった。逆にいえば、これらのみが総稅務司の公式の役割として、最終的に認定されたにすぎなかった。のち一八六三年、ブルースはレイが総稅務司の任を解かれたさい、

清朝政府は総稅務司を自分たちに仕える属僚ほどにしか思っていない。……総稅務司レイをまったく行政官とはみなしていないし、外国貿易に影響のある諸問題でさえも、彼の助言を当然のように求めるというわけでもない。⁽⁷⁸⁾

と述べており、総理衙門首脳が求めた自分たちの顧問という役割は、総稅務司という地位に必然的にそなわるものではなかったのである。恭親王が総稅務司レイの地位を評して、「イギリスでは何の官職もなく、中国において総稅務司に登用されたものであり、中国の祿を食んでいる以上、中国の属員と何ら変わりはない。その職分も各省の海関道と同じである」⁽⁷⁹⁾といったところからも、それは窺われよう。

だとすれば、総理衙門の顧問という総稅務司の特徴的な役割は、ハートのパーソナリティに不可分なものとして形成されたということになり、どこまでも彼個人が帯びた私的なものであったといえるであろう。その間の事情はブルースがレイの場合と対比して、「恭親王に面会でき、彼とその部下たちに好印象を与え、それを活用しえたのは、ひとえにハートが如才なく、気が利き、謙譲であることによる」⁽⁸⁰⁾といったところからも、看取できよう。そして私的、非公式であったがゆえに、その資格で行なうハートの活動は、きわめて多岐にわたる可能性を内在させていたのである。総稅務司が属する総理衙門は、清朝政府内においては軍機処の分局でもあって、単なる外政機関にはとどまらなかった⁽⁸¹⁾から、ハートの活動領域もおのずから多くの方面に及ぶこととなる。たとえば総理衙門に付設された同文館などの洋務事業、官僚の人事にまで及ぶ内政問題、後年みずから「業余外交 (amateur diplomacy)」と称した外交活動⁽⁸²⁾などは、その代表的な事例であり、総稅務司としての彼の声望は、そうした活動によって築かれた部分も少なくない⁽⁸³⁾。だとすれば、ハートがこののち半世紀にわたって在任しつづける清末の総稅務司なるものの特質は、洋関の統轄官たる公的な役割と総理衙門の顧問たる私的な役割という二つのあい異なる役割を巧みに連関させて、彼一身に体现したところに認められるのではなからうか。

第五節 夷税から洋税へ

それでは総稅務司ハートを、このように公的な資格に加え、私的な役割をも連関させて奔走に駆りたてた所以は、いったい何であったのか。それは局面によってさまざまな場合が考えられるけれども、やはり創設当初に洋関が具備するようになった性格から、まず検討してみるべきであろう。けだし統轄するところの洋関の確立なくしては、総稅務司の地

位の安定そのものもありえなかったはずであるからである。そこで第一に明らかにされるべきは、洋関がいかなる動機によって、清朝の一機構として中国に定着せしめられたのか、という問題であろう。

上海の外国人税務司制度が洋関に変貌を遂げてゆく背後に、イギリスと清朝の条約交渉当局の利害の一致がはたらいていたのは、上にみたとおりである。けれども双方の利害がさしあたって具体的にどこで一致をみていたのかといえ、それは賠償金の問題であったと考えられる。第二節に述べたように、清朝側の桂良・何桂清らは、夷税収入を太平天国鎮圧の軍費に供するというばかりではなく、将来的、対外的にも必要となる財源として重視したが、それは当面、外国に賠償金を返済するための財源に充てることを意味していた。彼らの言には、

〔イギリスとフランスが要求している〕戦費賠償の六〇〇万両など、取るに足りないものである。現在、毎年徴収している夷税は、以前にくらべてなお不足するに至っておらず、概算すればわずか一年か二年で〔賠償金を〕完済できるはずである。……外国側の要求する戦費を償うのに、外国人の支払う税を使えば、我が方に大きな損失はないといえよう。⁽⁸⁴⁾

とある。夷税を賠償金の財源に充てるという方法そのものは、おそらく上海の外国人税務司制度の有効な徴税機能に着目していたイギリス側から示唆されたものと思われる⁽⁸⁵⁾。イギリス本国はしかしながら、必ずしもこの方法に支持を与えず⁽⁸⁶⁾、同国との天津条約では正式に明文化されなかった。それを積極的に活用したのは、フランスとアメリカである。中仏天津条約補足協定第四条には、フランスの戦費賠償二〇〇万両を六カ年年賦で、広東の海関の税収から支払うべきことが規定された⁽⁸⁷⁾。アメリカは広東方面の戦闘で被った自国商人の損害に対する賠償六〇万両を、広東・上海・福州の海関で徴収する輸出入関税から、毎年その五分の一ずつを充当して支払うよう要求し、清朝側に認めさせた⁽⁸⁸⁾。この額はまもなく五〇万両にまで引き下げられて合意に至るが、そのさい清朝側とアメリカ側の間で斡旋にあずかって力があつたのは、イギリスの通訳官であり、総税務司になるレイであったという⁽⁸⁹⁾。

このような賠償金の問題は、一八五八年に天津条約が結ばれた段階では、アロー号事件の当事者たる広東省当局が中心となって責任を負うという形になっており、いわば局地的なものであった。たとえば一八五九年、広州に洋関が設置されるや否や、フランスをはじめとする条約締結国は、そこから賠償金などの取り立てをはじめている⁽⁹⁰⁾。明証はない

けれども、まず粵海関に洋関が導入されたのは、こうした賠償の一刻も早い履行が動機の一つとなっていたにちがいない。「廃止論」者の多くを占めるアメリカ商人たちは、外国人税務司制度に反発しており⁽⁹¹⁾、駐広東アメリカ領事ペリー (Oliver H. Perry) は、こうした考え方をうけて洋関の広州への導入に強く反対していた。にもかかわらず公使ウォード (John B. Ward) は、まず広州の洋関においてアメリカ人を税務司に登用し、今後は洋関職員数の国籍別割合を関係国の貿易量に比例させるという条件で、広州への洋関導入を最終的に承認した⁽⁹²⁾のであった。その一つの要因はアメリカ商人たちが、賠償金を供給する機関として洋関の価値をみとめたこと、そしてそのために自身の通商活動に一定の拘束を加えるような機関をイギリス人だけに任せておくわけにはいかないと考えた⁽⁹³⁾ことにある。

ところがこうした局地的な賠償金問題は、一八六〇年に北京協定が締結されると、一転して中国全体にかかわるものとなってくる。天津・北京方面で戦闘が再開されて、清朝との講和の可能性を模索していたエルギンは、この問題に関して、

清朝政府が現在のように混乱した状態にあるとき、巨額の金銭賠償をこの政府から獲得することはまったく不可能であると信ずる。実際問題として、これについて実行可能なのは、関税収入の一部分を充当することである。それも中国人に對外貿易を続けさせようと思うに足るだけの関心を、〔差し引いた残りの〕関税収入に対し清朝政府に抱かせうる限度をこえてはならない。⁽⁹⁴⁾

と漏らしている。それまで輸出入関税を賠償金に充てるやり方に消極的であったイギリスも、ついにそれを採用せざるをえなくなってきたのである。かくして中英北京協定第三条および同中仏協定第四条において、イギリスとフランスに対する各々八〇〇万両の賠償金を、全条約港の関税収入の五分の一ずつを控除して支払うことが規定された⁽⁹⁵⁾。これはいうまでもなく、アメリカの方法を大規模にして全条約港に拡大したものである。

この規定は桂良らが描いていた構想を、極端にまで推しすすめたものといえようが、外国の利益に大いにかかわり、その干渉を招くことから、逆に清朝既存の体制にも影響を及ぼしかねないものであった。清朝側当局者ははたして、それをどこまで自覚していたであろうか。恭親王らはこの規定を履行するにあたり、

イギリスは……条約港の海関監督らが〔決算期日になる〕三カ月のうちに、徴収した夷税を隠してしまうのではないかとおそれ、〔正確な徴収額を〕調査して明らかにしようとして望んでいる。徴税額が多ければ、それに随って〔賠償金返済のための〕控除額

も多くなるから、わずかな少額でも必ず点検し、海関監督が不正を行なって、徴税額は多いが控除額が少ないという結果になるのをみとめようとはしない。⁽⁹⁶⁾

と述べたように、もはや夷税に関するかぎり、それが外国の賠償金とかかわるところから、従前の海関行政のあり方では、もはや通用しないことを認識している。それまでの海関行政をどう扱うかは、すでに天津条約の締結のさい、夷税全免策と関連して問題となっていた。「主戦派」が夷税の全免は、外国商人に対する規定外の搾取をも同時に撤廃することになるので、外国側も喜ばずだとしたのに対し、桂良や何桂清らは、道光年間の外洋行が廃止される前なら、確かに見るべき効果はあったかもしれないが、「いま行なっても、結局はさほど時勢と合うものではない」⁽⁹⁷⁾と反対した。その理由として、

江海関の夷税の徴収は、これまで外国商人が貨物リストを領事に提出し、海関は領事からそれをうけとって、点検したうえで徴税し、記録をきちんと残しておく。中国側も外国側も調査しうる文書があるので、海関の官吏が規定外の搾取をしたり、実際の徴収額に比べ報告額を少なくして、差額を着服するなどの弊害はなくなった。⁽⁹⁸⁾

といい、明言は避けているものの、上海の夷税においては、旧来の海関の不正や弊害が存在しえないしくみが、外国人税務司制度によってすでにできあがっている事実を示唆している。このとき桂良らの主張していた夷税からの賠償金弁済が、このしくみとどうつながっていたのかは、必ずしも明らかではない。けれども恭親王らが外国と交渉する段階になると、洋関と賠償金は不可分の関係を有するものとみなさざるをえなくなった。

北京駐在の外国公使に命じ、各港の領事から〔外国商人が〕支払った税額の一覧表をとりよせ、毎月〔総理衙門のほうに〕送付させて、各省の報告とつきあわせる。同時に各海関の会計簿をとりよせ、戸部の頒布した税簿と厳密に照合すれば、おのずから公金横領の弊害はなくなるであろう。また外国人をこれまでどおり税務管理に協力させ、俸給を高くして厚遇し、税務の実情を総理衙門と戸部に報告させる。⁽⁹⁹⁾

とあり、外国の外交官、清朝の税務組織、および洋関という三つの経路をもって、実際の徴税額を把握するとしているが、このうちもっとも重要なのは、いうまでもなく洋関であろう。各港の夷税の課税評価、書類の発行・点検などの手続、そして帳簿の管理はほとんど税務司が行なっており、現地の外国領事にせよ、清朝当局にせよ、その報告のもとになる資料は、洋関に仰がねばならなかったからである。そして賠償金の返済は北京協定において、中央政府の、とりわけ北京に常駐する外国公使を相手に、渉外事務をつかさどるべき総理衙門の直接の責任となった。かくして、「海関に外国人の補佐がなければ、賠償金

問題を解決できないし、そのうえ海関は画一的な組織にせねばならない」⁽¹⁰⁰⁾と文祥も認めたように、総理衙門は洋関のすみやかな全条約港導入に意を注がざるをえなくなり、そうなれば当然の措置として、実際にそれを担当する総稅務司を押さえないわけにはいかなくなるのである⁽¹⁰¹⁾。このように見てくると賠償金問題は、総稅務司の総理衙門直屬化の大きな要因をなしており、洋関の確立に大いに途を開くものであったといわねばならない。

それでは賠償金が西洋列強の武力により強要されたのと同じく、洋関の組織化も外国側から一方的に押しつけられたものといえるであろうか。もちろんそうした認識をもつ官僚も少なくなかったであろうが、一概にそうとばかりもいきれない。第三章第四節にとりあげた「存続論」者の主張、また上に引用した若干の史料からも看取できるように、外国人稅務司制度には海関官吏の不正を排除する機能がそなわっていた。清朝側においてむしろ内政問題として、この機能を積極的に活用しようという動きが出てきても、あながち不思議ではあるまい。

五港開港時代の夷稅における海関行政の紊乱は、もはや贅言を費やすまでもなく周知の事実であろう。しかしその一因が前章第一節に論及したところの、夷稅が「儘收儘解」の稅収と位置づけられたことにも存する事實は、これまで指摘されていない。「儘收儘解」とは文字どおりに解すれば、徵收分をすべて戸部にひきわたすという意味となるが、現實には必ずしもそうではありえなかった。海関の例ではないが、太平天国による南京攻略の混乱のなか、長江流域の内地諸関があいついで、「儘收儘解」の適用を求めてきたのに対し、戸部が上申した次のような議論から、当時の実情を窺い知ることができよう。

これまで各関の稅収は、正額と盈餘に従い額を決めて徵收しており、……稅収が盈餘の額を超過した場合でも、その超過分はただちに儘收儘解してきた。すなわち儘收儘解というのは、盈餘を超過した稅収にかぎり適用されるものである。徵稅して正額と盈餘をなお満たさずに、儘收儘解を口実とするのは、関稅の徵收でたくみにごまかす一手段となるのではなからうか。……ましてや我々戸部が関稅を管轄するさいには、そもそも〔正額と盈餘という〕定額を調査の基準とする。いま定額には何も触れず、単に儘收儘解のみをいうなら、一〇のうち九を徵收するのも儘收儘解であり、たとえ一〇のうち一～二しか徵收してひきわたさなくとも、やはり儘收儘解となってしまう。これでは関稅の徵收はいくら不足してもよくなり、我々戸部はそれを点檢するすべもない。儘收儘解は弊害がないように見えて、実はもっとも弊害のはびこりやすいものである。⁽¹⁰²⁾

夷税はこのような「儘收儘解」の典型例をなすものであった。一八五〇年にオルコックが江海新聞について、「夷税の正式な報告額が少なければ少ないほど、銀の改鑄や運搬にかかる支出が少なくすみ、海関監督が最終的に徴税を引きうける代償がより安くすみ、ついには海関官吏が荷主と結託して獲得する取り分が多くなる」⁽¹⁰³⁾と指摘したように、前章第三節にみた徴税機構内部から醸成される不正や腐敗は、「儘收儘解」によって大いに助長されてもいたわけである。

なるほど外国人税務司制度の設立によって、江海新聞の内部構造から現象していた不正は激減したであろう。けれどもそれは上海の夷税において、ただちに戸部の指摘するような「儘收儘解」の弊害がなくなったことを意味するわけではなかった。上海の夷税は前述のように、外国人税務司制度の設立ののちも江蘇省の軍費に充てられたが、一八六一年時点での戸部左侍郎たる文祥によると、「たとえば薛煥は、ここ三年間ほど〔夷税について〕何の報告もよこしたことがない」⁽¹⁰⁴⁾とあって、戸部がその徴収と支出の実態を把握できないことには変わりはないのである。こうした事情に鑑みると、全条約港の夷税からの賠償金弁済に責任を負わねばならなくなった総理衙門、ひいては中央政府は、逆にそれを利用して、すべての夷税収入を把握できるようにもなる。恭親王らの言には、

各港の海関監督はこれまで徴税のさい、往々にして多く徴収しながら〔中央政府への〕報告は少額にとどめて、差額を隠匿して横領してきた。これはひさしく続けられて抜きがたい悪習となり、根本からあばきたてるすべもない。ところがいま、イギリスが夷税の二割を控除してとりたてるため、三カ月ごとに夷税収入総額とつきあわせて正確に調べねばならないとしており、海関監督は〔徴収した夷税を〕隠匿できなくなる。つまりイギリスは単に二割を控除してとりたてるのが目的なのであるが、戸部は以後それを利用して、イギリスが二割を控除してとりたてたと通知する額から、徴収総額を割り出すことができるのである。そうなれば結局、〔夷税は〕いかに少額でもすべて国庫に収まり、いささかも横領はできなくなり、関税の年来の弊害も肅正でき、海関行政に有益であろう。⁽¹⁰⁵⁾

とあり、これは彼らの交渉の結果、外国に賠償金を支払わねばならなくなったことに対する弁明もこめられているが、中央政府の立場からする海関行政に限ってみれば、ほぼありのままを伝えたものとみてよい。洋関の税務司に「中国人を登用するつもりはない。彼らが徴収したすべてを報告しないのは明白だから」という文祥の言⁽¹⁰⁶⁾も、その文脈においては本音を吐露したものであろう。賠償金問題とそれともなう洋関の確立は、従前と異

なって夷税を中央政府がすべて把握しうる税収たらしめた点で、清末の財政構造全体からみればささやかではあるが、軽視すべからざる意味をもつ出来事であった⁽¹⁰⁷⁾といえよう。

天津条約において清朝が外国を指すさい、公文書に「夷」という字を用いないことが約束され、それが発効するにともない、夷税も洋税と改称されるようになる。しかし上のような過程を考えあわせると、これは単に名称を改めたにとどまらないことがわかるであろう。夷税は清朝の関税行政体系からすれば、なおアヘン戦争以前の西洋貿易に対する粤海関統轄体制の枠内であって、その位置づけはどこまでも粤海関税収の定額超過分というにすぎなかった。戸部の統制の不徹底もそこから生じたものである。ところが北京協定を経て設定された洋税は、洋関が発足した上海に淵源し、賠償金問題を通じて全条約港に拡大適用され、しかも中央政府の把握がゆきとどく税収であった。それは粤海関の枠を脱却したばかりか、逆にそれを改変させるに至ったものでもある。粤海関以外での夷税の分別に起源をもつ洋税と常税の区別は粤海関にもちこまれ、それにともない従来の粤海関の定額も定めなおされた。こうして洋税と常税は清朝の行政体系のなかでも、最終的に完全に区別されるべきものとなった⁽¹⁰⁸⁾のである。

夷税から洋税への変容はこのように、清朝の海関行政全体にも影響を及ぼしたものであった。洋関はほかならぬこの洋税をとりたてる機構として確立し、定着する。だとすれば、洋税は清朝政府内において、どのように取り扱われたものなのであるだろうか。洋関の位置づけを明らかにするには、さらにこの点について考察をすすめなければならない。

第六節 洋関をめぐる中央と地方

ハートが一八六一年に総税務司の任を代行するや、洋関は彼の精力的な活動によって条約港に次々に設置され、着実に組織化されていった。こうした動向にすこぶる好意的であったのは、イギリス公使ブルースである。彼の対華政策はすでに明らかにされたように、アロー戦争当時からのイギリスの清朝支持政策をいっそう発展させたもので、北京常駐の外国使節が北京政府に対し、地方当局に条約を確実に遵守するよう直接の圧力を加える、そのためにはまず北京政府、とりわけ咸豊帝歿後のクーデタ⁽¹⁰⁹⁾によって肅順一派を打倒し実権を掌握した、恭親王を中心とする総理衙門の勢力を支持し、これを強化する、という内容であった⁽¹¹⁰⁾。このような観点から彼は洋関を高く評価するが、それは大別して二つの論点に整理できよう。まず、「もし洋関が各地の外国人社会によって支持されず、そ

の権力が尊重されなければ、北京で私が目的とする道義的に高い地位を確保できない。私の有するすべての時間と権威は、海関における事件から生ずる不名誉な論争で浪費してしまうであろう」⁽¹¹¹⁾という言を裏返せば看取できる、条約港で条約規定の実施と秩序の維持にあたる洋関の行政機能に対するものである。第二に、賠償金の回収はもとより、「清朝政府が国内平和の回復につとめているときに資金を奪われないのがきわめて重要である」⁽¹¹²⁾と強調したように、北京政府が把握できる財源を確保する洋関の財政機能に対してである。両者は緊密にあい連関しつつ、ブルースの一貫した洋関に対する積極的な支持を形づくっていたのである。

こうしたブルースの対華政策の一環をなす洋関支持は、周知のように一八六〇年代には終始、イギリス本国政府をも含む列強によって支持をうけていた⁽¹¹³⁾。けれども引用文からも窺えるように、ブルースは明確に反対勢力の存在を前提として発言している。それはジャーディン・マセソン商会を中心とする対華貿易商人である⁽¹¹⁴⁾。彼らはブルースが洋関の長所としてあげた上の二点に対しても真っ向から反発した。まず第一の点について見よう。香港商業会議所は、「清朝側に条約を守ろうという気はなく、雇用する外国人の熟達した抜け目のなさに助けられて、条約の文言の瑕瑾を見つけ、その偽りの発見によってイギリスの利益を損なおうと、これまでつとめてきた」⁽¹¹⁵⁾と述べており、他方、上海商業会議所は、「清朝の海関は、その行政に外国人の経験と助言を享受してもなお、近年我々の条約上の権利を侵害して違法行為をはかっている」⁽¹¹⁶⁾といている。洋関について両者の表現に若干の温度差はある⁽¹¹⁷⁾けれども、洋関が条約に則った自分たちの活動に対し、便宜を供するどころか、障碍になっているとみなす点で共通する。ここで注意しておきたいのは、アロー戦争の時まで外国人税務司制度の「存続論」をとんでいた彼らが、このときになると洋関に反対する見解をとっていることである。彼らの考え方はそもそも、「天津条約の意図は疑うべくもなく、イギリスの対華貿易を飛躍的に拡大させること、そして官民の区別なく内地に入り、中国地方当局と交渉する多大の特権を与えること」⁽¹¹⁸⁾にあった。この点において、第一節に言及したようにひとしく「存続論」であっても、外国商人の条約特権の濫用を抑えようとするイギリス当局の企図とあい容れないものであった。ブルースの意になかった洋関の機能は、外国商人にとってはとりもなおさず期待を裏切るものであったのである。

第一の点での対立がいわば、それまでの「存続論」の底流にあった矛盾が表面化したものであったとするなら、当時のブルースの政策とその背景をめぐって争われたのが、第二

の点である。外国商人たちが「存続論」を主張した目的には、中国の内地市場への進出、少なくとも釐金など輸出入品に対する内地での課税の軽減と規制化があり、それは中英天津条約第二八条および通商章程善後条約第七条に定められた子口半税の設置⁽¹¹⁹⁾で、達成されたかに見えた。ところが清朝側の態度は、まったくそのねらいに反するものであった⁽¹²⁰⁾。彼らの意見によれば、「地方の官人が恣意的に輸出入品に課税や搾取をする権力に対し、何らかの抑制を求める声は痛ましいほどであり、これを克服するには、外国当局がたえず警戒して活動してゆく必要がある」とあり、その規定はほとんど実効がないとするものがみられる。その一因として彼らが指摘したのは、洋関の財政機能とそれを支持したブルースの政策である。すなわち「イギリスの中国使節たちは中央集権的な行政と、地方の目的とは截然と区別される中央むけの税収という考えに荷担しているようであるが、中国の現状ではそれは、代償を何も与えずに地方当局の財源と役割を減らすものでしかない」⁽¹²¹⁾のであった。またジャーディン・マセソン商会の見解にも、

この国は荒廃の状態にあり、いま洋関で徴収されている洋税は中央の入用に充てられるもので、地方の収益とはならない。このような現状では必ず、内地における商品の通過には追加的な課税徴収が行なわれることとなろう。⁽¹²²⁾

とあるように、内地課税の増大は洋税を中央の税収とするところに原因があるという認識をもっていたのである。そもそも「存続論」では、外国人税務司制度が内地課税を規制すべきものと期待されていたのに、それが洋関に発展するや否や、内地課税を助長したとあっては、彼らも失望を禁じえなかったであろう。

しかしながら外国商人たちの認識は、すべてにおいて正確なものであったであろうか。彼らは立論の前提として、清朝中央と地方との間に財政的な対立関係を想定し、洋税に関しては、それがもっぱら中央のもので、地方はこれを享受できないと結論づけているようである。その関連でいえばまず、ブルースが中央ばかりを強化しようとし、地方を軽視したとする点が問題となろう。ブルースは上海商業会議所の意見に応じて、

清朝政府がおそるべき反乱の鎮圧のため資金を賄おうとしているとき、また海関での増税のような、こうした場合に通常利用される財源が条約によってつかえないとき、貿易が内地の課税から免れるのは難しい。子口半税の規定は、イギリス政府が清朝当局と中国人との間に干渉するという絶望的な作業をしなくとも、外国商人が内地での恣意的な課税から免れるべく考案されたものである。不運にも中国全体にひろがる無秩序、とりわけ上海近郊での混乱状況によって、さしあたりこの規定はほとんど効力

のないものとなっており、条約の規定を一挙に実施するのにもまず無理だという公算が大いに高まっている。⁽¹²³⁾

という。こうした見解は、当時の清朝の政治構造に対する彼の理解に由来するものである。彼の政策からすると、中央の権力を強化し、それによって現地当局に条約を遵守させる手順になるはずであるが、条約施行が内乱のために不可能であるというのは、内乱に対処する、あるいはひろく政策を遂行する主体が現地当局であって、中央はその意向を無視できない現状を了解したうでの発言であろう。内地の課税を洋関に吸収する子口半税が実施に移せないというのも同じ発想からのものであり、内地課税が現地当局の財源となっている現実を踏まえていたからである。実際の問題としても、上海当局は前章第五節にもみたとおり、中国人の所有に帰した商品は釐金徴収の対象になるべく、「外国商人とはかかわりがない」とし、子口半税を適用しない態度をとっていたが、イギリス当局もこのときにはあえてそれに反対しようとはしていない⁽¹²⁴⁾のである。ブルースの態度が内地課税を助長したとすれば、それは地方の存在を軽視したからというよりも、それに配慮せざるをえなかったからといえよう。

外国商人たちの見解でついで問題となるのは、洋税がもっぱら中央の税収であるとする点である。洋税は前節で検討したように、確かに中央政府が把握できる税収となった。しかしそれは、洋税がただちに中央の専有する財源になったことを意味するものではない。たとえば子口半税との関連でいうと、前章第二節で言及した三関絲税はその一例となる。江海関で徴収した三関絲税は、もとの北新・贛州・太平三関に返還することになっていたが、上海当局は条約締結のさい、それを子口半税に繰り入れて洋関で徴収するのに同意した。それはそのほうが、上海当局にとって税収が増加すると見込まれた⁽¹²⁵⁾からであり、洋関における徴税が必ずしも地方の利益に反しないことを物語っている。また淮軍を率いる江蘇巡撫李鴻章は、太平天国平定に関連してハートの役割を高く評価し、「総税務司ハートは年来洋税を管轄し、必要な軍費を補給してくれたおかげで、戦勝をえることもできた。彼のはたらきは軍中で汗を流したのと変わらない」⁽¹²⁶⁾とし、恭親王らもこれに答えて、「江蘇省は連年戦争が続いていたが、あらゆる軍費はすべて洋税によって、とだえることなく補給された」⁽¹²⁷⁾といている。このように中央も地方も一致して、洋税は内乱鎮圧の主体たる地方が使用する財源として位置づけている。その点では地方がしかるべく戸部に事情を報告するかぎりにおいて⁽¹²⁸⁾、両者に矛盾はなかったのである。

もっとも洋税が明らかに中央政府の有する税収と定められたこともあった。北京協定に

よって洋税収入のうち四割が、イギリスとフランスへの賠償金として控除されていたが、一八六六年これが完済されると、恭親王らは奏文において、

いま〔イギリスとフランスによる〕洋税の控除が完了しようとしているが、我々は総税務司に命じ、これまでの規定どおり、三カ月ごとに総理衙門と戸部にありのままを報告させて、監査にあたることとしたい。それは総じてわずかな金額でも公金として、胥吏の横領を許さないよう期するからである。各港の洋税については、外国による控除がなくなったばかりか、東南諸省では次第に反乱も平定されつつあるからには、洋税を適宜ひきわたし、国庫の貯えをゆたかにせねばならない。……戸部が指定する京餉と協餉のほか、これまでどおり三カ月ごとに、洋税収入の四割を適宜さしだし、委員を派遣して部庫に送らせることとする。この収入は必要なときに備えて、特別会計として貯えておく。⁽¹²⁹⁾

と述べ、いわゆる四成洋税の設定を要請した。すなわちそれまでの手続をまったく踏襲し、賠償金に割りあてられていた洋税の四割分を、そのまま中央の収入とする措置がとられたのである。この経過だけをみるなら、少なくとも四成洋税は中央の税収と定義できるかもしれないが、その実際の運用を追跡すると、そうとばかりもいえなくなる。四成洋税はその後も地方大官による内乱鎮圧の軍費に充てられた⁽¹³⁰⁾のみならず、その延長線上にある江南製造総局など、地方大官が主催したいわゆる洋務事業の経費として用いられた⁽¹³¹⁾。地方が使用する税収という性格において、それまでの洋税と何ら異なるところがない⁽¹³²⁾。四成洋税をことさらに総理衙門と戸部の掌握する特別会計としたのは、軍事力を擁する地方大官にその存立を依存せざるをえない中央が、賠償金支払での手続を継続することで洋税全体を把握し、財政面から地方を支持、援助する姿勢をとりつつ、しかもそれによって、恣意的な財政運用に流れやすい地方に統制をも加えようとしたととらえるべきであろう。もっともそれが所期の成果をおさめえたかどうかは、おのずから別の問題である⁽¹³³⁾。

以上のように、洋関と洋税をめぐるブルースと外国商人の矛盾を検討していくうち、当時の清朝の財政あるいは政治の構造が、おぼろげながらもその輪郭をあらわしてきた。この構造が逆に洋関と洋税の位置づけにおいて、もっとも早い時期に問題となった事例は、これまで洋務事業あるいは外交問題として扱われてきた、いわゆるレイ・オズボーン艦隊事件である。その詳細な過程はすでに周知のとおり⁽¹³⁴⁾なので、おおむね省略に従うが、そこでややもすれば看過されているのは、総税務司レイが艦隊の編成にともない、いっさいの洋税を名実ともに中央の支配下に入れようと企図したことである。外国商人が抱いた

洋税のイメージは、むしろレイの構想の段階にとどまり、現実ではなかったというべきである。この問題をめぐっては、レイと文祥の間で激しく意見が対立し、その一端をハートが日記に書きとどめている。ここまでの論旨の確認もかねて、かいつまんで紹介しよう。

レイがいうには、「洋関で徴収する金銭が各省の督撫にひきわたされると、彼らが浪費して横領してしまう。こんな我々の面目をつぶす使われ方をする金銭を徴収しつづけるのに同意するわけにはいかない。だから私は洋税を徴収すれば、それを総理衙門の自由になるよう、あずかっておこうと決心した。私は総理衙門からの命令がないかぎり、巡撫たちには一銭もわたさない」、と。ここで文祥が会話に加わっていうには、まず「巡撫は金銭を横領できない。というのは、総稅務司の四半期ごとの報告により、総理衙門と戸部は実際に徴収された額がわかるから。加えてその報告とは別に、賠償金として支払われる洋税の四割で、総理衙門は全額がどれくらいか知ることができる」、と。ついで「巡撫は洋税を自分のものにできるのではなく、戸部の指示どおりにそれを分配せねばならない。しかも戸部は総理衙門に問い合わせないうちは、洋税の分配にかかわる指示を与えない」、と。……借款などの情報をえるため、レイは各港に総理衙門から海関監督を任命すべしという自分の提案を、文祥が恭親王に取り次いだかを問うた。文祥はこたえて、「取り次ぎはした。だがその実施には差し支えが多い。體量に掣肘あり。親王が主に恐れているのは、現地での権限をもたない単なる監督では、現地の官吏たちがその命令をきかず、任務を遂行できないことだ。呼應靈ならず」、と。さらに説くには、「そんなことはまず必要ない。海関監督を兼任する地方官は洋税の徴収とかかわれば、それによって完全に総理衙門の管轄下に置かれるから」と。これに対し、レイはいった。「こうなったらもう一つしかない。私は期日を決めたら、それ以後は各省の官僚ではなく総理衙門のために徴税する。それに総理衙門が同意しないなら、総稅務司を辞める」、と。⁽¹³⁵⁾

どこに両者の争点があったか、もはや説明を要しないであろう。レイはかたくなに自分の主張を曲げようとしなかった。それは文祥の説く当時の財政と政治のあり方を了解したうえでのことなのか、それとも文祥の言を理解しようとせず、総理衙門の立場にまったく配慮せず、ひたすら我意を通そうとしただけなのか、よくわからない部分もある。いずれにせよレイは、洋税の性格をことさらにあらためようとして、性急かつ高圧的な態度に終始したとはいえよう。恭親王も結論づけたように、清朝側にとっては「単に六隻の戦艦を購入するためだけに、これまでの体制をあらためるなど途方もない」⁽¹³⁶⁾ ことであった。そ

して総稅務司としてのレイは、ブルースもいうように、「洋稅徵收を補佐する外国人に対する統轄權は与えられているが、洋稅收入の使途を左右する權限までは与えられていない」⁽¹³⁷⁾のであった。レイの主張はつまるところ、当時の清朝の体制に規定されて成立した洋稅の性格と總稅務司の地位をわきまえないものであった。これでは彼は、總稅務司を罷免されるほかなかつたであろう。

レイの退場を批判まじりの眼で見送りつつ、ハートは一八六三年、正式に總稅務司に就任する。ハートはレイの失敗を踏まえて、当時の清朝の政治体制に理解を深めた。彼はこのとき、政策を立案し、遂行するのはあくまで地方であり、中央はそれに一定の監督を加え、認可を与えるにすぎない存在であると喝破している⁽¹³⁸⁾。彼はしたがって、ブルースと外國商人の論争にみられるように、外國の利害もからんでくる洋稅の問題、ひいてはそこに顕現する中央と地方の關係には、きわめて敏感にならざるをえなかつた。よくいわれるように、彼が萬事において控えめな行動を怠らなかつたのは、もちろんその性格によるところも大であるが、むしろ主として、「嫌惡や猜疑の眼で見られてはならぬ」洋關の地位⁽¹³⁹⁾に規定されたものとみたほうがよいであろう。そして彼が事あるごとに、与えられた公的、私的な役割を總動員し、財政面あるいは外交面から、積極的に中央と地方、そして外國との利害の調整を試みたのも、同じ事情によるものであつた。しかし高まりゆく彼の名聲とは裏腹に、それははかばかしい成果をあげず、自身においてはしばしば挫折感に打ちひしがれた。一八七〇年のオルコック協定⁽¹⁴⁰⁾の失敗はその代表例であろうが、ハートはそののちまもなく、

私が助けられる間はまだしも、それ以上長く中国にとどまるつもりはない。大きな変化がすみやかに起こらないなら、仕事の成功というようなものを目的にとどまるのは、あまり意味がないであろう。私は自分が中国で役に立てると信じてさえいれば、中国が好きだつた。でも中国人がまたしゃがみこんで一步も踏み出そうとせず、私も中国がこうも定まつた形に結晶していて、眞の変化はあまり望めないとわかつた以上、単なる關稅集めはもうたくさんだ。⁽¹⁴¹⁾

と漏らしている。この嘆息は自分に対する清朝側の微妙な態度の変化を感じとつてのものであるが、洋關・洋稅という清朝の一大財源によって支えられつつも、その基盤をなす清朝の政治体制に手を加えずにはいられない、それでいて明るい見通しがえられない当時の總稅務司ハートの位置と苦惱を示して、あますところがないであろう。

小結

本章の最初にたちかえり、明らかにしえたことをまとめてみると、およそ以下のようになろう。まずアロー戦争の勃発を契機に、イギリスは上海の外国人税務司制度の改革を迫り、これを清朝側の管轄に移し、全条約港に導入しようとした。その目的とするところは、当局と商人との間に差異があったけれども、それは条約の締結においては、なお表面化しなかった。かくしてイギリスの要求が明文化された「章程」をうけいれ、その履行を担当したのは、清朝側の「和平派」、なかんずく上海地方当局者であった。彼らの利害関心はイギリスと一致するところが多かったけれども、その立場から「章程」を文字どおり実施するわけにはいかなかった。そこで「章程」の実施が旧来の官僚機構と矛盾を生じないように配慮を払って、総税務司なるポストを設置し、「画一的」な制度としての洋関を組織できるようにしたのである。

第二に、こうして成立した、洋関の統轄官、設置官たる総税務司は、北京に総理衙門が新設されるにともない、そこに直属することになったが、それは総税務司に新たな役割を付加するものであった。なかんずくハートの登場に及んで、彼のパーソナリティと不可分な総理衙門の顧問という私的な役割をも担わされたのである。清末の総税務司の特質は、これら公式の役割と非公式なそれとを一身に体現したところに認められるものである。

第三に、洋関およびそれが徴収する洋税は、清朝旧来の海関行政に変化を及ぼしつつ、清朝政府の財政機構のなかに定着したものであった。したがって洋関と洋税が、清末の政治体制における中央と地方の関係のなかに組み込まれるのも、やはり免れなかった。同治年間に入り、洋関をめぐってイギリス駐華当局の清朝支持政策と外国商人の利害は衝突しはじめる。そして洋関を統轄する総税務司は、レイにせよハートにせよ、その手法と目的は異なっても、外国とかかわる中央と地方の関係を調整すべく、積極的に活動せざるをえなかった。いずれもその根本的な原因は、洋関と洋税が清朝の政治・財政構造と密接な関係を有するところにひそんでいたのである。

おわりに

中国近代における洋関の存在をどのように評価するものであれ、従来の研究において共通するのは、洋関の成立は外からの力によるものとする理解である。「広東システム」から「条約体制」論に発展した枠組、そして史実の解釈はこれに対立する「半植民地」論はいうに及ばず、それらいっさいを克服しようとする「朝貢貿易システム」論においても、そうした理解のしかたに少なからずとらわれている⁽¹⁾。洋関が西洋との関係において形成されたという意味では、もちろんそれが誤りであろうはずはない。しかしながら外からの力ばかりに目を奪われると、百年に垂んとする洋関存続の重要な契機を見落としてしまうことになりかねない。これまでの叙述を通じて明らかになった論点をまとめてみると、それがはっきりするであろう。

清代の中国において、商人が従事する取引とそれに対し官が行なう徴税の関係は、業種によってさまざまな形態をとったけれども、ほぼ共通するのは牙行が両者を媒介しつつ、取引と徴税を一体化していたというあり方であろう⁽²⁾。それがもっとも典型的に発達し、やがて明確な制度となってあらわれるのは、広東においてであった。粵海関の保商制度の形成と外洋行の独占がそれにあたるが、その動因はいうまでもなく、広東における西洋貿易の比重の増大にあった。しかし一八世紀の後半以降、西洋の貿易は茶の買付を中心に、飛躍的な量的拡大をみせる。これは周知のように、西洋側においていわゆる三角貿易、多角的決済機構の形成に顕在化したような変容、言い換えれば貿易の担い手の分化と再構成を促したばかりではなかった。中国側においても、西洋貿易が外洋行の許容量をはるかに超えてしまい、外洋行に一体化されていた機能は、外洋行のみでは支えられなくなってくる。そうした趨勢はアヘン戦争の前後を一貫して継続し、西洋貿易に対する取引・徴税機構の分化が進行してゆくのである。

条約港での西洋貿易においては、それまで外洋行の名義に集約されてきた機能のうち、内地に資金を投下し、商品を集散し、そのための倉庫を有するという取引の主要な役割は、外国商社にうけつがれた。外国商社が「洋行」と呼ばれるようになるのも、一つにはこうした機能面の継承関係に由来したものと想像される。そして商品を内地から買い付け、内地へ売り捌く役割は、買辦に代表される商人たちが担うようになった。それにともなって外洋行の取引に組み込まれていた徴税の機能も、次第に分離独立を余儀なくされる。より正確にいうならば、取引の担い手が外国商社と買辦に分離したことによって、それまで両

者の間をつなぐ過程でなされていた夷税徴収の担い手が存在しえなくなったのである⁽³⁾。そこに現象したのが、一八四〇～五〇年代の条約港における脱税の横行であった。これは上海のみならず、福州でも広州でも発生したものであるが、各港でたがいに前後するのは、外国商社と買辦たちに分化した時期がそれぞれ異なっていたからである。上海の外国人税務司制度および各条約港における洋関の設立は、かくして空虚なまま放置された徴税機構に実体を与えようとしたものであった。言い換えれば、洋関は外洋行に一体化されていた機能の分化の結果、析出された徴税機構の最終的な形態であったのである⁽⁴⁾。

したがって旧来の一体化機構を保持したところでは、港と内地を問わず、洋関と異なる徴税の形態と構造をとったのは当然であろう。海上貿易については、王韜の記述が参考になる。彼は江海関の弊害を描写して、

旧関の慣例では杭州人を登用して事務をつかさどらせる。これを総庫とって、もっとも役得のあるポストで、万金を費やさねばえられないものである。年間の税収は数百万兩を下らないが、その半ばは胥吏に横領される。……北関はそうした横領の弊害はないが、脱税がきわめて多い。中国人と外国人は言葉が通じず、加えて西洋人は狡猾なので、往々にして小艇を使って貨物を運び、すきをみて帆を揚げて出航してしまい追及できない。⁽⁵⁾

と書きとどめている。そもそも旧来の体制であるなら、胥吏の「横領」は指摘できても、商人の「脱税」は容易に表面化しないものであった。このように江海大関と新関が「横領」と「脱税」で対比されるのは、両者の構造的な差異をあらわしたものととして了解すべきであろう。また西洋貿易にかかわる内地の取引に眼を向けると、買辦をはじめとする商人たちは、条約港を起点として輸出入貨物の購買・販売網をひろげてゆくが、内地におけるその無数の結節点では、取引は依然として徴税と不可分なままの構造を保っていた。第二章第四節に紹介したオルコックの言を借りていえば、官庁に対する徴税の責任、納税の保証を触媒に、取引において排他的なギルドを結成し、独占に達してしまう組織のあり方は、内地では普遍的に潜在していた。これが外国商人に対する中国商人の内地市場支配と表裏する釐金税⁽⁶⁾の基盤を提供したものにほかならないであろう。これまでいささか臆測を交えつつ提起されてきた、常関に倣った洋関の設置、常関制度を基礎とした洋関と釐金、という議論⁽⁷⁾は、外洋行に集約されていたような取引・徴税機能の分化ないしは未分化という文脈において、はじめて説得力をもつものとなるのである。

ところが上海の外国人税務司制度には、これまでにない独自の機能が付与されていた。

それは規則に従った確実な徴税である。この機能は上海が西洋貿易の中心港となり、同時に夷税が清朝の重要な財源となるにしたがい、外国側においても清朝側においても、それをどう位置づけるかで論議の的となった。その結果、外国人税務司制度を上海以外の条約港にも導入することが定められるが、そこで浮かびあがったのは、清朝側がその導入をいかに円滑にはかるかという問題であり、そのために総税務司が設けられることになったのである。総税務司が総理衙門に直属して、多彩な活動に従事するようになるのも、清朝政府内で洋関をどのように統轄するのか、かつまた総理衙門が反対勢力にいかに対処するのか、がその主たる動機になっていた。したがって総税務司の成立は、その発端はもとより、その過程においても清朝の官僚機構、あるいは政治構造に大きく規定されていたと考えるべきものであろう。洋関の役割についても同じことがいえる。アロー戦争の結果、いったんは賠償金弁済の財源と位置づけられた夷税は、清朝の財政構造に規定されて、中央政府が把握しうる地方当局の財政収入たる洋税へと、その性格を変えていった。洋関はこのような洋税を徴収する以上、否応なく清朝の中央と地方の関係のなかで定着せざるをえなかった。そして洋関の設置官であり統轄官である総税務司も、中央と地方の関係をまずその活動の前提におかねばならなかったのである。

かつてイギリスとの南京条約締結のさい、欽差大臣伊里布が、「イギリスが望むのは通商であり、中国が望むのは徴税である」⁽⁸⁾といったのは、これまでの論旨と考えあわせると示唆的である。外洋行はこのとき、西洋の貿易と清朝の徴税とを媒介しつつも、両者の争点として存在していた。南京条約ののち夷税を徴収する海関の機構も、そうした位置づけでやはり変わるところはなかった。外洋行の徴税機能を紆余曲折を経て、最終的にうけついで洋関はなおさらであり、それをすぐれて動態的に体現するものであった。本稿で詳説した洋関成立の過程はとりもなおさず、外国側からの通商の問題に端を発しながらも、それが本質的に清朝の徴税と財政の問題に置き換えられるものであったことを示していよう。こののち通商と市場のレヴェルにおいて、外国商人の内地進出に立ちはだかった釐金と子口半税適用の問題⁽⁹⁾は、やがて裁釐加税の問題に政治化してゆく⁽¹⁰⁾が、それはつきつめれば、中国の財政体制と政治構造に還元できるし、また事実として、還元されていた問題である。そして洋関はそれを成立せしめた動因と経緯によって、これらの問題とは不可分のものとして存在し、存続せざるをえなかったのである。ハートは総税務司を勤めて一〇年経過したとき、つくづくその地位が「変則的な」ことを嘆みしめ、

海関に外国人を雇用するのは、それが外国人との交渉での補佐としていかに有用であ

り、徴税の装置としていかに利益の上がるものだとしても、多くの点で好ましからざる事実である。何となれば、洋関の発展が促されてはきたけれども、それは外国との交渉と同じく、ある程度までは中国に強制したものである。そしてそれが中国の排外性という欠点から必然的に生じてきたのとやはり同じく、それが存在しているのは中国の官僚が自己のなすべき仕事ができないことを意味している。しかも洋関が首都と関係をとるむすべば、税務司の傍らにいる官僚の行動の自由を妨げるのである。さらに忘れてはならないのは、遅かれ早かれ、洋関の存在は必ず終末を迎えるということである。洋関はしばらくの間は繁栄し、役立ち、賞賛されるかもしれぬ。しかし自然の、国民の力が、音は立てずとも絶えず働いて、我々をかように変則的な地位から放逐する日が必ずやってくるであろう。⁽¹¹⁾

と述べた。この言はたとえば、およそ六〇年ののち国民政府に仕えた第四代総税務司メーズ (Sir Frederick Maze) が引用した⁽¹²⁾ ように、あるいは現在の我々が解釈しがち⁽¹³⁾ ないように、中国人の立場からナショナリズムの展望と洋関の運命を予言したものと読むのも、あながち誤りとはいえない。しかしこのときのハートの心情は、はたしてそうであったであろうか。彼がヴィクトリア時代のイギリス人らしく、「進歩」への堅い信仰をもっていたのを考えあわせれば、西洋的な尺度でみるなら、あるいは中国が西洋のように「進歩」したあかつきには、洋関は「必ず終末を迎える」性質のものとしているのではあるまいか。そのような洋関が彼の時代にあって、「繁栄し、役立ち、賞賛される」ものと予想せざるをえないところに、この時期の対外関係をも含んだ中国の体制に組み込まれた洋関の位置をみるべきであろう。

フェアバンク氏は清末中国の権力構造を展望して、西太后・李鴻章・ハートの「三位一体 (trinity)」を根幹とする満・漢・洋の「多数支配 (synarchy)」という概念枠組を提唱した⁽¹⁴⁾。そうした措定は氏自身ものちに若干の手なおしを行なっているところからもわかるように、三者のあり方を歴代征服王朝からのアナロジーによって、単に静態的で並存的、そして分担的なものと考え⁽¹⁵⁾ かぎり、あらゆる局面にあてはまるものとは思わない。けれども本稿の考察を経た筆者が、その趣旨を自分なりにうけとめてみなおすならば、次のように考えてみたい。清代において皇帝に集約していた政治・財政の機能は、清末という時代になると、その内外の対象が飛躍的に拡大し、皇帝独裁ではおさまりきらず、分化せざるをえなくなった。かくして分化した各々の要素は、機能的には対立的な側面を潜在、顕在させつつも、相互に補完しあっており、構造的にはたがいに並立したのみなら

ず、横でも縦でも反発しながらも、包摂しあう動きをたえずはたらかせていたのである。西洋との関係においていえば、外洋行の機能分化から洋関の形成と確立へ至る過程は、そうした大きな趨勢のなかの一つの、しかしきわめて典型的かつ重要な局面であったと位置づけられるであろう。

以上が認められるなら、これから必要となるのは、清末から民国の時期において、こうした相互に補完的な、また同時に対立的な動態を構造的に把握する視点を獲得することである。清末の中国というものに規定されつつ成立した洋関と総稅務司の位置と役割は、こののち逆に中国の政治や經濟といった内部構造、およびその変容にも重大な影響を与えるが、それがさらに洋関と総稅務司の性格をも変えてゆくのである。洋関をはじめいったん分化した各々の要素がさらに細分化しつつ、たがいに依存、対立をくりかえし、やがて統合へと向かう過程を中国近代の一面とするなら、洋関にあらわれるこの相互作用の局面としくみをも整合的かつ系統的に説明できなければ、洋関そのものはいかに及ばず、中国の近代に対する十分な理解には到達しえないであろう。かくして清末・民国の洋関がどのようなものであったかを、そうした文脈にすえて検討することが、次の課題として設定されるのである。

註

この註は本論の補足的な説明を述べるほか、本論の根拠を示すことを目的とするものであり、したがってその大部分を典拠となる資料、およびその原文の明示にあてている。いうまでもなく漢文、欧文を問わず、同じ史料がまったく同一の、あるいは節略された形で、複数の異なる文献に収められている場合が少なくない。そうした場合は筆者が調べた範囲内で、もとのテキストにもっとも近いものをあげるようつとめ、それが重複してほかの文献に収められていても、その注記は割愛した。また文献名を示すさい、一見してそれとわかるような略称をあげるにとどめて、編著者名、書名、刊行地、刊行年のすべてを必ずしも記さない。いずれも煩を避けんがためである。書誌データについては、後の引用文献目録を参照されたい。

括弧の類は基本的に本論と同じであるが、註にかぎり用いたものは以下のとおりである。漢文史料の〔→〕は、筆者によるテキストの訂正、疑義の残るものはそれに加えて？を付した。【】内は割註の文であることを示す。また文書の日付で某年某月某日「付」とするものは、中央政府でその文書が受理・処理された日付をいい、「付」とないものは発信の日付を指す。欧文史料の〔〕は筆者、もしくは原典による注記である。なお頻出する欧文資料にかかわる名称で冗長にわたるものは、以下のような略称を用いた。

ADPP: J. Davids, ed., American Diplomatic and Public Papers: The United States and China, Series I — The Treaty System and The Taiping Rebellion, 1842-1860, 21vols.

CIMC: China. Imperial Maritime Customs.

CMC: China. Maritime Customs.

FO17: Great Britain, Foreign Office, General Correspondence, China.

FO228: Great Britain, Foreign Office, Embassy and Consular Archives, Correspondence, Series I.

FO677: Great Britain, Foreign Office, Embassy and Consular Archives, Superintendent of Trade, Records.

IUPBPP: Irish University Press, Area Studies Series, British Parliamentary Papers, China, 42vols.

PP: Great Britain Parliamentary Papers.

USDS: United States, Department of State, General Records of Department of State, Diplomatic Despatches: China.

序論

- (1) 以下の研究史の整理にかかわる文献は、およそこの問題に関心をもつ研究者には周知に属するものであるから、煩を避けるため逐一注記しない。それぞれの枠組およびその主要な論点について、ここで紹介するもの以外は、各章の註に掲げた諸研究を参照されたい。
- (2) たとえば、濱下武志『中国近代経済史研究』、と、濱下武志・川勝平太編『アジア交易圏と日本工業化』、所収の各論文、とりわけ川勝平太「日本の工業化をめぐる外圧とアジア間競争」、および杉原薫「アジア間貿易と日本の工業化」、の所論を比較。
- (3) たとえば、溝口雄三他編『アジアから考える[2]』、同編『アジアから考える[3]』、の諸論考を参照。
- (4) 現在の中国語による研究上の概念でも、Chinese Maritime Customsの訳である「中國海關」がもっとも一般的に使用されるし、卑近な例では、現在の我々の「税関」に相当する機関がその「中國海關」から制度的な系譜をうけついでおり、やはり「海關」という。こうした事情から今日の研究ではその「海關」と区別するため、清代においては沿岸、内地を問わず、「常關」と称するのが普通である。しかしながら「常關」は、本論にも少し触れるように「洋關」が成立してから、それと区別するため立てられた対立概念であって、「洋關」の存在以前において「常關」という語を用いるのは、厳密にいった正確でないばかりか、その歴史的な性格をも曖昧にしてしまうおそれがある（たとえば、韋慶遠「試論鴉片戦争前的中國海關」、参照）。以上を踏まえたうえで、なお研究者の操作概念として「常關」と称するならまだしも、いまのところそうした事情はまったく考慮されていないようである。本稿の考察はしたがって、これまでのいわゆる「常關」研究に対する批判をも含意するものとなろう。

「洋關」は当時の用語としては一定したものではなかったようであり、これを「海關」の俗称とする議論もある（徐珂『清稗類鈔』、度支類、「海關常關」。海關任洋員、諺有洋關之稱、又或求別於常關而稱新關、皆非也。）。それが正しいかどうか判断する材料はもちあわせていないが、それだけ「洋關」という言葉はひろく使われていたともいえよう（H. B. Morse, The International Relations of the Chinese Empire, Vol. 3, p. 392, n. 18.）。「洋關」が公式に「海關」と改称されるのは、民国時期に入ってからであり（『政府公報』第一一〇五号、一九一五年六月五日、大總統批令）、清末なら洋関とするのがやはりもっとも便利で妥当であろう。したがって筆者は洋関を英語でいうならば、略称ならForeign Customs、正式にはChinese Imperial Maritime Customsになると意識するものである。ただしこれらの語は、しばしばForeign Inspectorate of Customsと互換的に用いられ、これを和訳すると「外国人税務司制度」となる。あえていえば、Chinese Imperial Maritime Customsは機関・官庁に、Foreign Inspectorate of Customsは制度・方式に重きを置いた言い方であるように思われる。そこで原語の用法と

はいささかずれるけれども、筆者は概念的には「外国人税務司制度」という語を総税務司 (Inspector-General of Customs) 設立以前の上海で機能していた制度に限ることとした。やや恣意的な概念操作かもしれないが、あわせて含みおき願いたい。

第一章

- (1) H. B. Morse, The Gilds of China. Do., International Relations, Vol. 1. Do., The Chronicles of the East India Company, 5vols.
- (2) J. K. Fairbank, Trade and Diplomacy on the China Coast. Do., ed., The Chinese World Order.
- (3) たとえば代表的研究として、松田智雄『イギリス資本と東洋』、衛藤藩吉「砲艦政策の形成——一八三四年清国に対する——」、同『近代中国政治史研究』、所収、田中正俊「中国社会の解体とアヘン戦争」、同『中国近代経済史研究序説』、所収、参照。
- (4) E. H. Pritchard, Anglo-Chinese Relations during the Seventeenth and Eighteenth Centuries. Do., The Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations. M. Greenberg, British Trade and the Opening of China. 衛藤藩吉「アヘン戦争以前におけるイギリス商人の性格」、同前掲書、所収。
- (5) 梁嘉彬『廣東十三行考』、内田直作「清代の貿易独占機構」、同『東洋経済史研究 1』、所収、佐々木正哉「粤海関の陋規」、同「清代広東の行商制度について」、彭澤益「清代廣東洋行制度的起源」、汪宗衍「廣東十三行之起源及其商業蛻變」、同『廣東文物叢談』、所収、陳國棟「清代前期粤海關監督的派遣」、同「清代前期粤海關的稅務行政」、K. T. A. Ch'en (陳國棟), The Insolvency of the Chinese Hong Merchants.
- (6) 濱下武志『近代中国の国際的契機』、とくに、二五～四七頁、同『中国近代経済史研究』、とくに、二二七～二三八頁。
- (7) 代表的な例として、J. K. Fairbank, "Tributary Trade and China's Relations with the West," p. 149. と濱下前掲書、二三四頁、の所論を、また通商に限らずシステム全体ではたとえば、J. K. Fairbank, "The Early Treaty System in the Chinese World Order," do., ed., op. cit., pp. 273~275. と濱下武志「朝貢と条約—東アジア開港場をめぐる交渉の時代 1834-94」、溝口雄三他編『アジアから考える[3]』、二七四～二七五頁、の所論をそれぞれ比較。
- (8) いささか余論にわたるが、これと関連して、濱下氏が「従来、東インド会社・アヘン貿易・広東十三行、という東西経済関係の交差点に係わる諸項目によって検討され、特徴付けられてきた前近代から近代へのアジア経済史像は、今後、ジャンク貿易・朝貢貿易・アジア域内交易の展開として捉えなければならない」と述べる(濱下前掲『中国近代経済史研究』、二三八頁)のは甚だ印象的である。「東西経済関係の交差点に係わる諸項目」を「アジア域内交易の展開」にとりこんで、そのなかに明確な位置を与えては

じめてアンチテーゼの域を脱しうるであろう。そうした作業は「東インド会社・アヘン貿易」の「項目」では多少なりとも行なわれているようであるが、中国側の「広東システム」形成や運用の側面はほとんど捨象されている。それに関しては、外洋行よりむしろ本港行、福潮行に注目する、という氏の取捨選択的な姿勢（濱下前掲『近代中国の国際的契機』、五六頁）にもみられるように、「広東十三行」（＝外洋行）に集中してきた従来の議論をいわば裏返しているにすぎず、史実認識にも誤りがある（濱下武志「中国と東南アジア」、一二三頁）。本章は外洋行の内実を問いなおすことにあてられるけれども、同時に「東西経済関係の交差点に係わる」外洋行と「アジア域内交易の展開」にかかわる本港行、福潮行とを統合的にとらえる視点を獲得できるかどうかの検討も欠かせない。それについては、なお不十分ながら、拙稿「広東洋行考」、で私見を開陳しておいた。

- (9) 『明清史料』丁編、第二本、頁一五五、「申嚴海禁勅諭」、同上、第三本、頁二五七、「嚴禁通海勅諭」。なお、海禁とかかわりの深いいわゆる遷界令は、順治一八（一六六一）年八月己未に発布された（『大清聖祖仁皇帝實録』卷四）が、広東方面で施行されたのは、A. Ljungstedt, An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China, p. 95. の示すように、海禁強化と同じく康熙元（一六六二）年のことであったようである。屈大均『廣東新語』卷二、「遷海」、にも、「歳壬寅二月、忽有遷民之令。」とある。
- (10) 『大清聖祖仁皇帝實録』卷七六、康熙一七年八月庚午の条。阿豊素（Affonso VI）遣陪臣本多白壘拉（Bento Pereira de Faria）進表、貢獅子。なおこの遣使の詳細については以下の文献を参照。L. Pfister, Notices Biographiques et Bibliographiques sur les Jésuites de l'Ancienne Mission de Chine, Tom. 1, p. 243. J. K. Fairbank & S. Y. Têng, "On the Ch'ing Tributary System," pp. 181, 188. Fu, Lo-shu, "The Two Portuguese Embassies to China," pp. 87~92. L. Petech, "Some Remarks on the Portuguese Embassies to China," pp. 233~236. J. E. Wills, Embassies and Illusions, pp. 130~144, 238, 240. G. B. Souza, The Survival of Empire, p. 201.
- (11) 『大清聖祖仁皇帝實録』卷三三、康熙九年六月甲寅の条。『康熙大清會典』卷七二、禮部三三、主客清吏司、朝貢一、西洋國の条。Ljungstedt, op. cit., pp. 95~96. Pfister, op. cit., pp. 376~377. Wills, op. cit., pp. 114~126. Souza, loc. cit.
- (12) Pfister, op. cit., p. 243. Wills, op. cit., pp. 130~144, 238, 240.
- (13) 『撫粵政畧』卷二、奏疏二、頁四一~四二、「請除市舶粵門旱路稅銀疏」。自康熙元年禁海、粵〔→粵〕門遷置界外、船餉停徵。續因西洋國進貢正使本多白勒拉見粵〔→粵〕變禁海困苦、赴部呈控。康熙十八年十二月〔→二月？〕内、准兵部咨、爲備述粵

〔→粵〕門界外孤洲等事議覆、刑部郎中洪尼喀等到粵踏勘、准在旱路界口貿易。奉旨、依議。旱路准其貿易。其水路貿易、俟滅海賊之日、着該督撫題請、欽此。遵行招商。其時海禁未開、粵〔→粵〕門仍屬界外、內地商民、禁止不許至粵〔→粵〕。其外來船隻到粵〔→粵〕洋貨、及商民貨船到香山縣、俱由旱路運至界口貿易、不許海路行走。令市舶司徵收、即旱稅也。また、『康熙起居注』、第一冊、三九一頁、併照。

ただ、ペレイラが訴えたというマカオの困窮には一考の余地がある。後述の沈上達なる人物は平南王の庇護下に海船を建造し、外洋で密貿易を行なっており（『撫粵政畧』卷七、奏疏一、頁一六、「議覆粵東增豁稅餉疏」。自康熙元年奏文禁海、外番舡隻不至、即有沈上達等勾結黨棍、打造海舡、私通外洋、一次可得利銀四五萬兩、一年之中、千舡往回、可得利銀四五十萬兩、其獲利甚大也。）、マカオ側でも禁令に背いて密輸を試みる商人があった（Ljungstedt, *op. cit.*, p. 95.）というから、必ずしも一貫して海禁のみが原因で、マカオが商業的困窮にあえいでいたとは考えにくい。ペレイラ使節の派遣に及んだのは、一六七六年、尚之信が清朝に叛し、まもなく降伏するに至って、マカオ当局としては、平南藩と通じていたという清朝の猜疑を解き、あわせてオランダなど商売敵を排斥するため、その支持を取りつける必要があったことによると考えられる（Souza, *loc. cit.*）。

またペレイラみずからが兵部に訴え出たというのも、事実ではない。マカオ当局の記録によると、兵部にはたらきかけ、交渉にあたったのは、フェルベーストをはじめとする北京のジェスイット会宣教師たちであった（Wills, *op. cit.*, p. 139.）。

- (14) 『南海縣志』卷二六、雜錄下。順治十年、暹羅國有蕃舶至廣東、表請入貢。是年、復有荷蘭國蕃舶至澳門、懇求進貢。時鹽課提舉司白萬舉・藩府參將沈上達、以互市之利說尚王、遂咨部允行。乃仍明市舶館地而厚給其廩餼、招納遠人焉。
- (15) 『撫粵政畧』卷七、奏疏一、頁一～二、「特參提舉司官尅扣稅餉疏」。粵門旱路貿易一案、……于康熙十九年十一月、徵收稅銀、……乃不意有鹽市提舉司提舉張某。其人者、本以市井之徒、曾爲逆藩辦事、鑽竅官職、不思守法恤商、輒敢婪私蝕課。于經收官稅之外、每兩私抽稅銀五錢、又縱容吏書・門皂各役楊思聖・黎正新……每兩私抽稅銀、共一錢五分。臣亟力清查、始據報康熙二十年所收官稅、銀一萬二千二百七十八兩八錢零、現在奏報。此外、訪實本官私抽六千百三十九兩四錢、侵肥入己、衙役楊思聖・黎正新等、共私抽稅銀、一千八百四十一兩八錢、各蠹瓜分。また同上、「議覆粵東增豁稅餉疏」、頁一七。自二十年正月、起、至年終止、據報共收銀一萬二千二百七十餘兩。臣又查出該司提舉官張溱、并各蠹役、私抽侵欺銀七千九百八十餘兩。又二十一年正月、起、至六月終止、查出稅銀七千九百餘兩、官蠹私抽侵欺銀五千餘兩。已另疏題參、既出之于商力、應歸之于公家。嗣後自應歸入正餉、是年可得稅銀二萬二百餘兩。
- (16) 同上、頁四六～四七、「粵門關開請設專官疏」。今日稅務漸增、必得添設部選同知一員、駐筭前山寨、稽查稅務、兼理海防。凡界口唐洋貨物出入之數、與盤詰違禁之物、

俱責成之。また、以上の経過は、『粵閩巡視紀略』巻二、頁二〇、に、「國朝不設市舶提舉、兼領於鹽課提舉司、禁海并罷。復通（マカオの陸路貿易許可を指す）後、令番舶駐前山寨、陸運貨物至香山、令藩幕一員監之。今遣部屬董其事。」と手際よく要約されている。ただし以上に見てきたところでも明らかなように、海禁によって市舶提舉が廢されたとする（e.g., S. Viraphol, Tribute and Profit, p. 282, n. 38.）のは誤りである。市舶司が陸路貿易より徴収した「早税」は「市舶稅餉」と呼ばれ、康熙二五年になっても依然として、その称呼は変わっていない（後註(33)の引用文を参照）ことから見ても、同知はあくまで「添設」されたのであって、その後も市舶司は、いかなる形であれ存続していたと考えるのが適当であろう。

(17) 『撫粵政畧』巻六、文告二、頁五～六、「禁奸漏稅」。今訪有不法奸徒、乘駕大船、潛往十字門海洋、與彝人私相交易、……既悖旨而走洋、復私通而漏稅。……至於經紀店牙、爲買賣關鍵、商貨居停其間、去跡來踪、是否私販、斷難購卸。知情不舉、連坐何辭。……嗣後唐洋貨物、務須凜遵嚴旨、在於香山嶼門早路界口、互相交易。將應納稅銀、照貨先赴提舉司投納、各取印信稅票收執爲憑。及至下店發賣、本處店牙經紀、俱要先驗明稅票、方許下載轉售。其無稅票者、即係漏稅私貨、或貨多而票數少開、票數與貨數不符。亦是漏稅情弊。俱應立刻密報該地方官、或赴院稟首、以憑嚴審究、將亡命奸商、按依新例、搜勘問罪、題請處分、……若店牙經紀容隱扶同、不即舉報、……除先拿重治外、仍行併彈章一體連坐。事關防奸通、剔釐漏稅。また、同上、卷七、奏疏一、「嶼門關關請設專官疏」、頁四六。今西洋國貨物運至嶼門、彝人至界口陸路貿易。此地至嶼門僅三里、必需專官把守、稽察盤驗、給票照運至省、舊例提舉司一稅、至太平關一稅、防其隱漏之弊。其內地商人貨物、舊例至太平關一稅、至省提舉司一稅、領票前往關關界口貿易、亦必須稽察官盤驗、防其夾帶之私。

(18) この陸路貿易によって、ポルトガルが当時中国の対西洋海上貿易を独占せんばかりになっていたことは、宮崎市定「清代對外貿易の二資料」、三六三頁、にサヴァリ（Savary）兄弟の言を紹介し、「按ずるに当時（海禁解除）迄、葡萄牙人こそは中国と直接取引を許されたる唯一の国民であって、彼等は澳門に於いて貿易に従事した」とあり、イギリスの記録にも、“1682. February 5th. The obstructions to trade still continue. The Portuguese have agreed to pay the governor of Canton 24,000 tale annually, the amount of custom that the merchants of Canton used to pay, on the condition that the Canton merchants be excluded from trading with strangers.”（PP, Report relative to the Trade with the East Indies and China, p. 289.）のように言及されている（cf. R. M. Martin, China: Political, Commercial and Social, Vol. 2, p. 8.）。

(19) 前註(15)所掲『撫粵政畧』巻七、奏疏一、頁一七、「議覆粵東增餉稅餉疏」、の引用文を参照。さらに、同上、卷二、奏疏二、「請設嶼門早路徵收缺少稅餉疏」、五頁。

康熙二十一年分、抽收稅銀、一萬八千七十六兩零。較之二十年抽收之數、尚有盈餘五千八百七十餘兩。

(20) 『康熙起居注』第二冊、一〇八六、一〇九三頁。『粵閩巡視紀略』卷一、頁三～四。是役也、有當行之事四焉。……故事直隸天津衛・山東登州府・江南雲臺山・浙江寧波府・福建漳州府・廣東粵門各通市舶、行賈外洋、以禁海暫阻、應酌其可行與否、四也。

(21) 同上。

(22) 『康熙起居注』第二冊、一二〇〇頁。石柱奏曰、海上貿易、自明季以來、原未曾開、故議不准行。……據彼處總督・巡撫・提督云、臺灣・金門・廈門等處、雖設官防守、但係新得之地、應俟一二年後、相其機宜、然後再開。……上曰、邊疆大臣當以國計民生爲念。今禁海、其私自貿易者、何嘗斷絕。今議海上貿易不行者、皆由總督・巡撫自圖便利故也。

このような決定が当時の中国の經濟や政治の体制において有した意味については、岸本美緒「康熙年間の穀賤について」、拙稿「從市舶司到海關」、参照。

(23) 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷一一五、康熙二三年四月辛亥の條。九卿等議覆、工部侍郎金世鑑疏言、……浙江沿海地方、請照山東等處見行之例、聽百姓以裝載五百石以下船隻、往海上貿易・捕魚…至於收稅之處、交與該道、計貨之貴賤、定稅之重輕、按季造冊報部。……俱應如所請。從之。

(24) 『康熙起居注』第二冊、一一八八頁。海洋貿易、實有益於生民。但創收稅課、若不定例、恐爲商賈累。當照關差例、差部院賢能司官前往、酌定則例。

(25) 『明清史料』丁編、第八本、頁七四五、「康熙二十三年戶部開洋設關原案」。康熙二十三年八月內戶部題、爲請旨事、內開、……又據郎中宜爾格圖・吳世把等呈稱、粵・閩原無徵稅、將各關則例帶往、照貨物之美惡、酌量增減定例。粵・閩原無設有收稅衙門。職等到日、踏勘最要應設立衙門之處、定擬交與該督撫、設立衙門。其書辦・各項衙役、照各關例召募。粵・閩沿海、地方遼闊、通海口子衆多、若果不足、會同督撫、按事具題增設。職等所收稅銀、交與布政司、取具實收、職等親身帶來繳部銀數報部。至粵・閩遙遠、初往定例收稅、難以照已定各關四季送冊、應兩次呈送。其海口衆多、地方遼闊、若不時巡查、以致漏課。不照各關例、將職等素所知筆帖式坐名、多帶各一員。再、海口橋津貿易船車等物、俱行徵稅、等因前來。

(26) 『粵海關志』卷八、稅則一、頁三。『皇朝文獻通考』卷二六、征權考一、康熙二三年の條。

(27) 『康熙大清會典』卷三四、戶部一八、課程三、關稅の條。さらに、『嘉慶大清會典』卷一六、戶部、貴州清吏司の條、寺田隆信「清朝の海關行政について」、二六七～二六八頁、参照。

(28) 『明清史料』丁編、第八本、頁七四五、「康熙二十三年戶部開洋設關原案」、に引く康熙二三年九月初一〇日付戶部等の題本。其各處商民情愿從粵・閩出海貿易者、稟明

- 該監督等、登記人數姓名、取具保結、給與印票、船頭烙號、以便出入。
- (29) 韋慶遠「論康熙時期從禁海到開海政策的演變」、一二七頁、參照。
- (30) 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷二五、康熙七年三月丁卯の条。凡外國之人、除進貢方物外、將貨物在邊界處所貿易、……嗣後非係貢期、概不准其貿易。
- (31) 『康熙起居注』第二冊、一三一九～一三二〇頁。禮部覆准、福建總督王國安題外國進貢船隻、應行抽稅、令其貿易。上曰、外國私自貿易船隻、或可抽稅。若進貢船隻亦行抽稅、於大體不合、亦非朕柔遠之意。『廣東通志』、道光二年刊、卷一八〇、經政畧二三、市舶。〔康熙〕二十四年、戶部爲呈報事。近准禮部咨題、內開、查定例內、凡外國貢船不過三、等語。今奉旨、外國進貢船隻、所帶貨物、一概收稅、於柔遠之意未符、等因。應將外國進貢、定數船三隻內、船上所帶貨物、停其收稅。其餘私來貿易者、准其貿易。貿易商人、部臣照例收稅、等因、會議具題。奉旨、依議、欽此、欽遵筭行各海關監督、遵奉施行。また、沖繩県立図書館編、和田久徳校訂『歴代寶案』校訂本、沖繩県教育委員会、一九九二年、第一冊、三六八頁、參照。
- (32) 『撫粵政畧』卷二、奏疏二、頁四二、「請除市舶粵門旱路稅銀疏」。一切舶餉稅務、奉有欽差吏部郎中臣宜・戶部員外郎臣成、臨粵〔→粵〕監督管理。市舶司旱路舶餉、自康熙二十四年起、已歸關部徵收。……今日關部所收之海稅、即以前市舶司所收之旱稅。關部業已移取檔案接管、照例徵收。
- (33) 同上、頁五九～六二、「請豁市舶旱路稅餉疏」。該臣看得、粵省香山粵市舶稅餉、新設監督徵收、提舉司官、自應停止。經臣三次具疏題明、部覆以、九卿會議、止令關部海上船隻出入貨物徵收。其橋津地方貿易貨物、停其徵收稅銀。市舶司所徵收銀兩、係落地旱稅。該撫屢請歸關部徵收、殊屬不合。仍行照舊徵收、等因。臣查、此餉非落地旱稅、歷年報部奏銷、名爲市舶稅餉、今一地一時、一貨兩稅、勢處萬難。……今日監督徵收海上出入洋船之貨稅、即是市舶司昔日禁海時徵收在旱路界口貿易之貨稅、原是一項。在開海以前、則由陸而不由海、既開海以後、則由海而不由陸、此收則彼停、乃理之必然者也。……況今貨物壅滯、商人稀少、關部二十五年所收之稅、不及二十四年初開洋船之稅。前奉部駁復徵、隨據商人王元・李再籌等爲一貨難以兩徵情由、嘵嘵哀控公呈前來、已於前疏叙明。今若重徵、竟使一貨兩稅・一地兩抽、不特商民困苦、無力完納、亦大非我皇上軫恤之初意矣。
- (34) たとえば、『歴代職官表』卷六二、關稅各差、寺田前掲論文、二六七～二六八頁。なお明代の貢舶貿易および市舶司との比較を通じて、「四權關之設、異於市舶之設」とする姜宸英「日本貢使入寇始末擬稿」、は、こうした点で示唆的である。この議論を展開させ、明清の対外的な政治経済体制にまで説き及んだものとして、前掲拙稿、參照。
- (35) 『明清史料』丁編、第八本、頁七四五～七四六、「康熙二十三年戶部開洋設關原案」、に引く康熙二三年九月初一日付の上諭および戶部等の九月初一〇日付題本。其海口橋津地方貿易船車等物、若行征稅、商人及沿海地方黎民、以致重累。相應停其此等之處征稅、

將海上出入船載貿易貨物、准其抽稅。また『康熙起居注』第二冊、一二一八頁、『皇朝文獻通考』卷二六、康熙二三年の條、參照。

- (36) 前掲『撫粵政畧』卷六、文告二、頁五五～五六、「分別住行貨稅」。如省城・佛山、舊設稅課司、徵收落地住稅。今設立海關、徵收出洋行稅、地勢相連、如行・住二稅不分、恐有重複・影射之弊。今公議設立金絲行・洋貨行二項貨店。如來廣省本地興販、一切落地貨物、分爲住稅、報單皆投金絲行、赴稅課司納稅。其外洋販來貨物及出海貿易貨物、分爲行稅、報單皆投洋貨行、候出海時、洋商自赴關部納稅。

この史料は周知のように、彭澤益前掲論文、によってつとに紹介されたものである。しかし、「落地住稅」と「出洋行稅」との意味を深く考えることなく、ただちに「金絲行」をのちの「海南行」および「福潮行」に、「洋貨行」を「外洋行」に結びつけ、ひいては、「金絲行」と「洋貨行」との分別が「国内商業稅収と海關稅収、即ち常關貿易と海關貿易、同時にまた常關と海關を分かったものである」とする（同上、一七頁）のは、いささか短絡的な理解であろう。

- (37) 『撫粵政畧』卷八、批答二、頁三九、「布政使呈詳一件爲分別稅課等事」。徵收稅銀、自應照依章程定例、無容濫收。惟是出洋貨物與落地貨物、無以分別、恐商民不無重困。其落地貨、因舊設有金絲行、而出海貨物、應否設立出海洋貨行、作何分別徵收、務期疏商裕課、仰再會同廣南韶道確議、限五日內詳奪、移商關部酌行、仍候總督部院批示報繳。同上、卷六、文告二、頁五六、「分別住行貨稅」。嗣後如有身家殷實之人、願充洋貨行者、或呈明地方官承充、或改換招牌、各具呈認明給帖。即有一人願充二行者、亦必分別二店、各立招牌、不許混亂一處、影射朦混、商・課俱有違礙。此係商・行兩便之事。各速認行招商、毋得觀望遲延、有悞生理。其各處商人來廣、務各照貨投行、不得重複納稅、自失生計。

- (38) 設立当初の洋貨行がどのような貨物を取り扱ったかは、なお詳らかではない。ここではさしあたり前節所述の洋貨行設立の経緯、なかんずく前註(36)所引史料に依拠しておく。もっとも「洋貨」そのものの語義については、「東粵之貨、其出於九郡者、曰廣貨。出於瓊州者、曰瓊貨、亦曰十三行貨。出於西南諸番者、曰洋貨。」（『廣東新語』卷一五、「贖貨」。また、范端昂撰・湯志岳校注『粵中見聞』卷二一、物部一、二四一頁、はこれを祖述している）とあり、この語義に従うならば洋貨行の業務範囲はかなり特定されるであろう。こうした点をもあわせて、洋貨行と「十三行」の呼称、および両者の関係を考証したものに、汪宗衍前掲論文、同「十三行與屈大均「廣州竹枝詞」」、同『廣東文物叢談』、所収、彭澤益「廣州十三行續探」、などがあり、いずれも「洋貨」と洋貨行をただちに結びつけて疑わないようであるが、その根拠は必ずしも明示されておらず、なお一考の余地があろう。またこれらの研究が主として解明をめざす「十三行」と洋貨行との関係も、決め手不足の感は否めない。それについては、本稿ではさして問題にならないので立ち入って論じない。

- (39) 『康熙起居注』第三冊、二三二四～二三二五頁。康熙三十五年十月二十五日、……朕意內地商船、東洋行走猶可、南洋不許行走。……至於外國商船、聽其自來。『明清史料』丁編、第八本、頁七七四～七七五、「康熙五十六年兵部禁止南洋原案」、『宮中档雍正朝奏摺』第八輯、二五～二六頁、後註(42)の引用文を参照。
- (40) 『宮中档雍正朝奏摺』第五輯、六一三頁。雍正四年二月一二日付、広東巡撫楊文乾の奏摺。該關額税、皆係徵收外國所到洋船税銀、并本港開往安南・東洋貿易各船之税。其廣・惠・潮・高・雷・廉・瓊各府貨船、所載民間日用物件、及柴炭・魚蝦・菓品・檳榔之類、原無額徵之税。
- (41) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第一〇冊、二三五頁、雍正五年七月一九日付、署理広東巡撫兼管太平・粵海兩關稅務常賚の奏摺。查、粵海關惟賴辦船、但辦船必待風信。
- (42) 『宮中档雍正朝奏摺』第八輯、二六頁、雍正五年四月一三日付、署理広東巡撫兼管太平・粵海兩關稅務常賚の奏摺。自康熙五十六年禁販南洋、止准赴安南及內地五省往來。……今閱邸抄福浙總督高其倬條奏開洋一事、已荷聖恩、允准南洋一體貿易、在案。奴才伏查、海洋貿易船隻、閩粵兩省爲最多、且粵省戶口、實繁于閩省、或藉此貿易之贏餘、不無少補耕耘之不足。仰懇皇上俯准、照閩省之例一體開洋、……

『大清世宗憲皇帝實錄』卷五四、雍正五年三月辛丑の条には、福建での南洋航海の許可を求めた福建総督高其倬の上奏が引かれ、そこには「現今外國之船、許至中國。廣東之船、許至外國。」とあり、矢野仁一氏はこれに基づいて、Ljungstedt, *op. cit.*, p. 123. をも引用し、広東での南洋航海の解禁は雍正元（一七二三）年であったと推測している（矢野仁一『支那近代外国關係研究』、五〇七～五〇八頁）が、本註所引の常賚の言によるかぎり、その蓋然性は低いように思われる。高其倬のいわゆる「廣東之船」とは、あるいは外国人なるがゆえに、当時すでに二五隻に限ってマカオへの出入りを公認された船舶（『宮中档雍正朝奏摺』第二輯、八〇三～八〇四頁、雍正二年六月二四日付、同第三輯、一九七八年一月、三九二～三九三頁、雍正二年一〇月二九日付、両広総督孔毓珣の奏摺。惟康熙五十六年禁止南洋之後、澳門西洋人、非貿易無以資生、不在禁内、獨佔販洋之利。近年每從外國造船駕回、連前共有二十五隻、……臣擬將現存洋船二十五隻、編列字號、作爲定數。）を指すのかもしれない。いずれにせよ、粵海關での外国船の比重増大という行論には差し支えないので、さしあたり常賚の言に拠っておいた。もちろん後考を俟って、書きあらためられるべきものである。

- (43) Morse, *Chronicles*, Vol. 1, pp. 87～89. 後註(47)の引用文を参照。モース氏は東インド会社の記録に基づき、一六九九～一七〇〇年の貿易シーズンにイギリスと取引しようとした商人のみを「大官の商人」と呼び、その「大官の商人」は、一七〇四年以降、これに対する言及はないとして、もはや存在しなくなったかのように記述しており（*Ibid.*, p. 104.）、佐々木正哉「清代広東の行商制度について」、五三頁、もそうした見解に従っている。しかしながら、一七二二年のシーズンに、「官僚の茶取引（The

Mandarines trading in Teas) 」や「それぞれの官僚が特定の商人を支持・保護し、意のままの条件・価格で大量の茶をひきうけさせる」とある東インド会社の記録に対し、「この思い出したがごとき「大官の商人」の復活」というコメントを付しているから (Ibid., p. 174.)、「大官の商人」の性格が次註の引用文にあるようなものだというのは、モース氏自身も認めていることになる。だとすれば、称呼はともかく実質としては、一七〇四年ののちも「大官の商人」がいなくなったわけではないであろう。佐々木氏もそれ以降外国船と取引した商人たちは「大官の商人」と「本質的には大きな差は無かった」としている。

- (44) PP, Report relative to the Trade with the East Indies and China, pp. 290~291. 1712. ……he[hoppo] recommended Leanqua and Anqua, with whom they[the supercargoes of the Streatham and Herne] were eventually compelled to deal; these merchants, it was ascertained, traded with the money of the mandarins, which they held at interest. 1723. ……the Chuntock (総督), and the most of the other great mandarins, engrossed the whole trade, obliging the merchants to take large sums of money from them at exorbitant interest, or give up the best part of their profits; ……they purchased tea in the country, and forced the merchants to take it at their own price. Morse, op. cit., pp. 174~176.
- (45) 『廣東新語』卷九、「貪吏」。故今之官於東粵者、無分大小、率務朘民以自封。既得重貲、則使其串與民爲市、而百十奸民、從而羽翼之、爲之壟斷而罔利。於是民之賈十三、而官之賈十七。官之賈本多而廢居易、以其奇策絕流而漁其利、嘗獲數倍。民之賈、雖極其勤苦、而不能與爭。於是民之賈日窮、而官之賈日富。官之賈日富、而官之賈日多、徧於山海之間、或坐或行、近而廣之十郡、遠而東西二洋、無不有也。民賈於官、官復賈於民。官與賈固無別也、賈與官亦無別、無官不賈、且又無賈而不官。民畏官、亦復畏賈。畏官者、以其官而賈也。畏賈者、以其賈而官。於是而民之死於官之賈者、十之三、死於賈之官者、十之七矣。佐々木正哉「清代官僚の貨殖に就いて」、一二二~一二三頁。
- (46) Morse, op. cit., pp. 137~145, esp. p. 138. ……the news we have heard of a thing called an Emperor's Merchant, it is but too true; ……he had found means to be introduced to the Emperor's Son and Successor, who for a sum of money, reported to be 42,000, has given him a Patent to trade with all Europeans in Canton, exclusive of all other Merchants, forbidding any one to interfere with him, without his special License first obtained; and ……this is done without Emperor's knowledge. ……The Hoppo is in course his declared enemy, because he can't drain him by unwarranted impositions as he does other Merchants, he will pay no more than the Emperor's Customs to a nicety.
- (47) Ibid., pp. 89, et passim. he[one of the merchants] durst not, for fear of

y^e Great Mandarines Merchants, such as y^e Chuntock's, & Chunquin (將軍) 's, &c. and so said several other Merchants y^t we discoursed wth, and every one of them desired to be concerned when we[Mr. Douglas et al.] had fixed our Contract, but owned they durst not break y^e way.

(48) Ibid., pp. 156, 158, 163~170. このような解釈は、佐々木前掲「清代広東の行商制度について」、五四頁、がすでに提出している。それにも拠りつつ、モース氏が収録する断片的な記録を筆者なりに総合して理解したところによれば、以下のようなになる。それまでしばしば広州の対西洋貿易を独占した商人、Linqua[Leanqua]、Anquaがおり、それに次ぐ者としてSuqua (=Cumshaw、陳寿官) がいた。Linquaは一七二〇年、イギリス船が広州に入港した八月二二日に死亡し、一二月二五日、粵海関監督と広東提督の支持を得て、一六行からなる「ギルド」が結成されている。Anquaがどうなったかは明らかではないけれども、Suquaはこの「ギルド」から締め出されており、まもなく総督と結んで反撃に転じ、「ギルド」を解散に至らしめるのである (Morse, op. cit., p. 167. [July 29th, 1721.] they[Cumshaw and Cudgin] could lower their prices of Tea considerably, if we could overcome the Company, which they promised to assist us in. They told us this could not be accomplished, but by an application to the Chuntuck[Viceroy];……the Society of Merchants were summoned to consider the Chuntuck's remonstrance[July 30th, 1721], which had greatly terrified them. This, with what Cumshaw and Cudgin had done by promising some of the Chief of them to take their Tea off their hands, prevailed over the leading part, to burn the Instrument which they had entered into for forming the Society.)。したがって「ギルド」結成は、単なる中国側の一方的な独占組織の設立というよりも、むしろLinquaの死亡を機に、それまで主にこれら三商人が扱っていた貿易を他の商人たちが奪取すべく画策したものと解釈したほうが、より前後の実情に即しているであろう。なおSuqua (陳寿官) については、前掲拙稿「広東洋行考」、参照。

(49) 一九世紀に入ってからアヘン戦争に至るまでの外国側の史料にもすでに、一七二〇年にCo-hongが創設されたとするものがしばしばみられる (e. g., W. C. Hunter, The 'Fan Kwae' at Canton, p. 34. P. Auber, China, p. 155.)。こうしたいわば当時の通念、およびモース氏による「公行」とCo-hongの混同 (後註(112)(118)、参照) が、通説の成立に大きく影響していることは否めないであろう。

(50) Morse, op. cit., pp. 90~91, 156, 173.

(51) 前註(46)(47)(48)、参照。

(52) Morse, op. cit., p. 102. [The Hoppo] brought three Merchants along with him to buy our Goods……[The Hoppo] ordered me lodging for myself, my Men and Cargo in a Haung or Inn belonging to one of his Merchants.……those three

Merchants, or rather Villains, Linqua, Anqua, and Hemshaw[Cumshaw?] had paid to the Hapoa[Hoppo] 4,000 Tayals[taels] for the Monopolization of my Cargo, ...no Merchant durst have any Commerce with me but they.

(53) 『大清世宗憲皇帝實錄』卷二、康熙六一年一二月辛酉の条、同卷三、雍正元年正月辛卯の条。戸部等衙門、遵旨議覆。浙甌・揚州・龍江・蕪湖・湖口・贛關・太平橋・粵海・閩海等九關稅務、應照淮安・天津等關例、交與各該撫、令地方官兼管。從之。

Morse, *op. cit.*, pp. 179, 181.

(54) *Ibid.*, p. 181. There was not this year any Combination among the Merchants; but, what was still more prejudicial, Bouqua, the Phuen's Merchant, offered his master 24,000 Tale for a monopoly of the English Trade for that year only. The threats and representations of the Supercargoes had not the least effect, nor dared any of the Merchants to resist this violence, except Suqua, who managed the affair so successfully, that not only Bouqua, but also the principal Pay de Casa (who was an adviser in this scheme) were disgraced.

(55) 『宮中档雍正朝奏摺』第一輯、七七六～七七七頁、雍正六年十一月一五日付、王士俊の奏摺。前任廣東撫臣楊文乾病故之後、石禮哈・阿克敦・官達・方願瑛・楊以寧等、交相稱慶、來往密謀、……。『大清世宗憲皇帝實錄』卷九八、雍正八年九月戊辰の条。惟廣東一省、惡習相沿、頹風難挽。文與武既分爲兩黨、而文與文、武與武、又各分爲一黨。如楊文乾・石禮哈・常賚・阿克敦・官達之互相排陷、仇怨相尋、則皆方願瑛一人、從中播弄之所致。

(56) 『雍正硃批諭旨』第五函、第一冊、「官達」、雍正五年五月二〇日の条。廣東舊有洋貨行、名曰十三行、其實四・五十家。楊文乾到任、創設行頭名色、僉用六行、六行之中、又專用兩行爲耳目、多給資本、各處收買貨物、壟斷洋行生意。遇有洋船到廣、凡報餉上貨等件、俱是兩行專理。向來番人到廣、聽其自投行主、養活數百餘家、商民稱便。自立六行之後、凡番人交易、非六行不能交貨、以致各行貨積如山、總無番人敢買、延至冬末、不能銷售、不得不減折價直、賣與六行轉售。各商多有傾本、行店無不受害。其中抽扣等項名目甚多、惟兩行并關部衙門庫稿書辦經手。

(57) 楊文乾自身はこれを「行首」と呼んでいる。後註(59)の引用文を参照。

(58) 『宮中档雍正朝奏摺』第八輯、五五九～五六〇頁、雍正五年七月一九日付、福建巡撫署理廣東巡撫兼管粵海關・太平關常賚の奏摺。又詢各商僉云、廣東洋行、向係十六・七家。去歲撫臣楊文乾新例、將彝人帶來銀內每兩預行加一扣收、共計得銀四萬三千餘兩。及上餉之時、仍照收稅耗外、復抽分頭銀三分九釐、均令專放之六行、先行辦繳。又發銀數萬兩、差人往別省、置買湖絲・茶葉・磁器等貨、貯如升行、飭令儘先賣完、方許各行賣貨。今現貯續買到廣、未曾發賣湖絲二百餘擔、現在崇義店陳騰官行內。客商知有積貨、併慮貨到不能先賣、以致往來稀少、各商畏懼、等情。同第八輯、三四二頁、雍正五年六

月一五日付、廣州將軍石禮哈・署理廣東巡撫常賚の奏摺。又李濱供、洋行議立專行、恐高擡時價、不便客商一事。行據司道等覆稱、查、從前粵東洋行、名曰十三行、其實有十八・九家行店。雍正肆年參月内、改僉六行、專理上餉下貨、等語。臣等查、粵東洋行、向聽商番願投交易、不特百貨流通、即窮民擔荷貨物、往來如織、亦得藉以餬口。自楊文乾議立專行之後、止許六家承充、既爲專行、不無高擡貨值、以致買賣淡薄、商番・百姓、悉皆含怨。『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第一〇冊、八五六～八五七頁、雍正五年一〇月二五日付、福建巡撫常賚の奏摺、も併照。

以上に言及される付加税問題は、それ自体きわめて興味深いものであるが、本稿で詳しく検討する余裕はない。佐々木正哉「粵海関の陋規」、参照。そうした税の賦課がこのときのみならず、たえず一定数の商人の独占に結びつきうるしくみについては、次章にやや詳細に述べるところである。

(59) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第一二冊、三四八～三五二頁、雍正六年五月初三日付、廣東巡撫楊文乾の奏摺。本年四月十一日、賚摺家人回粵、奉到訓勉硃諭一道、并官達奏摺四件、亦一人參摺一件。……至于設立六行一事、臣去年陸見時、曾經奏明、實因衆商有本錢缺少者、常虧缺國課、并侵吞弊商貨物、故設立六家爲行首、專司其事、稽查衆行。是以、四年分税課、毫不虧欠、而五年分税餉、至今未能全完。

(60) 前註(58)の引用文を参照。

(61) Morse, *op. cit.*, p. 187.

(62) 『雍正硃批諭旨』第二函、第一冊、雍正六年三月初二日付、廣東巡撫楊文乾の奏摺に付された雍正帝の批諭。今將官達初到任之奏、并朕之批諭、發來爾看。又一人參奏一摺、亦發來與爾看。尚有石禮哈・常賚等之奏摺、不便發與爾看者猶多。……惟洋行一事、乃確鑿可據者、更有何詞、汝大謬矣。……其他猶可、如奏中云、汝託進上之名、將洋貨盡收入署中檢擇、天日昭然。二年來汝有何希奇之物進獻耶。奚必如此之甚。但令粵東一省有一人知楊文乾購覓洋貨進上、只此一句在楊文乾自問、於心忍乎。汝大謬矣。若不深自愧悔、痛改前非、必至噬臍不及矣。

(63) Morse, *op. cit.*, pp. 188, 190. [the merchants were to have] Liberty to choose the Chiefs of Hongs, who are Men of Worth, and whom they can trust, that poor Merchants may no more deceive Foreigners and ruin their Commerce. ……we should deal with responsible Merchants, and they pay the Customs, that we might not be imposed on by any little mean People.

(64) 佐々木前掲論文、参照。

(65) Morse, *op. cit.*, p. 164.

(66) 前註(58)、『宮中档雍正朝奏摺』第八輯、三四二頁、の引用文を参照。

(67) 前掲拙稿、参照。

(68) 『宮中档雍正朝奏摺』第一三輯、一九七八年十一月、二一九～二二〇頁、雍正七年

五月二一日付、広東海関革職留任監督祖秉圭の奏摺、参照。

- (69) 以上の「総行」の設定、祖秉圭の不正事件などの詳細については、前掲拙稿を参照されたいが、さしあたりそこで紹介した史料の一部を引用しておく。向來洋商貿易、聽民自便。粵省大洋行十九家・洋貨小舖七十餘家、祖秉圭聽信洋行陳壽觀、商謀把持包攬、止委四大洋行、其餘一概禁絶、不許開張貿易、一切買賣貨物、悉歸所委四行。又、祖秉圭素與陳壽觀合夥生理、發交本銀。雍正九年二月内、遣高庫房、運交銀一万兩置貨。又雍正七年、洋船十一隻、俱令陳壽觀一人包攬。九年、洋船十八隻、令陳壽觀霸踞十四隻。十年閏五月、有紅毛船四隻到黃埔口、祖秉圭徑差關役、將洋商押交陳壽觀行内、各行置貨莫售、生計阻絶。訊據祖秉圭供稱、雍正七年四月十二日到任後、諭令衆商公舉殷商、經衆舉報陳壽觀・陳芳觀・李泰・黎開觀・陳汀觀等五名、立爲總行。凡洋船貨餉、俱令經由總行之手。旋將李泰・陳芳觀革退、仍令陳壽觀三大行總理、以致小舖不能貿易自由。
- (70) 『宮中档雍正朝奏摺』第二〇輯、二四八頁、雍正一〇年七月一三日付、広東広州城守副將降一級留任毛克明の奏摺。洋行共有壹拾柒家、惟閩人陳汀官・陳壽官・黎開官參行、任其壟斷、霸佔生理。内有陸行、係陳汀官等親族所開、現在共有玖行。其餘賣貨行店、尚有數拾餘家、儻非鑽營汀官門下、絲毫不能銷售。凡賣貨物與洋商、必先儘玖行賣完、方准別家交易。若非監督縱容、伊等焉敢強霸。
- (71) 以上の考証の詳細は、前掲拙稿、参照。
- (72) 『史料旬刊』第四期、頁天一二二、「乾隆二十四年嘆咭喇通商案」、「新柱等奏審明李永標各款摺」。又據〔洪任輝 (James Flint) 〕呈稱、自設保商、受累多端。入口貨餉、統歸保商輸納、保商任意挪移、將伊貨銀、轉填關餉。又關憲取用物件、短價千發無百、百發無十、保商賠辦不前、即延擱該船、連誤風信、等因一款。查、外洋夷船、到粵貿易、言語不通、凡天朝禁令・體制、及行市・課稅、均未諳曉。向設行商、代爲管理、由來已久。後因行商内有資本微薄、納課不前者。乾隆十年、經原任督臣策楞管關任内、於各行商内、選擇殷實之人、作爲保商、以專責成、亦屬慎重錢糧之意。未便因該夷商一面之詞、遽易成規。惟是行商共有二十餘家、保商現只五家。一切貨物、各行商俱得分領售賣、及至完納課銀、各行商觀望耽延、勢不得不令保商代爲先墊、暫挪番商貨銀、情或有之。
- (73) Morse, *op. cit.*, p. 247. ……Honqua and Tucksia(the Merchants that are Security for our Ship)……
- (74) *Ibid.*, Vol. 5, p. 10. This practice of naming Securities is not of a much longer than 20 years, & was at that time called by the Chinese, a mere matter of form: but we have almost every Year since experienced the ill effects of it in transacting our business here.
- (75) *Ibid.*, Vol. 1, p. 260. It seems possible that the system of 'Security Merchant', already referred to, was not yet in good working order. ただしこれ

はあくまでもモース氏の評言であることに注意。

(76) 代表的なものとして、彭澤益前掲論文、同前掲「清代廣東洋行制度的起源」、佐々木正哉「イギリスと中国」、三七一～三七三頁、同前掲「清代廣東の行商制度について」、五二～五八、六一～六二頁、参照。

(77) 前註(58)の引用文を参照。またこの時期、「洋貨行」と洋行をまったく同義に言い換えている例はほかにもある。たとえば、『宮中檔雍正朝奏摺』第一輯、七二二頁、雍正六年一月初七日付、両広総督孔毓珣の奏摺。洋行分頭、原非舊例、而廣東洋貨行、獲利甚厚。同第二〇輯、五九〇頁、雍正一〇年九月二十九日付受理、兼管海關監督事務廣東廣州城守副將降一級留任毛克明の奏摺。従前祖秉圭封禁洋貨各行、今俱逐一開張。しかしこれらの場合は、明らかに二〇家足らずの洋行を指すものである。したがって、前註(56)の官達の奏摺からの引用文にある「四・五十家」というのは、佐々木前掲論文、六一頁、も指摘するように、いささか過大であろう。

(78) 「外洋行」は次節にも論及するが、「外洋行」および「本港行」「福潮行」の内実や設定の詳細については、前掲拙稿、参照。

(79) 大掴みにいえば、モノに対する徴税に加え、ヒトすなわち外国人の不正行為取締に対する責任という役割もあった(Morse, *op. cit.*, Vol. 5, pp. 29, 38~39. 具体的事例は、許地山編『達衷集』、一〇九～一一一、一九四～二一一頁、参照)が、後者は外国船および外国商人をイヤマークし、とりわけ、密輸や脱税を防止する前者の機能から派生したものではなかろうか。少なくとも、人的な統制という役割が史料にあらわれるのは、徴税のそれより時期が遅い。とまれつとにA. J. Sargent, Anglo-Chinese Commerce and Diplomacy, pp. 15~17. が示唆したように、保商制度が当時の中国政治のもっとも基本的な職能である錢穀と刑名を、対外関係という範囲で負わされていたことは注目しておくべきである。

また、吳建雍「一七五七年以後的廣東十三行」、一〇二頁、は、「いわゆる保商とは二つの側面を包括するもので、一つは外国商人に対する保証、一つは行商相互の保証である」と要約している。章深「清代中西貿易保商制度初探」、もほぼこのような区分に基づき、さらに詳しい分析を加えている。いずれも大体において正鵠を射ているものの、制度の動態を等閑視した整理、列挙にすぎない。とりわけいわゆる「行商相互の保証」の側面を、外国側の史料に頻出するSecurities, Hongist Securities, Fiadores, Sureties, Security Merchantsに対応する「保商」と同列に扱っている点は注意を要する(後註(116)(123)参照)。

(80) Morse, *op. cit.*, pp. 10~11. 前註(74)の引用文の続き。The nature of this Engagement is, that the Merchant who takes upon him to be a Security for any Ship, is answerable for the Customs upon all the Goods Imported on that Ship, whether bought by himself or any other Person, in like manner he is account-

able on the Export; so that unless he transacts every Article of our business, he advances considerable Sum of Money for all those who have any dealing with us, and 'tis often with great difficulty that he is reimbursed. Under such Circumstances it is no wonder that the Merchants are unwilling to engage themselves for our Ship, and we on our part are equally desirous they should be excused from it, for the consequences most certainly are, that either the Merchant must be impoverished, or the Company must make good this Expense in the Quality or Prices of the Goods bought for them.

(81) 同上。また、*Ibid.*, pp. 29, 38~39. なぜそうした論理になるか、保商制度における徴税はどのようなしくみになっていたかについては、その検討を次章に譲る。

(82) 前註(72)の引用文を参照。

(83) 同上。また、湯象龍「十八世紀中葉粵海關的腐敗」、所収の、乾隆二四年、兩広総督宛フランス商人の稟、とりわけ、一四八~一四九頁。保家之設、原以夷人等係屬外國、到此貿易、誠恐出入貨物、稅則輕重未諳、故設保家代理總理。茲哩 (Francois-René de Montigny du Timeur) 等來此多年、所有出口貨物、應輸餉費多寡、咸照粵海關則例、熟識胸中、可以自行完納、毋庸保家代理。且查各行商赴關輸稅、出口貨餉、於該船清艙取紅牌、於放關之日、各即完清。然入口貨餉、無不延至次年、方節次完納、以致不能按年奏報。如上年資元行黎開觀身故、掛欠入口貨餉、無可完納、致累衆行、於承作茶價之内、割出代爲捐填、此皆作爲保商之明驗也。茲哩等不要保家、其出口貨餉、仍聽各行商照舊赴關自行完納、與夷無涉。所有入口貨餉、任從哩等擇主交易、不論賣與未賣、各該船大班自行經理輸稅。如甲日起貨、乙〔日〕關書算清該餉銀兩若干、發單付與各該船大班、隨於次日赴關完納、逐單清理、與各洋行無涉。似此辦理、不但各行商無拖累之弊、且國課益慎重、亦得按年奏報矣。Morse, *op. cit.*, pp. 77~78. Our desiring to be securities for our own ships is a request if granted that would not only be greatly favorable to the Emperor, but evidently an advantage to us. We always pay our duties as soon as our Goods are ship'd off, consequently when our ships are loaded are not indebted for Customs, and most punctually pay every person their due, notwithstanding which we are obliged to wait a considerable time for our Grand Chop. また後註(95)(97)を参照。

(84) 前註(59)(72)の引用文を参照。

(85) 前註(72)の引用文を参照。

(86) 『史料旬刊』第四期、頁天一二〇、「乾隆二十四年啖咭喇通商案」、「新柱等奏審明李永標各款摺」。據〔洪任輝〕呈稱、資元行故商黎光華拖欠公班衙資本銀五萬餘兩、……等情一款。また前註(83)所掲、湯象龍論文からの引用文を参照。

(87) 同上。Morse, *op. cit.*, p. 79. ……we demand'd to have no Securities and

to pay our own Duties, repeating the several Reasons we have already mention'd in the Chops we presented to the Tsontou. He said it was impossible he could break through the old Custom but by an order from the Court.

(88) 『粵海關志』卷二五、行商、頁一一。粵海關征輸餉課、招接民夷商貨、現有外洋行・本港行・福潮行三項名目。外洋行專辦外洋各國夷人載貨來粵・發賣輸課諸務、本港行專管暹羅貢使及夷客貿易納餉之事、福潮行係輸本省潮州及福建民人往來買賣諸稅。……迨乾隆二十五年、洋商潘振成等九家、呈請設立公行、專辦夷船、批司議准。嗣後外洋行商、始不兼辦本港之事。其時查有集義・豐晉・達豐・文德等行、專辦本港事務、並無稟定設立案據。其海南行八家、改爲福潮七家、亦無案可稽。迨乾隆三十五年、因各洋商潘振承〔→成〕等復行具稟、公辦夷船、衆志紛歧、漸至推諉、於公無補、經前督臣李堯〔→侍〕堯、會同前監督臣德魁、示禁裁撤公行名目、衆商皆分行各辦。

(89) 一七四一（乾隆四）年の東インド会社の記録では、保商は四人、その前年オランダ商船に対する保商は六人、といずれも一定数である（Morse, op. cit., Vol. 1, p. 279. ……the four Merchants that are Security……The Six Merchants who were Security for the Dutch Ships the last year, ……）。また、前註(72)の引用文を参照。

(90) S. Ball, An Account of the Cultivation and Manufacture of Tea in China, p. 344. ……the particular set of merchants who were appointed to be the sureties for the payment of duties on goods connected with foreign vessels were termed foreign-Hong merchants, ……

したがってのちに保商（Security Merchant）と外洋行商人（Hong Merchant）は外国側の文献でしばしば同義語として用いられる（e.g., Chinese Monopoly Examined, pp. 36, 47.）のも故なしとしないのである。これについては、Pritchard, Anglo-Chinese Relations, pp. 113～117. が、前節所述の、楊文乾の付加税徴収方式を保商制度のプロトタイプとみなし、また、佐々木前掲「粵海関の陋規」、一四五、一四九頁、同「イギリスと中国」、三七三頁、同「清代広東の行商制度について」、五六～五七頁、もやはり「行頭」ないし「専行」がそのまま保商制度に移行した、という見解を採っているが、外洋行の設定が保商制度との関連でどのような意味を有しているかという問題を看過している点で、いずれも不十分であるといえよう。

(91) Morse, op. cit., Vol. 5, pp. 125～126. なお「公行」の構成員は、L. Dermigny, La Chine et l'Occident, Tom. 2, p. 834. Ch'en, Chinese Hong Merchants, pp. 13, 19～21.

(92) 前註(88)の引用文を参照。Morse, op. cit., pp. 92～93. 佐々木前掲論文、五九頁、は「公行」の設立を「実は当局の行政指導によるもの」と推測し、本註所引のモース氏の掲げる史料も、それを支持するものである。けれども以下に述べるように、保商の納税負担を軽減しようというねらいが「公行」設立の背後にそもそもあったとすれば、外

洋行商人の側からそうした要求が出てきてもおかしくはない (cf. Ch'en, op. cit., pp. 10, 259.)。「公行」設立の当初の意図とそれが実際どのように運用され、いかなる結果を導いたかは、厳密に区別して考えるべきであろう。

- (93) 「公行」設立の根底には、保商制度が横たわっているという考え方は、すでに、Ch'en, op. cit., pp. 10~12. が不十分ながらも示唆している。
- (94) Morse, op. cit., p. 126. The Cong Hong remains much in the same state it has done for these four years. The ten Merchants who compose this Company make new regulations on day, and change them the next: though seldom to the advantage of Foreigners. The Mandareens rise their demands for presents every year, which by encreasing the Charges of the Cong Hong becomes an additional load on the Foreign Trade: yet this evil appears to us to be without remedy.
- (95) ibid., p. 24. The Trade of this Place must be consider'd as a Barter. The Merchants with whom we we deal have very little ready Money, they can't purchase Goods and pay for them unless we allow them a very considerable time to make their payments in 15 Months or two Years that is to say until the Shop Keepers in the City (who are Retailers) pay them. Metals only and Cotton are ready Money Articles thro' Custom, as is sometimes a Commodity that happens to be in great Demand. ……if any Person pretended only to sell Woolen Goods here, and not to make purchases of Tea or Silk he would be abandon'd by all the Merchants or he must try to retail the Goods & wait Years for the Payment of them, and even that would be attended with almost insuperable Difficulty on account of the Security Merchant for the Ship that brings the Goods, who must whether he will or not, be answerable to the Emperor for the Duties on the Wollen Goods tho' he is not the Purchaser of them, he must also be liable to bad Debts.
- (96) Pritchard, Crucial Years, p. 391. の統計によると、一七六〇年代に東インド会社による毛織物製品の販売価格は、三~四倍に増加している。
- (97) 『宮中档乾隆朝奏摺』第二輯、三三六頁。乾隆一七年三月初一日付、両広総督阿里衮の奏摺。其進口貨物、俱係各商自交行家代賣、以貨易貨、應完稅銀、亦即聽行家售貨代完。……惟是夷商只知交貨與行、迨至出口之時、不顧其銷賣與否、亦須置貨與彼、以趕副風信。行家不得不捐資、代爲辦貨、使其出口、而前貨未銷、稅銀無出、往往拖欠。……因稅從貨出、貨滯則稅亦擔延。
- (98) Ch'en, op. cit., pp. 221~222.
- (99) Morse, op. cit., pp. 24, 87, 90, 115~116, 151.
- (100) バスー氏はこの現象を「ピジン化 (pidginization)」と定義する。氏の議論は

ランニー (K. Polanyi) およびウォーラーステインの理論に依拠して、洋行の外国資本への依存、外国への債務化を中国側の貿易構造の一大変化とみなし、いわゆる「周辺化 (peripheralization)」の発端と位置づけるものである。井上裕正氏もこの見解を積極的にとりいれている。D. K. Basu, "The Peripheralization of China," pp. 171~177. Do., "The Impact of Western Trade on the Hong Merchants," pp. 151~155, 178~179. 井上裕正「カントン社会の「辺境化」」、参照。しかしすでに「朝貢貿易システム」論などにより、東アジアの文脈で少なからず修正を経ているウォーラーステイン理論はもとより、本章および次章の考察によるならば、ポランニーのいわゆる「管理貿易 (administered trade)」や「交易港 (port of trade)」のような概念も、広東の洋行にそのまま適用するわけにはいかない。これでは問題を徴税と交易が関連するしくみ、その主体になる商人の資本や経営のあり方、そして両者のかかわりあいに限ってみても、必ずしもそれらを実態に即して総体的に説明できないからである。たとえばバスー氏は洋行の外国資本への依存に論及しても、それ以前から洋行は資本が乏しく、官僚らに依存的であった事実には言及しようとせず、一面的な理解に陥っている。こうした傾向は同じくポランニー理論で、清代の中国経済と「広東システム」を説明しようとするマンコール氏の著作にも窺われる (M. Mancall, *China at the Center*, pp. 44~64, 87~100.)。この時期の変化の意味を問うには、より詳細な洋行の資本のあり方、経営実態など基本的な事実において、現在の史料状況では絶望的ながらも、なお説明を要する課題は多いのである。異なる文脈からたてられた理論の性急な適用は、慎まれるべきであろう。

(101) W. Milburn, *Oriental Commerce*, Vol. 2, p. 534.

(102) Morse, *op. cit.*, p. 151.

(103) *Ibid.*, Vol. 2, p. 53.

(104) *Ibid.*, Vol. 5, pp. 152~153.

(105) 前註(88)の引用文を参照。Auber, *op. cit.*, p. 178. H. Cordier, "Les Marchands Hanistes de Canton," pp. 291~292. に、「公行」解散を告示した総督の布告の仏訳テキストが載せられている。

(106) Ch'en, *op. cit.*, pp. 12, 22, 273~274.

(107) Pritchard, *op. cit.*, p. 174. Greenberg, *Opening of China*, pp. 20~21. Ch'en, *op. cit.*, pp. 193~196.

(108) Morse, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 44~46, 54. Money became so plenty here, and was offered to them [these Chinese Merchants] so seeming a liberality, that they could not withstand the temptation of borrowing it. 『粵海關志』卷二六、夷商一、頁八、乾隆四五年、刑部の上奏に引く広東巡撫李質穎の上奏。上年九月、有嘆咭喇國土名叻咭喇沙 (Sea Horse) 船一隻、船主名噴噉 (John A. Panton)、順帶港脚鬼

子番稟一封、內稱、廣東行商、欠夷銀兩甚多、求著行商還回。當傳諭各國夷商大班傳詢、據稱、本國王吩咐不許放債、有違天朝禁令、二十年來、俱是年清年楚、並無私相借貸之事。或我國港脚不肖鬼子、攜帶番銀來廣、偷放私債、亦未可定。隨據大班等報開、放債鬼子、共十一人。泰和行顏時瑛、欠夷人本利番錢一百三十五萬四千餘圓、裕源行商張天球、欠夷人本利番錢四十三萬八千餘圓。

この前後の外洋行の負債、倒産事件、いわゆる一七七七年の「倪宏文案」、一七七九～八〇年の「顏時瑛・張天球案」の詳細な経過については、Ch'en, op. cit., pp. 186～190, 192～208.

- (109) Morse, op. cit., p. 45. It is to be noted that, of the eight licensed Hong Merchants, who alone were authorized to act as Securities, with whom alone trade in the main staples could be carried on, two were openly bankrupt, two were hopelessly involved, and only one is spoken of as having unassailable credit.
- (110) 『粵海關志』卷二五、頁四。向來外番各國夷人、載貨來廣、各投各商交易。行商惟與來投本行之夷人親密、每有心詭譎、爲夷人賣貨、則較別行之價加增、爲夷人買貨、則較別行之價從減、祇圖夷人多交貨物、以致虧本、遂生借銀換票之弊。……請自本年爲始、洋船開載來時、仍聽夷人各投熟悉之行居住、惟帶來貨物、令各行商公同照時定價銷售、所置回國貨物、亦令各行商公同照時定價代買。選派廉幹之員、監看稽查。……所有行用餘利、存貯公所、先完餉鈔、再照分年之數、提還夷人、等語。Morse, op. cit., p. 58. The Hong Merchants are also to be ordered to fix on one price for every sort of Goods according to its current value at market. A Mandareen of Integrity should also be chosen to superintend all their affairs, and the duties first paid out of them. All negotiations are to be free and unrestrained for every body—but as the Hongists aim entirely at their own advantage, every one strives as much as possible to monopolize to himself a large quantity of goods, by which means the seller has an opportunity of fixing his own price on them, to the detriment and loss of the Hongists, who from this circumstance are constrained to take up money at Interest which is contrary to all good order.
- (111) Morse, op. cit., pp. 58～59. ……when the prices are to be fixed, the Wooyuen, a [military] Mandareen in the Quampo (關部) 's Office, presides and finally settles them. This is the form only; for Puankequa's influence being great, we believe the Wooyuen and he conduct things almost in what manner they please. As a sum of money annually raised both in aid of the debt and to purchase presents for the Mandareens, the Merchants have agreed…… to put a tax on all the Green Teas. This is with very little difference, a Conghong

without the Name, and the having fewer Merchants makes it in that particular worse. Cordier, op. cit., p. 297. ……ils[les Chinois] sont parvenus à restreindre toute négociation à quatre hanistes auxquels les Mandarins ont accordé le privilège exclusif de commercer avec les Européens, cette frauduleuse association ayant détruit toute concurrence. Ils ont fixé les marchandises d'importation à un taux si bas que les vaisseaux de côte ont essuyé une perte de plus de 40%; les marchandises d'exportation ont été fixées à un prix si haut que trois capitaines anglais ont vendu leurs vaisseaux aux Portugais de Macao pour s'épargner la perte évidente……

(112) Morse, op. cit., p. 82.に「公行 (Co-Hong) が確立した」とあるが、これは一七八二年に外洋行の数が旧態に復した (cf. Cordier, op. cit., p. 298.) のを評したモース氏の一見解にすぎず、管見のかぎり中国側史料には「公行」なる字句、あるいはそれにあたる組織はまったく確認できない。しかるに、中国側の史料を集成、編纂したはずの郭廷以編『近代中國史』、第一冊、三二七、三七七頁、はまったくモース氏に従っており、他の諸研究もほとんど一七八〇年の「公行」再建、それ以後の存続を疑っていない。けれども、一七七八年に外洋行による「公行」再設の風聞が立ったとき、粵海関は明確に否定している (許地山編前掲書、一五三～一五六頁。Morse, op. cit., p. 33.)。これを外国側に対する遁辞にすぎないと断定できるだろうか。海関当局は当時少なくとも、外洋行による「公行」設立に関しては消極的であり、一七八〇年の措置はそれとは次元の異なるものと見るほうが自然であろう。また「公行」が一七八〇年以後に存続していたとすれば、後註(84)所掲の史料は、それと矛盾することになり、これも「公行」が一七八〇年前後には設けられなかった傍証の一つとなりうる。

こうした通説は、南京条約第五条のテキストに、「額設行商、亦稱公行者 (certain Chinese Merchants called Hong Merchants (or Cohong))」とあることに由来しているようにも思われる。しかしながらこの「公行」の用例は、筆者が同時期の中国側の史料を通観したかぎりでは、いささか唐突かつ不可解に感じられる。もっともアヘン戦争以前から通説のような見方がなかったともいいきれず、根岸信『支那ギルドの研究』、三九一頁、が示唆するような、外洋行と同義的な公行という用語が当時からあったのかもしれない。管見のかぎりでは「官行」という語なら、一八四三年に使用されており (『鴉片戦争』第五冊、黄恩彤『撫遠紀略』、「粵東復市第四」、四二〇頁)、これをモリソン (J. Robert Morrison) は “Official merchant” and “Cohong” と訳している (F017/66, Elepoo (伊里布), etc. to Pottinger, Jan. 22, Encl. No. 16, in Pottinger to Aberdeen, No. 24, Mar. 25, 1843.)。いずれにせよモース氏は、東インド会社史料に散見される Cong Hong (=「公行」) と Co-hong を明らかに混同している (後註(118)、参照) といえよう。なお次章註(9)に引用した一八三四年の萬源行李應桂の稟文の一節も、

当時公行がなかったことを明示している（佐々木正哉編『鴉片戦争以前中英交渉文書』、三八頁）。

一七八〇年以降、実際には「公行」が存在しなかったことは、Ch'en, *op. cit.*, pp. 7~8. がすでに指摘している。けれども陳國棟氏の見方も、通説を完全に脱してはいない。氏は一七六〇年設立の「公行」を、第二節所述の一七二〇年における「ギルド」結成とほぼ同一視して、“the second kung-hang”と呼んでいるし、*ibid.*, pp. 222~223. では、やはりモース氏と同様の混同を免れていないようである。厳密な意味での「公行」は、史上に一度のみ、一七六〇年から一七七一年の間にしか存在しなかったというのが筆者の見解である。

(113) Morse, *op. cit.*, pp. 58~59. 前註(111)の引用文を参照。

(114) *Ibid.*, p. 93. ……though the Hoppo continues to interfere in settling the prices, we see it is not in his power, or those of the Merchants who are desirous of it, to enforce observance to his regulations which being once broke through, the Combination falls to the ground; the facility with which this is effaced proceeds from the addition of so many Hong Merchants to the former number, which causes such a rivalry and Competition especially of the new against the old, that we are at all times sure of finding some of them ready to engage with us for the real value of our Goods without paying any attention to the restraint attempted to be imposed on them; ……

(115) *Ibid.*, pp. 268~269. For some days past we heard Rumours that the Hoppo has it in Contemplation to establish a Combination of the Merchants similar to what formerly existed, under the name of a Cong Hong: that some attempts of that kind have been made by the Hoppo, none of the Merchants deny, ……what we know for certain is that Puankequa, and the most independent of the Merchants, are decidedly against it, considering it as a Scheme to support such as have less Stability by a participation of their responsibility, and to put money into the Purses of the Mandarines.

(116) 『粵海關志』卷二五、頁六~七。乾隆四十九年九月、軍機大臣會同總督奏言、查粵海關監督穆騰額奏、洋商蔡昭復拖欠夷人番銀一十六萬六千餘兩、即飭令出結之保商等、按年照數分還、以清夷欠一摺。……臣等當即詢舒璽、據稱、洋商拖欠夷人銀兩、總由夷人於回國時、將售賣未盡物件、作價留與洋商代售、售出銀兩、言明年月、幾分起息。洋商貪圖貨物不用銀兩、輒爲應允。而夷人回國時、往往有言定一年、託故不來、遲至二三年後始來者。其本銀既按年起利、利銀又復作本起利、以致本利輾轉積算、愈積愈多、商人因循負累、久而無償、等語。臣等公同酌議、嗣後洋商接受夷人貨物、必須公平定價、並令衆商立保、將來可以清償、始准存留、仍立定限、務將本利按年全還。不得以於限外、

稍有拖欠。同上、頁九。乾隆五十六年奉聖諭、行商吳昭平、揭買夷商貨買、久未清還、情殊可惡、應照擬發遣。同上、頁九～一〇。乾隆六十年七月、奉聖諭、……粵省洋商、承受夷貨、先將價值議定、俟轉售後、陸續給價。其未售之貨、俟下次洋船到時、一面掃清舊欠、一面又交新貨、不能年清年款、固屬實在情形。但洋商等承售洋貨、即新舊牽算、每有拖欠、亦應予以限制。此案石中和積欠夷商貨銀、除變產抵還外、尚欠五十九萬八千餘兩、爲數實屬過多。現據該夷商呈控、業經照例懲辦、將無著銀兩、著令通行分限代還、自可依限清理。Ch'en, *op. cit.*, pp. 209, 266~268, 299~307. なお吳昭平の場合は、後註(120)の引用文を参照。

(117) 許地山編前掲書、一九八頁。Cf. Ch'en, *op. cit.*, pp. 374~375, n. 30.

(118) 『清代外交史料』嘉慶朝第三冊、頁一〇、「兩廣總督百齡等奏酌籌華夷交易章程摺」。查、夷貨到粵、向係行商公同酌議貨物之貴賤、均勻承辦、不致彼此多寡懸殊。近年夷商司事者、竟隨意分撥售賣、內地行商、因其操分撥之權、曲意逢迎、希圖多分貨物、轉售獲利。而奸夷遂意爲肥瘠、有殷商而少分者、有疲商而多撥者、以致年賬不清・拖欠控還者、不一而足。嗣後夷貨到時、由監督親督洋行總商、于公司館內、秉公按股籤掣、均勻分撥。この条は、同上、頁一七～一八、「軍機大臣慶桂等奏會議兩廣總督百齡等奏酌籌華夷交易章程逐款臚陳呈覽片」、嘉慶一四年五月一九日、で議駁された。

ところでMorse, *op. cit.*, Vol. 3, p. 112. には、一八〇九年九月九日イギリス東インド会社側が得た消息として、「皇帝はCohong設立に同意しないことを表明した (the Emperor has expressed his disapprobation of the Establishment of a Cohong)」とあるが、日付からみてこの議駁を指したものに間違いあるまい。だとすれば、Cohongという用語は、この場合は厳密には、各外洋行商人が総商に統率されて、それぞれの資力、持ち分に応じた量の取引を相互に秩序だてて行なうあり方を指すのであろう。もっともこう書きとどめた人物が、そこでCohongと呼んだ内容をどこまで洞察していたかはわからない。それまでにもこの語は、こうしたいわば狭義の用法のみならず、一七八三年に広東のフランス当局が“Cohannistes, marchands qui commercent exclusivement avec les Européens”と書きとどめ (H. Cordier, *La France en Chine*, p. 287.)、またマカートニー (George Macartney, first Earl of Macartney) も“the Cohong or Hong Merchants”と書いている (Morse, *op. cit.*, Vol. 2, p. 253.) とおり、外洋行の集合的な呼称として使われ、こちらのほうがむしろ一般的な用例であろう。いずれの場合も、少なくともある程度一体にまとまり、外国側に何らかの規制を加えてくる外洋行をイメージして用いられた語とはいえよう。いずれにせよ、Co-hongが「公行」なる特定の一組織を指すものでないのは明らかである。H. Yule & A. C. Burnell, *Hobson-Jobson*, p. 422. に「Cohongなる語は、ラテン語のco-と中国語のhongの異種結合である」とあるのも示唆的である。

(119) たとえば中国側の史料でも、『清代外交史料』嘉慶朝第四冊、頁二三、「兩廣總督

蔣攸銛等密陳夷商貿易情形及酌籌整飭洋行事宜摺」、嘉慶一十九年一〇月一九日、には、「迺來充當洋商者、共有十人、實在貲財素裕者、不過三四家。其餘雖皆有同商互保承充、而本非殷實、不過圖得行規。」とあり、また、同上、道光朝第一冊、頁一八、「兩廣總督阮元等奏拿獲販賣鴉片烟人犯分別定擬摺」、道光二年三月二八日、に「……至現在洋商、共十一家、內惟總商伍敦元・盧棣榮、及散商列名在前之潘紹光・劉東四人、身家殷實。粵中向有前四家・後七家之稱。」とある。いずれも数的に見れば、前註(69)(70)所掲の「総行」と「親族」の關係を髣髴させる。

(120) Ch'en, op. cit., pp. 79~80, 162~172. 前註(116)に言及した吳昭平の事例は、その最たるものであろう。『奏摺檔』粵省九、乾隆五六年三月一八日付、福康安らの会奏。問據吳昭平供、革商是南海縣人、捐納運同職銜、今年四十四歲。乾隆四十七年、承開豐泰洋行、接買夷人洋貨、因經理不善、連年虧折、應完五十六年分關餉銀五萬四百八十兩零、未能按卯上納、還有放關分頭銀三千七十八兩零、也沒有完清。革商先于五十四年除買夷人喝咄喇哈(英語名不明)們棉花六萬三千一百六十餘擔、每擔價銀一十三兩九錢五分、該銀八十八萬一千餘兩、洋參一十四萬二千餘斤、每百斤價銀一百兩、該銀一十四萬二千餘兩。共該價銀一百零二萬三千餘兩。不料、除買後、棉花・洋參、沒有發賣、市價日漸平減、無奈折本變賣、止得銀七十餘萬兩。夷人們不肯減讓、虧折銀二十餘萬兩。除陸續交還外、欠下喝咄喇哈們番銀四十萬一千六百十二員零五錢四分、每圓七錢二分、計重二十八萬九千一百六十一兩一錢八分、無力償還。

(121) PP, Report from the Select Committee of the House of Lords, pp. 361, 456. The junior merchants were very much embarrassed, and in fact, bankrupts; ……[Walter Stevenson Davidson, a country trader] often selected bankrupts to deal with, because I very seldom could deal with the merchants on fair terms. Some of them were satisfied with the certain profits on the Company's business, and did not covet other business very much. ……They[bankrupts or the junior merchants] gave much better prices; and too often, I suspect, they gave higher prices than they could afford to do in the actual state of the markets.

(122) Ch'en, op. cit., pp. 229~241, 317~328. 『清代外交史料』嘉慶朝第三冊、頁二八~二九、「兩廣總督百齡等奏審擬拖欠夷商貨價之行商摺」、嘉慶一四年一二月二九日、同上、頁三一~三三、「兩廣總督百齡等奏審擬負欠關餉夷賬及串同夷商私頂行名代定貨物之案犯摺」、嘉慶一五年一月初三日、參照。Morse, op. cit., Vol. 3, pp. 147~153.

(123) 『清代外交史料』嘉慶朝第四冊、頁五~六、「粵海關監督德慶奏查辦關務情形並請設洋行總商摺」、嘉慶一八年二月二一日。向來開設洋行、僅憑一二商保舉、即准充商。並不專案報部、本非慎重之道。遇一商虧餉、每致貽累通行。而不肖疲商、於夷船進口時、每有自向夷人私議貨價、情願貴買賤賣、只圖目前多攬夷貨、不顧日後虧折、迨至開徵、

即形支絀。揆厥所由、祇因向無總商、辦理未能畫一。衆商爭先私攬、相率效尤、遂成積習。……商人之弊巧雖多、同行之耳目難〔→難〕掩、祇以向無董率之責、殷商避怨而隱容、乏商效尤而競利、遂致積習難返、關務日疲。今欲整關務、須察商情、欲除弊端、須專責任、惟有於各行商中擇身家殷實、居心公正者一二人、飭令總理洋行事務、率領衆商、與夷人交易。貨物務照時價、一律公平辦理、不得任意高下、私向爭攬。……並嗣後如遇選充新商、責令通關總、散各商、公司〔→同〕慎選殷實公正之人、聯名結保、專案咨部備查。儻所舉不實、或有虧欠餉項情事、著落原保商賠繳。……

(124) 許地山編前揭書、一四七頁、「李撫台批」。近日竟有除欠夷人貨價、盈千累萬者。如此大宗貨物、皆係該行商司事夥伴、藉與夷商熟悉、遂以自開洋行貨舖爲名、任意除取。而夷商因係行商夥伴、可以信託、以致受愚被累。

(125) 同上、頁一二一、「南海縣下洋商論」、嘉慶一六年二月一三日。調署南海縣正堂馬、諭洋商盧觀恆、……福隆行商夥關祥知悉。……『清代外交史料』嘉慶朝第四冊、頁五、「粵海關監督德慶奏查辦關務情形並請設洋行總商摺」、嘉慶一八年二月二一日。即如嘉慶十五年間、有福隆行洋商鄧兆祥、虧餉潛逃。……查有職員關祥、向在該行司事、其子關成發、亦隨父幫辦有年。『史料旬刊』第一〇期、頁三三四、「道光朝外洋通商案」、「李鴻賓等摺三」。臣李鴻賓前經訪獲東裕洋行司事謝五、……謝五即謝治安、……在東裕洋行司事、管理該行買賣茶葉等事、……。

(126) Ch'en, *op. cit.*, pp. 242~249, 330~351.

(127) 『粵海關志』卷二五、頁一九。粵海關監督延隆の上奏。自嘉慶十八年前監督德慶奏請設立總商、經理行務、并嗣後選充新商、責令總、散各商、聯名保結、欽奉兪允、准行在案。是以十餘年來、止有閉歇之行、並無一行添設。推原其故、皆因從前開行、止憑一二商保結、即准承充。今則必需總、散各商、出具聯名保結、方准承充。在總商等、以新招之商、身家殷實與否、不能洞悉底裏、未免意存推諉。儻有一行不保、即不能承充、以致新商雖有急公踴躍之心、而歷任監督以格於成例、不便著充。數年以來、夷船日多、稅課日旺、而行戶反日少、買賣事繁、料理難於周到。勢不能不用行夥、於是走私漏稅、勾串分肥、其弊百出。……應請嗣後如有殷實、情愿充商、經臣察訪得實、准其暫行試辦一二年、果其貿易公平、夷商信服、交納稅項、不致虧短、即請仍照舊例、一二商取保著充、其總、散各商、聯名保結、應請停止。

(128) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、七九五頁、「兩廣總督林則徐等覆議御史駱秉章條陳整飭洋務章程摺」、道光一九年一二月二四日。至道光九年、僅怡和等七行、前任監督延隆、奏請變通招募新商、准其一二年、即令一二商具保承充、將各商聯保之法停止。此後復十三行舊觀、而流品不無混雜。縱不至徑向夷人借本營運、而糾夥朋充之弊、實所難免。『粵海關志』卷二五、頁二〇~二四、道光一七年、兩廣總督鄧廷楨、粵海關監督文祥の會奏。現行延隆奏准新例、臣等公同悉心確覈、有宜於昔不宜於今者、有弊生於法、終於扞格難行者。……延隆前因各行閉歇將半、是以權宜變通、聽殷戶自請充商、察訪得實、

即准其試辦。其作何限制、並未議及。小民趨利乘便、設逐漸增多、伊於胡底。且商多則流品多雜、稽查難周。十餘年來、紋銀出洋、鴉片流毒、以及走私漏稅、諸弊叢生、固由外匪因緣爲奸、亦難保非蠹從內出。……至德慶奏准舊制保商、必通行出結、曹好曹惡、一本大公、何等鄭重。新例則慮其或涉推諉、改議一二商具保、遽准承充。不知推諉致有遲延、其悞尚小、若此一二商者、使非其親昵、即事出賄通、馴至覆餗償贖、爲害乃大。……竊以、……其承商之時、仍請復歸聯保舊制、責令通關總·散各商、公同慎選殷實公正之人、聯名結保、專案咨部著充、……

(129) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、六二九頁、「江南道觀察御史駱秉章奏陳整飭洋務以絕弊端摺」、道光十九年六月初五日。凡土人曉習夷語、夷人買賣、從中爲之說合者、名曰孖氈。其始不過受雇在洋行、藉作經紀。近有孖氈、自出貲本、與夷人交易。貨物出口、則搭洋行代爲輸稅、而洋行亦利其抽分、名曰搭報。此中良莠不一、遂有串合夷人、違禁售私等弊。更有卑鄙棍徒、名曰孖氈、實係漢奸。朝夕出入夷樓、所有售賣鴉片、及過付銀兩、皆其勾串。またこれに対する林則徐らの答申、同上、七九六頁、前掲「兩廣總督林則徐等覆議御史駱秉章條陳整飭洋務章程摺」。臣等查、夷語有孖氈名目、音同馬占、即華言所謂買賣人也。不獨洋商工夥、該夷以此相稱、即一應交易貨物者流、該夷均呼爲孖氈、而漢奸即在其內。……臣等自查辦夷務以來、責令各洋行將所用司事管店人等、按月造具清冊、送官查考。本年五月內、訪有安昌行司事羅老本及其子羅坤、在該行另立祥記字號、於五六月間兩次將茶葉搭附該行、赴關報稅、……嚴飭各商、嗣後不得容隱司事搭報、致干究辦。

(130) Morse, *op. cit.*, Vol. 5, p. 41. ……from this time forwards the Shops accustomed by the Europeans be put upon the footing of Hongts or that every five Shops shall enter into Articles under the Security of some one Hongist, but to be answerable in all Contracts, One for all and all for One. On the arrival of the Ships from Europe, the said Shops are permitted to deal with private people, but not in any Goods imported for Account of the Companies, Contracts belonging properly to the Hongist Securities, as well as all Curiosities of Value, such as Pearl, Coral, Chrystal, True Amber & C^a all which being for the Emperor Use, no Shops shall presume to Interfere.

(131) 『史料旬刊』第九期、頁天三〇八、「乾隆二十四年嘆咭喇通商案」、「李侍堯摺三」即買賣貨物、亦多有不經行商·通事之手、無籍店戶、私行到館、誘騙交易、走漏稅餉、無弊不作。

(132) Jardine Matheson Archives, Letter Books, Dec. 10, 1800, cited in Greenberg, *op. cit.*, p. 53. [A Madras Merchant's Indian piece goods and redwood have been disposed] to outside poeple who do not wish to appear in the business; the duties are paid by the security merchants who charge them to us.

- (133) Morse, op. cit., p. 42. I the Tsongtou and Hoppu on Examining in to the number of Shops find upon the List one hundred more or less, but in truth not all trust worthy, some have small Capitals, others are Supported by some Skill in the European Language.
- (134) IUPBPP, Vol. 37, First Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company, p. 96. I [John Francis Davis, a member of the Select Committee of Supercargoes] remember one in 1817, when the Company interfered in favour of the shopmen, and requested the government to allow them to trade to a certain extent with the ships without being subject to the interference of the Hong merchants. That application is failed; and it appears that there were 200 shops soon after shut up by order of the government.
- (135) 『鴉片戦争』第四冊、二九六頁、向達輯録「倫敦英博物院所蔵鴉片戦争史料 廣東探報」、粵海関監督文豊の禁令。各夷船來廣貿易、例歸洋行保辦、原以昭慎重而專責成。乃自近歲以來、開設洋貨店戸者、紛紛不絶、以致漫無查考、釀成勾串偷漏之弊。茲查、同文街等處洋貨店、竟至二百餘間之多。其中守己安分者、固不乏人、而惟利是圖、相率營私者、亦復不少。
- (136) IUPBPP, Vol. 37, First Report from the Select Committee, p. 174. Are there other merchants, exclusive of the Hong, with whom you [Charles Hutchinson, a commander in the navy] can deal extensively?—A great many, and some have very extensive dealings; indeed many of them much larger than many of the Hong merchants, who are in fact nothing but a name.
- (137) Ibid., p. 61. If the goods are shipped from Canton they can only be shipped from the warehouse of a Hong merchant, therefore it must be with his sanction. The junior merchants, the poorer merchants, have been those most disposed to permit such shipments; they have often formed connections with the outside men, which have been very injurious to themselves, and injurious to the trade generally. PP, Report from the Select Committee of the House of Lords, 1830, p. 393. If the purchase is made from an outside merchant, he makes an arrangement with the Hong merchant, and the goods are shipped off from the warehouse of the Hong merchant, so that it appears to be supplied by the Hong merchant; that however is an understanding entirely between the outside or shop merchant and the Hong merchant, with which the European purchaser has nothing to do.
- (138) Ch'en, op. cit., pp. 175~176. 「売餉搭報」については、次註を参照。
- (139) 佐々木編前掲書、三四頁。近有射利市儈〔→儈〕、開設洋貨店、附搭外洋行、與夷

人相交易、跌價賣貨、不顧大局。其起下貨物、經疲行代報、七八折收餉。又有掛行口各〔→名〕色、外設舖棧、掛某行棧房燈籠、作為司事夥伴、從中影射。其賣貨之單、則稱某行某棧、其實係自買賣。洋行為之出名收餉。及至洋行重累倒閉、該棧之人滿載而歸。如從前福隆行劉亞學·東生行羅老琨·現在之萬源行之李亞就·徐亞琨等、均係借洋行之名色、巧詐圖利。蔡亞閔等包攬洋貨店、賣餉搭報等弊。該洋行因自己資本不裕、借此虛裝體面、圖得現銀轉輪、以致海關正襟餉銀、連年拖欠、實堪痛恨。この禁令の英訳は、IUPBPP, Vol. 30, Correspondence relating to China, pp. 66(304)~67(305).にある。

- (140) 『粵海關志』卷一四、奏課一、頁五二~五三。道光十三年五月二十三日、戶部奏言、兩廣總督盧坤等奏稱、查各商未完新舊正餉及雜項、共銀一百三十萬六千六百兩二錢一分二釐。……
- (141) 同上、卷一五、奏課二、頁二五~三一。道光十一年、戶部奏言、兩廣總督李鴻賓·粵海關監督中祥奏……稱、……近年以來、每年約收銀一百四五六七十萬兩不等、出口稅銀、十止三四、進口稅銀、十居六七。歷來出口稅銀、當即按卯完交、從無延欠。惟進口稅銀、向例俟一年關期報滿後、閱三個月開征。再閱三個月奏報、征齊起解、以符部限。其實起解之時、各行商尾欠甚多。因滿關後六個月內、續有夷船進口、無力洋商、往往挪移新貨餉銀、完納滿關以前舊餉。自嘉慶年間至今、無不遞年挪掩、竭蹶完公。
- (142) 『籌辦夷務始末補遺』道光朝第二冊、一九二、二〇一~二〇二頁、「〔兩廣總督〕盧坤等奏 酌議防範貿易章程由」、道光一五年正月二八日。上年嘆咭喇公司局散、該國商人、自來貿易、司總無人。雖經諭飭該夷等寄信回國、仍派大班來粵管理、而現在商多人寡、事無統屬、必應頒發章程、俾資遵守。……夷船來粵、舊例係由各洋商循環輪流具保、如有違法、唯保商是問。嗣恐輪保有把持之弊、凡港脚夷船、均聽其自行具保。惟現在公司已散、所來夷船、散漫無稽。若仍照舊例由洋商輪保、恐有抑勒之弊、而竟任其自行擇保、亦難保無勾串情事。嗣後夷船到粵、照舊聽其自投相信之行爲認保、一切交易貨物、請牌完稅公事、均由認保承辦。收納餉稅、查照則例、毋許絲毫加增。仍每船設立派保一人、各行挨次輪派、專司查察。如認保行商、與夷人通同舞弊作奸、或私增稅銀、拖欠夷帳、責成派保之商、據實呈首、分別究追、派保徇隱、查出并究。「認保」について詳しくは、次章第一節を参照。
- (143) 前註(119)、『清代外交史料』道光朝第一冊、頁一八、の引用文の続き。嗣後該夷船進口、除散商照舊認保頂眞稽查外、仍飭伍敦元·盧棣榮·潘紹光·劉東四人、依次輪流查察加保、以重責成。如失於查察、或通同徇隱、即將認保·輪查各商、分別懲辦。井上裕正「清代嘉慶·道光期のアヘン問題について」、六九~七〇頁。
- (144) Sargent, loc. cit. 前註(79)を参照。
- (145) 『林則徐集 公牘』、五六頁、「諭洋商責令外商呈繳煙土稿」(道光一十九年二月初四日)。廣東華夷互市、已歷三百餘年、彼豈不能自相交易、所以必設洋商者、原為杜私通而防禁物起見也。

- (146) Morse, op. cit., Vol. 4, p. 206. since the Security Merchants really cannot control the actions of Foreigners, the Law requiring Security Merchants, only assists the Hoppo's Office to make pretexts and extort money, so that both Natives and Foreigners are vexatiously hindered and distressed by minute interference.
- (147) The Letter Book of Lord Macartney during his Embassy to China. Comprising copies of the Letter of Instructions from Henry Dundas, Secretary of State., from the Directors of the Honourable East India Company, etc., Baring & Burges to Dundas, Sep. 8, 1792.
- (148) Greenberg, op. cit., pp. 73~74, et passim. 広東のアヘン貿易と外洋行のかかわりについては、外洋行あるいは保商制度の全体的な位置づけがなお不十分ではあるが、さしあたり井上前掲論文、を参照。ウェイクフィールド (E. G. Wakefield) に代表されるアヘン貿易 = 「自由」貿易の考え方については、田中正俊「中国社会の解体とアヘン戦争」、同「西欧資本主義と旧中国社会の解体 - 「ミッチェル報告書」をめぐって -」、同『中国近代経済史研究序説』、一四三~一四四、一六四~一六五頁、参照。
- (149) Jardine Matheson Archives, Private Letter Books, William Jardine [Jardine to Reid], Feb. 29 [28], 1832, cited in Greenberg, op. cit., p. 179. また、田中正俊「中国人との自由貿易」(一八三三年十二月)について、三六三頁、にも所引。[]内は双方の異同を示す。Great Britain can never derive any important advantage from the opening [of] the trade to China while the present mode of levying duties and extorting money from the Hong merchants [&c.] exists. We must have a commercial code with these celestial barbarians before we can extend advantageously our [now limited] commercial operations. We have the[a] right to demand an equitable commercial treaty [& to enforce it if refused].
- (150) J. M. Richardson, The Chinese Security Merchants, pp. 46~47. The alternative may suggest itself to the Emperor, of abolishing the Co-hong system altogether, and this, if it led to unrestricted competition amongst Chinese merchants, would be, perhaps, the happiest result which could be expected; but caution will be required in admitting the proposition. If the Co-hong be abolished, the Hoppo's office must be remodelled, and a host of subordinates, who belongs to the system, should fall with it, else the evil will be shifted merely, and not eradicated. The exaction of the Mandarins would follow the free-traders as grievously as it now does the Hong merchants, and the foreigners would have lost the only check they now have on those exactions, - the necessity of the Hong debts being repaid. The abolition of

the Co-hong would be ineffectual also, unless attended by a better system of collecting the Customs duties, and the general acquisition by foreigners of warehouses, in which to store their goods;……

(151) 佐々木正哉編『鴉片戦争の研究』、二〇〇頁、「英國所要各條款」、道光二二年七月初七日。凡有額數行商買賣之例、自此必廢矣。我英人貿易者、不碍與何人買賣、而該納之餉銀、先交與本國領事之官、俾轉交納海關、亦可也。『鴉片戦争』第五冊、四一八頁、黃恩彤『撫遠紀略』「金陵撫議第三」、道光二二年七月初九日の条。嗣後應請自行投商、公平交易。其稅銀即由領事赴海關完納、不經洋行之手、以免侵扣。

(152) 佐々木編前掲書、二〇七頁。「耆英・伊里布・牛鑑照會」、道光二二年七月初一日。英商貿易、不必仍照向例歸凡有額設行商承辦、勿論與何行商交易、均聽其便。應納餉稅、即由英國領事官交納海關、以昭簡易。F017/57, Letter from the Imperial Commissioners and Viceroy to Her Majesty's Plenipotentiary with enclosure, Enclo. 23 in Pottinger to Aberdeen, Sep. 3, 1842, No. 38. All Hong Merchants to be abolished and British Merchants to trade with whom they like, paying the just dues of the Chinese Government through the Consular Officers. …… English Merchants …… shall trade with whatever Merchants shall best please them. And the duties they are to pay shall be paid through the English Consular Officers to the custom houses, so as to ensure perspicuity and simplicity. 『鴉片戦争档案史料』第六冊、一一五頁、「著欽差大臣耆英〔等〕再行妥議與英所商各條內應籌酌之處事上諭」、道光二三年七月一七日。耆英等奏連日與暎夷會議粗定條約一摺。……其各省貿易、該夷自納稅銀、由副領事親赴海關交納、不經行商之手一節、有無窒礙漸滋流弊之處、仍著該大臣等再行妥議具奏。

(153) F017/66, Pottinger to Elepoo, etc., Feb. 20, Enclo. 19, in Pottinger to Aberdeen, No. 24, Mar. 25, 1843. I repeat that the duty of the Consuls will be to see that the Duties and other charges are regularly paid, that abuses do not cleep in, that smuggling be entirely prevented…… F017/68, Pottinger to Lay, No. 290, July 22, 1843, Enclo. 5 in Pottinger to Earl of Aberdeen, No. 88, July 26, 1843. it is no part of the duty of the British Government, or its Officers, to render Mercantile Firms and Individuals, any assistance in conducting their business beyond what is laid down expressly in the General Regulations. …… an impression has been imbibed ……that Government is bound, by its Officers and Establishments, to supply in some measure the loss of the Agency of the abolished Hong Merchants. That such an impression is equally erroneous and absurd, is, it may be observed sufficiently demonstrated by the General Regulations and Tariff being applicable to the five Ports, at four of

which no such thing as licensed Hong Merchants have, to my knowledge, ever existed.

- (154) Chinese Repository, Vol. 12, No. 1, Jan. 1843, p. 44, Pottinger to Matheson, et al., Jan. 15, 1843. As to the arrangement to be made for carrying on your trade at Canton after co-hong shall be formally abolished, it appears to me, that will depend solely on yourselves. The trade is to be conducted in China as in all other parts of the world, and I am not aware that it would be possible, or proper, to make the smallest difference between Canton and the other ports which are to be thrown open to British merchants.

第二章

- (1) Fairbank, Trade and Diplomacy, pp. 248~263, 350~356. S. F. Wright, Hart and the Chinese Customs, pp. 137~144.
- (2) 『粵海關志』卷一五、奏課二、頁一八、乾隆四七年、戸部の劄文に引く粵海關監督李質穎の上奏。外洋夷船到廣、俱先投省行認保、將載來貨物、起貯行内、行商又代爲置貨回國。所有進口・出口各貨、俱由行商報驗、覈明稅額、填單登簿、俟洋船全數出口之後、始行立限開征。每歲相沿、行商以代銷洋貨、稅從貨出爲詞、逐漸拖延、以致起解遲滯。
- (3) 前章註(142)の引用文を参照。「輪保」については、さらに以下を参照。Morse, Chronicles, Vol. 2, p. 97. Appointed Pinqua (榜官、隆和行楊岑龔) Security for the Ganges it being his turn. Ibid., p. 129. [On September 7th, 1786, the Supercargoes] acquainted them[Hong Merchants] with our resolution to exclude Eequa (怡官、豐泰行吳昭平) from Securing any of the Honable Company's Ships—They informed us that he had already given in his name at the Hoppo House as Security for the Stormont & insist on Securing that Ship—They were told that no Merchants had a right to make himself Security for a Ship without our consent, ……as appointing our own Securities is one of the Principle of the few Priviledges we are allowed we were resolved not to suffer it to be devested from us at least without some struggle …… 許地山編『達衷集』、二〇〇頁、「潘長耀因走私羽紗事致澳門紅毛大班書」、嘉慶六年六月二七日。查此案、走私自有走私之人、此係公司之事、竟欲罰弟五萬兩之多、……立限馬上繳出此項之銀。但弟無辜而受罪。此船係輪保之船、並非弟之走私也。このように「輪保」をめぐるは、しばしば東インド会社と外洋行および粵海關当局の間で争論となっていた。
- (4) Greenberg, Opening of China, p. 59.
- (5) J. R. Morrison, A Chinese Commercial Guide, 1834, p. 17. The foreign merchant is by no means required to confine his commercial transactions to the

security merchant of the ship. He may dispose of his cargo to whom he pleases, whether to other hong merchants or to any of the outside merchants or shopmen; and the same is the case in the purchase of exportation. But as the shopmen are not legally permitted to enter into transactions immediately with the foreigner himself, a hong merchant is hence always required to land and ship goods and to be answerable for the duties. For the payment of these to government, the security merchant alone is held responsible; therefore when the cargo is not disposed of to him, it becomes requisite, before fixing the price of any article, to arrange who shall pay the duties to him.

(6) 『粵海關志』卷一五、頁一九。其置買内地貨物、下船全竣、亦照數交稅、給牌出口、不許仍前延滯。……隨據行商潘文巖等稟稱、……其出口貨物、係保商代夷人置辦〔→辦〕。所有稅項、可以隨貨扣清、先行完繳、俾其領牌出口。……等情。Morrison, op. cit., p. 44. にも、「輸出税は支払期日になるとまもなく支払われるので、年間総額の一覧表は得られない」とある。

(7) たとえば、Chinese Repository, Vol. 12, No. 2, Feb. 1843, p. 99, Matheson, et al. to Pottinger, Feb. 8, 1843. また後註(8)(9)、佐々木正哉編『鴉片戦争前中英交渉文書』、三七、一四四頁、の引用文も参照。

(8) 佐々木編前掲書、三七頁、道光一四年、萬源行李應桂の稟文。至茶葉、爲外夷所必需。洋行經理夷人出入口貨物、惟茶葉向可坐享其利。従前嘆咭喇公司、向各行分大・小股、定買黒・緑茶、議明所定正額・給價若干、分別頭・二・三盤。洋商轉向茶客包定、名曰包庄。照番價、每百斤、除八九兩及十兩不等。正額之外、名爲押冬。每百斤亦可除餉磅五六兩。無力洋行、不能先附茶客定單者、正額亦得餉磅六兩七錢、載明包單、押冬餉磅四五兩。即茶客未向洋行包定者、名曰売庄、洋行交番、除扣餉磅、照包庄無異。其餘花旗・港脚及各国夷人、凡買茶葉、亦得餉磅五六兩不等。夷人・茶客均所明知、歷來毫無異議。計公司正額・押冬及各国夷人餉磅、通扯每百斤六兩。除先完餉外、總可盈餘四五兩不等。此即坐享之茶利也。

「正額」とは東インド会社の記録に見える contract tea、「押冬」は winter tea に相当する。以上に見える前貨をともなった茶の契約取引については、波多野善大「中国輸出茶の生産構造—アヘン戦争前における—」、一二〇～一二八頁、参照。なお、外洋行と「茶客」との契約の具体例は、R. Gardella, "The Antebellum Canton Tea Trade," pp. 266~267. 所載の「議辦茶單（議單）」、および Ball, Cultivation and Manufacture, p. 381. 参照。

(9) 佐々木編前掲書、三八頁、前註(8)の引用文の続き。伏思、各貨餉磅・行用・公費、以及茶葉餉磅盈餘、皆率由舊章、並非起於今日。且茶葉餉磅盈餘、定議五兩五錢、較前有減無増、存貯總櫃、便於辦公支用。非如従前開設公行壟斷、將各貨公買公賣、亦非如

百〔齡〕前憲請將夷貨、官爲籤掣、奉部駁者不同。また同上、一四四～一四五頁、伍紹榮らのデント (Lancelot Dent) 宛照会、道光一八年三月二六日。……蓋今日五兩之羨餘餉磅、虛有其名而無其實。……本既虧蝕〔→蝕?〕、何能必有五兩之數乎。夫兩之數、消化有數。其蝕〔→衍字?〕餉項及磅頭各費、除去三兩、付定納息・承貨剩貨等項、消化一兩、本行工脩夥食、靠望一兩。其五兩之數、僅足以敷歲中之用度耳。

- (10) 梁廷柅『夷氛聞記』卷一、二五頁。每石茶稅銀二兩五錢、洋行會館、石抽銀六員至九員不等、有公司洋商包餉費至六兩七錢。Ch'en, Insolvency of the Chinese Hong Merchants, pp. 48~52.
- (11) 『粵海關志』卷一一、稅則四、頁一。Morrison, op. cit., pp. 31~32. 佐々木正哉「粵海關の陋規」、参照。
- (12) 同註(9)。
- (13) PP, Report from the Select Committee of the House of Lords, 1830, p. 455. I[Walter Stevenson Davidson] never had occasion to know any thing whatever respecting the details of duty, either on the inward cargo or the outward. ……The Chinese merchant manages all that, and the European need not necessarily know any thing of it. The prices given for the commodity are such as enable the Chinese merchant to pay the duties on the inward cargo; and the prices demanded, or charged, on the outward cargo, also embrace the duty, for which the Chinese lander and shipper is alone responsible. Chinese Repository, Vol. 12, No. 2, Feb. 1843, p. 98, Matheson, et al. to Pottinger, Feb. 8, 1843. Your excellency is doubtless aware that the invariable custom in Canton has been for the foreign merchants to purchase exports at prices including duties and all charges, and to sell imports at rates excluding such items; it having been the province of the hong-merchants to make arrangements connected with the duties. また後註(17)、Hunter, The 'Fan Kwae', p. 97. の引用文も参照。
- (14) Ball, op. cit., p. 344. Further, it appears to me, that the character and privileges of the Hong Merchant have in recent times been greatly misunderstood. ……Properly considered, they are bonded warehouse keepers, and not merchants. Occasionally they act in both capacities. Nor is the term simply confined to merchants trading or dealing with foreigners.
- (15) 許地山編前掲書、一三九～一四〇頁、「行商覆李撫台稟」、乾隆四二年四月一五日。毎年所到夷船、自二十餘隻至三十餘隻不等、所帶貨物、充塞繁多、價值累累。商等既難先爲代填、又勢難就地按期售清、必須代爲運往各省發賣、始能陸續歸楚。……是價從貨出、貨壅難銷、勢所必然。商等實無貨已銷售、不即交價、致措留遠夷藉口逗遛之弊。
- (16) こうしたあり方には、いうまでもなく外洋行の資本不足も重要な要因としてはたら

いていた。前章第三節、とりわけ註(97)を参照。また、『粵海關志』卷一五、頁一九。隨據行商潘文巖等稟稱、洋船進口、將洋貨起卸各行、算給商等、代賣完稅、甫經起貨之後、商等一時不能代爲墊交。……再趕緊將進口洋貨代賣、交納稅餉。務遵部限之內、全數交清、不敢稍遲、等情。

- (17) Morrison, *op. cit.*, pp. 15~16. The business of the linguists is to procure permits for delivering or shipping cargo, to transact all affairs with the custom-house, and to keep account of the duties. The minor charges of the government are also paid by them. ……When chop-boats(or lighters) are required, whether for the delivery or shipment of cargo, the linguist must be informed, a day previously, what are the goods to be delivered or shipped, and in what quantities. He then applies for a permit, which is issued the following morning, and the same evening or the morning of the next day the chop-boats usually reach Whampoa. Hunter, The 'Fan Kwae', pp. 50~53, 97, 98~99. They[the principal Linguists] were at the head of numerous assistants employed in the ordinary business of foreigners, such as attending Mandarins from inside the city while examining merchandise being landed or shipped off, and making up reports of the duties for those officers to take to the Hoppo's office for registration and subsequent collecting. ……When a vessel was ready to be measured, the Linguist informed the Hoppo, who then ordered an officer to Whampoa to attend to this duty, and he was always attended by a member of the Linguists' establishment called the 'mandarin' or 'official' Linguist. Should she be under despatch, the Linguist furnished the agent with a memorandum of the 'Measurement and Cumsha' charges, and at her final departure he brought to his office the 'grand chop,' or port clearance, which was only delivered to him when he had furnished the Hoppo with receipts or certificates of the import and export duties having been fulfilled. ……We had no custom-house business to attend to; our inward cargo were landed and stored, and our outward ones shipped off, by the Linguists, to whom we had but to intimate in which the latter were to be sent. All merchandise was purchased at long price, and all sold at short price; this was the rule, and saved us an infinity of trouble. ……When a ship had anchored at Whampoa, the pilot reported her arrival to the Hoppo through the branch Hoppo station at that place. This would be done, not by giving the name of ship, but that of the captain. ……Meanwhile the agent would select a Hong Merchant to become 'security' for her and a Linguist to transact her business with the Hoppo's office, to send boats

to bring her cargo to Canton, and to take to Whampoa her outward cargo, and these were all the 'official' duties that the agent had to attend to.

- (18) 許地山編前掲書、一九四頁、「粵督海關因英船擄人事下洋商論」、嘉慶五年六月九日。天朝既設行商爲之經理買賣、復設通事爲之道達情詞。そうした例はもちろん絶無ではない。たとえば、後註(24)の引用文を参照。
- (19) Morrison, *op. cit.*, p. 14. When a vessel has entered the river, the first thing to be done is to obtain the security of a hong merchant, and to engage a linguist to attend to the shipping and landing of goods.
- (20) 『宮中档乾隆朝奏摺』第三一輯、三四一頁、乾隆三三年七月一六日付、兩広総督李侍堯の奏摺。查、粵海關稅銀、係各商自行覓匠傾銷交納。同上、五六四頁、同年八月一二日付、粵海關監督德魁の奏摺。至粵海關徵收稅餉、均係行商自行傾銷交納。また『清代外交史料』嘉慶朝第四冊、頁一八、「兩廣總督蔣攸銛等奏遵查禁偷運內地銀兩出洋並酌議章程摺」、嘉慶一九年閏二月初三日。粵東殷實之戶、存貯洋錢者多、收貯紋銀者少。惟地丁・鹽課・關稅、始用足色紋銀、而足色之紋銀、皆出於傾銷之銀號。外省販貨來粵客商、偶有攜帶蘇元雜色之銀與洋錢、成色不甚高昂、亦須銀號傾銷、方成足色。查、藩庫・運庫、各有官銀匠、開設銀號、傾銷交庫。獨粵海關向無專設官銀號。所有洋商每年應交庫項一百數十萬兩之多、惟憑商人各自傾銷、漫無稽考。……應請照藩・運二庫之例、設立粵海關官銀號數家、以專責令而便稽查、不使稍滋弊竇。このように蔣攸銛らも外洋行商人みずからの改鑄を述べ、それに代わる粵海關官銀号の設立を提議している。宮下忠雄『中国幣制の特殊研究』、三九七頁、はこの提議が実現されたと見るが、その形跡はない。Morse, *op. cit.*, Vol. 3, p. 234. [On June 17, 1815,] the Hoppo has directed the Hong Merchants to employ but three Shroff houses which are to have the exclusive right and privilege of furnishing the Sycee Silver in which the duties are paid.……The Hong Merchants are making all the opposition in their power……it is said about 66,000 Tales will be required to procure the Hoppo's dispensation with the new regulations; some payments made by the Merchants on account of their duties were sent to the Hoppo's house but not coming from the Shroffs he had nominated were returned.
- (21) 佐々木正哉「イギリスと中国」、四三六頁。同「清代広東の行商制度について」。田中正俊「中国社会の解体とアヘン戦争」、一一三頁、参照。
- (22) Morse, *op. cit.*, Vol. 4, pp. 168, 170. It has lately come to our notice that a Chinese named Le Kow-yay [the ninth son of Le] brother to Le Lok-yay [the sixth son of Le] an opulent Salt Merchant, had expressed a desire to form a Hong for the purpose of exclusively trading with the Americans, from whom the outside Shopmen he expected to receive the Pecuniary aid necessary for payment

of Advances and Fees incident to the establishment of a new Hong. ……Further we[American merchants] beg your Excellencies to allow the establishment of a new Hong that shall not do Company's business, but only American business. Heretofore in all the Hongs there were few business people and no one to attend us, and we requested the Shopmen to combine and form a Hong and trade, but now all the Shopmen are excluded from the Hongs, none of them are retained; ……

- (23) *Ibid.*, p. 206. Foreign merchants were to be free to hire warehouses and keep them under their own management; there need to be no Security Merchant for the foreigners; and the foreigners must pay the duties in cash without intervention of a Hong Merchant or a Linguist.
- (24) 『粵海關志』卷一五、頁二五～三一、戸部の奏言に引く両広総督李鴻賓と粵海關監督中祥の上奏。迨道光四年以後、各洋行内、有麗泉・西成・同泰・福隆等行、節次倒閉。共欠稅餉銀、六十八萬餘兩、夷賬銀、一百四十五萬餘兩。皆係現開各行商、分攤賠繳。商力日絀、完項日增。若不早籌變通、恐年復一年、將有積重難返之勢。請俟〔→嗣〕後自癸巳年分爲始、進口貨物、於夷船清艙之日、責令保商・通事、先行報明某貨已經某行買受、某貨尚未賣出。已賣之貨、由行商完納。未賣之貨、由夷商交餉、保商代納。夷商以貨換貨、不許借給行商銀兩。行商照例交易、毋許多欠夷商貨價。凡有一船回帆、即將一船進口餉銀完清、方准請牌出口。遇有洋船因守候新茶出口遲滯者、其應納進口貨餉、以驗貨後三個月爲限、責成保商完納、不得緩至請牌之時、俾免延悞。庶進口之貨、源源征收、每年關期報滿後三個月、即可全數收清。
- (25) 佐々木編前掲書、七八～七九頁、道光一六年六月一八日、粵海關監督文祥の外洋行商人宛命令に引く両広総督鄧廷楨の咨文、およびそこに引用されたイギリス商人福師(Forbes, Forbes & Co.)らの稟文。一、進口貨物、或因市價未宜、不能足本賣售。請准復行出口帶回、免納出口稅餉、並以進口原稅給還、以免商等有累。如恐有乘此作弊者、可聽遠商在進口之時、自稟猜疑市價未合、隨將貨物上蓋官印、交給洋商收貯、限一年賣售納餉。如未得賣售、即原貨帶回、免徵稅餉。逾限未賣、又未帶回、則應勒令即行賣售、抑或帶回。斯則與各商大有裨益、與國課亦無關礙。……至進口貨物、或市價未宜、請復行帶回、並將進口原稅給還一節、查、稅餉一經征納、即行填註部頒印簿、隨時報解。豈因市價之宜與不宜、再行給還之理。此條顯係夷不諳天朝制度、妄自臆度之詞、應無庸議。
- (26) 「旧外洋行商人」という概念の内容は、必ずしも具体的に明示されているわけではなく、また構成員みなが一様の出自でもない。怡和行のように、條約以前とほぼ変わらぬ規模で事業を続けているものもあれば、條約以後から新たに参入したものもいる。とりわけ後者を旧外洋行商人とするのは甚だ不正確なようであるが、條約以前の外洋行商人と何らかの縁故をもち、広大な倉庫を所有し、茶を主とする内地産品の買付に大きな

勢力を有したものは、それまでの外洋行商人とまったく同じ資格で数えられており、外国側史料にいう「旧外洋行商人」の内容も、おそらく彼らを含んでいるものと考えられる。たとえば、後述する陸記行などはそうであり、同孚行潘氏 (Puankhequa) の一族とおぼしい徳記行潘仕成 (Pwantingqua) も同じことがいえよう。徳記行潘仕成については、たとえば、梁嘉彬『廣東十三行考』、二七〇～二七一頁、『中美關係史料』、九八～九九頁、を参照。

ところで条約以前の外洋行商人と縁故があっても、次のような麦慶培の同泰棧房などは、「旧外洋行商人」には含まれないであろう。『籌辦夷務始末補遺』道光朝第四冊、六一三頁、「徐廣縉等奏 擬唆聳生事之在籍知府麥慶培案由」、道光二八年八月二八日。……麥慶培籍隸順德縣、先在伊堂伯麥覲廷同泰洋行學習生理、復在馬〔佐良〕順泰洋行幫理貿易、復經辭出回籍。……道光二八年三月内、麥慶培在番禺縣屬地名洲頭嘴開張生泰洋貨店、並設立同泰棧房、囤貯貨物。これによると、麦慶培はみずから棧房を設立して外国商人と直接に取引し、しかもすでに倒産した外洋行たる同泰行の名を受けついでいる。けれども上のような条件でいえば、彼はもと洋行の夥伴であり、独立して洋貨店を開いたのであって、決して外洋行商人とはみなせないものである。麦慶培の場合はむしろ、条約以前には外国商人との直接取引が非合法とみなされた司事夥伴、あるいは洋貨店が、条約の規定によっていわば公然と外国貿易に参入した例に相当するであろう。

(27) 『籌辦夷務始末補遺』道光朝第四冊、六四～六五、七〇頁、「耆英等奏 請緩追洋商借項由」、道光二五年四月初八日。近因額商均奉裁撤、貿易俱照新章、行用既已革除、羨餘歸併正稅、兼以接充新商多至一百餘家、……況洋商雖有新舊之分、而新商經理貿易、總不及舊商之可靠。故夷商之有資本者、多不肯舍舊而趨新。

(28) 『鴉片戰爭』第五冊、四二〇頁、黃恩彤『撫遠紀略』粵東復市第四、道光二三年の条。余曰、……彼商與内地洋商、交易已久、未必即肯舍舊趨新也。『鴉片戰爭档案史料』第七冊、二七三頁、「欽差大臣耆英等奏報粵海關開市以來華洋安輯貿易照常情形摺」、道光二三年閏七月一二日。現在七月初一日、查照新定章程、開關以來、截至閏七月初十、共有進口噴咭喇咪喇啞二國貨船五十三隻、各投素所相信之行店十餘家、貿易貨物、完納稅餉。

(29) IUPBPP, Vol. 38, Report from the Select Committee on the Commercial Relations with China, p. vii. it must be borne in mind that the import trade is regulated by and depends wholly on the export trade, and that therefore only an increase of exports can cause a corresponding increase imports. The China trade being essentially a direct barter trade, it is obvious that unless means can be found to take from the Chinese a larger amount of their export, tea, there seems to be but a limited prospect of deriving for a British manufacturing interests all those advantages which the new position we hold in

the country consequent on the later war must lead them to expect. Ibid., p. 123. The state of things is such in China, that the sale of manufactured goods is regulated entirely by the quantity of tea that we can take. If we could take double the quantity of tea that we take now, the Chinese would take double the quantity of our manufactures,……

- (30) こうした旧外洋行商人の茶調達ルートに対する影響力は、周知のように、条約によって上海や福州が開港されたにもかかわらず、茶輸出がなお事実上ほとんど広東一港に限られている問題への一つの解答として、言及されるものである。Martin, China, Vol. 2, pp. 168~169. Considerable efforts have been made by the Chinese and former Hong Merchants a Canton, to confine the foreign tea trade to that city, and in this they have been aided not only by the possession of large capital, enabling them to make contracts with and advances to the tea cultivators and manufacturers, but also by an extensive credit, which assists them to take off and dispose of a considerable quantity of our manufactures, by the routine of old established channels of business which are not easily changed, and also by the promulgation of official documents and edicts, arising partly from the imperial policy of keeping foreigners at the extremity of the empire, and partly from a fear of losing the transit and other duties which tea pays, during its conveyance from Fokien and Chekeang to Canton. この引用文の末尾にいう政治的要因であるが、これも実際には旧外洋行商人がかかっていたようである。とくに怡和行伍氏の有した影響力の例をあげておこう。F0228/43, Balfour to Davis, No. 68, Sep. 21, 1844. The district of Yuenshan (鉛山) ……is in the Province of Keangse bordering on the Wocee (武夷) Hills in the Fokien Province and is the great depot for the collection pf the Teas;……The Magistrate of the District of Yuenshan is a Native of the District of Nanhai the same in which the Foreign Factories at Canton are situated, and is related to the late Hong Merchant Howqua having a sister married to his second or third Son; he has likewise several Brother in the Government Service, one being a retired Governor General now residing at Pushan, close to Canton, and another Brother now an Assistant Magistrate at this place, the latter having obtained his situation, a White Button and a Peacock Feather, all in reward for having during the War assembled a body of Village Braves at Canton, the Money so expended having been acquired whilst employed by the late Howqua in procuring Teas for the latter at the Wocee Hills, intended for the Foreign Market. H. Mui & L. H. Mui, eds., William Melrose in China, p. 235. they say Howqua has

a copy of imperial chop or order making it illegal to send any teas to Shanghai for the future and all to go to Canton.

- (31) J. R. Morrison et al., A Chinese Commercial Guide, 1848, pp. 197~198. 後註(59)の引用文を参照。こうした点は清朝の官僚も気づいたらしく、イギリスの外洋行廃止の要求は、外洋行商人がそそのかしたものとみる者もいる。『鴉片戦争』第五冊、四二〇頁、黄恩彤『撫遠紀略』粵東復市第四。余曰、彼之欲去洋商、乃洋商嗾使、非其本意、在金陵無所聞、到粵始知之。
- (32) たとえば、衛藤藩吉「ミッチェル報告書について」、同『近代中国政治史研究』、二二〇~二二二頁、参照。
- (33) このころ広東に入港した外国船や新たに参入した商人の数については、以下の粵海関監督恩吉の布告の英訳を参照。China Mail, No. 65, May 14, 1846. The vessels of the various nations that come to Canton are above two hundred, and the Portuguese and Hongkong lorchas are likewise more than that number. Between 170 and 180 Chinese Firms are engaged in foreign commerce. なかんずく茶貿易については、次のような証言もある。O. Tiffany, The Canton Chinese, p. 118. The old hong system being broken up, the member of tea traders has increased greatly, and much difference is noticeable between the ancient merchants and those of new growth.
- (34) 同註(32)、F. Wakeman, Strangers at the Gate, p. 98.
- (35) F0228/73, Macgregor to Davis, No. 172, Aug. 18, 1847. I find on inquiring into the subject that there existed some alarm among the Chinese merchants at the commencement of the period above alluded to which seems to have induced the Capitalists among them to withdraw a great portion of their funds from circulation, a measure which would not fail to involve many Chinese dealers in pecuniary difficulties. Several of them whose credit was already tottering, unable to fulfil their engagements were obliged to stop payment and ultimately became bankrupts. The distress among this class was still increased by heavy losses they sustained upon their consignments of tea to British, Dutch and American markets which obliged them to restrict their operations and thus the Import market remained for some time without animation.
- (36) Morrison, et al., op. cit., pp. 208~209. When import cargo is to be landed, the seller agrees with the purchaser where it is to be stored, and an allowance for the storage is made in settling the transaction. No rates of storage have yet been settled between the importer and purchaser; and as no foreigner has been able to rent any of the packhouses or honges, the present

arrangement will probably continue. D. Basu & R. Murphey, eds., Nineteenth Century China, p. 76, F0677/8, David Jardine to Macgregor, No. 17, Aug. 5, 1847. [Foreigners are] merely permitted to rent Packhouses and Hongs in various localities, widely sparated[sic] from each other. ……Foreigners were at perfect liberty to rent packhouses where they pleased, but such buildings affording no accomdation for dwellings, property stored in them would still be left in the hands of Chinese, and which of course would not remedy the evil complained of. The Hongs have also been equally available to foreigners since the opening the trade in 1843, without the intervention of Government, but if otherwise suitable, the enormous rents demanded place them beyond the reach of most of the merchants; they are besides little better than open sheds, built on low ground barely level with the river at high spring-tides, and liable to be flooded at certain periods of the year;…… 旧外洋行商人の倉庫の賃貸料は、たとえば天宝行・同順行が年七二〇〇ドル、同孚行が六〇〇〇ドル、広利行が二四〇〇ドルであったという (ibid., p. 72, F0677/8, Notice from Macgregor to the British Mercantile community, No. 12, July 1, 1847.)。

(37) F017/176, Bowring to Bonham, March 22, 1851, Encl. No. 5 in Bonham to Palmerston, No. 32, April 10, 1851. ……and in Exports, it is usual for our Merchants to buy Produce, such as Tea and Silk, on board Ship, duty paid by the Native Seller.

(38) この点、条約締結以後の清朝側の公式的な認識は、いささか食い違いを見せている。後註(46)の引用文を参照。

(39) CIMC, Reports on the Haikwan Banking System, p. 225. Cartwright to Hart, No. 143, Dec. 20, 1878. After the suppression of the Cohong system by the British Traty of 1842, the Haikwan commissioned a money-changer named 高洪利 to open a Bank for the receipt of Customs Duties, under the style of 高恒茂. In 1844, four more partners were added, and this number has been maintained to the present time. ……Besides its duties proper as the receiver of the Customs revenue, the Bank engages in general business under the style of 廣恒. All cheques issued bear the 廣恒 stamp. This distinction is probably made to enable the Haikwan Bank to keep up the fiction of only receiving Duties in pure silver, and to guard against the revenue which passes through its hands becoming involved in the event of unfortunate speculation. ……The Haikwan Banker professes to receive Duties in sycee only, and it is, of course, in this currency, that his accounts are rendered to the Haikwan. But a large

portion of the smaller payments especially are made in dollars, which are received by weight with the addition of a premium to make them up to sycee standard, or 足色紋銀. Cf. Morrison, et al., op. cit., pp. 212~213.

(40) FO228/167, H. S. Parkes, "Note on the Irregularities of the Custom House of Canton," Sep. 1854, Encl. in Bowring to Clarendon, No. 246, Dec. 3, 1854. At Canton the old system of licensing Linguists is still in force. A Linguist may be in the permanent employ of a Foreign House, or his services may be casually engaged to conduct the business of a single ship; in the former case he consults in a methodical manner the interests of himself and his employer; in the latter case there is greater occasion for speculation or adventure on his account, To recapitulate, supposing a cargo to consist of Six Thousand Bales, and to be reported by the Linguist to the Custom House at Three Thousand, the Foreign Consignee is probably told that the whole cargo has been passed at four thousand Bales, on which quantity he accordingly pays to the Government Banker the True Tariff Duties, and the Government Banker, a Linguist, accounts to the Custom House for the Tariff Duties due on the Three Thousand Bales, which they originally reported, as being the whole cargo of the vessel, and appropriate to themselves the remainder.

(41) Morrison, et al., op. cit., pp. 199~200, 206~209. The number of head linguists has been between four and six, that is those recognized by government, but each establishment contains a large number of clerks, so that they could at the same time transact all the custom-house business of a large number of ships. In fact, the business of linguists in procuring permits for landing or shipping of cargo, keeping an account of the duties on this cargo, and transacting all the petty business which falls into their hands as the mediums of communication between the hoppo's office and the foreigner, has rendered them so useful in the trade that they remain petty much as they did before the hong monopoly was abolished. They are now regarded as mere custom-house clerks, and receive their remuneration for acting in this capacity from the foreign merchants. At the cessation of the monopoly in July, 1843, they were left out of the routine of trade as recognized agents either on the part of the native or foreigner, and made a representation in consequence to the foreign merchants, by whom they were employed as custom-house clerks. Their claim of compensation were at first considered exorbitant, but after a little consultation and abatement, fifteen dollars was agreed upon for every

chopboat of import cargo as a remuneration for their trouble in hiring it and passing the goods through the custom-house.The duty upon the goods is settled every chopboat, and an account is kept by the linguist of the amount until the whole cargo is discharged, when the import duties are all paid at once.In paying duties, a form is furnished at the consulate, [or more usually by the linguist,]When loading a ship, the consignee informs the linguist where the goods are, their number, sort, &c., and he takes an account of the same in order to draw up a report to present at the hoppo's office, and procure a permit for them to be shipped. The next day, the custom-house clerks come to the hong or warehouse where the goods are, inspect and weigh them, and settle the amount of duties to be paid upon the whole. The linguist makes his report at the consulate, where the shipping off blank, containing these items and the amount of duty, is translated, and then sent, signed and sealed, to the hoppo's office, where it is compared with the one taken by his own clerks. The same is done with the chop note for import cargo, as it is not sent to the hoppo's office until his clerks have examined the goods. These blanks for landing and lading cargo, thus signed and sealed by the consul, are kept by the hoppo, until the ship is loaded, and the duties are all paid up. []内は、S. W. Williams, A Chinese Commercial Guide, 1856, p. 232. によって補足。

(42) F017/176, Bowring to Bonham, no date, Encl. No. 7 in Bonham to Palmerston, No. 32, April 10, 1851. Manner in which duties are evaded. On Imports. whenever fraud is committed, it is through the Agency of the Linguists and with the connivance of the Chinese Government Officers.Exports.Tea.Chinese merchants, however, of whom we buy duty paid, get some trifling advantage of one or two per cent in the weighing, and the Linguists, I hear, commit some further petty plunder. IUPPPP, Vol. 2, China. No. 1(1865.), p. 2 (146), R. Hart, "Note on the Introduction and Working of the Foreign Inspectorate of Customs," Nov. 1864. 後註(44)の引用文を参照。

(43) 『鴉片戦争』第五冊、四一九頁、黄恩彤『撫遠紀略』粵東復市第四。今欲改定税則、辦法有二。撤退洋商、將抽提行用及海關各項陋規、一併裁正歸公、則歲入可三倍、一也。『鴉片戦争档案史料』第七冊、二一四、二一六頁、「欽差大臣耆英等奏爲通籌沿海五關收税并解支禁革各事宜摺」、道光二三年六月二七日。查粵海關税則、除正税・耗羨之外、尚有節次改正歸公案内、如……等項雜税、隨正征解。今既無分正・耗・雜款、歸作一條編征、綜計均尚有贏無絀。所有節次歸公案内雜項名目、無論現在已未查明、應請一概刪

除、免多糾纏。……各項浮費、於雍正・乾隆年間改正歸公之後、旋又陸續添出、更多於前。……歷年既久、以致吏情不服、嘖有煩言。現將浮費全行裁革、如敢再有需索情事、無論官弁兵役、俱照枉法贓、參革治罪。惟粵海關差役並無工食、向在進出口貨物內、由洋商按貨抽給、於乾隆九年經前任監督奏明、准其存留在案。現在浮費裁撤、未便令各差役枵腹從事、轉啓藉口勒索之弊。……應請查照海關胥吏之例、核給工食、……

(44) 次のように描かれるいわゆる脱税分の金銭の分配からも、そのことが窺われよう。

IUPPPP, Vol. 2, China, No. 1(1865.), p. 2(146), Hart, loc. cit. Merchants who had cargo to pass at the Customs made their bargains with the linguists, …… and they in turn made their arrangements with the Hoppo's non-official deputy, who, as confidential manager, repaired every day to one of the jetties to "examine cargo." The deputy in turn made his report to the recording clerks in the yamun, taking care to deduct the per-centage to be put aside for the private purses of himself, his master, his master's friends, the people in the yamun, the Governor-General, through whom the Reports are forwarded to the Board of Revenue itself. Thus cargo which, for instance, by tariff ought to have paid 1,000 taels as duty, the linguist agreed to pass for 800; the deputy - informed by the linguist that the merchant had only paid 750 - arranged to free the goods for 700; and then, making deductions for the yamun amounting, say, to 200 taels, directed the recording clerks to enter in the books such an amounting of description of goods in question as ought to have 500 taels, the sum with which the Government was credited. いわゆる "deputy" とは粵海関監督の家人、"recording clerk" とは胥吏を指すものとみて間違いないであろう。

(45) F017/176, Bonham to Palmerston, No. 32, April 10, 1851. ……smuggling, in the sense ordinary understood in England and elsewhere, is not carried on at that port[Canton] to the extent generally supposed……

(46) 清朝側では耆英の認識をあげておく。『籌辦夷務始末補遺』道光朝第四冊、三一八頁、「耆英等片」、道光二六年七月二八日。若夷商完税、舊例係由洋商代繳、而新例則由各夷領事查明貨色、將例應交銀若干、經報海關、一面按卯赴銀號照數完納。如有完不足數、統由領事擔保、不惟書役無從染指、即洋商亦無從分肥。但能於其貨船進口之時、按照新定章程、實力查察、免致內地奸商勾結偷漏、則領事所報稅銀之數、與海關所收之數、靡不針孔相符、鎔銖無爽、既不致稍滋流弊、亦不能另有羨餘。

(47) Morrison, et al., op. cit., p. 202. Williams, op. cit., pp. 225~226. Foreign trade is conducted at Canton, with great ease and regularity. The Chinese system of inland trade, through a long series of years, has acquired a high degree of uniformity in its details, and the same system is applied to

their foreign trade; so that there are few ports in the world where a large trade is carried on with less trouble to the foreigner than in this. Much of this facility is owing to the exclusion of foreigners from the office of collector of customs, where the linguists perform all that is necessary; and also that all the detail in landing and lading cargo, such as hiring chop-boats, calling coolies, packing and unpacking goods in the bulk, &c., &c., are managed by natives on the orders being given to the proper persons. This restricts the actual labor to be done by the foreigner to examining or exhibiting samples of goods, and seeing that they are properly packed, beyond which there is almost nothing to be done out of the counting-room.

(48) Fairbank, *loc. cit.* もっともフェアバンク氏が上述のような諸事実を等閑視しているというわけではなく、条約は「名ばかり (nominal)」にすぎなかったとも認めているが、問題にしたいのは、このようにあくまで条約の規定を基準として、事実を評価しようとする姿勢である。

(49) たとえば、濱下武志『近代中国の国際的契機』、一四三～一七六頁、参照。

(50) F0677/26, Chinese Records for 1849, Nos. 144, 154. Chinese Records for 1850, Nos. 4, 6, 8, 12, 51, 54, 56, 57, 69. Chinese Records for 1851, Nos. 1, 32, 36. 以上に見られる交渉を手際よくまとめたものとして、佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争』、三五三～三五五頁、「進城・茶葉・租地三款歴年來往公文大畧」、を引用しておく。己酉十月初三。公使文〔翰〕 (S. George Bonham) 照會大臣耆〔英〕、昨據報聞、九月二十四日、曾有前洋行商人吳〔→伍〕姓呈稟、請准設立茶棧、抽收稅銀、以資紓納國課、清還舊欠。蒙批示、其事無所不可、俟兩縣核議妥辦、云云。勢必致外國商人被勒高價受累、請駁飭不准。十月初九日。徐〔廣縉〕照復公使文、伍怡和・盧廣利等十家公稟云、洋行既裁、新棧林立、行用不敷經費。今擬于舊用五錢、撥出二錢、歸還官欠。內地商既不加增、外國商無所干涉、斷無高擡茶價、貽累外商。己酉十一月卅。公使文照會大臣徐、准伍姓等設立茶棧抽用、與包攬無異、希裁撤。……庚戌六月十二。公使文照會大臣徐、現聞、南・番二縣出示、設立官棧茶葉每百斤、抽銀二錢、填還公帑、云云。……六月十七。大臣徐照復公使文、茶葉抽用、現經兩縣出示。正派華商、無不樂從。惟不肖馬彘、乃奸商小販、造言生事、阻撓稅務、本大臣定嚴密訪查究辦。十二月十五。大臣徐奏摺。臣查、道光二十一年、洋商借到庫銀三百萬元、現未歸還。臣諭令洋商伍紹榮等、着抽收茶葉用五錢抵填。而外國官屢移文、固請裁革、臣據理駁復。查本年共抽銀七十萬兩。該欠計至年底可以清還。惟現值軍務浩繁、庫項短絀、此商欠清還之後、仍應抽收、以資軍用、而彌縫庫缺。

(51) 同上。F0228/112, Report of a Canton British Chamber of Commerce, Dec. 22, 1849, Encl. No. 4, in Bowring to Bonham, No. 4, Jan. 1850. F0228/113, T. T.

Meadows, "Report on the system of Licensed tea Warehouses at Canton," Dec. 28, 1850, Encl. No. 1 in Elmslie to Bonham, No. 179, Dec. 28, 1850. USDS, Vol. 6, Parker to Crayton, Nos. 2, 4, July 19, Aug. 22, 1850.

(52) 佐々木編前掲書、一八六頁、「包令 (John Bowring) 照會」、咸豐四年三月二八日。茶葉每擔加收二錢一款。此事係和約、廢撤洋行之後、准其加抽二錢、費用以資填舊欠、顯與和約不相符。當經再四辯駁不允。同上、一八八頁、「葉名琛照復」、咸豐四年四月一日。又茶葉每擔抽用二錢一款、係因茶棧歷來本有此款、該茶商將款代完舊欠、出于各商之自相情願、並非中國官員、必欲照此辦理。每年皆奏報戶部有案。前大臣徐、屢次與文前公使往來照會、甚爲明晰、無庸再說。近年以來、外國茶葉貿易、甚爲興旺、可見有益無損、大有效驗也。なおこの條約改訂交渉については、坂野正高「外交交渉における清末官人の行動様式—一八五四年の條約改正交渉を中心として—」、同『近代中国外交史研究』、六〇～七三頁、参照。

(53) IUPBPP, Vol. 6, Report by Mr. Parkes, British Consul at Canton, on the Trade of that Port during the year 1856, p. 24(40). In March the sales were considerable, and though they fell off in April, they were redoubled in May and June, partly on account of the comparative tranquillity that had been restored to the province of Hoonan, and partly because of the great rise in the premium on native bills, which rendered goods a cheaper mode of remitting funds to that province for the purchase of the new tea crop and a safer one than the despatch of treasure.

(54) 重田徳「清末における湖南茶の新展開」、二二二頁、参照。

(55) Morrison, et al., op. cit., p. 214. In former days, no little difficulty was sometimes experienced in getting the grand chop. Foreigners then did not pay the duties themselves directly into the hands of the government, and the delay usually arose from the hong-merchant's inability or dilatoriness in settling the ship's accounts; or it was kept back by the custom-house officer for the purpose of extorting money from the hong-merchant. The present arrangement has removed all unnecessary detention in this particular; and in short, the whole detail of the trade as at present remodeled, and paying the duties in particular, must be highly satisfactory to the old hong-merchants.

(56) Williams, op. cit., p. 242. In former days, difficulty was sometimes experienced in getting the grand chop, from the hong-merchant's inability or dilatoriness in settling the ship's accounts; or it was kept back by the custom-house officer for the purpose of extorting money from them. The present arrangement has removed all unnecessary detention in this particular;

and in short, the whole detail of the the trade as at present remodeled, and particularly all that relates to paying the duties, is great improvement on the old co-hong system.

- (57) Morrison, et al., op. cit., pp. 214~215. Since the remodeling of the foreign trade at Canton, and the consequent abolition of the hong monopoly, by which all classes of natives are at liberty to trade, it yet retains many of its former features, and the dealers in particular articles still keep up their old branches of trade. The old hong merchants are the largest dealers in tea, and the dealers in silk goods are for the most part as before; but some caution is necessary in conducting business with the crowd of petty tradesmen who have begun to deal with foreigners;.....
- (58) Williams, loc. cit. Since the remodeling of the foreign trade at Canton, and the consequent abolition of the hong monopoly, by which all classes of natives are at liberty to trade, it yet retains many of its former features, and the dealers in particular articles still keep up their old branches of trade. Some caution is necessary in conducting business with the crowd of petty tradesmen who deal with foreigners;.....
- (59) 同註(31)。The monopoly of the hong merchants having been abolished by the treaty between England and China, there is no need of here detailing the numerous annoyances and restrictions which grew therefrom, or of explaining the benefits which resulted to the foreigner from the monopoly, and its feature of responsibility. The new arrangement of freedom to trade with all parties alike will probably prove as great a benefit to the men of capital among the old co-hong as it will to the foreign merchant. They will, as such, continue to have a powerful influence in the market, while they will not as before be the catspaw of the government in their dealings with foreigners, nor be compelled to act as members of a monopoly when age or inclination invite them to retire. At Canton, they enter upon the new system of trade with great advantages over the petty dealer, and their position, influence, and character will enable them in a great degree to command the market of the staple commodities.
- (60) Williams, op. cit., p. 222. The monopoly of the hong merchants having been abolished by the treaty between England and China, there is no need of here detailing the numerous annoyances and restrictions which grew therefrom, or of explaining the benefits which resulted to the foreigner from the

monopoly, and its feature of responsibility in paying the debts of the wasteful or unfortunate. The new system has been found to work as well as those best acquainted with the character of the Chinese expected. Since it began in 1843, all the old hong-merchants, and nearly all their partners, have failed or retired from the business.

(61) Morrison, et al., op. cit., pp. 208~209. When import cargo is to be landed, the seller agrees with the purchaser where it is to be stored, and an allowance for the storage is made in settling the transaction. No rates of storage have yet been settled between the importer and purchaser; and as no foreigner has been able to rent any of the packhouses or hong, the present arrangement will probably continue.

(62) Williams, op. cit., p. 235. When import cargo is to be landed, the seller agrees with the purchaser where it is to be stored, and an allowance for the storage is made in settling the transaction. Formerly, it was impossible to rent any of the spacious go-downs under the control of the hong-merchants, several of them are now used by foreigners. The rates of storage in those which receive goods do not vary much from the following table; some of the large foreign Houses have their own, and cargo of most kinds can be insured in them.

(63) 張錫麟『先祖通守公事略』、梁嘉彬前揭書、三五四~三五五頁、所引。通守公諱殿銓、……少孤、賴高祖朝議公及曾伯祖梓山公教養、乃成立。……稍長、梓山公在省任故衣街瑞成·遠亨兩洋貨店經理、挈之學習、即留心洋務。同邑潘公梅亭、爲德畬廉訪父、設同孚茶行、聞其名羅致而倚任之。會有欲中傷之者、避地蘇州、日與皖浙茶商稔習。……回粵在城西十三行自設隆記茶行。皖綠茶來粵、隆記則全行銷售、……立致鉅富。……咸豐甲寅、粵亂將作、隆記行見機獨早、乃急流勇退、自歇商業、各行店負隆記債者、概不追收。

(64) Williams, op. cit., pp. 242, 244. Steamers and ships drawing 12 or 13 feet easily come up the river to the city. ……The trade of Hongkong with Canton is annually increasing, goods being now easily and safely sent to and fro between the two ports by lorchas and steamers, and at a reasonable expense. ……The great increase of the passenger traffic between Victoria and Canton and the towns in their neighborhood, and especially the great emigration to California and Australia, most of which centres at Hongkong, has greatly enlarged the commerce of the colony within the last four years.

(65) IUPBPP, Vol. 6, Report by Mr. Parkes, p. 25(41). So also many of the

vessels represented as entering from Hong Kong are ships that have arrived there direct from the United Kingdom, their object in calling at the Colony being to obtain intelligence or to land some portion of their cargo, before proceeding up the river.American shipping, and more particularly shipping under Continental flags, is steady increasing at this port, while no material augmentation is observable in that of the United Kingdom. This circumstance finds an explanation in the fact of the increased employment of river steamers, no account of their tonnage or of lorchas and other small craftmost of them performing to troops per week, and being employed not more in the conveyance of passengers and mails than of treasure and goods.

(66) 同註(50)。

(67) F0228/167, Parkes, loc. cit. The goods being safely landed or shipped—for the course pursued into either case is very similar—and the settlement of the Duties being required to obtain the Clearance of the Ship, the Linguist acquaints each consignee with the results of his arrangements, or rather with the sum it is necessary for the latter to pay to the Government Shroff, or Banker, and which may amount to two-thirds or three-fourth of the Duties of the Tariff.

(68) Williams, op. cit., p. 242. In respect to lorchas and steamers which come up to Canton with cargo and passengers, there is less regularity. The former pay tonnage duty perhaps once or twice, but the small sized steamers not at all; they all usually load and unload their freight without application to the hoppo, paying a fee to one of his tidewaiters stationed in a custom-house boat opposite the Factories. パークスはこの手数料をうけとる“tidewaiters”なる存在についてもう少し詳しく分析し、外国人居留地にほど近い粵海関の分局たる行後口にいる「広東出身の内国交易の徴税請負人 (local Native Revenue farmer)」と「海関の警備艇の官吏 (officer of the Boat)」とのなれあいによって、ロールチャ船や汽船の密輸が実現するとみる。F0228/167, Parkes, loc. cit. In order therefore to pass his goods without payment of regular duty, from his premises to the vessel lying opposite the Factories, the foreign Merchant has first to make known his wish to the farmers, and contract with them for the sale conduct of the packages past the Custom House Boat. The ordinary course adopted by the farmers is to make the officer of the Boat privy to the transaction, and gain his silence by dividing the profits with him.

(69) Williams, loc. cit. If the hoppo require it, they report their cargoes,

and land or take in goods from the chop-boats under the supervision of a linguist.

(70) IUPBPP, Vol. 33, Papers respecting Proceedings of Her Majesty's Naval Forces at Canton, p. 123(185). Parkes to Bowring, Dec. 2, 1856. the Custom-house linguistsdistinctly informed me that the Custom-house was closed, by order of the Imperial Commissioner, as early as the 26th October.the British merchants are unable to obtain the release of their goods now detained in Chinese pack-houses,The closing of the Custom-house necessarily involves the shutting up of all the pack-houses, as no goods can be stored in or delivered from them without the sanction and supervision of the officers of the customs,I thought it not out of place to mention,to the linguists that,I had allowed all the British vessels at Whampoa to leave the anchorage without the usual Custom-house clearance, and that the Hoppo was,prepared for the loss of the tonnage dues he would received upon these vessels; ADPP, Vol. 13, p. 29. Parker Correspondence, Senate Documents, No. 22, Series No. 983, 35th Congress, 2nd Session, Perry to Yèè, Nov. 1, 1856. as there is no shroff or custom-house officer here to receive said duties, I shall be compelled to allow all American ships proceed to sea without the payment duties,.....

(71) F017/287, Winchester to Bowring, No. 37, March 24, 1858, Encl. No. 3 in Elgin to Clarendon, No. 82, April 7, 1858. The river steamers arrive and depart daily full of Cargo; more than 70 chops of new tea are already reported as settled: considerable purchase of Cassia have been made. Cotton and rice are the Articles of import in Chief demand, but stocks of yarn and piece goods have also sent up.

(72) IUPBPP, Vol. 6, Report by Mr. Parkes, p. 25(41). many ships from the United Kingdom come to Canton by the way of Bombay, having landed one cargo at the latter place and obtained a cotton freight for Canton,.....

(73) F017/302, Parkes to Elgin, No. 34, May 2, 1858. The collection of the Duties cannot be an unimportant point to the Local Government, as the Superintendent admitted to me a few days ago. that he had received nearly 200,000 Taels since the opening of the Port,

(74) 同註(71)。 The Chinese Customs establishment is completely disorganized and the officers on account of the unsecurity of the river cannot safely pass to and fro between this[Whampoa] and Canton; even supposing them to be honest-

ly anxious to do their duty which is questionable they have not the necessary means or facilities of doing so. The Linguist who came down to assist me in my intercourse with the temporary branch established at Whampoa reported yesterday - whether truly or not I cannot say - that the office of the Hoppo's subordinate had been plundered and ransacked by Pirates,The same Linguist asked me for permission to use the English flag in his boat, in consequence of the danger to which he is exposed in passing to and fro on the river.

(75) 『第二次鴉片戦争』第三冊、四八五～四八六頁、「粵海關監督恆祺奏粵民抗英關稅停征現大局漸定相機籌辦摺」、咸豐八年七月一五日。查自正月十一日開征起、截至五月十七日止、大關所征銀三十二萬兩有奇、奏撥西北兩江軍需各款、盡數撥解、尚屬不敷。……其時近省河面壯勇、亦將火器拋擲夷船、夷酋防壯勇燒毀、當即封河、不准船隻來往、華夷各商、因之畏懼、搬徙一空、大關稅餉、不禁而自停。五月十八日、又復停止貿易、此關稅開征後、復行停征之原委也。

(76) F0228/248, Alcock to Bowring, No. 133, July 28, 1858, Encl. in Bowring to Malmesbury, No. 202, July 30, 1858.

(77) F0228/249, Alcock to Bowring, No. 162, Nov. 13, 1858, Encl. No. 3 in Bowring to Malmesbury, No. 308, Nov. 15, 1858.

(78) F0228/247, Winchester to Bowring, No. 108, July 1, 1858, Encl. No. 5 in Bowring to Malmesbury, No. 178, July 3, 1858. The Linguist promised by Hae-kwan has not appeared nor do I expect him.

(79) F0228/259, Alcock to Elgin, No. 20, Nov. 25, 1858.

(80) 同註(71)。The existing arrangement is certainly not satisfactory, either to Chinese or foreigners and I hear it will give rise to confusion and difficulty. It might be remedied either by declaring Canton a free Port, so long as the City remains in the possession of the Allied Forces, or in the institution of a powerful foreign Inspectorate. ウィンチェスターのみならず、第四章第五節にも触れるように、香港総督バウリングも清朝からの賠償金確保という見地より導入に積極的であったが、全権エルギンはこの時期、終始それには反対していた (F017/286, Elgin to Clarendon, No. 38, Feb. 13, 1858. F017/287, Bowring to Elgin, No. 90, March 26, 1858, Encl. No. 1 in Elgin to Clarendon, No. 82, April 7, 1858.)。

(81) F0228/259, Alcock to Elgin, No. 22, Dec. 13, 1858. It plainly rested with me at the moment to have introduced any Foreign Element I deemed necessary in to the Customs' administration. A result which I was very far from anticipating when I first entered upon the subject; for nowhere in all the Ports is

there so firmly established a routine of partial compromise in the collection of duties, or so large a class of Agents in the shape of Linguists, with a kind of vested interest, whose sole profit lies in their employment as middle men in arranging the terms on which the duties are to be compromised. I was unwilling, even by assimilating in some degree Canton to Shanghai, to take a step which might prove in the end a source of embarrassment to Your Lordship, in carrying out on arrangements for the adoption of some uniform system at all the Ports under Foreign Inspection,For it must be evident, that assuring no small resistance will be made here to anything in the shape of a Foreign Inspectorate which shall interfere with so many pecuniary interests, from the Hoppo to the Linguists or go-betweens, and the last coolie at the Custom-house gate, all of whom have for generations been led to look to the Canton Customs as a rich inheritance,

- (82) FO228/261, Hang (恒祺) to Alcock, April 8, 1859, Encl. No. 2 in Bowring to Malmesbury, No. 97, April 23, 1859.in January last it became known that certain lawless fellows, leagued with some disreputable traders at Fat-shan, were in the habit of purchasing longcloths, cottons, &c., &c., at Hong-kong and Macao, and conveying the same to Fat-shan in passage-boats and in police cruizers, which they engaged for their protection; returning, they exported teas, silks, &c., &c., transporting the same by circuitous routes and without payment of duties.
- (83) 『清代档案史料叢編』第一輯、六六~六七頁、「內務府奏請飭粵海關監督將所收稅銀全行補交欠款摺」、咸豐八年一二月二六日。至該關欠交之款、自〔咸豐〕四年起迄今、共積有一百三十餘萬兩之多。如該關一經開征、收有稅銀、無論多少、掃數全行補解臣衙門、以供內廷要需。同上、七〇~七三頁、「恆祺奏竭力籌解欠交銀兩情形摺」、咸豐九年八月一九日、FO228/266, Winchester to Bruce, No. 22, Aug. 2, 1859.をも参照。
- (84) FO228/261, "Commands for the information of the Canton Firms," "Merchants' Reply," "Merchants' Second Reply," Encls. Nos. 2, 3, 4 in Hang to Alcock, April 8, 1859, Encl. No. 2 in Bowring to Malmesbury, No. 97, April 23, 1859.
- (85) FO228/261, Alcock to the British Mercantile Community at the Port of Canton, Circular, April 18, 1859, Encl. No. 2 in Bowring to Malmesbury, No. 97, April 23, 1859.these papers chiefly refer to a question recently agitated between Hoppo and the principal Chinese dealers in foreign goods, as to the best or most effective means of putting a stop to a system of smuggling,

.....nothing could well be more injurious or objectionable in every sense, than the notable scheme of mutual security for duties suggested by the Chinese dealers. Under cover of protecting the Custom-house from lossthey propose the organization of a Guild, under conditions which could not fail to give them, sooner or later, a dangerous control over the trade, if not the absolute command of the market. Ibid., Hang to Alcock, April 8, 1859. there is no such measure at present in contemplation as the formation at Canton of a Co-hong, consisting of twenty-one firms. Ibid., Alcock to Hang, April 16, 1859. I am quite satisfied with the assurance that no monopoly or co-hong is contemplated by your Excellency,Yet I think it must become plain on fuller consideration, that a monopoly, and nothing else, would be result of any such scheme as the present, if carried out.the prevailing idea among the Chinese dealers,is combination, the end of which is monopoly, while that of the Foreign merchants is competition—and the two are not only opposed in form, but essentially antagonistic and irreconcilable.

(86) Ibid.I am conscious that in foreign countries there is but one idea in regard to all such evils, and one panacea—namely, the establishment of an adequate preventive service and Custom-house administration,Europeans are too much accustomed to look upon this as the only remedy of a satisfactory kind which the evil of smuggling admitsto be likely to suggest any other mode. The Chinese on the other hand look more naturally to association and a system of mutual security among traders for the means of obtaining customs dues; and that leads to Co-hongs, trading combinations, and monopolies all more or less interfering with the free course of trade.Between the two perhaps comes the old Canton custom of arranging by the secured guild of linguists all duties to be paid, and which, as I understood, fell through by reason of difficulties experienced in collecting any duties on the river steamers. The machinery of the linguists and their system of security seemed therefore only to us adapted to the slower processes of loading and unloading ships at Whampoa, or of lorchas higher up.

(87) Inspector General's Circular No. 25 of 1869, Nov. 1, 1869, cited in Morse, International Relations, Vol. 3, p. 462. At that time, I[Hart] was Interpreter in the British Consulate at Canton, and, being well known by the Governor General, Lao tsung-kuang, and the Hoppo, Heng-chi, it was proposed by them to me, that I should establish such an office at Canton as was presided

over Mr. Lay at Shanghai; I declined however to do so, but telling Their Excellencies that doubtless Mr. Lay himself, if invited, would willingly visit Canton for that purpose, I furnished Mr. Lay with a lengthy memorandum on the state of affairs at Canton, and eventually left the Consular service at the end of June 1859, to fill the post of Deputy Commissioner at Canton.

(88) FO228/266, Hart to Winchester, May 27, 1859, Encl. in Winchester to Bruce, No. 11, May 27, 1859. FO228/266, Winchester to Bruce, No. 13, June 30, 1859. 以上の洋関の導入については、次を参照。Wright, *op. cit.*, pp. 137~141. 『第二次鴉片戦争』第四冊、二六八~二六九頁、「兩廣總督勞崇光奏粵海關稅務擬仿上海辦法用英人管理片」、咸豐九年一月初六日。また第四章第三節、とりわけ註(50)の引用文を参照。

(89) FO228/267, Winchester to Bruce, No. 39, Oct. 17, 1859. IUPBPP, Vol. 2, China. No. 1(1865.), p. 5(149), Hart, "Note on the Introduction." The chief difficulty encountered at the outset was met with in the opposition offered by, and the question as to what was to be done with, the linguist already referred to. They had either inherited or purchased their appointments, and had as it were a vested right in the continuation of the former state of affairs, under which, as go-between and smuggling competitors, they formed a by no means unimportant or unimportant portion of affairs of the Hoppo's executive. F. W. Williams, ed., "The Journal of S. Wells Williams," p. 220. At Canton, where the old rules have attained the sanctity of age and "olo custom," the opposition of the linguists and foreigners may be enough to defer the establishment of the foreign collectorate for a good while.

まもなく通事の組織は解体され、その構成員はほとんど貿易一般の諸分野に就職し、事情によく精通していたため、有用な助手となったと称せられる。次を参照。S. W. Williams, Chinese Commercial Guide, 1863, p. 161. There were four or six of these establishments, each of which contained a full complement of clerks, who could attend to the custom-house business of a large number of ships. These have all been broke up by the changes recently introduced, and their members have mostly found employment in other branches of the general trade, with which their intimate acquaintance rendered them useful aids. 付言しておく、粵海関においては洋関設立ののちも、中国商人による輸出税支払は変わっていない。そのときはおそらく買辦が取引にも納税にもあたっていたと思われる。そして上の史料も考慮に入れれば、その買辦は通事組織の出身者が多かったものと推測できる。以下を参照。CIMC, Reports on the Haikwan Banking System, p. 227. Cartwright to Hart,

No. 143, Dec. 20, 1878. Nearly all the Customs Duties are paid by Chinese, as it has become the custom here for Foreigners to buy produce Duty Paid, and consequently the legality of the special charge on Tea Duties, and the other exactions in excess of market rates have not, so far as I am aware, been called in question. It is even doubtful whether the Foreign merchants here, with their ignorance of Chinese and implicit confidence in their compradors, are aware of the extra charges to which they are, at least indirectly, subjected.

(90) 『通商表』卷一、頁三一、「各關始設稅司表說」。廣州洋稅、向由准與洋商貿易之十三行用通事經理。七年十三行廢、其稅・鈔仍由通事館六七處經收。處各數十人、故洋船進出雖衆、料理裕如。顧所習洋文率淺陋、事稍繁難、謬弊旋生。時粵督勞崇光・關督恆祺、聞上海自李泰國創辦、逐年加增、舉廣州英領事繙訳官赫德勳理。

第三章

- (1) Morse, International Relations, esp. Vol. 2, pp. 1~48. Wright, Hart and the Chinese Customs. Fairbank, Trade and Diplomacy. 金城正篤「一八五四年上海における《稅務司》の創設」、姚賢鎬「第一次鴉片戰爭後中國海關行政權喪失述略」、陳詩啓「中國近代海關的起源和創建」、同『中國近代海關史問題初探』、所収、汪敬虞『赫德與近代中西關係』、三一~五七頁、李榮昌「舊上海的江海關」、陳詩啓『中國近代海關史（晚清部分）』、一~五〇頁、など参照。なお最近刊行されたL. C. Johnson, Shanghai, esp. pp. 6, 18, 292~319. は上海の都市史研究の立場から、新たな史料をも駆使しつつ外国人稅務司制度の設立をあらためてとりあげ、いくつかの事実の發掘と訂正を行なったうえで、これまでの研究に比べ限定的な評価を下している。ただしその評価はあくまで都市史の文脈におけるそれであって、外国人稅務司制度そのものに対する視角や結論は、フェアバンク氏のそれをほとんど踏襲するものである。
- (2) J. K. Fairbank, "The Definition of the Foreign Inspector's Status." Wright, op. cit., pp. 88~158, 179~290. 金城正篤「清代の海關と稅務司」、陳詩啓前掲論文、同前掲書、五一~六九頁、など参照。
- (3) CIMC, Treaties, Conventions, Vol. 1, pp. 160~161, 191~197, 203.
- (4) そうした傾向は、『籌辦夷務始末』などを通観すれば容易に看取できようが、さしあたり、坂野正高「アヘン戰爭後における最惠国待遇の問題」、同『近代中国外交史研究』一四~二〇頁、を参照。
- (5) 『鴉片戰爭档案史料』第七冊、二一三頁、「欽差大臣耆英等奏爲通籌沿海五關收稅并解支禁革各事宜摺」、道光二三年六月二七日。此後閩・浙・江蘇所收英吉利等西洋各國貨稅、皆由粵省分出。就粵海一關而論、稅數雖難免於稍紕、而統五關計之、彼此互相挹

注、必當較往年有贏無絀。……現在既分五口通商、則粵海關出入貨物較少、若仍責令照舊征解、勢有所難。此後粵海關如有徵不足數、應請暫於福州·廈門·寧波·上海四關所徵西洋各國貨稅內、撥補足數、即由各海關徑自報撥。其額外贏餘、各歸各關、儘收儘解。

- (6) 『第二次鴉片戰爭』第一冊、三七頁、『欽差大臣伊耆在廣東奏辦夷務通商事宜』、「酌定善後條約摺」。所有本年上海等四口開市以後、所征西洋各國稅銀、應與粵海關一體〔辦理〕、以道光二十四年正月二十五日爲截數之期、將征收數目咨會粵海關查照。以後每屆三個月、各該關互相咨會一次、俾關期不致參差。儻粵海關征不足額、即可照案指請撥補、仍於截數時、由各海關另案題報、以資稽考。……今上海等四關、係屬創始之年、粵海關章程、亦多所更改。應請即從道光二十四年正月二十六日爲始、聲明以某年月日爲始、至某年月日連閏扣足十二個月、爲該關報滿之期、毋庸再排甲乙、以免淆混。〔 〕内は、この文章を引用した『籌辦夷務始末補遺』道光朝第三冊、九四三頁、「璧昌奏片」、道光二四年二月一四日、により補う。また、同上、咸豐朝第一冊、一三頁、「曾維奏關稅一年期滿」、道光三〇年一二月二一日。道光二十三年更完稅務章程會奏案内聲明、福州·廈門·寧波·上海四處海關所征夷稅、統歸粵海關彙核具奏。
- (7) 同註(5)、二一六頁。粵·閩·江·浙等省商民、每多出入口販運土產、上至盛京、下至廣東、往來貿易。其所運貨物、除茶葉·湖絲·綢緞外、均非西洋各國所需、無虞影射。向來應完稅銀、本有定章、相安已久、所有五處海關、無論大關小口、一切章程、悉仍其舊、毋庸另議。
- (8) 前章註(46)の引用文を参照。
- (9) 同註(5)、二一五頁。西洋各國出口貨物、向由內地客商運至廣東交易、經過內地各關、皆應納稅。今改爲五口通商、則內地商販、自必各趨近便、恐內地各關、稅額致有短絀。……嗣後凡內地客商、販運湖絲、前赴福州·廈門·寧波·上海四口、與西洋各國交易者、均查明赴粵路程、少過一關、即在卸貨關口、補納一關稅數、再准貿易。
- (10) FO228/31, Balfour to Pottinger, No. 11, Dec. 6, 1843. Your Excellency will not be able from these documents clearly to ascertain the exact amount of duties which will have to be paid on the Silk exported from Shanghae and as I have not been able as yet to acquire precise information I can only now state that 5 Per Cent is considered the lowest amount which will be charged. I have hitherto refrained from seeking information from the local Chinese Authorities regarding this duties lest I should not be fully acquainted with the final negotiations Your Excellency may have entered into with the Imperial High Commissioner Keying (耆英) on the subject of Inland or Transit Duties; and unless a very favourable opportunity should be given for bringing forward the question. 『鴉片戰爭檔案史料』第七冊、三七〇頁、「江蘇巡撫孫善寶奏報辦理上海開市情形摺」、道光二三年一十一月初九日付。惟內地販運湖絲、前赴上海、與該夷交易者、

應查明赴粵路程、少過一關、即補納一關稅數、該領事恐絲價增昂、向該道等述及欲見臣、面求為轉奏毋庸補納。該道等以定章難以更改、向其回覆。該領事即無辭而退、並未再行求見。提臣在滬、該夷亦未求見。

- (11) F0228/31, Balfour to Pottinger, No. 11, Dec. 6, 1843. The measures however adopted by the local officers for securing the payment of this duty are in my opinion objectionable and must seriously impede the freedom of trade, from the circumstance of licensing certain Silk Merchants to control the others and be responsible for duties whereby an undue influence is created over all commercial transactions.....
- (12) F0228/31, Balfour to Pottinger, No. 12, Dec. 21, 1843. The plan established by the Local Officers to ensure the due payment of the inland duties,Afforded great assistance in aid of the formation of this system by the issuing of Licenses to Merchants to report all Raw Silk, Silks, and Teas, which might arrive from the interior at this Port and all Exports of these three Articles and be responsible for the Inland and Export Duties.
- (13) Ibid. These Licenses being issued to the most important Hongs, gave to the members of these Firms great control in actual practice over all Sales or Purchases of every description of goods, by the general system which exists of Bartering and further created the desire of having an extension of the system of Licensing, which would have brought all transactions through the Agency of the Hongs holding Licenses.
- (14) Ibid. On my arrival at Shanghai I was at once aware of a number of Canton People having come on to this Port, who had introduced many of the worst habits and ideas prevalent at Canton, and independent of the natural bias of the Chinese to form associations. I regret to say I found the notion introduced (I consider by these Canton men) as very general in favor of combinations to carry on the Trade with Foreigners.
- (15) F0228/31, Balfour to Pottinger, No. 22, Mar. 29, 1844. The Intendant disavowed the slightest intention to restrict the number of Chinese with whom Our Merchants might trade, and deprecated any idea being entertained as to any wish existing on his part to create at this place any system at all approaching to the late Canton Hong Monopoly, and that the object in view in giving out the Special Licenses had merely reference to the due payment of the Inland duties. Balfour to Kung Mooyun, March 23, 1844, Encl. No. 2 in ibid. He the Consul has repeatedly urged the Hon. Intendant and wished him to withdraw

these special licenses. But the Hon. Intendant has always replied that issuing of these special licenses, was not with any desire to limit warehousemen who dealt with the English, to fix a member, but merely to examine into the proper transit dues, as well as to prevent smuggling &c., ……He the Consul avails himself of this opportunity to acknowledge that the Honorable Intendant, has himself expressed the strongest disapprobation of the old Canton system, and does not wish to reintroduce at Shanghae this monopoly.

- (16) 『籌辦夷務始末補遺』道光朝第三冊、八〇六～八〇七頁、「暨昌等奏 道員宮慕久飭赴新任等由」、道光二三年六月一五日。再、上海地方、前經督臣耆英於善後案内會奏、請將蘇州督糧同知、作爲上海同知、專理通商及華夷交涉事件、并彈壓閩・廣遊民、仍爲緊要調缺、等因。……臣等查、現任蘇州督糧同知沈炳垣、浙江舉人、年五十九歲、歷任江蘇緊要知縣洊升。今職該員老成穩練、諳悉夷情、現已委令在上海辦理一切、尚合機宜、堪任上海同知之任、即今速赴上海新任、俾隨同該道宮慕久、辦理通商事務、以專責成。
- (17) F0228/31, Orders issued by Shin Pingyuen, Comptroller of the Granary Department and Joint Prefect, March 5, 1844, Encl. No. 1 in Balfour to Pottinger, No. 22, Mar. 29, 1844. each of the Warehouses at this time established for the buying and selling of goods have all petitioned and begged him the Joint Prefect to transmit their petitions to H. E. Superintendent of Customs, who has granted Special Licenses and issued sealed ledgers, also that he the Joint Prefect has issued sealed ledgers to enable them to open and establish their Hong.
- (18) F0228/31, Balfour to Pottinger, No. 22, Mar. 29, 1844. As far as I can ascertain, there are about 360 Old Established Hong who hold "Commercial Ticket" but there are many who under the name of Shops, which require no Tickets, carry on an exceedingly extensive business. Balfour to Kung Mooyun, March 23, 1844, Encl. No. 2 in ibid. he the Consul has learned that both in and outside the city, there are many of the merchants, whose belief it is, that it is only those Six specially licensed Hong, who have received sealed books, that are permitted to trade with the English Merchants, ……
- (19) 号商はまた商号、字号ともいう。これらについては、この時期の史料にはみえないが、後述の税行と関連して以下のような記述があり、いわば行よりも一つレベルが低いと位置づけられる、より小規模で多数のものである。『吳煦档案選編』第六輯、二二二～二二三頁、「吳煦答問關於江海關稅收及上海地方事宜」、一八五七年七月、に言及がある。江海老關向收商稅、收稅之事、向皆責成坐樓家丁及關總書、督同四稅行稽征。……凡進出口客貨到關投稅、每日由稅行報數、……大關正稅、由稅行經報、……聞隱匿

皆在添裝。逐日已報已驗之船、亦續有添裝。……署中每有見聞、追究添裝之事、該稅行即以添裝向來報驗爲辭、藉以影射。故沙船私自添裝、謂非稅行勾通、殊難遽信、謂係稅行全行包攬、亦未必然。……揆之情理、大約膽大之號商、輒自行私裝、畏事之號商、必仗稅行庇護。今有力之號商、即朋開稅行、一切得其自便、其情其弊、灼然易見也。

(20) F0228/31, Kung Mooyun to Balfour, March 24, 1844, Encl. No. 3 in Balfour to Pottinger, No. 22, Mar. 29, 1844. the recently established Hong and Warehouses might have commercial tickets issued to them from the treasurer's office, in order to facilitate enquiry and examination and he [the Intendant of Circuit] must wait till he has received the reply and instructions of his superior officers, when he will take the Special Licenses, originally issued, and exchange and destroying them, in order to prevent any scheming or excuse.

(21) 『籌辦夷務始末補遺』道光朝第三冊、八八四～八八五頁、「璧昌等奏 茶葉出口納稅由」、道光二三年一一月一三日。并論上海行商、設立南北茶棧兩處。凡運赴北省之茶、即投北茶棧囤住、貿易納稅、運赴閩・廣等處南省之茶、即投南茶棧囤住、貿易納稅、以杜紊越。儻有影射情弊、隨時拏辦。 F0228/43, "Memorandum from the Intendant of Circuit," no date, Encl. No. 5 in Balfour to Davis, No. 68, Sep. 21, 1844. On records are former Reports by the High officers to the Throne, regarding the Establishment of the Southern and Northern Tea Warehouses for the convenience of distinction and examination; whenever there occurs a transportation of teas from Shanghai to the Northern Seas, it devolves upon four "duty protecting Hong" as of old to find out the number of catties, and proceed to the great Custom house to verify them and to pay the duties. When any teas are transported to the Southern Seas, there are already opened seven tea warehouses at any of which both Chinese and English Merchants may do business, according to their own convenience. ……The plan adopted for the prevention of smuggling is that when the teas arrive, the dealers are to proceed to the Government post house to record their names, and after they have stored their goods in the warehouses there are the sealed ledgers in which the quantities are to be monthly recorded. On the day when the goods are shipped they will according to the regulations proceed to the bank established by Government and pay the duties;…… この引用文にある "duty protecting Hong" の原語と思われる「稅行」は、前註(19)の引用文を参照。また「稅行」は道光二年ころには、「稅牙」とも稱した。『上海碑刻資料選輯』、七一～七二頁、「蘇松太兵備道爲禁止牙行留難進出客船告示碑」、道光二年八月一四日、「上海縣爲商行船集議關山東各口貿易規條告示碑」、道光七年。

(22) F0228/43, Balfour to Davis, No. 68, Sep. 21, 1844. The Tea reporting

System thus established by the Chinese Officers in order to prevent smuggling, (an arrangement which cannot be deemed the most suitable for the Foreign Trade) is the same in principle as that of Special Licensing reported by meand unless it be very strictly watched, it is likely to afford a most favorable opportunity for restricting the Trade to certain favored Dealers than which nothing could prove more injurious to Our Commerce.

(23) FO228/31, Balfour to Pottinger, No. 12, Dec. 21, 1843. I at the time received the Verbal assurance of the Intendant of Circuit that he would withdraw these Licenses and establish an Officer of Government for the Collection of the Revenue,

(24) FO228/129, Robertson to Bonham, No. 5, Jan. 20, 1851. Early in the Year 1844 & before Trade was fairly established, I was appointed Vice Consul at Shanghai.All parties felt that a difficulty of facility of business existed, and it was not until almost a year had elapsed that circumstance brought to light where the obstruction lay and in what it consisted. There was an hinters[sic] between Chinese and British Merchants caused by mutual want of confidence and the ignorance of their respective views and resources: to fill this required someone in whom all had confidence, and who would serve as a link to connect both parties, and be a medium of communication to be depended upon. A person of this kind shortly appeared in a Canton broker of the name of Alum, well known to the British Merchants as an active, and energetic man of business, and connected with the Chinese from transactions extending over a period of many years in the Tea and Silk Trade in the Interior. He at once broke down the barrier of exclusiveness, taught the Chinese the principle of barter trade, and by creating a demand furnished a supply. He pushed British Manufacture up the country, and by his influence induced the Tea and Silk Growers to consign their produce to the Shanghai market.

(25) FO228/64, Balfour to Davis, No. 18, Feb. 24, 1846. The transactions of this Hong have been most extensivethe fact of two thirds of the entire Trade of the past year having been transacted by it amounting to at least Eight or Nine Million of dollars, and this carried by a man who only Two years since arrived here from Canton almost in Poverty. G. Lanning & S. Couling, The History of Shanghai, p. 404. It is told of him that when the port was opened he was under the necessity of borrowing \$ 8,000 from foreigners to

start business. He had failed before in Canton. But with a vivid recollection of what monopoly had done in Canton, he made a bold bit to secure it in Shanghai. Everybody stored their cargo with Alum. He became the indispensable[*sic*] go-between natives and foreigners. He carried on both a cash and barter business on his own account, and in 1845 was said to have been interested in at least two-thirds of the whole business of the port.

(26) F0677/26, Chinese Records for 1848, No. 42. 欽差大臣兩廣總督徐廣縉よりイギリス公使ボナム宛照会、道光二八年七月初四日。現據江蘇蘇松太道前任咸〔齡〕・現任吳〔健彰〕聯名稟稱、竊照、上海通商碼頭、有粵人梁固仁開設隆記絲棧、經手賣買。道光二十四年、梁固仁犯案病故、棧存九百九十八疋、移貯怡生棧內、以抵梁固仁經手華商李德茂絲觔、賣與英商義記 (Holliday, Wise & Co.) 尾欠絲價之款。

(27) F0228/64, Balfour to Davis, No. 18, Feb. 24, 1846. ……the stoppage of the Shipment of Teas, from Esang Hong, by the Tea Merchants, on the ground, that Alum, the Head of that Hong, had failed to meet his liabilities, and that they have received no value for the chops of Tea then under contract for delivery by that Individual to certain British Merchants. ……Alum, the Master of the Hong absconded during the forenoon and has not since been heard of. Cf. F0228/64, Balfour to Davis, No. 55, Feb. 24, May 16, 1846.

(28) Lanning *et al.*, *op. cit.*, p. 405. Foreigners took to storing their own cargo, they got far more definite information regarding the production price of tea and silk than they ever had before, and so understood more of the profits the middlemen were making.

(29) *IUPBPP*, Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports of China, for the Years 1847 and 1848, p. 61(641), R. Alcock, "Report on the Tea Trade of Shanghai and its Prospects." To this must be added the insecurity the tea men have felt in trusting their property to the Hong and brokers—the latter a miserable set of Canton linguists, with no capital than their own assurance and the tea men's ignorance, and quite as little honesty to supply the deficiency. Alum's bankruptcy afforded a terrible lesson, ……Something of this improved state of affairs is attributed, and I believe fairly so, to the increased direct communication between the principals, the tea men and the foreign purchasers, ……This "face to face" intercourse, as the Chinese term it, I am happy to learn has become very general, and cases of dispute and misunderstanding have been comparatively rare. ……An effort in another direction has been made, calculated materially to promote the rapid extension

of the tea trade. The system adopted at Canton has been commenced at Shanghai, of sending parties under agreement with our merchants into the tea districts with ready cash to purchase certain descriptions of teas, and this will be one of the surest means of securing a fair proportion of the best qualities for the Shanghai market, the great desideratum hitherto. オルコックが上海での内地購買制度が「広東で採られている方法」にならったと見ているのは、必ずしも正確ではない。前章でも見たように、当時の広東では、茶の調達はなお旧外洋行が優勢を占めていたから、代理人の内地への派遣が行なわれたにしても、外国商人よりも彼らによるものと考えられる。この点については、後註(48)の引用文、および一八五〇年代のことを記したと思われる次の史料を参照。J. Scarth, Twelve Years in China, pp. 110~111. It has lately become a custom in Shanghai and Foochow, and to a small degree in Canton also, to intrust very large sums of money to Chinese for the purchase of tea and silk in the interior. The money is lost sight of for months in a country where a foreigner could not follow; yet, such is the honesty of the Chinese that the instances are rare in which the man intrusted with it has made off. なお内地購買制度一般については、上の史料をも用いた次の文献を参照。Yen-p'ing Hao, The Comprador in Nineteenth-Century China, pp. 75~83.

- (30) 前註(21)所掲の「璧昌等奏 茶葉出口納稅由」からの引用文の続き。其由黄浦江赴上海、必走南黄浦及楊涇浜、由吳淞江赴上海、必走新聞。……已飭在于各該處、專設卡房巡船、……如有商販湖絲・紬緞、經過南黄浦・楊涇浜・新聞、即令赴卡掛號、到關納稅。
- (31) 『籌辦夷務始末補遺』道光朝第三冊、九四五頁、「孫善寶等奏 上海稅所巡卡」、道光二四年三月初五日。至上海大關、設立上海小東門外、向係查驗內地商船、各該船即在關前分幫停泊、茲與外夷通商、未便令其停泊一處、致滋擁擠。經該道勘定離關二里路之揚涇浜以北、新設盤驗所一處、專查各國商船貨稅。即令各該國商船、在于該所前停泊、庶使內地與外夷各船、不相混淆、便于稽查。……現在新設盤驗所、馬頭建造稅房、以及南黄浦・新聞兩處、設立卡房、并各處置備巡船、……
- (32) 『上海縣志』卷二、頁一八、新關在北門外頭壩南面浦。道光二十六年巡道宮慕久建。專司西洋各國商船稅務【先是止於洋涇浜北盤驗所、至是始建廨宇、並設南北兩卡、以資稽察】。ただし新關設立の年を道光二六(一八四六)年とするのは誤りで、一八四五年とするWright, op. cit., p. 75.のほうが正しいようである。新たに発掘された一八四五年一月二九日の「上海土地章程(Shanghai Land Regulations)」の漢文テキスト(鄭祖安「英國國家档案馆收藏的《上海土地章程》中文本」)には、はっきり「新關」と記されているから、それまでに新關が設立されていたはずである。湯志鈞主編『近代上海大事記』、二四~二五頁、もおそらくこの漢文テキストに基づいてであろう、『上

海縣志』における新関設立の記述を引用しながらも、それを一八四五年のこととする。なお新関が一定の建物に腰を落ち着けたのは、一八四八年に「海関としてバンドにある寺廟が使用され」てのちのことのようである。CMC, G. Lanning, Memorandum on the Establishment of the Imperial Maritime Customs, p. 3. It was during the This year, 1848, that the temple on the Bund was occupied as a Custom House.

(33) 鄭祖安前掲論文、五一頁。其新関之南、桂花浜及怡生碼頭之北、俟租定之後、仍須酌留寬路兩條。これに対応する「上海土地章程」の英文テキストは、IUPBPP, Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports of China, down to the latest period, p. 85(441), "Shanghae Land Regulations," Encl. No. 38, Davis to Aberdeen, Apr. 28, 1846. Arrangements must likewise be made for reserving two roads southward of the Custom House, on the North side of the Kwei hwapang and of Allum's Jetty, when the land shall have been rented there.

(34) 同註(31)。

(35) IUPBPP, Vol. 38, Report from the Select Committee on the Commercial Relations with China, p. 325. I[Balfour] induced the Chinese authorities to establish a Chinese custom-house on the banks of river in the centre of our location, and immediately opposite our loading and unloading anchorage, for the special examination the goods of the foreign trade,……

(36) FO228/64, Balfour to Davis, No. 18, Feb. 24, 1846. during the past year No Government interference has been employed to aid in establishing any Monopoly.

(37) North-China Herald, No. 7, Sep. 14, 1850. "Custom House Regulations," Encl. in Alcock to the British Community, Sep. 7, 1850. The Chinese traders who bring Tea and Silk, raw or Manufactured, to Shanghae, are required to report themselves at the guard houses before they entered the City, or store their merchandize for Sale. The late Intendant Kung, in order to facilitate the preventive measures he wished to adopt with reference to these articles of commerce established Sealed Ledgers which he gave to the different City warehouse keepers, with orders to enter therein all Silk or Tea coming in or going out day by day, and to hand these ledgers in for examination at stated period. The Intendant will for the future pursue the same established course, and the Chinese Storekeepers will apply to him for Sealed Ledgers in which to enter all goods coming in or going out, which Ledgers will be delivered in once every ten days for examination to prevent smuggling and all other evasion of lawful duties. That neither monopoly nor extortion may arise from this

arrangement, it is expressly provided that Ledgers will be issued to whatever Storekeepers may apply, and no fee shall be upon any plea or pretence whatever, upon the said Storekeepers by the Chinese officials.

- (38) IUPBPP., Vol. 33, Correspondence relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, p. 56(476), R. Alcock, "Memorandum on suggested Heads of a new Treaty," Dec. 31, 1857, in Clarendon to Elgin, Jan. 9, 1858. One of the principal objects of our Treaty was, relief from the system of cohongs and monopolies, with the vexatious and arbitrary taxes on trade, of which they were the immediate instruments—the great grievance of the day. Exemption was conceded, and by treaty stipulations the desired freedom was obtained. A system of maritime customs, under the check of Consular authorities, was the remedy. But this gain brought with it an attendant evil. Foreign merchants, in direct Custom-house relations with Chinese authorities, all more or less venal and corrupt, launched into a wholesale system of smuggling and fraudulent devices for the evasion of duties. Chinese laws and treaty stipulations were alike disregarded, sometimes by one party, with forcible infractions of port-regulations; oftener by bribery and collusion between the native authorities and the foreigners.
- (39) A. Michie, The Englishman in China, Vol. 1, passim. Fairbank, Trade and Diplomacy, pp. 473~476, et passim.
- (40) USDS, Vol. 6, Woo (吳健彰) to Griswold, Dec. 15, 1850, in Griswold to Parker, June 28, 1851. I[Woo] in the first place caused a copy of a triplicate manifest to be issued (to the merchants) at the military Stations on the North and South on the day of the arrival of the Silks and Teas at the Station, in order to the examination of the Silks and Teas at their exportation, which is altogether without inconvenience to the Silk and Tea Merchants, the Masters of the Warehouses, and the Merchants of the United States.The triplicate manifest is for the convenience of the Silk and Tea warehouses on the day of selling and delivering different Cargo to note upon it the amount sold, and then there cannot be any defrauding the revenue. If on the day the said warehouses sell the Silks and Teas, the duties thereon are to be paid by the United States Merchants themselves, then instead of the Silk and Tea warehouses they can take the triplicate manifest to the Shroff Shop, and have noted in the margin the amount paid upon the Hoo Chow Silks and the green and black Teas according to the number and size of the cases and

chest, and return the manifest to the Silks and Teas warehouses who are afterwards to bring the triplicate manifest to this custom-house to be examined, or if it is clearly settled that the duties shall be paid by the said Masters of the warehouses, they are to proceed according to this rules. 聯単という語については、後註(67)の引用文を参照。

(41) 以上を直截に示した史料はみあたらないが、後註(54)の引用文により、そこで改められた点をみれば、それ以前の慣行も推測がつくであろう。また、河泊司 (harbour master) に関する次の記事からも、おおよその手続は窺われよう。『中美關係史料』、「上海道吳健彰致上海美領事照會」、道光二九年〔→咸豐元年〕一〇月初三日。准英領事照會内開、查新定河泊所章程、議立河泊司一款、言明每船載一百五十噸以上者、准抽洋銀拾元、以資俸金、等語、歷來遵行在案。茲據新立河泊司沛理市 (Nicholas Baylies) 來署稱、各商船載滿出口時、向該船照章抽討、諸多刁難推諉、求爲遍飭隨時照數付給、等語、報到本領事官。當即會同各國領事官商議、莫如貴道變通辦理、移請各領事官轉飭商人、商船載滿後、由託管行家、將應抽泊費、按照貨稅一律付交銀號代收、專給收單、帶同貨稅號收、一齊呈繳貴署、請領紅單、開船出口、由銀號按期轉給河泊司收用、是否有當、請即照覆、等因、到關准此。查各商應抽泊費、按照貨稅一律付交銀號代收給單、於請領紅單時、同貨稅號收、一齊呈繳、由號轉給河泊司收用、事屬可行。惟查、各商來署請領紅單、本關向係核明貨稅號收相符、即行填給。現在應將泊費一併交付銀號代收、給單呈送本關查核、應請貴領事轉飭各商人、將應抽泊費一律付交銀號代收給單、於請領紅單時、一併呈送本關查核、儻有不遵、仍由貴領事將該船船牌扣留、飭令如數補繳、似此辦理、方爲妥善。なおこの河泊司の問題については、F017/181, Alcock to Bonham, Dec. 6, 1851, Circular to the Foreign Mercantile Community, Nov. 25, 1851, Encls. Nos. 1, 2, in Bonham to Palmerston, No. 146, Dec. 15, 1851. USDS, Vol. 6, Griswold to Parker, Dec. 3, 1851, Encl. No. 1, in Parker to Webster, No. 24, Jan. 27, 1852. North-China Herald, No. 61, Sep. 27, 1851. をも参照。

(42) 前註(37)の引用文の続き。 export goods will be reported direct to the Custom House for examination, by the shippers or consignees, through their respective Linguists, as they are shipped day by day, without necessity of applying for shipping Chops to the Consul.

(43) 前註の引用文にも見えるこの通事は、前章で論じた広東において通関業者の役割を担った独立の組織としてのそれとは異なり、むしろ外国商社に個別に雇われた通訳というべきものである。いうまでもなく純粹の通訳であったわけではなく、買辦と区別をつけにくい存在であった。広東との比較については、次のようなバルフォアの言を参照。 F0228/64, Balfour to Davis, No. 54, May 16, 1846. The whole of the business at the Consulate at Canton connected with the landing and shipping off cargo.

taking out the Passes, Custom-house Examinations of goods, settling the duties paying them, obtaining the Grand Chop, and clearing a vessel is conducted by a few (4 or 5) fixed Linguists who have a very large establishment of Clerks, ...
...At this Port the British Merchant himself transacts all the above Duties and has no Agent as at Canton to do so;

(44) 前註(40)の引用文を参照。

(45) Morse, op. cit., Vol. 1, pp. 464~471.

(46) North-China Herald, No. 137, Mar. 12, 1853. Alcock to the British Community, Mar. 10, 1853. from the refusal of the Native Bankers to grant the usual facilities, it has become quite impossible to obtain payments of the Export and Import duties from the Chinese dealers; or to effect sale of goods to meet those more directly due by the Foreign Merchants;

(47) USDS, Vol. 6, Griswold to Parker, Oct. 4, Encl. in Parker to Webster, No. 22, Oct. 27, 1851. The present acting Toutae has surrounded himself with numerous Canton underlings in the Custom House and at his own office who have commenced with a system of intimidation, and would no doubt end by a system of forcing bribes from the servants and traders connected with us if not met and checked at the outset.

(48) Williams, Chinese Commercial Guide, 1856, p. 260. The trade of Shanghai is carried on more directly with the merchants who bring produce from the interior than it is at Canton, where the routine of the old co-hong still keeps these men at a distance from the foreigner; but as these country people cannot talk English, they come with brokers who interpret for them and conduct the bargain, or else apply to the foreigner through his own comprador, either of whom in that case receive a commission of 1 or 2 per cent. for their agency. These traders and brokers come from all the northern and eastern provinces, but the most active are the Canton men.Produce is received in the warehouses of the foreigners, where it is weighed, examined and prepared for shipment. Payment is not made until the goods have been carefully inspected, unless where they have come in[sic] from the country under contract. This is frequently done by foreign Houses for tea and silk, especially for raw silk, and some of them annually send native agents with funds into the interior to purchase tea and silk. 上海への広東人の参入は、もはや周知の事実で注記の必要もないであろうが、念のため早い時期の史料を一つだけ掲げておこう。F0228/64, Balfour to Davis, No. 54, May 16, 1846. At Shanghae on the contrary the trade

has been carried on in a great degree by clerks, and many, young and inexperienced in their Profession. Their Servants have been Canton Men, a Class who have notoriously bullied the Shanghae men, and are now much hated.

(50) 楊坊は一八四九年から五一年までジャーディン・マセソン商会の買辦であり、その後も同商会のため内地購買を行なう (Hao, op. cit., pp. 82~83.) かたわら、一八五四年までに洋涇浜に「洋行」を設立している (外山軍治「上海の紳商楊坊」、二〇~二二頁)。この「洋行」は詳しい実態は不明であるが、外国商社を指した語ではなく、元来「洋貨」を扱う中国人の商行の謂と思われ (『上海碑刻資料選輯』、七六頁、「上海縣爲籬夫扛夫議定脚價訂定界址告示碑」、嘉慶八年二月、鄭祖安『上海地名小志』、一一頁、参照)、この場合はおそらく外国商社相手に取引する、上記の号商よりもいっそう規模の大きな仲買・倉庫業者であろう。だとすれば、のちに触れる茶棧・絲棧の原型はここに求められる。楊坊自身も茶棧・絲棧を経営しているのは、後註(103)からも明らかである。

(51) 代表例として、一八五〇~五一年の Lady Mary Wood 号、John Dugdale 号両事件があげられる。Cf. Morse, op. cit., Vol. 2, pp. 8~10. Wright, op. cit., pp. 80~81. Fairbank, op. cit., pp. 362~368.

(52) F017/176, Alcock to Bonham, Mar. 15, Encl. No. 9 in Bonham to Palmerston, No. 32, Apr. 10, 1851. ……leaving the Chinese Authorities to levy the export duties on the produce while in native hands. This they could easily do without distress to the Chinese holders of the Silk and Tea brought into the market, by the machinery already in operation for taking note of every bale of Silk and chest of Tea that passes into Shanghae. The exporter would have to produce a duty receipt, which, however, need not be applied for, by the Native holder of the produce, nor the money paid, until the shipment is about to take place; each chop of tea and load of silk on passing the outside barriers to gain the City being registered as the property of a given person, who becomes thenceforth responsible for the ultimate payment of the Export duty. ……North-China Herald, Nos. 36, 38, Apr. 5, 19, Alcock to Croom [Chairman of the Shanghae British Chamber of Commerce], Apr. 16, 1851. The Imports present greater difficulties ……The farming the duties by the Chinese Government at a just amount to the Taoutae, in accordance with their own usage, seems to offer upon the whole perhaps the best remedy the nature of the circumstances will admit; …… ibid., Nos. 40, 48, Apr. 26, June 28, 1851. Alcock to Croom, June 23, 1851. I gather from the Taoutae that there is no probability of any measure for the farming of the duties or the more effective organization of

the Custom House Service spontaneously emanating from the Chinese Government. I am also instructed that it does not appear to Her Majesty's Secretary of State for Foreign Affairs advisable to let the Chinese Authorities levy the Export Duties from the Chinese Seller instead of the Buyer.

- (53) PP, Correspondence respecting to Consular Interference for the Prevention of Smuggling in China, 1857, p. 2.
- (54) North-China Herald, No. 56, Aug. 23, 1851, cited in CMC, Documents illustrative of the Origin, Development, and Activities, Vol. 6, 1938, p. 11. Alcock to the British Mercantile Community, Aug. 19, 1851. All interference on the part of the British Consular Authority for the protection of the Chinese revenue ceasing from this date, ibid., p. 13, Alcock to Woo, Aug. 14, 1851. Encl. in Alcock to the British Mercantile Community, Aug. 19, 1851. By the Custom-house Regulations issued by His Excellency Lin-kwei in September last, all the shipping business connected with Exports is already transacted at the Custom-house by the Merchants themselves without the intervention of the office. And the same rule must now be applied to the Imports, and to the clearing of the Ship by the payment of duties and the issue of the Grand Chop. ibid., p. 13, "Custom House Regulations," Encl. in Alcock to the British Mercantile Community, Aug. 19, 1851. The Consignee will make up the account of all Tonnage dues, and Import and Export duties at the Custom-house, and then pay the whole into the Government Bankers, from whom they will receive the usual receipts which will be delivered directly into the Custom-house, and not as heretofore through the Consul.
- (55) 前註(35)の引用文の続き。The object I had in view in having a central custom-house, and of having the examination of merchandise strictly confined to one spot convenient to all, was to ensure supervision by the consul and chief Chinese authority of the place over the subordinates of the custom-house, and thus not only establish regularity, but check those abuses and that corruption so certainly injurious, not only to our general interests, but also to the honest and fair dealing merchant,.....
- (56) IUPBPP, Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports of China, for the Year 1849, p. 47(763), Alcock to Bonham, Apr. 11, 1850.the authorities have not at present any interest in the faithful collecting of the duties, and on the contrary a very direct and personal interest in arrangements with the foreign shippers, by which a false report of quantities

exported will appear in the custom-house books, and a portion of the duties thus evaded may go into the pockets of the officials.

(57) F017/176, Alcock to Bonham, Mar. 15, Encl. No. 9 in Bonham to Palmerston, No. 32, Apr. 10, 1851. I should not be disposed to seek a remedy for the present Evil in any mere expedients to work with less mischief Regulations very ill adopted to the circumstances and the people for whom they[Foreigners] were made satisfied that a really honest and efficient Custom House administration at this Port is unattainable,…… Alcock to Bonham, 1851, cited in Michie, op. cit., p. 146. We found that to secure the essential objects of these treaties as they now stand there is one thing plainly wanting and yet essential, an honest and efficient custom-house, and who does not see that this is unattainable.

(58) F017/190, Alcock to Bowring, Confidential, June 17, 1852, Encl. No. 2 in Bowring to Malmesbury, No. 56, June 26, 1852. Evidence, I think, will be found in these records to establish the fact that the present Taotai Wu(or Samqua, as he is more known, of Canton trading memory) has been especially selected as the chief agent to initiate, and the fit instrument for carrying out, a retrograde policy: his character, means, and the general direction of his efforts to damage our local position, territorial and social—to cripple and restrict our trade, and to Cantonise the whole of our relations both with people and authorities in the north—are all in keeping with this mission, and incomprehensible on any other supposition. ……The carrying trade has been harassed and impeded, and the Taotai is now actively engaged in efforts to get the cargo-boats under his exclusive control, and to organise a cohong of five firms on the model of the ancient establishment at Canton, while already—I believe at his suggestion (indeed he scarcely denies it)—information has reached me that a new transit duty of seven mace per picul has been levied at Tsung san yuen[sic] 崇安 on the produce proceeding thence from the Black Tea districts to Shanghai. A duty of over 7 per cent, in violation of one of the most important of our treaty stipulations, with a monopoly of cargo-boats, a right to levy new transit duties, and a CoHong—the three leading advantages secured by the treaty vanish. F017/192, Bowring to Malmesbury, Aug. 26, 1852. Shanghai will become as Canton if energetic measures are not adopted to resist encroachments in fine. グリスウォールドも文脈は異なるが、同じことをいっている。前註(47)の引用文の続き。In numerous ways it has been shown of late that the

acting Toutae is endeavouring to introduce many of the objectionable features of the old Canton system, ……

(59) Fairbank, *op. cit.*, pp. 393~409, esp. pp. 401~402.

(60) *Ibid.*, pp. 403~404.

(61) 『清政府鎮壓太平天國档案史料』第八冊、四七〇頁、「怡良等奏報江海關稅銀作爲江寧鎮江軍餉片」、咸豐三年七月一二日。臣等接奉上諭、江南大營糧臺本由江西支應、現在實難兼顧、即著怡良・許乃釗商酌於江蘇省就近支應、等因。遵即移行滸墅關・蘇藩司・上海道一體欽遵。查江蘇本年錢糧、……曾於六月二十四日將〔蘇藩司〕倪良燿辦理竭蹶、毫無籌畫情形、附片奏聞、在案。……若滸市（墅）關又因商販梗阻、徵收甚細、斷難足恃、祇有隨收隨解、添補支應。現惟上海道徵收夷稅、每月約計十餘萬兩、或數萬兩、亦不能預定、祇此一處可望。相應請旨、此後上海道徵收江海關稅銀、作爲江寧大營及鎮江水陸各營兵餉之用、……（ ）は原典による訂正。

(62) これまで、このとき上海に設けられた Inspector of Customs は、「税務司」なる訳語があてられてきた。ただし税務司という語は、総税務司創設ののち、総税務司が任免権をもち、各条約港の海関をあずかった Commissioner of Customs の中国語訳にあたるものであり、当時 Inspector を「税務司」とする用例はみあたらない。当時の中国語でいえば、それは「司税」である。次章でも触れるけれども、のちレイが Inspector-General of Customs に任命されたさいも、彼が「総税務司」と自称しその称呼が定着するまで、「総司税」と呼ばれた。Inspector と Commissioner は一港の海関に勤務するという点で類似しているようであるが、人事あるいは統属関係の面で決定的に性格を異にするものであるから、ここでは混同をさけるため、あえて Inspector を「司税」と称しておく。

(63) *North-China Herald*, No. 199, May 20, 1854. Woo to Alcock, Mar. 25, 1854. The city of Shanghae not having been as yet retaken, certain lawless merchants are at the present time in the habit of evading the duties. ……A change is therefore to be made for the present, two stations are to be established, one at Pih-ho-këang and the other at Min-hang-chin, on the rivers inland, and the Chinese merchants held responsible for the payment of the duties.

(64) F0228/177, Alcock to Bowring, No. 56, July 6, 1854. How to combine Foreign Element of Probity and vigilance commensurate with the trust to be discharged, and not to be found in the native soil, so as to work in, with the existing machinery of incapable and corrupt officials, was the problem for solution. ……A very simple and ready machinery for ensuing the full payment of duties on Merchants of all Nations will have been shown to be available securing to the Chinese Government its revenue and relieving us of a grave reproach, ……

(65) Williams, loc. cit., Consignees or shippers should apply as early as possible for a Shwui-tan (税單) or Customs memo. of the duties due by them. When the amount specified thereon has been paid into the Hai-kwan Bank, or receiving office, the Haou-shau (號收) or duty receipt obtained from the Bank is forwarded to the Inspectors. They return to the payer a printed receipt in English, which is handed to the consignee of the vessel, and by him transmitted to the Custom-house when he desires to clear her. 『吳煦檔案選編』第六輯、三三八～三三九頁、「吳煦稟新關弊端及訪察實情」、一八五九年一〇月二八日。新關征收夷稅、最爲核實、雖有書舍家丁、在關辦事、實皆司稅夷人主政。原立章程、均係互相牽制、亦不使夷人弄權、故歷來尚無苟且之事。況號收爲銀號收稅憑據、用印交銀號、挨號填發、按號收提繳稅銀、在銀號斷不肯絲毫空發。即新關憑號收按船匯填紅單、每五日送署核對一次、通年稅銀二百餘萬、均係絲絲入扣、如有假捏號收、一經五日核對、立見破綻。なお驗單という語は、管見のかぎりでは、遅くとも一八五七年には使用されていたようである。後註(101)所掲、「吳煦等稟絲茶加捐遵辦各緣由」からの引用文を参照。また徵稅令書という訳語は、『清国行政法』第六卷、一五二頁、に従った。

(66) H. N. Lay, Our Interest in China, p. 44. The duties are paid by the foreign merchant direct into the native Government bank—which is quite distinct from the Custom's establishment—upon a “Customs Memorandum,” issued by the Commssioner of Customs' specifying the amount which the bank is authorized to receive. The bank upon payment delivers to the merchant a Chinese receipt, which is handed to the Commissioner of Customs; and it is upon the presentatiion of these duty-receipts that vessels receive their clearances. CMC, Lanning, Memorandum, p. 13. Hitherto the Customs work had been done by shroffs and compradors' assistants. The new establishment recognized only the merchant himself or his foreign staff.

(67) Williams, loc. cit., ……The Lien-tan 險〔→聯〕單 or inland guaranty to pay duty on a stated quantity of produce, is not a duty receipt (Haou-shau 號收), nor is the quantity therein stated necessarily that on which duty will be levied. ……Native merchants, tendering these Lien-tan to the foreign purchaser of produce, should be directed at once to exchange them at the Bank for the proper Bank certificate, viz: the Hiang-tan 餉單, which is equally valid with the Haou-shau. FO17/264, Lay to Bowring, Feb. 5, 1857, Encl. No. 1 in Bowring to Clarendon, No. 65, Feb. 26, 1857. Great stress is attached to obtaining the privilege for the foreign merchant to purchase produce from the native dealer duty paid. So far as the bulk of the trade in tea and silk is

concerned this is done. There is a receiving office totally separate from the Custom House into which the duties are paid by the tea and silk dealer, or to whom is issued a receipt bearing the dealer's style or name. This is passed by him to the foreign merchant, and by the latter handed in to the Customs, when he comes to clear his shipment. The duty receipts for the identical tea or silk shipped, but simply vouchers for a given number of bales or pounds of the articles. 『吳煦档案選編』第六輯、二二四頁、「吳煦答問關於江海關稅收及上海地方事宜」、一八五七年七月。訪詢各商僉云、近時出洋絲茶、無從偷漏。又絲茶過南北卡先行報數、給發聯單、售貨及出口之際、非有聯單、不能成易、亦不得出口。また、同上、二二九頁、「吳煦等稟絲茶加捐遵辦各緣由(底稿)」、一八五七年七月二〇日、後註(101)の引用文を参照。IUPBPP, Vol. 33, Elgin's Special Missions, p. 111(531), D. B. Robertson, "Memorandum," Dec. 7, 1857, Encl. No. 2, Elgin to Clarendon, Dec. 22, 1857. Merchants purchase tea and silk at what is called "long price," the duties being paid by the sellers, the Chinese; in fact, the export duties on these articles are not paid at Shanghai at all, but at one of the inland Custom-house, and for which a note is granted which passes them at Shanghai. The Chinese authorities therefore themselves collect duties on chief articles of export, and it is the imports alone that are levied on at the Shanghai Custom-house. ibid., p. 264(684), Elgin to Clarendon, Apr. 15, 1858. The export duties on tea and silk are paid at a Custom-house, in the interior, by the Chinamen who bring the these articles to the port of shipment. The duty receipts delivered to them by the authorities of the Custom-house in question are handed by the foreign purchasers to the Inspectors, who check by them the quantities actually shipped. Tonnage dues and duties on imports, are paid in accordance with the terms of the Treaties, before the importing vessels are permitted to clear out.

- (68) Yung Wing, My Life in China and America, pp. 63~64. Not long after my arrival in Shanghai, I found a situation in the Imperial Customs Translating Department,Between the interpreters who had been in the service many years and the Chinese shippers there existed a regular system of graft. 百瀬弘訳注、坂野正高解説『西学東漸記』、平凡社、東洋文庫、一九六九年、五六~五七頁。
- (69) IUPBPP, Vol. 33, Elgin's Special Missions, p. 199(619), Meadows to Bruce, Feb. 8, 1858, Elgin to Clarendon, Feb. 27, 1858. There are strong objections to the foreign Inspectorate system, not embraced in the above remarks. But after all the firm resistance which the Chinese authorities, with a true

political instinct, have, at the four ports south of Shanghai, offered to any encroachment on their functions, and the only partial success of the system (as a means of securing the revenue) at Shanghai itself, I presume no attempt will be made to force it upon this country. I therefore merely as to the "only partial success" just mentioned, that, on passing through Shanghai a year ago, the representative of a large and old established house volunteered to me this information, that he could, through his Chinese people, "arrange for" duties under the foreign Inspectorate, just as he could before its existence.

(70) これに加えて、以下のように条約港での夷税全廃という主張も存在した。G. W. Cooke, China: being "The Times" Special Correspondence from China, p. 216. Some think that the Chinese should be left to themselves;Others think that the inspecting system should be extended to all the ports. A third party are in favour of the abolition of all duties at the ports, allowing the Chinese to collect their own import and export duties inside. ただしこうした見解は、結果的に清側が内地で徴税を行ない、外国人税務司制度の廃止につながるという点で、のちに説明する「廃止論」と一致するものであり、ここではそれに含めて考えて差し支えない。以下のような言を参照。IUPBPP., Vol. 33, Elgin's Special Missions, p. 60(480), Alcock, "Memorandum on suggested Heads of a new Treaty." The Custom-house abuses, it has already been proposed, should be got rid of altogether, by throwing upon the Chinese Government the task of collecting some fixed rate of duties upon all goods, export or import, in the hands of their own subjects, and not foreigners, thus doing away with maritime duties and Custom-houses altogether. Ibid., p. 111(531), Robertson, loc. cit. 前註(67)の引用文の続き。Now, if by any means the duties on foreign merchandize could be so light as to remove all inducement to smuggle, or could be exempted altogether from levy, the foreign Inspector system might be done away with; ...

(71) F017/309, Clarendon to Bowring, No. 53, Feb. 28, 1855. I enclose herewith a copy of letter from Messrs. Sillar Brothers, of Liverpool, complaining forcibly of the ruin which will be brought upon their Trade if that system is preserved in by the Chinese Authorities. It is evident that the system of collecting duties which you caused to be established at Shanghai must drive away Trade to Ports where the former lax system of levying Duties prevails, and Shanghai must consequently be ruined. F017/309, Clarendon to Bowring, No. 34, Jan. 29, 1855. H. M. Govt. have learned with satisfactionthat the

new system of Custom House administration at Shanghai has been attended with success. ……but as it cannot be doubted the effect of the rigorous exaction of the Custom's Duties at Shanghai while the previous lax system prevails at other Ports, must be to destroy the trade of Shanghai, I have to instruct you to endeavor to induce the Chinese Authorities to set up at the other Ports a similar, or equally efficacious, system of levying duties.

- (72) F017/230, Bowring to Clarendon, No. 155, May 15, 1855. I am, however, most desirous of employing all my influence to introduce at Foochow the same system which exists at Shanghai, and with fair prospects of success.
- (73) R. B. Forbes, Personal Reminiscences, pp. 359~360. They proved, however, to be, as was of course known to the house the same chops which the English merchants were accustomed to buy at Shanghai, and which had been bought in the country, conveyed to Foochow at 2 to 4 taels per picul less cost of carriage, and arrived in London in better condition than any shipments of the year. The achievement was due to a Chinese employee of the house, who had been trained to foreign business by Mr. J. N. A. Griswold, and who was a man of remarkable quickness and sagacity. R. Gardella, Harvesting Mountains, p. 52.
- (74) F0228/159, Gingell to Bonham, No. 51, Dec. 12, 1853. I have the honor to enclose translations of Proclamation and correspondence whereby Your Excellency will observe this institution of the Chinese Government to establish a general Hong, into which, all Teas brought to Foochow, are to be placed; native and foreign merchants being permitted to purchase therefrom only. F0228/174, Copy of an Official document from the Minister of Finance at Foochow, to the Viceroy & Lieut. Govnr. dated 30 day of the 12 moon 3 year of Hienfung, 28 Jany. 1854, Encl. in Gingell to Bonham, No. 14, Mar. 28, 1854.

『吳煦檔案選編』第六輯、一六一~一六四頁、「王懿德爲閩茶海運出口收稅章程咨蘇撫」、一八五四年四月。茶葉暫弛海禁、由南臺販運出口、如不設立專行、則客販無可投止、必致私相授受、散漫無稽、偷漏夾帶、弊不勝言。業經前廳出示、招充茶行。業據商民鄭恒升呈請給帖開設、由縣訊取供結詳充。應責成該茶行專司招接上游及海運華夷客販、并收噸茶葉箱篋、公平估議價值、代客買賣、請照報稅、不准高擡抑勒、把持壟斷。如查有舞弊捏報及挾同漏稅情事、一經發覺、所有本行及具結各行、一體嚴辦、以專責成。……茶葉准由海運前赴廣東·寧波·上海·天津各省售賣、事屬創始、客販人地生疏、雇船攬載、無可取信、易啓誑騙。即販戶人雜〔處〕五方、難保無射利之徒、代夷包買、避重就輕、希圖短稅。……若不專設茶保、則流弊何可勝言。是以經前廳招充、業據民人黃信美等僉舉劉信泰承充、移縣訊取供結詳充、在案。應責成該茶保專司擔保載茶船戶是否誠實、及

運茶客販有無夾帶朦混情弊、不准盤據勒捐。如查有通同舞弊、或船戶偷漏、客販影射、以多報少、捏夷報華、以及并不遵照定地往售、一經覺察、則惟該保是問、輕則倍罰、重則查究。……奉奏開海禁、分別華夷完納關稅、由廳給照、聽其運往各處售賣。是給照一層、奸商代夷收買、捏報華稅情弊。……夷茶向由廣東·上海各口采買、赴海關報納夷稅出洋。……茲蒙奏請、暫開海禁、准由閩省南臺五虎門出口、運赴各省銷售、并准各國夷商就南臺總行收買、該夷自必樂從。……應請申明通商定章、嗣後如各國夷商赴閩買茶、只准由五虎門進口、令通事帶赴南臺總行、公平議價收買、現銀交易、不准拖欠、亦不准華夷高擡抑勒。一俟收買足數、由總行查明茶色斤重、報明福防廳、立即換給驗單、令赴閩安關、查驗徵稅、核給稅單、駕運出口、經過閩安·五虎各口、照驗放行。

- (75) F0228/174, Gingell to Bowring, No. 47, Oct. 10, 1854. The idea of the General Tea Hong has revived, and the Authorities are averse to British Merchants having warehouses independently of this Government Hong.
- (76) E. LeFevour, Western Enterprise in Late Ch'ing China, pp. 149~151. Hao, op. cit., pp. 77~79. S. C. Lockwood, Augustine Heard and Company, pp. 43~46. Gardella, op. cit., pp. 55~56.
- (77) 前註(74)の引用文を参照。
- (78) F0228/191, Medhurst to Bowring, No. 50, Apr. 14, 1855. 張集馨『道咸宦海見聞錄』、二九八頁。惟夷人與粵人素相熟悉、夷人如有洋圓、解到買貨、每每寄頓數十萬於廣商行中、相信不疑。廣商拖欠釐金、偷漏稅課。官若繩之以法、夷人則出而左袒、官恐觸怒夷人、遂亦不敢深究。
- (79) F017/246, Robertson to Bowring, Mar. 26, 1856, Encl. in Bowring to Clarendon, No. 118, Apr. 18, 1856. The facilities I refer to are two-fold at Foochow; one, the possibility of clearing produce at a reduced scale of duty; and the other, the cheaper rates which prevail for the same class of teas than at Shanghae, owing to the proximity of that Port to the tea growing districts. I am inclined to think there two advantages affect the trade of Shanghae. IUPPPP, Vol. 6, Report by Mr. Medhurst, British Consul at Foochow-Foo, on the Trade of that Port during the year 1856, p. 37(53). The amount of duties evaded on tea is certainly less in proportion than that lost to the Chinese authorities last year, but it must have been fully 30 per cent. on the whole sum due. ……I shall take care that this fact is prominently brought before the Viceroy, who may be convinced thereby that his best efforts to improve the Custom House executive fail to produce a satisfactory result, and that nothing short of an Inspectorship system can succeed.
- (80) F017/246, Robertson to Bowring, Mar. 26, 1856, Encl. in Bowring to

Clarendon, No. 118, Apr. 18, 1856. The compulsory payment of duties in full a Shangahe meets no doubt with the approbation of some of the leading Mercantile firms located there, but I am doubtful how far their statements can be taken as evidence of its advantages to the Port, for generally they have branch houses at Foochow, and thus reap the benefits afforded by the lax system which prevails there; for them therefore the transfer of any portion of the tea trade to Foochow works beneficially, but for those who have no establishments at Foochow the contrary is the case, for they have to compete with the Foochow market.

- (81) 『四國新档』英國档上冊、二六二頁、咸豐六年五月二七日付、福州將軍有鳳らの奏片。臣等疊准啖咭喇國夷酋咆吟 (John Bowring) 照會、以、上海地方、已設立司稅官、代爲稽查稅務、並代徵稅銀、於事有益、請福州關口照依辦理。臣等以、事屬創始、且各口關務向歸福州將軍衙門兼管、各有專司、豈可聽其添設。嗣因屢次洗求、不得已將請立司稅官一節、咨商兩廣督臣葉名琛、就近與該夷酋熟商、妥爲諭止、免生嫌隙。至今尚未接准兩廣督臣咨復。第思、關稅一事、既歸臣將軍衙門兼管。此時若聽其添設司稅官、夷情叵測、利之所在、難免〔→保?〕不覬覦。況福州情形、與上海不同、該夷議請設官、而又不歸臣等管束、來去聽其自如、作僞不能過問。即所用之夷人、亦不容臣等查察。設或滋生事端、咎將誰諉。該夷此番提以福州關口、有減稅偷漏情事、未嘗不因臣等阻之至再、飾詞挾制、但未知上海從前如何設立、此時欲令福州仿照而行、臣等斷不敢輕許、致紊關政。FO17/248, Bowring to Clarendon, No. 203, July 3, 1856. It is now obvious that we cannot hope for the cooperation of the highest Chinese authorities in the introduction of Foreign Inspectors at Foochow and the other ports. FO17/248, Imperial Commissioner Yeh to Bowring, June 30, 1856, Encl. 1 in *ibid.* The Inspectorial system was introduced at Shanghae in order to the reestablishment on a proper footing of the Customs business, which had been throw out of gear by the disorderly proceedings of the rebels at that place. It was, that is to say, a provisional measure consequent on the loss of Shanghae, and restored to in the temporary absence of other means of supervision. There is no similarity between this and the condition of the Customs in any other province. 双方の具体的な交渉の経過は、J. Y. Wong, *Anglo-Chinese Relations*, pp. 248~253. でその概略を窺うことができる。ただし本書所引の原文書は、筆者未見である。

(82) Lockwood, *op. cit.*, p. 100.

(83) *North-China Herald*, No. 325, Oct. 18, 1856. Champtons, Hanbury & Co., et al. to Bowring, Sep. 4, 1856. It must therefore be obvious to Your Excellency

that the Chinese Government will not permit such an innovation at any of the other Ports, and fully concurring in the pressing necessity for the adoption here of Canton system of collecting Duties, viz: by purchases of Produce from the Chinese at long price, that is, Duty Paid;

(84) USDS, Vol. 12, Russell & Co., et al. to Parker, Aug. 5, 1856, Exhibit 3b in Parker to Marcy, No. 21, Aug. 26, 1856.at other ports foreigners buy from the Chinese at long price, and the latter, making their own bargains with the authorities, are able to recover a portion of the irregular dues they have been compelled to pay during the transit of the merchandise at interior towns, and so sell it to foreigners at a proportionately lower rate. The knowledge that no such arrangement can be made here, while the unjust charges on the road are no less heavy, turns produce from our market to other ports, even when more distant, so that we are distressed with actually no advantage to the revenue.we feel ourselves called upon by the interests of the port and those whom we represent to press earnestly upon your attention the expediency and justice of abolishing the present system.

(85) E. g., cf. North-China Herald, Nos. 268, 270, Sep. 15, 29, 1855.

(86) 次章註(8)の引用文を参照。

(87) North-China Herald, No. 297, Apr. 5, 1856. O. C., "Our Tea Exports and Custom House Inspectors." We must establish Foreign Inspectors at Foochow. ...We must impose Foreign Inspectors there as well as here.We will not enlarge at present on the loss to our National Interests involved in the substitution of Foochow for Shanghai as our purchase market for Tea, but merely observe that cause and effect were never more clearly connected, than that the diminution of our Import Trade in British Manufactures, would naturally follow from the loss of the Tea Trade to Shanghai. Teas at Foochow are paid for in Silver. That place buys no Manufactures to any considerable amount, — its chief article of Import is Opium.

(88) 前註(80)の引用文の続き。I may further add that the withdrawal of any portion of Teas from Shanghae necessarily contracts the sale of goods markets. This is of no consequence to those engaged in the opium trade, and who have but small stake in import merchandize, or to those who lay down funds in specie and are little if it all concerned in goods; but it must effect firms connected with Manchester houses, who depend upon the sale or barter of their goods for teas, and find both markets failing them.

(89) IUPBPP, Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports in China, for the Years 1847 and 1848, p. 41(621), R. Alcock, "Report on the Foreign Trade of Shanghai," Mar. 10, 1848. Shanghai therefore differs in this from Canton, where the Indian trade supplies more than half the imports, and British manufactures and staple articles only the remainder. Nearly the whole trade under the British flag at Shanghai is direct with Great Britain, and consists almost exclusively of British staples and their returns in tea and silk. North-China Herald, No. 101, July 3, 1852.the Imports of Canton in 1851 exceeded those of Shanghai nearly 125 per cent. On looking into the returns, however, it will be seen this large excess is due exclusively to the importation of Raw Cotton from India, more than one half of the Canton Import Trade arising from this source. Whereas the trade of Shanghai is principally a direct trade with Great Britain.one great distinction between Shanghai and Canton consists in the fact that, as regards the legalized trade, the Northern Port is almost exclusively the seat of a direct trade with Europe and America, and chiefly of course, with Great Britain. Whereas its Southern rival enjoys, and owes its chief importance to, a mixed Indian and European trade, -- the former being to the extent of nearly two-thirds the total value of Imports.

(90) E. g., cf. ibid., Nos. 253, 257, June 2, 30, 1855.

(91) FO17/246, Bowring to Clarendon, No. 119, Apr. 12, 1856. There is an enormous increase of the British Export Trade, amounting in value to more than 2 3/4 millions sterling. In tea an augmentation of 28 millions of pounds, in Raw Silk of 15,000 Bales. Compared with those of the year 1854 the increased value of Exports is 15 per cent. The increased value of British Imports is three quarters of a million sterling, representing an augmentation of more than 200 per cent. These facts are the best answer I can give to those who impugn the Inspectorship system.

(92) IUPBPP, Vol. 38, Report from the Select Committee on the Commercial Relations with China, p. 335. Soo-Chow is one of the great marts in China for distributing goods throughout the empire. There is water communication to Soo-Chow from Shanghai, which may be looked on, although a large town itself, as the seaport to Soo-Chow.As far as we send goods in return for the teas Shanghai will be so [the great emporium of the China trade], because the demand for our manufactures is so great at Soo-Chow, and for distribution to

the provinces.

(93) Cooke, op. cit., pp. 192~197.

(94) Ibid., pp. 200, 202.

(95) North-China Herald, No. 325, Oct. 18, 1856. Jardine, Matheson & Co., et al. to Bowring, Sep. 5, 1856. We consider that a Board of Foreign Inspectors such as be now consitituted, of three gentlemen unconnected with commercial interests, and acting under the Taoutae, is the only system, under existing circumstances. by which Duties can be impartially levied, and the rights of the fair trader effectually secured. We would again direct Your Excellency's attention to the importance of obtaining the extension of the system to the other Ports, and further request Your Excellency to cause enquiry to be made into certain extra Transit duties, said to be levied by the Government Officers, on Produce coming to this Market.

(96) IUPPPP., Vol. 33, Elgin's Special Missions, p. 115(535), Robertson, "Memorandum." It is plain, therefore, that these transit duties require a strict revision, and when once a fair scale is settled, they ought to be paid both on export and imports, at the same time with the tariff duties; in fact, to have them compounded for at a certain sum. How to check any advance on this is the difficulty. Chinese officials are not to be trusted in such matters, and at present they hold in their hands the power of, at any time, stopping the import trade in foreign merchandize, by the levy of prohibitory inland duties, evidence of which it is difficult to obtain.

(97) 前章註(52)、參照。

(98) 『清政府鎮壓太平天國檔案史料』第一五冊、五六六~五六七頁、「吉爾杭阿奏報英美法三國公使赴津請用懷柔之法摺」、咸豐四年九月初七日。現在夷人所稱助我驅賊、原難深信、而關稅則確有可徵。去年上海失守、夷稅已虧、自嘆酋咆吟五月間來滬、定議開徵新稅、其舊稅飭商籌議補交、始行赴粵。自粵回滬後、據稱、前在廣東之嘆酋咬翰回國、甚言、中國不能庇護嘆商、五港不皆安靜、貨物不能暢銷。是以伊之國主、令將所欠舊稅、勿庸完納。……計六月十八日開關起、現在適值旺月、已徵收新稅銀四十餘萬兩、除上海糧臺動用並給發拖罈·夾板各船口糧外、尚解過金陵大營五萬兩、蘇藩庫二萬兩、發備紅單船口糧銀六萬兩。溯自軍興以來、需費浩繁、多方設措、以致去年將漕米改折、為急則治標之計。乃至今年五六月間、司庫仍復一空如洗、軍中幾至斷糧、幸夷稅開徵、上海略資敷衍、且可協貼金陵等處。奴才前聞廣東土匪讖起、省會戒嚴、既難期其按月接濟、而蘇省漕米為天庾正供、斷不可如上年之普行改折、是除夷稅之外、別無他款可籌。深恐該酋等借端起釁、仍如咬翰所為、抗稅不交、則不但上海一營、立虞斷餉、即金陵·京口紅

單船等營、亦皆無可協濟、計及於此、實深惴惴。

- (99) 前掲『四國新档』英國档上冊、二六〇～二六一頁、咸豐六年三月二〇日付、兩江總督怡良らの奏片。今福州關如果短價招徠、任聽偷漏、寧波關於貨物米糧出洋、毫無稽察、該夷惟利是視、勢必舍上海而往寧波・福州。苟能以紕於此者贏於彼、互相挹注、原屬無妨。竊恐、寧波・福州積弊已深、相沿如昨、則上海關稅立見短絀、寧波・福州加增無幾、全局皆為掣動、適墮該夷減稅之計、而我之軍餉不繼、從何措手。……相應請旨勅下福州將軍・閩浙總督・浙江巡撫嚴查偷漏・短稅、責令按照稅則畫一徵收、……庶五口不致辦理參差、夷稅不致日形短絀。
- (100) 『吳煦档案選編』第六輯、一七二～一七三頁、「袁芳瑛議上海釐捐情形及撫藩批示」、一八五六年九月。上海釐捐、共有三局。一係絲茶局、其委員係上海縣縣丞、董事金桂・朱聲詠、專收絲茶兩項釐捐。一係城局、是紳潘儀國・沈昌來為董事、專收城廂店業并豆行各釐捐。一係鄉局、局設閩行鎮、係委該鎮巡檢辦理、專收鄉鎮各業釐捐。此三局中、惟絲茶甲於他局、城局次之、閩局次之。
- (101) 同上。茲卑府（松江府知府袁芳瑛）遵將絲茶釐捐詳細確查、其辦理章程、先由南北兩卡舍人、將過卡絲茶箱數開交、經董照單抽收、然後繳由委員、轉繳縣中、填報彙解。……據上海縣黃令（黃芳）稟請、由關隨稅收捐、自為核實起見。但徑由舍人收解、……權操舍人、似未盡善。……今擬將絲茶兩項、請另派委員并另行遴董接辦。同上、二二八～二二九頁、「吳煦等稟絲茶加捐遵辦各緣由（底稿）」、一八五七年七月二〇日。……上海絲茶捐款、創自四年秋間、彼時由縣督董收辦、原定錢款、為數較輕、自起捐至六年五月止、計共捐錢二十餘萬千。因前董經理未宜、經各商上控。奉撫憲批道審斷、遴董接辦、改定一成經費、即於六年六月為始、歸新董楊坊・汪紹榮・席寬・顧福昌等、經收經解。上年秋冬、卑府等先後奉委議加、改為銀款、酌定章程、通詳各憲批准照辦、各在案。……卑府等查、絲茶到滬、向由關道設立南北卡、逐一稽查。凡絲茶名目・包・箱・斤・兩各細數、均須補填給聯單、迨貨售夷商、亦必憑聯單交易、及至出口完稅、亦必憑聯單另請驗單、必須處處相符、始能銷號。設有參差、不特貨不能銷、抑須澈底查究。原定兩卡收捐、責成該書舍、驗有捐票、始發聯單。是兩卡收捐、事誠核實。所到絲茶數目、該董事斷不能從中隱濶、況該董事等均係稍有身家、尚知自愛、必不致欺侵舞弊。
- (102) 同註(100)、一七三頁。統計至現今止、約有欠款二萬餘千、俟逐一再將捐局及絲茶各棧簿據、兩面詳細核對後、再行稟請追繳。前註所掲、『吳煦档案選編』第六輯、二三四頁、「吳煦等稟絲茶加捐遵辦各緣由（底稿）」。絲茶總共應捐錢二十一萬六千五百八十八千七百八十文、內除各棧欠二萬五千五百二十文、……
- (103) 同上、二四五頁、「吳煦等稟原辦捐借并議定船捐銀數」、一八五七年八月六日。……以洋涇浜絲茶棧商貿易較旺、論筋一體辦理捐借、或於原辦絲茶捐項下酌議加捐。……至洋涇浜絲茶商捐借一案、已王道憲（王有齡）議令逐一加捐、自未便重復捐借。現奉憲札、筋將貿易較多之楊泰記（楊坊）、仍令捐輸。……等因。前註(101)の引用文に「新董」

として挙げられている四人が、みな絲棧・茶棧を經營していたという証拠はえられなかったけれども、そのうち一八六〇年ごろ楊坊（泰記棧）と席〔裕〕寬（華記棧）が絲棧の領袖であったこと、顧福昌（壽泰棧）もなお絲棧を經營していたことは間違いない。根岸佶『上海のギルド』、二四四頁、『中國工商行會史料集』下冊、七六六～七七七頁、『絲業會館徵信錄』、参照。

- (104) 同上。根岸前掲書、二四三～二四九頁。また一八六〇年代以降の絲棧・茶棧とギルド、およびその流通支配については、宮田道昭「清末における外国貿易品流通機構の一考察」、七九～八五頁、本野英一「一八六〇年代上海に於ける買辦登録制度の挫折と輸出取引機構の改変」、二九～三五頁、参照。なお釐金とギルドの関係について、彭澤益「十九世紀後期中國城市手工業行會的重建和作用」、同『十九世紀後半期的中國財政與經濟』、二〇九～二一〇頁、高橋孝助「一九世紀中葉の中國における稅收奪体制の再編過程」、五五頁、同「清末における釐金収奪と小農民經營」、宮田前掲論文、八四頁、などは、のちの事例に依拠しているためでもあろうか、所与のギルドが釐金徴収を請け負わされると、これを組織の強化に利用した、と見るようである。だが根岸氏や小林一美「中国半植民地化の經濟過程と民衆の闘い」、六～八頁、もいうように、本来は釐金の請負を触媒にギルドが結成され、独占に至るという因果関係のほうが正しいであろう。この点は前章までの論旨、そして清代のいわゆる包攬の性格全般とも深くかかわるので、あらためて注意を喚起しておきたい。
- (105) 『吳煦档案選編』第六輯、二〇七頁、「楊同泰銀號請嚴禁私爐傾鎔銀兩稟（底稿）」。一八五六年一二月。竊銀號經收洋商稅餉、督匠傾鎔聽解、不敢違誤。惟洋商完稅、每用廣新元寶及上海本地通行銀兩、雖憑公估看估、若於市集行使、原可通融擡用、但經□〔銀〕爐傾鎔、每致折耗、此低銀之有礙於商也。即如近日批解茶捐一款、本係商繳原銀、并非銀號傾鎔。現奉藩憲駁換夾砂低潮銀、至數千兩之多、此低銀之有礙於公也。〔 〕は原典による補足。これより夷稅も釐金もこのとき海關銀号が受理していたばかりでなく、前者は銀号が改鑄し、後者は納付されたままの貨幣で送金したことも知られる。銀号が釐金まで領収するようになったのは、おそらく生糸・茶の釐金納入が銅錢から銀兩にあらためられたこととともなう措置であろう。註(101)所掲、『吳煦档案選編』第六輯、二三二頁、「吳煦等稟絲茶加捐遵辦各緣由（底稿）」。惟目前洋銀光糙不齊、價亦低昂不定、實屬難以收捐、公同斟酌、一律改作銀款。茲議得、湖絲每包原捐錢一千文者、今改捐豆規銀一兩八錢、紅茶每箱原捐錢六十文者、今改捐豆規銀八分。
- (106) 本野前掲論文、三、二六～二八頁、参照。
- (107) 『吳煦档案選編』第四輯、三九五頁、「藍蔚雯吳煦與英領事辯論捐務情形稟」、一八五七年八月七日。旬餘以來、商賈遵照投捐、甚為踴躍、一無異辭。惟稱、英領事羅伯孫(D. Brooke Robertson)照會、以、釐捐無異加稅、華商勢增入物價、仍累洋商、與和約不符、等情。卑府蔚□〔雯〕即以華商情愿捐輸、與洋商無礙為詞、明晰照覆。該夷酋

二次來文、仍以實礙洋商爲由、嘵嘵置辯。卑府等隨傳各商董、諭令妥爲疏通。據稱、衆商實愿報效、無如夷酋向遣通事、自販絲茶、各省捐釐、無不備悉、無待旁人贊憑、恐係有心糾纏、各商向說、亦難折服、惟有將衆商實愿輸將、出自餘息、并不加入貨價各實情、稟請照覆。一面邀齊通幫同業、聯名向夷酋持理力爭、以明與洋涉等商無語〔→洋商無涉、等語〕、旋據具稟前來、卑府蔚□〔雯〕復又據情照覆。今該夷二次來文、自知理絀、但云、轉稟伊國公使、再聽信息、等情。頃據該酋親來卑署、堅執前說、狡辯不已、并云、轉稟公使、亦必不愿、等情。卑府百端爭論、該夷酋亦已無辭可答。〔 〕内は原典による補足。

第四章

- (1) 前節註(1)(2)で掲げた諸文献、ならびに戴一峰『近代中國海關與中國財政』。
- (2) 同上、ならびに坂野正高「ロバート・ハート」、同『近代中国外交史研究』、三三五～三五七頁。葉鳳美「赫德在中國」。盧漢超『赫德傳』。
- (3) 以上は前註(1)の諸文献を参考に整理した。
- (4) 前章註(84)の引用文に先行。Custom-house business in China, under Chinese supervision, is conducted with a facility which greatly aids in the despatch of business and the ready lading of ships when haste is of importance; while, with the minute, and, in some respects, vexatious regulations established by the inspectors, this advantage disappears, and this in itself is no small item in the account against us.
- (5) IUPBPP, Vol. 33, Elgin's Special Missions, p. 5(425), Clarendon to Elgin, Apr. 20, 1857. British subjects, indeed, are not to be protected against the consequences of any fraudulent transactions in which they may be engaged; ……
- (6) Ibid., p. 264(684), Elgin to Clarendon, Apr. 15, 1858. Duties, both of import and export, are levied with very commendable regularity and fairness at Shanghai. ……It is, moreover, a boon to the honest trader, as it enables him to prosper without resorting to practices which degrade him in his own eyes.
- (7) Morse, International Relations, Vol. 1, pp. 521~522.
- (8) IUPBPP, Vol. 33, Elgin's Special Missions, p. 114(534), Robertson, "Memorandum." The feeling of the foreign merchants is generally in favour of the foreign Inspectorship system, for it places all on an equal footing.
- (9) Ibid., p. 63(483), Moncrieff to Elgin, Oct. 2, 1857. The Chamber is of opinion that all the ports opened to foreign trade should be placed on precisely the same footing as regards the collection of duties. The system of foreign inspectorship which has been established at Shanghai since July 1854,

is exceptional. ……Such a system, however, if continued under any new arrangement, must be applicable to all the ports. The Chamber considers that, while there appear to be considerable difficulties in the way of such an application, and, among others, that arising from the want of a sufficient number of efficient interpreters, this system is the best, and has worked well at Shanghai.

- (10) Ibid., p. 459(879), Elgin to Jardine, Matheson & Co., et al., Jan. 18, 1859. I have endeavoured, not I hope altogether without success, to impress on the Imperial Commissioners the importance of establishing a Custom-house system which shall be uniform at the several open ports, equal in its operation on all parties, and controlled by persons of integrity and competent knowledge.
- (11) E. g. W. C. Costin, Great Britain and China, pp. 102, 105, et passim. IUPPPP, Vol. 33, Elgin's Special Missions, pp. 345(765)~346(766), Elgin to Malmesbury, July 12, 1858. Morality apart, it is not for our interest that concessions extorted from the Chinese Government by British arms, should be employed by British subjects or others for the promotion of rebellion and disorder within the Empire, or for the establishment of privileged smuggling and piracy along its coast and up its rivers. ……we have no sinister designs against the Empire, and no desire to protect from due punishment British subjects or others who misconduct themselves, …… M. Banno, China and the West, pp. 42~53. 坂野正高『近代中国政治外交史』、二五五~二五八頁。エルギン個人の感慨としては次を参照。T. Walrond, ed., Letters and Journals of James, eighth Earl of Elgin, pp. 252~253. Certainly I [Elgin] have seen more to disgust me with my fellow-countrymen than I saw during the whole course of my previous life, since I have found them in the East among populations too timid to resist and too ignorant to complain. I have an instinct in me which loves righteousness and hates iniquity, and all this keeps me in a perpetual boil.
- (12) Cf. Lanning, Memorandum, p. 15.
- (13) Fairbank, "The Definition of the Foreign Inspector's Status," pp. 156~163. Wright, op. cit., pp. 115~116.
- (14) IUPPPP, Vol. 33, Elgin's Special Missions, p. 198(518)~199(519), Meadows to Bruce, Feb. 8, 1858. [foreign Inspectorates], like that of Shanghai, are virtually maintained by foreign States; that is to say, the power, respectability, and the usefulness of which is entirely the result of the instruments,

- aid, and countenance given by foreign Governments. It is an usurpation of an essential healthy administration. ……Now, the foreign Inspectorate system could not stand at all after the characters of the Superintending Inspectors had been lowered. Corruption with Chinese weakness may be suffered, because it can be overridden; but corruption, supported by extraneous strength, would be an evil too monstrous for endurance. また前章註(69)の引用文も参照。
- (15) Ibid., p. 111(531), Robertson, loc. cit. the system worked well, and by placing all on the same footing has ensured to the trade of the port an amount of tranquillity it never before experienced. I cannot think, however, that the principle is a sound or desirable one; the Chinese should collect their own duties by their own native officials, and without the intervention of foreign assistants, the employment of whom is a tacit and standing reproach to the honesty of foreigners. また前章註(50)の引用文も参照。
- (16) 前註(5)の引用文に先行。It is no part of the duty of Her Majesty's Consular authorities to take greater care of the Chinese revenue than the Chinese authorities are themselves disposed to take.
- (17) IUPPPP., Vol. 32, Further Papers relating to the Rebellion in China, p. 193(561), Elgin to Layard, Feb. 8, 1862. Lord Clarendon was not opposed to the employment of Englishmen to aid the Chinese in the collection of their Customs duties, but he objected to any interference on the part of Her Majesty's Consuls in the appointment of such persons, on the ground that some responsibility for their acts and conduct might thereby be entailed on Her Majesty's Government.
- (18) Ibid. when I negotiated the Treaty of Tien-tsin, I omitted the clause of the Nanking Treaty which required Her Majesty's Consuls to aid in the collection of the Chinese revenue, leaving it to the Chinese Government to adopt, within the limits traced by their Treaty engagements, such measures as they might deem necessary to that end, and to select such agents, British or other, as they may see fit to employ; ……
- (19) CIMC, Treaties, Conventions, Vol. 1, p. 236, Agreement containing Rules of Trade, made in pursuance of Article XXVI of the Treaty of 26th June 1858, Rule 10.
- (20) 本章での「主戦派」、「和平派」という概念およびそれらに関する記述については、宮崎市定「英仏聯合軍の北京侵入事件」、Banno, China and West. に依拠している。
- (21) 『第二次鴉片戦争』第三冊、四三八頁、「欽差大學士桂良等奏詳酌時事主戰不如主

撫英人要求駐京等四款可從權允准摺」、咸豐八年五月一七日。……國家内匪未淨、外患再起、征調既難、軍餉不易。此戰之不可者四也。各夷及早就撫、迅議通商、則關稅日充、兵餉有出。不撫而戰、雖未閉關、而稅課有限、南軍待哺嗷嗷、無從籌畫。此戰之不可者五也。

- (22) 『何桂清等書札』、五三頁、「何桂清致自娛主人書札」、咸豐七年七月初二日。前奏關稅・各捐、共得四百萬、現在已有四百五十萬、……江南軍餉、已得十分之九。一八五六年、曾國藩が江西省の軍費不足を救済するため、上海の「関税」からの援助を申し出たさい、戸部はその余裕なしとして却下したことからそれは窺われる。『曾文正公全集』奏稿、卷七、「仍請撥上海關稅片」、咸豐六年四月二一日。臣等因江西餉項支絀、曾於二月二十一日、附片奏懇天恩、飭撥上海關稅銀十萬兩、以濟眉急。茲准戸部咨稱、前件於三月十五日遵趣議奏、本日奉旨、依議、欽此、……戸部奏稱、……至上海關稅、現在金陵・鎮江・揚州三處軍營、皆取給於此、尚不敷用江西請撥之款、應無庸議、等語。
- (23) 『第二次鴉片戰爭』第三冊、五四二頁、「欽差大臣桂良等奏陳免稅有十可慮摺」、咸豐八年九月一一日。……夷人每年得稅銀四千餘萬兩、今我免者雖數百萬、未必能動其心、而適足以益其富。是富國強兵之權、轉授之夷。其可慮者六。
- (24) 『四國新档』英國档下冊、七八二頁、咸豐八年一〇月一九日付、欽差大臣桂良らの奏摺。臣愚以爲、夷情悅服、遇事尚可熟商、夷情乖違、籌辦更難措手。總俟中國兵精餉足、砲利船堅、惟所欲爲、何事不堪罷議。爲目前計、祇得去其太甚者而已。
- (25) 同註(23)。夷稅爲數甚鉅、不稅於夷人、必稅於商。……其可慮者四。
- (26) 『第二次鴉片戰爭』第三冊、五二二頁、「兩江總督何桂清奏另籌轉圜之法片」、咸豐八年八月二一日。各夷中之往來貿遷者、謂之夷商。總理各口貿易事宜、取其贏餘、以供國用者、彼初稱公使、今則僭稱大臣、我則目爲之夷酋。其領事等類、乃夷酋所屬之人。是夷酋與夷商、分而爲二者也。……稅出於商、與夷酋無涉、若免其出入口稅課、夷商固屬樂從、夷酋仍不知感也。……
- (27) 前註(23)に引用した奏摺には何桂清も名を連ねており、そのなかでやはり同じ趣旨のことを述べている。夷人與中國構怨、非爲買賣之事。凡所納稅、皆出於夷商、與夷酋無干。一旦全行寬免、夷商雖尚知恩、夷酋未必感激。……其可慮者三。
- (28) 同註(5)。whatever arrangements may be made in regard to the amount of duties leviable on foreign trade, whether of export or import, I cannot too strongly impress upon Your Excellency the necessity of abstaining from undertaking any obligation to protect the Chinese revenue.
- (29) 同註(6)。In a financial point of view, the system in operation there works well for the Chinese Government, which receives, through its instrumentality, a large revenue, ……
- (30) 同註(23)。夷人於他事每多狡猾、獨於納稅、尚屬公平。辦理得訣、竟可不致撓法。

今若並此無之、則以後無所依傍、設或肆行無忌、竟至不可收拾。其可慮者七。

- (31) 『第二次鴉片戰爭』第三冊、五二一頁、「兩江總督何桂清奏欽差大臣桂良等行過常州會同籌議稅則情形摺」、咸豐八年八月二一日。臣維、徵收關稅、謂之稽徵者、稽查其出入之貨是否違禁、而徵收其稅也。若不徵其出入口貨物稅、則無所稽考、竟可任聽該夷將我內地貨物、即在內地貿易。胥天下之利柄、歸於該夷、而我民窮財盡。……里泰國 (H. N. Lay) 係夷人中之最狡黠者。咸豐五年冬、前撫臣吉爾杭阿照會該酋、用之爲江海關司稅、辛工優厚、該夷尚知感激、爲我稽查偷漏。是以近年夷稅、較開市之初、加增三四倍。該夷恐爲各夷所憎嫌、故又隨赴天津、大肆猖獗、獻媚於夷酋、以見其公。
- (32) 『吳煦檔案選編』第四輯、二八五頁、「吉爾杭阿爲李泰國接辦江海關稅務致英使包令照會」、一八五五年二月一五日。Fairbank, *op. cit.*, pp. 139~140.
- (33) この條約交渉における薛煥の活動は、たとえば、Banno, *op. cit.*, *passim*. 参照。なお、それ以前における彼の略歴は、井上裕正「清代咸豐期における外務官僚薛煥の登場」、参照。
- (34) *IUPPPP*, Vol. 33, *Elgin's Special Missions*, p. 403(823), L. Oliphant & T. Wade, "Report on the Revision of Tariff, &c." the Judge particularly inquiring whether the Chinese authority in charge would be at liberty to employ any foreigner he pleased to assist him.
- (35) 宮崎前掲論文、一三三~一三五頁。
- (36) 『四國新档』英國档下冊、八一〇頁、咸豐八年一二月六日付、欽差大臣桂良らの奏摺、附屬の通商條約。臣等謹按、江海關於咸豐四年、照會暎酋、自擇暎夷一人、給予辛工、幫辦關務、稽查偷漏以來、稅課加增、著有成效。今擬各口一律照辦、由總理通商大臣自擇、不准夷酋薦引。庶久暫去留、均聽我便、外夷之虛實舉動、亦可稍知梗概。
- (37) 『四國新档』英國档下冊、八二二頁、咸豐八年一二月二六日、明發上諭。著即授兩江總督何桂清爲欽差大臣、辦理各國事務。なおこの欽差大臣およびその上海移駐については、Banno, *op. cit.*, pp. 6~9, 93~107. 参照。黄宗漢はアロー戦争発端の当事者であった葉名琛の後任の兩広総督で、地方における「主戦派」中心的存在であり、何桂清らと対立していた。宮崎前掲論文、一二六、一三四~一三五頁、『何桂清等書札』、七一、七五頁、「何桂清致自娛主人書札」、咸豐八年七月初四日、八月初七日、および後註(41)の引用文、参照。
- (38) 『第二次鴉片戰爭』第五冊、三三六頁、「江蘇巡撫薛煥請發劄論交總稅司英人李泰國幫同各口籌辦通商事宜片」、咸豐一〇年一月一九日。嗣經前大臣何桂清以、條款内既有任憑總理大臣邀〔請〕外國人幫辦稅務之語、若各口所用之外國人、皆由總理大臣選募、事多窒礙、如別口不用外國人幫辦、又恐不畫一、洋商必至藉口、易啓事端。
- (39) 『四國新档』英國档下冊、五六三頁、咸豐八年五月初七日付、宋晋の片奏。吉爾杭阿克復上海時、多方籠絡、聘爲江海關幕友、名爲司稅、奏明在案。

- (40) 前註(31)の引用文を参照。また何桂清はそれにさきだって、同じ趣旨のことを述べている。『第二次鴉片戦争』第三冊、四七三頁、「兩江總督何桂清奏英法公使等已到上海遞照會因未奉到諭旨仍欲北上摺」、咸豐八年六月一五日。至里泰國、本係英國通事、能通漢文、能說漢文、行爲甚爲詭譎、善於探聽內地時事、間亦有肯將各夷奸計、暗遞消息。咸豐四〔→五〕年冬、江海關更換司稅、該夷面求前撫臣吉爾杭阿、照會該國公使、准其充當司稅。該夷尚知感激、數年來關稅較旺、未始非該夷嚴查透〔→偷〕漏之力。是以歷任蘇松太道、無不加以顏色、駕馭而用之。
- (41) 『吳煦档案選編』第六輯、二九三頁、「薛煥致吳煦函」、一八五九年四月一六日。李夷(H. N. Lay)事、即欲請宮保(何桂清)主持一切、而宮保尚未接受關防、憑何主持。渠欲一經換約、各口概照新章辦事、而條約內尚有四個月限期、爲中國行文、必得四個月方能令各口周知也。何至延宕未定、大誤事機乎。以上各情、想閣下定已指駁開導、……爲今之計、仍當由閣下妥設良法、以情理開導。否則當此嫌疑之際【京中不信該夷、粵督又與蘇督不合】、而黃壽翁(黃宗漢)又與宮保不合、一經彼參奏、則宮保危矣。總之、司稅必各口監督自雇、整頓由總理大臣作主。其所雇之人、如有不妥、自可聽總理大臣去取也。而李夷不諳中國定例、妄執己見、必然惹禍。……若照他所說辦理、必至毀去宮保而後已也。
- (42) 同上、二九五頁、「何桂清致吳煦函」、一八五九年四月一九日。即如道府州縣幕友、應由道府州縣自行延請、不得由督撫大臣爲之代請。此中國定例也。上海關司稅、應由尊處給發諭單、不應由弟處給諭。總之、司稅必各口自延、而整頓則總辦大臣作主。其所延之人、如有不妥、自可聽總理大臣查察去取。また経費の面からも同じ内容のことをいっている。同上、二八三～二八四頁、「薛煥致吳煦函」、一八五九年四月八日。此省不能定彼省之経費、此是中國定例、萬難遷就。……各口夷人・各口経費、若均由宮保派定、不但宮保不允行、即我國亦無此體制。
- (43) 恭親王がのちにレイをあらためて総稅務司に任命したさい、各港の稅務司など外国人の良否は、中国側にはわからない、と書いており、その任命書は後註(58)にあるように、何桂清が一八五九年に発した任命書にほぼ準じたものである。『籌辦夷務始末』咸豐朝、卷七二、頁一七、咸豐一〇年一二月癸酉付、恭親王らの奏片に附属、レイへの筭諭。至各口稅務司及各項辦公外國人等、中國不能其好歹。
- (44) J. J. Gerson, Horatio Nelson Lay and Sino-British Relations, p. 98. これによれば、正式なレイの総稅務司任命は五月二三日とされるが、その職権の事実上の委任は、もっと早かったようである(*ibid.*, pp. 97~98, 286, nn. 21, 22.)。またこれについては、次註の引用文も参照。
- (45) 『吳煦档案選編』第五輯、三六頁、「吳煦上薛煥稟」、一八五九年四月二七日。且〔李夷〕云、我既幫宮保辦事、亦不愿再與他人商量。況前接正月廿三日藩臬臺公函、傳述宮保之諭、准我總司稅、並云、各口外國人均准李稅務司選募、酌定経費、試辦五年、

云云。是以我照此辦事、今必欲各監督自行主持、何以前後兩歧。

- (46) 『吳煦档案選編』第六輯、二九五頁、「何桂清致吳煦函」、一八五九年四月十九日。查弟係總辦大臣、只能總其大綱、俾各口一律辦理、期臻妥善。如司稅一項內、惟總司稅係屬幫同總辦各口稅務之人、自應由弟處給發諭單。至各口司稅、乃總司稅以次之人、係幫同各口監督辦事之人、應由各口監督給發諭單、則事有專責。……如各監督有向總司稅要人者、盡可由總稅司保舉、聽其延請、總理大臣亦不便過問。
- (47) ブルースの言によれば、このように改組されたのは、各港に稅務司を三人も任命すれば、不都合であり、また多大の經費をとまなうという理由による。IUPBPP, Vol. 34, Correspondence respecting Affairs in China, p. 249(411), Bruce to Russell, Oct. 26, 1860. as the appointment of three Inspectors at each port would have been cumbersome, and have entailed unnecessary expense on the Chinese Government, ……けれどもこの改組で注目すべきは、清朝当局から任命される Inspector がただ一人になったという点にある。各港の稅務司は、清朝から正式に委讓された總稅務司の権限を単に一定の期限にかぎり分与されるにすぎない存在であり、その意味でそれまでの上海の司稅 (Inspector) とは決定的に異なる。当時稅務司を Commissioner と呼ぶ所以である。この点はいささかのちの史料となるが、次のような記述がある。W. A. P. Martin, A Cycle of Cathay, p. 416. A peculiar feature of the Chinese customs, ……is that no man is permanently attached to any seaport; nor is there a fixed term of tenure for any post. A principle of mobility, borrowed from the civil service of China, keeps them in constant circulation among twenty-four ports, scattered over an area of two thousand miles from the north to south, and fifteen hundred from east to west. ……Every man must hold himself in readiness for transfer from the day of arrival at a new post, though he may be left there for three, or even five, years. Of his destination he cannot have the faintest inkling, as there is no order of sequence known to any one—perhaps not even to the autocratic head of the service. また第三章註(62)、参照。
- (48) 『吳煦档案選編』第六輯、三〇一頁、「吳煦稟送與李泰國 (H. N. Lay) 會議海關總稅務司條款」、一八五九年五月、所収、「派令英人李泰國爲海關總稅務司議單」。本關稅務司及各項辦公外國人等、均議歸李總稅務司選用約束。不分何國之人、總期正派妥當、如有不妥、惟李總稅務司是問。
- (49) 同上、二九九頁、「薛煥致吳煦函」、一八五九年五月六日。不如我江蘇先立規模、別口自然倣照辦理、最是妙策。……我處募外國人、彼處亦應募外國人。其別口自然不知如何募法、必來詢江蘇。比時我江蘇章程既定、俟其來詢、即抄章程與之、囑其照辦。如此則江蘇不居代別口募夷之名、而夷人實由江蘇而司稅、方是兩全。俟別口已募夷人、如不得法、再由總辦之哩夷前往布置、則權仍歸於哩夷、而總辦大臣又不蹈越俎之咎、方好。

若各口夷人、皆由總辦大臣所定、將來夷人在各口跋扈、各口督撫紛紛參奏、其害良非淺鮮。

(50) 同上、三二一頁、「吳煦藍蔚雯與李泰國論海關各事稟」、一八五九年七月。因憶及、粵海關恆〔祺〕監督曾函致段〔承實〕星使、以、粵關夷稅過絀、欲仿上海章程、邀外國人幫辦、請囑哩泰國赴粵商酌。段星使答函、以、告知上海護道吳某轉邀、允其得暇再去。今哩夷又接粵領事嘎吧 (H. S. Parkes) 來函、謂、恆關部盼伊甚切、囑其早去。……伊擬速赴廣東、如能商定、藉安頓新來夷人、稍輕肩任。卑府等以此說尚爲近情、允其所請。惟伊尚欲兼辦福州之事。此說從前亦據再三懇請、經薛〔煥〕臬憲與卑府〔吳〕煦結實致覆、以、福州係將軍所管、應否邀外國人、須伊自主、只要上海廣東辦理得法、他處自然做辦。なお広東の洋関導入については、第二章註(88)所掲の文献をも参照。

(51) Wright, *op. cit.*, p. 144.

(52) 『粵海關通轄口岸考』、頁四～五。迨咸豐七年、舊設之西砲台口、毀於兵燹。至咸豐九年、即以西砲台之舊址、草建官房數間、以便驗單收稅。旋於咸豐十年開立洋關、統將西砲台之舊址、蓋造洋關公所。隨於洋關之東南隅、建房數椽、即名曰常關。復於海旁、接修一廠、爲常洋兩關驗貨之區。……凡征收貨物、更訂新章、其由華船載運者、則投常關輸稅、如由洋船載運者、則投洋關輸稅。同上、頁一二～一三。潮州新關、因咸豐九年、先有美國商人訂在潮州汕頭開市、即潮州府海陽縣坵捕司地方、距大關一千六百里、距縣城九十里、當即開辦常洋兩關、如洋船來往廈門上海寧波等處、則在洋關輸稅、如華船來往福建、暨香港與內地頭猛各艇、則在常關輸稅、以密稽征。

(53) 前註(50)の引用文を参照。

(54) 同上。

(55) こうした総稅務司の位置は、のちに総稅務司ハートが、「私は総理衙門から、「我々は貴下しか知らない。だから貴下の裁量に委ねる。けれどももし誰かが誤りを犯したら、貴下のみならず責任を取らねばならない」といわれている。特別な任務や昇進にもれた部下たちは、このような「私一人に課せられた」責任には思いを致さない。洋関に勤務する人々は上役も下役もほぼみな、私がこの選任の権限（否、むしろ義務、しかも強いられて行使せざるをえない義務）を行使するのを嫌っているのである」と語っているところからも明らかであろう。J. K. Fairbank, *et al.*, eds., The I. G. in Peking, Vol. 1, letters no. 345, p. 392. Hart to Campbell, Nov. 6, 1881. the Yamen says to me "we know only yourself; do what you like, but if anyone does wrong, you'll have to answer for it yourself." The fellows whom I don't select for special billets or specials promotion, don't think of this "personal" answerability, and the Service generally—senior and junior—hate me for exercising the right(or rather duty—and that an imperatively necessary duty) of choice.

- (56) 総理衙門設立の詳細については、Banno, *op. cit.*, pp. 170~236. 参照。
- (57) 『第二次鴉片戦争』第五冊、三三七頁、「江蘇巡撫薛煥請發筭論交總稅司英人李泰國幫同各口籌辦通商事宜片」、咸豐一〇年一二月十九日。現届開辦新章、李泰國既總司稅務、即應周歷各口、幫同管理通商官員、妥辦一切。茲據該嘆人面稟、……如無中國大臣筭論飭辦、恐各洋商意存輕視、諸多掣肘。求臣轉請欽差大臣和碩恭親王等、發給該英人等筭論一道、飭令幫同管理通商官員、酌量立法嚴查偷漏、等情。可否仰懇天恩、敕下恭親王奕訢・大學士桂良・戸部左侍郎文祥、發給筭論一道、交李泰國收執。所有各外國通商一切防弊弭釁事宜、飭令該英人幫同各口管理官員籌辦、並由恭親王等各行通商各省將軍・督撫・府尹、一體查照。恭親王による任命書は、前註(43)所掲史料、参照。またその英文テキストは、Lay, *Our Interest in China*, p. 64, Appendix A. 参照。
- (58) 『籌辦夷務始末』咸豐朝、卷七二、頁一六、咸豐一〇年一二月癸酉付、恭親王らの奏片。既薛煥今有此請、自應發給唵嚕執照、令其於各口幫同辦理。……適武備院卿恆祺帶有何桂清在上海給予筭論原稿、即仿照其意繕給。F017/350, Wade to Bruce, letter, Jan. 23, 1861, Encl. No. 9, in Bruce to Russell, No. 14, Mar. 12, 1861. Wansiang (文祥) shewed me a draught of the Prince's Commission to Lay. It is, as well as I remember a mere repetition of Ho Kweitsing. I took exception to one or two messages in it, and he said Lay had only to submit his criticism to the Prince.
- (59) 『第二次鴉片戦争』第五冊、三四二頁、「欽差大臣恭親王奕訢等奏通籌洋務全局酌擬章程六條摺 附章程六條」、咸豐一〇年一十二月初一日。前掲『籌辦夷務始末』、咸豐朝、卷七二、頁二、咸豐一〇年一二月己巳、明發上諭。またその後、この上海欽差大臣が南洋通商大臣となる過程の概略は、莊吉發「清季南北洋海防經費的籌措」、二二四~二二五頁、参照。
- (60) 前註(58)所掲、恭親王らの奏片からの引用文に先行。查外國稅務、易於偷漏、中國官員、稽查難期周到。臣等亦擬令外國人幫辦、俾絲毫悉歸國帑、雖事多流弊、法難盡善、但南省海口、已令唵嚕幫辦、新增各口、未便辦理兩歧、更生弊竇。
- (61) 『第二次鴉片戦争』第五冊、三四一頁、「欽差大臣恭親王奕訢等奏通籌洋務全局酌擬章程六條摺」、咸豐一〇年一十二月初一日。臣等就今日之勢論之、髮捻交乘、心腹之害也。俄國壤地相接、有蠶食上國之志、肘腋之憂也。嘆國志在通商、暴虐無人理、不爲限制、則無以自立、肢體之患也。故滅髮捻爲先、治俄次之、治嘆又次之。……若就目前之計、按照條約、不使稍有侵越、外敦信睦、而隱示羈縻、數年間則偶有要求、尚不遽爲大害。
- (62) 総理衙門における文祥の役割については、Banno, *op. cit.*, pp. 244~246, *et passim*. 参照。
- (63) 前註(58)所掲、Wade to Bruce, letter. からの引用文の続き。He[Wansiang]

asked question about Lay, whom of course I always extol to the full of his due, and made an important remark, viz: that his employment would be valuable to the Government not only in respect of trade and Customs but as a confidential adviser on foreign affairs in general. He went on to say that his own desire to see Lay in office was strong, because Sieh (薛煥) and Lao (勞崇光) had both spoken so strongly in favor, ……

- (64) この暴動はいわゆる苦力貿易における中国人誘拐に反対して起こったもので、外国人水夫にその鋒先が向けられた。レイはその巻き添えを喰った恰好で、右脇腹を二度刺されてかなりの重傷であった。F017/313, Bruce to Malmesbury, No. 49, Aug. 1, 1859. 『吳煦档案選編』第五輯、八五頁、「吳煦藍蔚雯上何桂清徐有壬稟」、一八五九年八月三日。同上、九七頁、「吳煦呈外國匪徒強拉人口節略」、一八五九年八月。またこの事件については、可児弘明「咸豐九(一八五九)年、上海における外国人襲撃事件について」、五四～五六頁、をも参照。
- (65) 『第二次鴉片戦争』第五冊、四一八頁、「三口通商大臣崇厚奏遵照新章辦理通商酌擬條陳呈覽摺」、咸豐十一年二月一二日。前經總理王大臣咨照上海欽差大臣薛煥、節調李泰國來津試辦、并知照奴才衙門。Prince Kung to Lay, Apr. 7, 1861, cited in Lay, *op. cit.*, p. 6. 『籌辦夷務始末補遺』咸豐朝第二冊、四一一～四一二頁、「奕訢單給英人李泰國節文」、咸豐十一年二月二九日。
- (66) Lay, *op. cit.*, pp. 5~6. Enfeebled health from severe knife wounds received in an emigration emeute at Shanghai, in which I [Lay] interfered to try and save the life of a sailor, compelled me to returned to England on sick leave in April, 1861. It was a source of regret to be obliged to leave at so interesting and critical a juncture. My own knowledge of Chinese character warned me of the risk I incurred by quitting China at that moment, but the state of my health left me no alternative. 『籌辦夷務始末補遺』咸豐朝第二冊、四一〇～四一一頁、「奕訢單 英人李泰國申陳」。Wright, *op. cit.*, pp. 151~152.
- (67) Bruce to Lay, Mar. 15, 1861, cited in Lay, *op. cit.*, pp. 7~8. the system will go to the wall if you don't take the present opportunity of presenting yourself at Peking. ……Come up here before you go home. You are bound to do so, and if you don't, there is an end of you and your inspectorship. You will be supplanted[sic] before you return, unless you make your footing secure in Peking. Inspector General's Circular No. 25 of 1869, Nov. 1, 1869, cited in Morse, *op. cit.*, Vol. 3, p. 462. his[Lay's] départure for Europe at that moment was in opposition to strong remonstrances made by myself[Hart] and others in what we conceived to be his own and the interests of the infant

service.

- (68) Official and Private Correspondence of James, Eighth Earl of Elgin and Sir F. W. A. Bruce from the Archives of the Elgin Estate, Broomhall, Dunfermline, Fife, Lay to Elgin, Private, Shanghai, Mar. 22, 1861, cited in Gerson, *op. cit.*, p. 215. Prince Kung has sent me a Commission as Inspector-General. But the rebellion has gained such strength of late as to threaten now the immediate downfall of the Dynasty. This fact and the state of my health considered have determined me to go home on leave of absence for this year. ……Before extending the System, I think it prudent to wait and what this year will bring forth. From the present aspect of things, it seems certain that the Dynasty must revive or fall this year. If next year the Tatsing be in the ascendant, I shall have a clear field for my operations, while if the rebels are triumphant, I shall have nothing to regret. In the meantime, I shall have an opportunity of explaining at home what the Foreign establishment is. このようなレイの考えは、清朝は十分に中興する余力を残しているとするハートと対蹠的である。D. F. Rennie, Peking and Pekingese, Vol. 1, p. 216. Mr. Hart, I find, quite coincides with me in an opinion which observation has gradually led me to form, namely, that the present dynasty is by no means in so tottering a condition as we have been wont to suppose, and that it possesses ample vitality to recover itself, provided some more systematic steps were adopted to reduce the rebellion in the South. こうした点にも、レイとハートの政見の違いを求められるであろう。坂野正高「ロバート・ハート」、同『近代中国外交史研究』、三五一～三五五頁、参照。
- (69) Rennie, *op. cit.*, pp. 202, 215~216, 220, 247~248, 258~260, 263~264.
- (70) 『第二次鴉片戦争』第五冊、四八七頁、「總理各國事務恭親王奕訢等請飭戶部會同商辦稅則摺」、咸豐一一年五月初一〇日。臣等自撫務初定以來、無日不以各口關稅爲念。……近因總理稅務司赫德 (R. Hart) 來京、數日來所議章程、頭緒紛繁、實難洞悉其流弊。……無如臣等向於稅務未諳、臣文祥雖現任戶部左侍郎、而一人之才力有限、恐知其一、不知其二、於稅務弊端、究難盡除。
- (71) 同上、四九三頁、「總理各國事務恭親王奕訢等奏與英使等商辦稅務情形摺」、咸豐一一年五月初二七日。赫德雖係外國人、察其性情、尚屬馴順、語言亦多近理。
- (72) F017/355, Bruce to Russell, No. 150, Oct. 26, 1861. But their ignorance, and the principles on which their administrative system is based, render them unequal to dealing with the difficulties to be encountered in working out in detail the stipulations of the Treaty; and had it not for the presence of Mr.

- Hart I do not think the subject would have been made intelligible to them.
- (73) Rennie, op. cit., pp. 263~264. Respecting Mr. Hart's visit to Peking, Mr. Wade tells me that he made a most favourable impression on both the Prince and Wan-se-ang, and that that they have expressed themselves to him as being much pleased with him. The Prince spoke of him as "Wo-mun-tee Ha-ta,"
- (74) Banno, op. cit., pp. 237~244.
- (75) Rennie, op. cit., p. 260. Mr. Hart says, that, in the most unblushing manner, both the Prince and Wan-se-ang declared, that from one of their red-buttoned mandarins down to a tinckchai, or orderly, there is hardly a person in the government employment they can trust. They profess to be fully impressed with the good fortune which they now enjoy of having foreigners in their employment who speak the truth, and on whose reports they can with confidence act, from the assurance they feel of their being in accordance with facts.
- (76) Morse, op. cit., Vol. 2, pp. 47~48.
- (77) CMC, Documents illustrative, Vol. 1, 1937, pp. 1~3, Inspector General's Circular No. 1 of 1861, June 30.
- (78) PP. China. No. 2(1864): Correspondence respecting the Fitting out, Dispatching to China, and ultimate Withdrawal, of the Anglo-Chinese Fleet under the Command of Captain Sherard Osborn; and the Dismissal of Mr. Lay from the Chief Inspectorate of Customs, p. 22, Bruce to Russell, Nov. 19, 1863. They[the Chinese Government] do not look upon the Inspector-General as anything more than a subordinate officer in their employ, to whom a general superintendence is given over the foreigners engaged to aid in the collection of the Customs revenue on foreign trade, but on whom no control is bestowed over the application of the of the receipts. They do not consider him a political officer at all, nor do they consult him as of right even in questions affecting foreign trade.
- (79) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷二一、頁四七、同治二年一〇月甲午付、恭親王らの奏片に附属、ウェードあての書翰。査李前總稅司之在貴國、並無官職、在中國充當總稅務司、既食中國之俸、即與中國屬員無異。其職分亦與各省海關相等。
- (80) 前註(78)の引用文の続き。……and it was only by his[Mr. Hart's] tact, good sense, and modesty, that he obtained access to the Prince of Kung, and turned to useful account the favourable impression he made upon his Imperial Highness and his advisers.

- (81) Banno, op. cit., pp. 225~232. S. M. Meng, The Tsungli Yamen, 1962, passim.
- (82) E. g., Martin, op. cit., p. 293. Morse, op. cit., Vol. 3, pp. 398~399. Fairbank, et al., eds., op. cit., Vol. 1, letters no. 510, p. 583. Hart to Campbell, Jan. 8, 1885.
- (83) Morse, op. cit., Vol. 2, pp. 366~367, 387~388, Vol. 3, pp. 404~405.
- (84) 『第二次鴉片戦争』第三冊、五一八頁、「欽差大學士桂良等奏行抵常州會商稅則大概情形摺」、咸豐八年八月二〇日。若夫兵費六百萬、似不值與較。現在每年所徵夷稅、較前尚不至短絀、約計不過一兩年可以給清。……以彼之稅、償彼之費、於我似無大損。
- (85) すでに一八五七年に、香港総督バウリングが外国人稅務司制度に対する反対に反駁して、「いま我々が有する中国の稅收への足ががりは、交渉に役立つのみならず、我々の要求する〔賠償金〕支払の物質的保証を与えるものともなりうる」と述べているところから察しても、そうした蓋然性が大きいといえよう。F017/264, Bowring to Clarendon, No. 92, Feb. 26, 1857. I should be unwilling at the present moment to be instrumental in creating additional difficulties be the destruction of a hold we now possess upon the revenue of China, which may not only assist negotiations but give substantial security for the payment of our claims, ……
- (86) F017/274, Clarendon to Elgin, No. 111, Dec. 10, 1857. I have to caution Your Excellency against acting upon the view which Sir John Bowring appears to entertain of taking into his own hand the administration of the Customs at Canton as a security for the payment of such sums as may be exacted from the Chinese Government.
- (87) CIMC, Treaties, Conventions, Vol. 1, pp. 624~625.
- (88) 『中美關係史料』、三〇三頁、「大學士桂良等致美使列衛廉 (William B. Reed) 照會」、咸豐八年五月一五日。
- (89) 同上、三一三~三一五頁、「大學士桂良等與美使列衛廉立約」、咸豐八年一〇月初三日、「大學士桂良等致美副使衛廉士 (S. W. Williams) 照會」、咸豐八年一二月初二日。Williams, ed., "The Journal of S. Wells Williams," pp. 96~97. November 13th. [1858] ……Besides the supplementary treaty containing the tariff, Mr. Reed also signed a convention about the payment of claims for property destroyed at Canton and Whampoa belonging to United States citizens. The Chinese government has agreed to pay the sum of five hundred thousand taels by deducting one fifth from the duties paid by American ships at Canton, Fuhchau and Shanghai, commencing next Chinese New Year. Of this sum three fifths is to be paid at Canton, one fifth at Fuhchau, and one fifth at Shanghai. ……In

getting through with the tariff and the adjustment of American claims, we have had to trust very much to the assistance of Mr. Lay, and I don't know when we should have settled the latter if we had not had his help.

- (90) 『第二次鴉片戰爭』第四冊、三八八頁、「廣東巡撫耆齡奏訪查粵海關稅銀英法提去數目及其踞粵城情形摺」、咸豐一〇年四月二五日。現在李泰國仍往上海、交給夷人赫德接辦。計自九年八月二十六日起、至本年閏三月二十五日止、共征銀六十三萬六千五百餘兩、內佛蘭西夷人陸續提去銀三十三萬三千三百三十餘兩、米利堅夷人提去銀四萬兩、均稱係作抵六百萬撫夷經費。……共被夷人提去銀四十七萬四千餘兩。
- (91) 前註(4)、參照。Williams, ed., op. cit., p. 220. November 7th. [1859] …… I am of opinion that the American merchants disincline to accept the stricter performance of the collection of duties because they have so long got off with the payment of half or two-thirds the legal amounts, and the new system involves much more trouble than the old.
- (92) Wright, op. cit., pp. 143~144. これがのちのいわゆる洋関の国際性 (E.g., ibid., p. 2. Martin, op. cit., pp. 413~414.) の発端になったのはいうまでもない。
- (93) Lockwood, Heard and Company, pp. 99~101.
- (94) IUPBPP, Vol. 34, Affairs in China, p. 214(376), Elgin to Russell, Oct. 25, 1860. I hold on this point the opinion which is, I believe, entertained by all persons, without exception, who have investigated the subject, that, in the present disorganized state of the Chinese Government, to obtain large pecuniary indemnities from it is simply impossible, and that all that can be done practically in the matter is, to appropriate such a portion of the Custom's revenue as will still leave to it a sufficient interest in that revenue to induce it to allow the natives to continue to trade with foreigners.
- (95) CIMC, Treaties, Conventions, Vol. 1, pp. 219~240, 674~675.
- (96) 『第二次鴉片戰爭』第五冊、二九九頁、「欽差大臣奕訢等奏英照會賠款按稅扣歸及法使抵津各情摺」、咸豐一〇年一〇月一八日。該夷貪利性成、深恐該監督等於三個月內、所徵夷稅、別有隱匿、該夷欲查詢明確、所徵之數既多、則所扣之數亦因而加增。是其〔→以〕錙銖必較、不肯爲各監督蒙混、致徵多扣少、情見乎詞。
- (97) 同註(23)。至於夷人交納稅課、錙銖洞悉、絕不容我浮收、非十三行未撤之時可比。內地稅官、亦無從而沾潤、皆有報部冊籍、及夷人收數可查。是原定章程、行之於道光年間、未撤洋行以前、誠可以一勞永逸、而行之於今日、究與時勢不甚相合也。……
- (98) 同註(26)。江海關徵收夷稅、向夷商將貨物清單、報明領事、轉報海關稽徵、明立文案。中外皆有冊籍可稽、至無浮收及徵多報少之弊。若清查浮冒、則該夷本無賠累、夷酋・夷商、均不知所感也。

- (99) 『籌辦夷務始末』咸豐朝、卷七二、頁三六～三七、咸豐一〇年一二月癸未付、恭親王らの奏片。臣等擬屆其時、著駐京夷官、令其向各口領事官索取交稅數目單、按月送呈、與各省所報覈對。並調取各關流水紅簿、與部頒稅簿認真稽查、自免侵蝕之弊。或令夷人仍幫同司稅、厚以廩餼、令其據實咨報總理衙門及戶部、總期層層稽覈、似不至弊混。
- (100) F017/350, Wade to Bruce, letter, Jan. 11, 1861, Encl. No. 7, in Bruce to Russell, No. 14, Mar. 12, 1861. He[Wansiang] went on to say they could not manage the indemnity question without foreign assistance in the Customs establishment, which, moreover, they [were] bound to bring under a uniform system.
- (101) 新たに總理衙門の幫辦大臣となった前粵海關監督恒祺に対する見方を伝える次の史料は、いささかエピソード的で、また賠償金に限った記述でもないが、このような恭親王ら總理衙門首脳の置かれた立場と方針をよくあらわしていよう。Rennie, *op. cit.*, p. 260. The Prince expressed an opinion that they should send a high official, like Wan-se-ang himself, to visit the ports where foreign trade is carried on; and on the latter saying, "Will Hang-Ki (恒祺) do? Shall we send him?" the Prince shook his head, and said, "No, no; he has been too long at Canton. His reports would be pretty sure to drawn up in accordance with the principles which he took for his guidance when he was collector of customs there." Hang-Ki does not seem to be a special favourite with the Prince, and he is stated to be somewhat obstructive to the extension of improved relations with foreigners, being much wedded to the old Canton li; ……
- (102) 『咸豐年間奏摺档案底本』射集、「戸部奏陳關稅情形摺」、咸豐三年。各關稅向來俱按正額・盈餘、定銀數徵收、……如盈餘外再有多餘、亦即儘收儘解。是儘收儘解之名、爲盈餘外再有多收者言之。非正額・盈餘、尚未徵足、即借口於儘征儘解、爲徵收關稅開一巧使之門也。……況臣部辦理關稅、原以額定稅數爲考核。今不論額定稅數、而第曰儘收儘解、則十成內收至九成者、謂之儘征儘解、即十成內僅收至一二成者、亦謂之儘征儘解。是征收關稅、可以任意虧短、而臣部亦無憑考核。其名雖若無弊、而其實最易滋弊。
- (103) F017/176, Alcock to Bonham, Oct. 9, 1850, Encl. No. 10 in Bonham to Palmerston, No. 32, Apr. 10, 1851. Something I think might be gained if the Chinese Government could be induced, without delay, to farm out the duties on Foreign trade at this Port. They have hitherto deferred doing so, uncertain from the rapid increase and development of the Trade, as to the average amount of annual Revenue it may be made to yield the Imperial Treasury. Unfortunately, in the mean time, the Superintendent of Customs has no interest in the increase of the revenue, for all that passes through the Custom House books is

to him a source of Expense, as it has to be forwarded with the sealed books to Peking at his Cost. His interest therefore together with that of his subordinates lie all the other way. The smaller the Official return of Duties levied on Foreign Trade the less will be the expense incurred for the melting and transmission of the Silver, the more moderate will be the rate at which it may ultimately be farmed to him or his Successor, and finally the larger will be the amount obtained by collision with the Shippers for division among the Custom House Officials.

(104) 前註(100)の引用文の続き。Wansiang said it would not do to employ Chinese, because it was clear they did not report all they collected, and he instanced Sieh, who, he said, had sent in no accounts for the last three years. ただしのちの李鴻章や上海道台の黄芳や吳煦の報告によると、洋関で徴収する収入すべてを江蘇省の軍費にあてるのは、咸豐七年以来の慣例で、遅くとも咸豐一〇年には薛煥が中央に要請して、許可済みであったという。『李文忠公全集』奏稿、卷一、「江海關洋税第六結並免單税無從撥還摺」、同治元年七月十三日。經前撫臣薛煥奏准、儘所收釐捐・關税抵放軍餉。同上、卷三、「關税留抵軍餉摺」、同治二年五月三〇日。當即筭行現署蘇松太道黄芳、會同吳煦、……據詳稱、江海關徵收洋税、咸豐七八九等年、均儘數解交蘇省籌餉局、彙撥軍餉。……是年(咸豐十年)十二月、由薛煥奏請、將海關所徵洋税・子口・土貨半税、並洋藥税銀、儘數抵撥本省軍餉、是已奏明有案。もちろんその支出の明細を報告していたかどうかは疑わしく、その点なお明らかではない。いずれにせよ、中央の地方に対する感情は読みとれよう。

(105) 前註(96)の引用文の続き。惟思、各該監督歷來徵收關税、往往以多報少、隱匿侵蝕、積習相沿、無從澈底清查。茲該夷因扣繳二成之故、每屆三個月、必將收納總數、查對清楚、各該監督無從隱匿。是該夷僅爲扣繳二成起見、而嗣後戶部轉可將報明扣繳二成之數、核算收納總數、竟可絲毫悉入國帑、不能稍有侵蝕、於關税積弊、爲之廓清、似於關務有益。

(106) 前註(104)の引用文を参照。

(107) 清代の財政構造における戸部の統制機能と、その清末に至っての崩壊については、岩井茂樹「清代国家財政における中央と地方」、参照。

(108) 『清代鈔档』、「清代財經史料(題本)」、「關税 廣東各關」、同治六年八月一八日、粵海關監督師曾の奏摺。粵海大關暨各口征收正雜銀兩、向係常洋不分、例於一年期滿、先將總數奏明、俟查核支銷確數、另行恭疏具題、分款造册解部。嗣於同治二年十一月間、奉部筭行奏准、將各海關洋税收支數目、均以咸豐十年八月十七日爲始、仍按三箇月奏報一次、扣足四結、專摺奏銷一次、仍從第一結起、造具每結四柱清册、送部查核、毋庸按照關期題銷、以清界劃而免稽延。其各關應征常税、仍令各按關期、照常題銷、以

符舊制、等因。業將征收洋稅數目、按照結期、以四結爲一年、分別按年具奏。其常稅數目、遵照仍按關期辦理。又於同治四年五月間、奉部筭行奏准、粵海關常稅、既查明每年所征、不過數萬、則例定正額銀四萬三千五百六十四兩、應即作爲常稅正額。……盈餘一項、既據奏稱、現在豐嗇無常、應准其俟二三年後、由兩廣總督會同粵海關監督、體察情形、再行定額、……再本年五月十一日、奉到部筭議覆、粵海關常稅正額銀五萬六千五百一十一兩九錢一釐、盈餘銀十萬兩一摺、於同治六年三月初一日具奏、本日奉旨、依議、欽此。この引用文の概略のみならず、『光緒大清會典事例』卷二三五、戸部、關稅、に記述がある。なおここにみえる同治二年一一月に粵海關が受理したという奏准の規定には、洋稅について旧來の各關の決算期日に従った題本での報告を西洋曆の三カ月ごとの奏摺での決算報告に改めるほか、「親填簿などの使用をやめる」とも記されている（『籌辦夷務始末補遺』同治朝第二冊、二五六～二五七頁、「〔福建巡撫〕徐宗幹奏 閩海關洋稅十三結收支數目由」、同治三年四月二六日）。これは親填簿が商人たちの徵稅請負に不可分な手續であつた（陳國棟「清代前期粵海關的稅務行政」、四六六頁）ことに鑑みれば、本稿で考察してきた西洋貿易での徵稅原理の変容を最終的に清朝側が制度的に確認したものと位置づけられるであろう。

(109) Morse, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 49~63. M. C. Wright, *The Last Stand of Chinese Conservatism*, pp. 16~18. 薛福成『庸庵筆記』卷二、「咸豐季年三奸伏誅」。

(110) 坂野正高「中国を英國の外交官はどのように見ていたか—マカートニー使節団の派遣から辛亥革命まで—」、前掲『近代中国外交史研究』、二七〇～二九〇頁。

(111) F017/371, Bruce to Russell, No. 33, Apr. 13, 1862. I warn Her Majesty's Government that I cannot maintain the high moral position it is my object to take at Peking, unless this establishment is upheld with the authority requisite to make it respected by foreign communities. My whole time and influence will be wasted in inglorious discussions, arising out of Custom-house cases, in which the object of the foreigner will be to defraud the revenue by all the ingenuity he can command, and the tendency of the Consul, to listen favorably to the suggestions of involuntary error and absence of corrupt intention with which, unscrupulous traders shield themselves when found out.

(112) *LUPBPP*, Vol. 32, *Further Papers*, pp. 130(496)~131(497), Bruce to Russell, Oct. 6, 1862. looking to the recovery of the indemnities, and to the great importance of the Chinese Government not being deprived of funds at a moment when it is striving to restore tranquillity to the country, I think your Lordship will agree in the policy of upholding the system against the clamour of those who are interested in returning to the former corrupt and

unsatisfactory Customs Administration.

- (113) ブルースの政策に対しては、イギリスの外務省のみならず、貿易省 (the Board of Trade) も支持を与えていた。また列強の支持の背景には、アメリカ公使バーリンゲーム (Anson Burlingame) の主唱に係る、一八六〇年代のいわゆる「協力政策」 (the Co-operative Policy) が存在していた。N. A. Pelcovits, Old China Hands and the Foreign Office, p. 24. Wright, op. cit., p. 189. M. C. Wright, op. cit., pp. 21~41.
- (114) 彼らはイギリス本国においても反対運動を繰り返したが、そこでは外務省が天津条約の調印者エルギンの意見を徹し、また賜暇帰国中の総稅務司レイがこうした不平に対して逐条反駁した覚書を提出した。IUPBPP, Vol. 32, Further Papers, pp. 192(560)~195(563), 171(539)~179(547), Elgin to Layard, Feb. 8, 1862, "Memorandum by Mr. Lay, Chinese Inspector of Customs, on the Complaints of the Hong Kong and Shanghai Chamber of Commerce." これらの議論そのものはすでに詳細な研究もあり (e.g., Pelcovits, op. cit., pp. 21~31, et passim.)、また必ずしも本稿の目的でもないため、立ち入って論じない。
- (115) IUPBPP, Vol. 32, Further Papers, p. 162(530), Perceval to Russell, Aug. 26, 1861. the faithlessness of the Chinese, aided by the trained astuteness of the foreigners whom they employ, has endeavoured to detect flaws in the language of the Treaty, and to apply their assumed discoveries to the detriment of British interests.
- (116) Ibid., The Shanghai Chamber of Commerce to Russell, Aug. 20, 1861, p. 166(534). ……those illegalities which, in infringement of our Treaty rights, have lately been attempted by the Imperial Maritime Customs, even when enjoying the advantage of foreign experience and advice in their administration.
- (117) この表現の温度差は、香港商業會議所と上海商業會議所がそれぞれ、洋関の設置にあたり直面した問題を示すものである。第二章第四節に論じたように、広東における洋関の設置は、香港と広州を往来する小汽船による取引の規制を目的としていた。それは香港の外国商人にとって、みずからの通商活動に対し、新たに加えられた拘束であり、堪えがたく感じられた。一八六一年に設立された香港商業會議所の目的は、「現地の通商の自由と利益を保護する」ことにあり、それを損なうものとして洋関が位置づけられた (E. J. Eitel, Europe in China, pp. 383~384.)。彼らは洋関の取締行為を「外国人の組織的暴力手段」と断じ、「個々の犯罪者が無法な行動をし、それによって外国人の名が嫌悪され、彼らと同国籍の無実の人々まで敵意を抱かれるようになるよりも、はるかに有害な結果をもたらすであろう」とさえ主張したのである (同註(115)). The

- Chamber believes that the consequences of this organized plan of foreign violence, although flourishing under high official sanction, will be infinitely more pernicious than any lawless acts of isolated criminals in producing detestation of the foreign name and hostility to the innocent fellow-countrymen of these individuals, ……)
- 他方、上海商業會議所の主たる関心は、後述するように内地通過税の問題であり、そこでは洋関が自分たちの利益に正面から損害を与えたという認識よりも、むしろ当初の期待が裏切られたという失望感が強かったのである。
- (118) IUPBPP, Vol. 32, Further Papers, p. 162(530), Perceval to Russell, Aug. 26, 1861. The design of the Treaty of Tien-tsin unquestionably was to afford a greater degree of expansion to British trade with China, and greater privileges to Her Majesty's subjects, official and non-official, in access to the interior and in intercourse with the Chinese authorities.
- (119) CMC, Treaties, Conventions, Vol. 1, pp. 220~221, 234~236.
- (120) これはもともと、ひとしく外国人税務司制度に賛成したとはいえ、清朝側の認識と外国側の思惑が正反対であったことにもよる。前註(31)の引用文にも見えるように、清朝側は外国人の取締、とりわけ内地への進出をくいとめる機能を認めて、外国人税務司制度を評価していたからである。
- (121) Ibid., p. 163(531). some check is grievously[sic] wanted upon the power of provincial mandarins to levy duties and "squeezes" on imports and exports at their own will and pleasure; and to defeat this will require unceasing vigilance and energy on the part of foreign authorities. Rightly or wrongly, the British Representatives in China are believed to favour the idea of a centralized administration and a revenue for Imperial as distinguished from local purposes; and as in the existing state of China this only diminishes the resources and importance of the provincial authorities without providing any substitute for what it deprives them of, the latter find it a notable expedient to make British trade pay the penalty, and fill their coffers with these illegal though tacitly admitted imposts.
- (122) Jardine Matheson Archives, Letter Books, Jardine, Matheson & Co. to Mendel(Manchester), Mr. 30, 1861, cited in Pelcovits, op. cit., p. 22. we may observe that the country is in a state of desolation, and that the duties now collected at the foreign custom houses are being applied to Imperial and not provincial wants. The effect of this last circumstances is to cause additional imposts to be levied on the transit of goods in the Interior, ……
- (123) IUPBPP, Vol. 32, Further Papers, p. 170(538), Bruce to Antrobus, Sep. 23,

1861. You are sufficiently acquainted with the history of our intercourse with China to know the difficulty of preserving trade from exactions in the interior at a time when the Government is straining every nerve to provide funds for the suppression of a formidable rebellion, and when by Treaty it is debarred from the usual resources of Governments in such cases, namely, that of raising revenue by increased Customs impositions. The transit-duty clause was devised to relieve the foreign trader from arbitrary internal exactions, without imposing upon Her Majesty's Government the hopeless task of interfering between the Chinese authorities and their Chinese subjects. Unfortunately the general anarchy that prevails, and particularly the disturbed condition of the country in the neighbourhood of Shanghai, renders at present the benefit of the arrangement almost nugatory, and greatly enhances the difficulties of any one who has at one and the same moment to carry out the provisions of the Treaty, and to place the relations of the two countries on a permanent and more friendly footing. The same causes, together with local interests, are at work in thwarting the attempts of the foreign employès to introduce a more honest and better system of administration into the Chinese Custom-house.

124) 『吳煦档案選編』第六輯、二五三頁、「吳煦覆籌餉局函」、一八五八年五月十九日。道憲與之(夷官)力爭、以、華商買貨後、愿捐軍餉、與洋商毫不干涉。同上、五二七～五二八頁、「薛煥致麥華陀(W. H. Medhurst)函」、一八六二年八月一日。土貨如歸華商手内、華官亦可任意抽釐、……茲准來文、允以洋藥一經賣與華商、盡聽便加捐、土貨如歸華商□□〔→手内〕、華官亦可任意抽釐、足徵貴國和好之誼、良深感佩。同上、五二九～五三〇頁、「薛煥致麥華陀函」、所収、「洋商運土貨進内地南卡抽釐章程」、一八六二年八月。……凡各種洋貨、一經中國商人買回、運進内地銷售、即屬中國貨物、應照土貨運進内地例、一律抽釐、與外國商人無涉。……此係明定專抽華商運土貨出口之釐金、不涉洋商之事。當時の子口半税と釐金、およびそれに対する外国側と清朝側の態度については、次を参照。B. Dean, China and Great Britain, pp. 42～47.

125) IUPBPP, Vol. 33, Elgin's Special Missions, p. 402(822), Oliphant & Wade, loc. cit. Transit Dues—The Chinese would prefer to have these levied at the port to levying them inland. ……The duty on silk, known as “San kwan tau[sic]” duty, would included in the 2 1/2 per cent. ad valorem rate. Dean, op. cit., p. 47. ただしこれはなかなか中央から認可がおりず、江蘇巡撫薛煥、ならびに彼に代わった李鴻章も許可を願っている。以下を参照。『籌辦夷務始末』咸豐朝、卷七八、頁一二～一四、咸豐一一年五月庚寅付、署理欽差大臣江蘇巡撫薛煥の上奏。『李文忠公全集』奏稿、卷八、「海關應撥北新贛州太平三關絲稅請免補解片」、同治四

年五月初六日。

- (126) 『李文忠公全集』奏稿、卷七、「赫德請加按察使銜片」、同治三年一—月初五日。茲查、總稅務司赫德、年來經理洋稅、接濟餉需、用資戰勝、即與宣力行間無異。
- (127) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷三〇、頁一二～一三、同治三年一—月丙辰付、恭親王らの奏摺。蘇省連年用兵、一切餉需、均藉洋稅源源接濟。
- (128) 洋稅は前節に論じたように、戸部が把握できた稅收であったから、報告を怠ると彈劾をうけることになる。たとえば前註(104)に紹介した文祥の見解は、やがて後任の江蘇巡撫李鴻章に対する公式な戸部からの彈劾となって表面化する。『李文忠公全集』奏稿、卷三、「關稅留抵軍餉摺」、同治二年五月三〇日。竊准戸部咨、奏參江海關徵收洋稅等銀全數動撥軍需無存一摺、於同治元年十二月初一日、奉旨、依議、欽此。查原奏內開、例載、各省關稅銀兩、管關監督於年滿・季滿時、遵照定例、解交部庫、該督撫毋得率行指撥。如遇有迫不及待之項、准其聲敘實在情形、專摺奏明辦理。今江海關自咸豐十年七月二十六日起、至十一年七月二十五日止、……統計一年期滿、實存銀一百三十一萬八千七十七兩六錢七釐一毫、據該撫奏稱、因軍務喫緊、動撥無存、等語。查該關徵收西洋各國稅鈔銀兩、除洋藥稅一項、例應專款解京外、其正半各稅、應恪遵定例專款存儲、分批解部。即不得已借撥軍需、亦應先行奏明、方准動用。
- (129) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷三八、頁一二、同治四年一—二月丙申付、恭親王らの奏片。現在扣款將完、臣等擬令總稅務司、仍照舊章、按照三箇月一結之期、據實呈報臣衙門及戸部查覈、總期涓滴歸公、勿爲吏胥侵蝕中飽。至各該關洋稅、既無外國扣款、且東南等省、軍務亦漸肅清、自應酌量提解、以裕庫儲。……於部撥京餉・協餉之外、仍按結酌提四成、委員解交部庫、另款存儲、以備要需。
- (130) そのもっとも典型的な一例として、左宗棠の陝西・甘肅の回亂平定があげられよう。彼が二〇〇万兩の軍費を、洋稅を担保に外國商人からの借款で賄おうと提案したところ、恭親王らは利息の負担が過大になるとし、その二〇〇万兩を半分ずつに分ち、借款は一〇〇万兩にとどめ、もう一〇〇万兩は戸部に送るべき四成洋稅を充て、各海關は直接左宗棠にひきわたすよう答申したのであった。『籌辦夷務始末』同治朝、卷五六、頁二六、同治六年一—二月丁未付、總理各國事務恭親王らの奏摺。四成洋稅一項、雖係奏明解部之款、然有款可以抵換、似不妨暫爲通融辦理、免得多出息銀。擬令江蘇・浙江・福建・湖北・廣東各海關、按照左宗棠原擬代借之數、劃分爲二、一半由應解部庫四成洋稅項下、先行提出、飛速解交左宗棠軍營支用。一半由各海關出具印票、由各督撫臣加蓋關防、交胡光墉、向洋商借用。洋稅を担保とする借款・外債の詳細については、別稿を予定している。
- (131) 『海防檔』丙、機器局、三四頁、同治六年四月一—五日付、軍機處より總理衙門に交付された曾國藩の鈔片。將洋稅解部之四成、酌留二成、以濟要需。……以一成爲專造輪船之用。以一成爲酌濟淮軍及添兵等事。其餘二成、仍隨時按結報解。……同治六年四月

一三日、軍機大臣奉旨、著照所請、該衙門知道、欽此。

(132) 以上の点において、洋税はとりもなおさず中央政府の財源とするこれまでの研究は、甚だ正確さを欠く。次を参照。Wright, op. cit., pp. 259~260, 333~334. 濱下武志『中国近代経済史研究』、八一~八二頁。また一九世紀の外国人の著述にみられる、四成洋税は中央の、その残りの六成洋税は地方の財源とする議論も、一八九〇年前後の状況に対する観察に基づくものであるため、なおいっそう考察を要するであろう。たとえば次を参照。E. H. Parker, "The Financial Capacity of China," pp. 105~106, 111, 116. IUPBPP., Vol. 19, G. Jamieson, Report on the Revenue and Expenditure of the Chinese Empire, p. 12(606). ただしそのうち、以下のような言は参考に値する。「地方の官人があらゆる手段をつくしてハートの洋関を妨害しているといえ、それは誤りである。何となればそれは年四〇万ポンドの収入を生みだし、少なくともその半分は北京の戸部から、地方の需要に充当されるからであり、したがって地方官はある程度までは、洋関に協力的である。しかし彼らが決してしようとししないのは、それ以上の財政の中央集権をうながすことである」(Parker, op. cit., pp. 77~78. It is a mistake to say that the provincial mandarins do all they can to thwart Sir Robert Hart's Customs, which produces £4,000,000 a year. At least half of this is "appropriated" by the Peking Board of Finance to provincial uses, and the provincial authorities willingly support the Customs up to a certain point; but what they certainly will not do is encourage further centralisation of finance, except and in so far as concurrent arrangements are made to devote a portion of the receipts to provincial uses.……)。「督撫は洋税を掌中のものと見なしたことはなく、……たとえ洋税のかなりの部分が省の支出にあてられるとはいえ、それは戸部が個別に認可したものであって、督撫の権利としてそうなっているではない」(IUPBPP., Vol. 19, Jamieson, op. cit., p. 12(605). Practically, however, the governors never have looked upon the customs revenue as falling within their control, and although, as will be seen, a considerable portion does come in aid of certain provincial expenditure, it is by virtue of the specific authority of the Board and not as a right.)。

(133) 中央戸部が四成洋税の用途をどのように調整、統制したかは、より詳しい検討を経なければならぬが、その実効は同治末年になると、低下を免れなかったようである。『道咸同光四朝奏議』第六冊、二四三七~二四三九頁、「載齡等請封存四成洋税疏」、同治一二年。自四成洋税解部以來、外省報解之款稍增、而各衙門奏支之款轉鉅。臣部偶一駁減、各衙門即抗疏以爭、必如其所請而後已。……自同治八年四月起、至十一年十二月止、動用過四成洋税、陸百玖拾伍萬兩。同治九年曾經臣部奏明、兵餉照章開放、暫准銀庫挪借四成洋税。其各衙門奏借銀兩、以及工程等項、由臣部察看庫儲有無餘款、分別

准駁、等因、在案。乃自具奏以後、不獨兵餉挪借四成洋稅也、即各衙門借款、亦挪借四成洋稅矣。且恃四成洋稅可以借款兵餉、轉將庫儲正項、儘數開支別項矣。

そもそも軍費調達をはじめとする中央戸部の財政措置に対し、地方の側では太平天国の時期より根強い不信があり、それはこのときになっても払拭されていない。地方が戸部への報告を経ずにその裁量でつかう「外銷」の経費が増大しはじめるのは、その一つの現われである。以下を参照。『浙江通志釐金門稿』巻中、頁八～九。泊咸豐軍興、部款不繼、無以應各省之求、督撫及統兵大臣、自籌款而自用之。軍務倥傯、急不暇擇所收、固未及報部、而移緩就急、剝肉補瘡、所用尤不能繩以部章、遂決破二百年拘牽之藩籬、而督撫之權浸重矣。……同治初軍務漸定、部中飭令各省造送報銷、各省乃將自便動支之款、悉於收數內剔除、名曰外銷。大率外銷十之一二而報部、收數則十之八九、此弊各省所同賢者不免【部中嚴核報銷、書吏藉以索賄、賄足則駁於前者、可准於後、久爲外省所輕。中興名臣、如胡〔林翼〕曾〔國藩〕左〔宗棠〕諸公、尤深惡部書之舞弊。款歸外銷、則部中無從持其短長】。岩井前掲論文、一四八～一四九頁。四成洋稅の分配においてもそれは例外ではなく、地方は中央の措置に失望を禁じえなかった。そうした不信感、失望感が中国の本格的な外債導入の一つの動機をなしている。次のような李鴻章の言を参照。『李文忠公全集』朋僚函稿、卷一四、「復沈幼丹（沈葆楨）節帥」、同治一三年五月初一日。朝貴一聞撥款、則縮項結舌、而莫之敢應。即有一應、農部疆吏、空文支吾、於事何濟。是以曾文正剿粵賊、鴻章剿捻匪、興師十萬、皆自籌餉、但求朝廷不掣肘爲幸、何曾預請巨款耶。……私計祇有借洋債一說。同上、「復張振軒（張樹聲）中丞」、同治一三年五月初七日。幼帥（沈葆楨）請借洋款、又較請撥部存四成洋稅爲便。

(134) Morse, *op. cit.*, pp. 34~36. Wright, *op. cit.*, pp. 225~257. 呂實強『中國早期的輪船經營』、四三～一一九頁、Gerson, *op. cit.*, pp. 131~201. 坂野前掲「ロバート・ハート」、三四九～三五二頁、井上裕正「レイ・オズボーン艦隊事件の外交史的意義について」、呉乾兌「英國政府與“阿思本艦隊”」、など参照。

(135) K. F. Bruner et al., eds., *Entering China's Service*, pp. 264, 269. [6 JUNE 1863:]Lay then went into the business, and said that the money collected by the Customs and handed to the governors of the provinces was wasted and pocketed by them: and that he wd not consent to continue to collect money to be misused in such a disgraceful manner, that he had therefore resolved to collect the money, and hold it at the disposition of the Tsungleyamun; that he wd not pay a cash to the Footaes unless ordered to do so by the yamun. Here WanSeang took up the conversation, and said I'. that Footae cd not pocket monies, inasmuch as the Inspector General's quarterly reports enabled the Yamun, & Hoopoo, to know the amounts actually collected; that, besides, independent of such reports, the 2/5ths paid as Indemnities enabled the Yamun

to know what the total was; and 2^d. that the Footae cd not appropriate the funds themselves, but had to distribute it as directed by the Hoopoo, and that that Board did not give directions touching the distributing of revenue accruing on foreign trade before consulting the Tsungleyamun. [8 JUNE 1863:] In order to gain some information about the loan, &c, Lay asked whether WänSeang had laid before the Prince his proposal that to each port shd be appointed a Keentuh from the Tsungle Yamun. WänSeang said that he had brought the matter before the Prince, but that there were many obstacles in the way of carrying it out—che-chow teih leiang: he fears chiefly that a mere Keen tuh without any local authority wd not be able to get through his work, as the local officials wd not heed their directions, Hoo ying puh ling; and he argues that, it is scarcely necessary to take the step, inasmuch as the local officials, who now act as K'een tuh, are, from their connection with the collection of the foreign revenue, completely under the control of the Tsungleyamun. To this Lay said that he had made up his mind to one thing: that he wd, after fixing the date, collect the money for the Tsungleyamun, and not for the officials of the provinces; that if the Yamun did not consent to that, he wd cease to be Inspector General, 引用文後半の海関監督の問題は、おそらく洋税収入を扱う金融機関にかかわってのことであろう。レイはさらに、各海関に総稅務司に直屬する銀号を設立するよう進言しているからである。『海防档』甲、購買船砲、一五六～一五七頁、同治二年四月二六日、總理衙門が受理したレイの「輪船節畧」。各關稅銀、均歸地方官、先用後奏、無不用盡。且稅銀既入伊手、萬難發出、以致應用之款、屢與相商、亦皆不肯照給。嗣後各關所徵稅銀、應報明總理衙門、轉咨戶部查收。各海關應由本總稅務司各立銀號、代收稅銀、按期具數、報候總理衙門轉咨戶部撥用。……若不照所議、則各關稅銀、盡爲地方官所用、本總稅務司不能隨便支用、各事皆不能辦理。これとあわせて、彼は借款の便のため洋税をイギリスの銀行にあずけておく構想をも明らかにしている。Bruner *et al.*, eds., *op. cit.*, p. 265. [6 JUNE 1863:] Lay explained that no place was wanted as a security; that if he were allowed to collect the revenue, place it in an English Bank and hold it at the disposition of the Tsungleyamun, he cd affect[sic] the loan: 海関監督の總理衙門からの派遣、總稅務司直屬の海関銀号設立、外国銀行による洋税の保管、この三者はあい連関して、レイの洋税中央化構想を実現する具体的な手段となるものであった。それはいうまでもなく、当時の地方の利害と衝突するものでもあった。次の李鴻章の言にそれがよくあらわれていよう。『李文忠公全集』朋僚函稿、卷一、「上曾相（曾國藩）」、同治元年七月一九日。其實滬城内外各事、實皆洋人主持、惟所欲爲、不過關稅・釐金、

仍爲華官收放耳。

- (136) Bruner et al., eds., op. cit., p. 280. 19 JUNE 1863:……The documents embodying the Prince's remarks, ……The remarks ……that there were no necessity for appointing special Keen-tuh on the Hoo-ying-puh-ling ground; that the money must be paid into Chinese Banks; and concluding with the statement that it was absurd to expect alter her old institutions merely because she had purchased half a dozen steamers.
- (137) 前註(78)の引用文を参照。
- (138) Bruner et al., eds., op. cit., p. 289. [1 JULY 1863:]China differs essentially from Europe: the govt. is central only to a certain extent. From capital are appointed all the high officers, who may be removed at pleasure of the capital; but once appointed, no interference with the details of the transaction of local business is thought of. It is only when the govr. reports what he has done, or when a Censor complains, that the govt. takes action. It is not prepared fo such a change as governing from the capital. 坂野前掲「ロバート・ハート」、三五五頁。
- (139) IUPBPP, Vol. 2, China. No. 1(1865.), p. 13(157), Hart, "Note on the Introduction." The Inspectorate, while it does good service for its employer — the Chinese Government — in collecting an increasingly large revenue, is, for the present, a necessity under the Treaties; a necessity, however, which need not be regarded with dislike or suspicion, for, while the ally of commerce generally in enlisting in its favour the sympathies of the Chinese Government, the Inspectorate will be for a time, and while it exists, a more and more efficient, though extraneous, public servant; it will have finished its work when it shall have produced a native administration, as honest and as efficient, to replace it. この言は、おわりに、の註(10)の引用文とあわせ参照すべきものであろう。
- (140) オルコック協定とそこでのハートの役割については、次を参照。Wright, op. cit., pp. 369~384. M. C. Wright, op. cit., pp. 279~280, 285, 287. 坂野前掲「中国を英国の外交官はどのように見ていたか」、二九二~二九三頁、同「同治年間の条約論議」、同『近代中国外交史研究』、二三二~二四二頁、R. J. Smith, et al., eds., Robert Hart and China's Early Modernization, pp. 405~408.
- (141) Fairbank, et al., eds., op. cit., letters no. 18, p. 59. Hart to Campbell, Oct. 4, 1870. I do not intend to stay out here any longer than I can help, and, unless great changes speedily come, I don't think there will be

much worth staying for in the shape of successful work. I liked China so long as I was sanguine of being a useful man in it, but, now that they have squatted down again, and I find that Chinese form is too regularly crystallised to admit of much hope of real changes, I tire of being a mere collector of customs.

おわりに

- (1) それは濱下武志氏の洋関の扱い方に如実にあらわれている。氏は「近代経済史における海関（洋関）の役割を検討しようとするとき、海関の制度的側面から接近する場合には、そこに幾つかの制約が存在すると思われる」と断じ、さらに直截には、「制度がたとえそれが外的であろうと」とも述べている（濱下前掲『中国近代経済史研究』、vi～v頁）。こうした言は中国近代経済史をつとめて内在的に見ようとする氏にあっても、洋関という制度の成立は、やはり外からの力によるものと承認した判断を示すものである。そうした判断から、洋関そのものの究明はひとまず捨象し、それを抽象的な分析装置として用いる氏独特の方法が生まれてきたのであろう。
- (2) こうしたあり方は、史料にしばしば包攬と表現されるため、「包攬」という概念で研究者に認識されているようである。瀧野正二郎「清代常関における包攬について」、参照。必ずしも構造的な把握は十分ではないが、鳳陽関・淮安関・潁潁関を素材にした氏の論旨と本稿の前半部分は、当然のことながら暗合するところが散見される。ただし筆者はそれを「包攬」で括ってしまうには、いささか躊躇を覚える。清代の商業組織と政府の関係は、なお解明されていない問題が多く、たとえ史料のうえでの表現がそうであっても、主として地丁錢糧の領域で用いられる「包攬」という概念を、そのまま援用するわけにはいかないからである。今後の課題となるのは、関税に代表されるこのしくみをより詳細に解明するのはもちろん、同じく「包攬」と称される地丁錢糧のそれとあわせて、清代の政治・社会・経済構造全体のなかで、いかに関連づけて整合的に説明するかにあろう。地丁錢糧の包攬の展開としくみについては、村松祐次『近代江南の租棧』、五四二～五四三頁、西村元照「清初の包攬」、山本英史「清初における包攬の展開」、岩井茂樹「徭役と財政のあいだ」、七六～七九頁、参照。
- (3) 以上の所説を導きだした本稿の構想は、もちろんすべてに同意したわけではないが、根岸侑『買辦制度の研究』、の分析、なかんずく「買辦なるものは実に行商から官牙たる資格を除去し、商人としての業務を承継した牙行の変種なりと言ふべきものである」（同上、一一四頁）という論点に多くを負っている。本稿における洋関の位置づけの究明は、そもそもこの「除去」されたはずの「官牙たる資格」と役割のゆくえをさぐることから始まったものである。
- (4) 「外国人税務司制度（the Foreign Inspectorate）の著しい成果は、これを徴税請負

から近代的な意味での徴税機関なるものの範疇に高めたことで、定額に従うのではなく、税率表によって生じるあらゆる税収をすべて報告し、ひきわたすにある」というフェアバンク氏の近年の発言(L. C. Johnson, Shanghai, p. 397, n. 86, Fairbank to Johnson, Private Correspondence, July 17, 1991.)は、「徴税請負(tax-farming)」から「近代的な意味での徴税(modern tax-collection)」への変遷という点のみに注目するなら、筆者もこれを認めるにやぶさかではない。けれどもそれを上海における外国人税務司制度の設立の過程のみに限定して見いだそうとするのは、氏の、ひいては現在に至るまでのアメリカの洋関研究全体の傾向であり、本稿の考察と結論はそれに対する批判をなすものである。

- (5) 『瀛壖雜誌』卷二。舊關例用杭人司其事、謂之總庫、最爲優缺。非糜萬金、不能得也。一年稅餉所入、不下數百萬、然半侵漁於書舍之手。……北關雖無侵漁之弊、而偷漏甚多。蓋中外言語不通、而西人又桀黠狡詐、往往以小艇運貨出口、乘間揚帆而去、不及讖詰。
- (6) たとえば、彭澤益「十九世紀後期中國城市手工業行會的重建和作用」、同『十九世紀後半期的中國財政與經濟』、所収、宮田道昭「清末における外国貿易品流通機構の一考察」、本野英一「安昌・裕康洋行対上海潮惠會館事件—芝罘協定後のアヘン貿易紛争に関する一考察—」、参照。
- (7) 濱下前掲書、一九二頁、飯島渉「「裁釐加税」問題と清末財政」、二七頁。
- (8) 『鴉片戦争』第五冊、四四五頁、『中英兩國來往照會公文簿』、「伊里布致英帥書」。貴國所願者通商、中國所願者收税。
- (9) Pelcovits, Old China Hands, *passim*. なおこの問題については、本野英一氏がオックスフォード大学提出の博士論文で詳細きわまる研究を行なっておられる。その公刊が待たれる。
- (10) たとえば、何烈『厘金制度新探』、一六三～二一九頁、飯島前掲論文、参照。
- (11) CMC, Documents illustrative, Vol. 1, 1937, pp. 312~313. Inspector General's Circular No. 24 of 1873, Dec. 18. Again, the employment of foreigners in the Customs—however usefully it works as an assistance in the transaction of business with foreigners, or however profitably, as an instrument for the collection of revenue—is, in more ways than one, an unpalatable fact: for, although the growth of the establishment has been encouraged, yet it has, with foreign intercourse, been to some extent forced China; and just to the extent to which it has, not unnaturally, grown out of the defects of Chinese exclusiveness, its existence implies that Chinese officials cannot do their own work; while its relations with the Capital interfere with the freedom of official action in each Commissioner's neighbourhood. Moreover, it should not be forgotten that, sooner or later,

the existence of the Inspectorate must come to an end; it may flourish, do good work and be appreciated for a time; but a day must come when the natural and national forces, silently but constantly in operation, will eject us from so anomalous a position.

- (12) Ibid., Vol. 5, 1939, pp. 360~361. Sir Frederick Maze, "Maritime Customs Service, Note concerning Principles of Administration," Confidential, Mar. 17, 1934, Encl., No. 1 in Inspector General's Semi-Official Circular No. 106, May 1, 1934.
- (13) E. g., Wright, Hart and the Chinese Customs, p. 262. J. Spence, To Change China, p. 116.
- (14) Fairbank, Trade and Diplomacy, p. 465.
- (15) J. K. Fairbank, "Synarchy under the Treaties," do., ed., Chinese Thought and Institutions, pp. 204~231. と、do, "The Early Treaty System in the Chinese World Order," do., ed., The Chinese World Order, pp. 257~275. の所説のニュアンスの違いに注意。

図 表

第1表 外洋行の茶取引 (1担)

	両 錢 分 釐
栽培・製造費……………	12 0 0 0
箱罐・包装費……………	1 3 1 6
運送費(産地～広州) ……	3 9 2 0
広州での諸経費……………	3 0 0 0
(課税、外洋行商人の経費、はしけ調達費)	<hr/>
	20 2 3 6
東インド会社への売値……………	27 0 0 0
外洋行商人の利益……………	6 7 6 4

出典: Ball, Cultivation and Manufacture, p. 354.

第2表 棉花に対する課税 (1担)

	両 錢 分 釐
正餉 (Imperial Duties) ……	1 5
加耗 (Per centage) ……	4 5
担頭 (Peculage) ……	<hr/> 1 5
	3 4 5
行用 (Consoo Charge) ……	2 4
事例 (Sze-le) ……	<hr/> 9 1 5
	1 5 0 0

出典: Morrison, A Chinese Commercial Guide, 1834, p. 36.

第3表 棉花の取引と課税 (1担)

	兩 錢 分 釐
「洋貨店 (shopmen)」のつける総価格	11 5 0 0
慣行的な仲介料の控除	錢 1 0 0・0
「洋貨店」使用の銀両成分=0.974兩; 1兩につき	
0.026兩の割引-11.4兩で	2 9 6・4
「洋貨店」使用の銀両重量の不足; 1兩につき	
0.018兩-11.1036兩で	1 9 9・9 - <u>0 5 9 6・3</u>
「洋貨店」の支払う純価格	10 9 0 3・7
粵海関の貨税および賦課金	錢 3 4 5
行用	2 4 0
黄埔でのはしけ料金	6 0
黄埔での外洋行商人の計量係の経費	1 2
ドルの成分不足の補填など	1 0
倉庫保管料	3 5 - <u>0 7 0 2・0</u>
外洋行商人が実際に受領する金額	10 2 0 1・7
以上から想定される外国商人への提示価格	<u>10 0 0 0・0</u>
外洋行商人の直接の利益	0 2 0 1・7

出典: Morrison, A Chinese Commercial Guide, 1834, p. 36.

第4表 広東でのイギリスの輸入額 (1844~1856年)

単位：ドル

	A イギリスからの直輸入				B 植民地からの輸入		C 計	B/C (%)
	毛織物	綿製品	金属	雑貨	インド 棉花	他のイン ド・海峡植 民地産品		
1844	2,898,866	4,726,870	222,973	57,985	6,816,382	783,164	15,506,240	45
1845	1,875,042	2,764,317	87,874	47,823	4,727,834	1,212,612	10,715,502	55
1846	1,386,534	2,755,223	62,493	38,732	4,925,018	829,583	9,997,583	58
1847	1,627,346	2,501,052	40,101	30,282	4,685,872	741,107	9,625,760	56
1848	1,866,980	1,213,344	47,578	19,613	2,791,615	595,467	6,534,597	52
1849	768,042	1,475,644	138,177	33,808	4,769,641	716,932	7,902,244	69
1850	992,800	1,616,900	231,971	28,829	3,432,000	594,400	6,896,900	58
1851	818,817	2,451,945	459,570	46,245	5,500,000	817,684	10,694,261	63
1852	134,826	678,156	447,642	18,513	8,227,000	467,890	9,974,022	87
1853	99,989	555,736	21,098	26,094	2,474,825	906,425	4,058,233	83
1854	30,750	85,820	38,020	18,446	2,706,425	468,983	3,348,444	95
1855	3,020	368,500	32,500	48,788	2,246,357	906,425	3,605,590	87
1856	399,955	1,768,300	420,673		5,666,977	886,156	9,142,061	72

出典：IUPPPP, Vol. 6, Report by Mr. Parkes, p. 33(49).

第5表 粵海関税収と条約港海関における夷税収入報告額 (1844~1859年)

単位：銀兩

条約港	廣州	廈門	福州	寧波	上海
年(月/日) 定額	899,064	—	—	—	—
44(3/14)-45(3/3)	2,360,832	48,132	143	24,735	169,464
1845-46(2/20)	2,186,530	31,734	4,045	7,086	470,634
1846-47(2/10)	1,972,089	35,783	1,213	2,196	649,218
1847-48(1/30)	1,825,223	29,132	4	1,571	615,709
1848-49(1/19)	1,424,045	24,586	31		530,151
1849-50(1/7)	1,471,318	29,932	723		(631,000)
1850(-12/28)	1,476,867	32,098	1,585	117	690,520
1850-51(12/27)	1,636,574	31,203	3,415		1,179,327
1851-52(12/6)	1,666,811	31,170	11		1,218,302
1852-53(11/25)	1,274,129	8,174	41,416		(695,000)
1853-54(11/15)	1,166,492				591,941
1854-55(11/4)	*342,043	45,370	220,106		1,823,705
1855-56(10/23)	*1,080,240	52,392	335,271	3,447	1,786,336
1856-57(10/12)		70,394	436,777		2,030,150
1857-58(10/1)	*337,574	75,939	450,183		1,801,664
1858-59(9/21)	*815,736				

資料：『籌辦夷務始末補遺』道光朝、咸豐朝、に収録の各海関税収の報告により作製。
 ただし、1844~55年については、Fairbank, Trade and Diplomacy, p. 262. をも参照。また上海は、『吳煦档案選編』第7輯、81~82頁、「江海關征收各國稅銀數目」(1843年11月17日~1858年10月1日)、にもよって、「傾鎔折耗銀」2%を控除して算出。

備考：()内は概数。*は粵海大関のみの税収。

第6表 中国の対英輸入 (アヘンを除く)

単位：ポンド・スターリング

年次	(A)輸入総額	(B)上海への 輸入総額	(C)上海への綿 製品輸入額	B/A(%)	C/B(%)
1845	2,394,827	1,038,919	850,973	43	82
1846	1,791,439	810,200	641,678	45	79
1847	1,503,969	898,228	689,872	60	77
1848	1,445,959	547,108	396,583	38	73
1849	1,537,109	992,888	686,616	65	69
1850	1,574,145	977,039	654,473	62	67
1851	2,161,268	1,141,106	914,728	53	80
1852	2,503,599	1,171,393	917,287	47	78
1853	1,749,597	1,280,451	1,019,265	73	80
1854	1,000,716	368,674	153,890	37	41
1855	1,277,944	1,193,264	557,489	93	47
1856	2,216,123	2,156,829	1,105,940	97	51

資料：(A)は、IUPBPP., Vol. 40, Return of the Declared Annual Value of British Produce and Manufactures Exported to China and Hong Kong, 1864, p. (781).に、(B)(C)は、ibid., Vol. 6, Report by Mr. Robertson, British Consul at Shanghai on the Trade of that Port during the year 1856, p. 46(62).により、ドルをポンドに換算して作製した。

第7表 外国人税務司制度設立以後の上海の貿易 (1854年7月12日より)

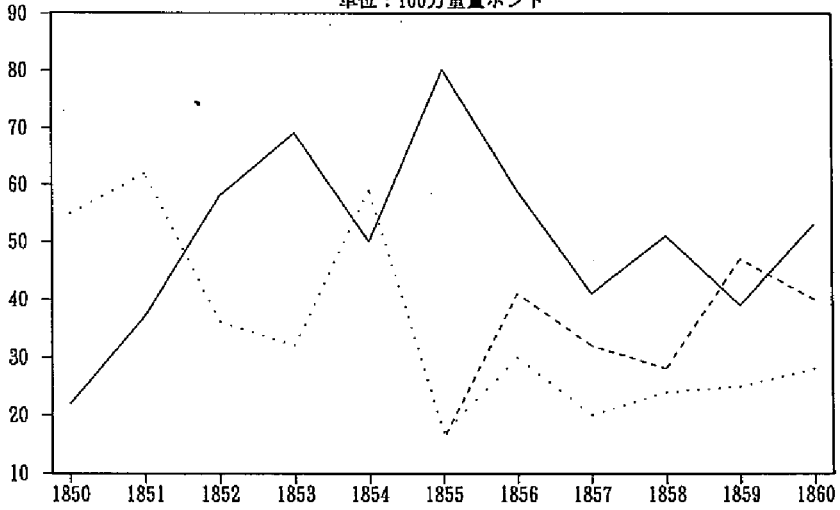
単位：銀両

年次	輸 入			再輸出 (アヘンを除く)	輸 出
	一 般	アヘン	合 計		
1855 (-6/31)	3,507,524	9,118,454	12,620,978		24,549,062
1856 (-6/30)	6,492,299	11,529,308	18,021,607		23,427,215
1856 (-12/31)	5,189,821	5,571,000	10,760,821		20,530,337
1857	15,863,393	14,252,514	30,115,907		33,344,435
1858	19,017,049	15,822,320	34,839,369		30,623,759
1859	20,635,130	15,397,350	36,032,480	2,899,558	36,670,606
1860	26,225,588	14,857,440	41,083,028	11,752,164	31,363,880

出典：IUPEPP., Vol. 6, Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in China, 1862-1864, p. 61(277).

第1図 広州、上海、福州からの茶輸出

単位：100万重量ポンド



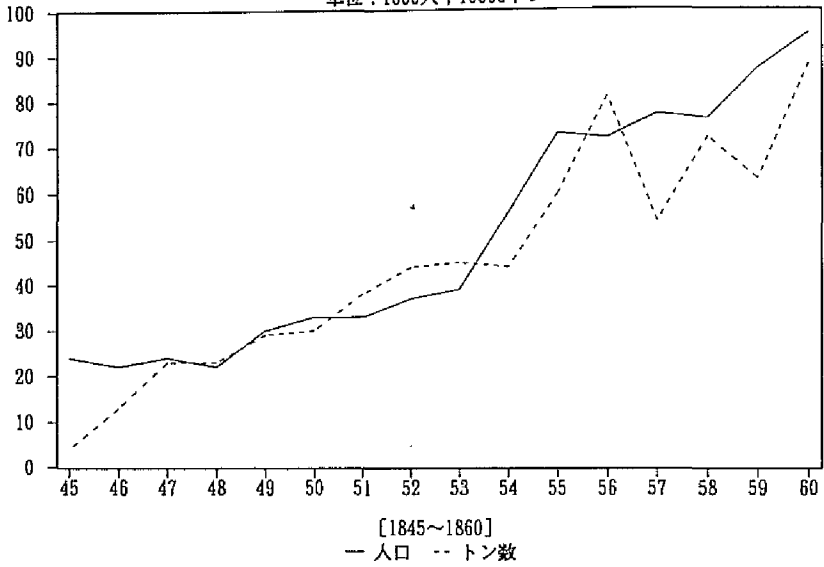
[1850~1860]

— 上海 -- 福州 ... 広州

資料：Morse, International Relations, Vol. 1, pp. 366, 466.

第2図 香港の人口と入港船舶

単位：1000人；10000トン



資料：E. J. Bittel, "Supplement Notes on the History of Hong Kong,"
p. 541. G. R. Sayer, Hong Kong, pp. 220~221.

引用文献目録

この目録の目的は本稿を構成するにあたり使用した文献を示すことにあり、したがって註および図表に掲げた文献に限って収録している。筆者が参照した資料や文献は、当然このほかにも多数あるけれども、それらを網羅的に提示しようとするものではない。根本資料と第二次文献とを問わず、中国文・日本文のものは五十音順、欧文のものはアルファベット順に排列した。

『鴉片戦争』、中國史學會主編、全六冊、中國近代史資料叢刊第一種、神州國光社、一九五四年。

『鴉片戦争档案史料』、中國第一歴史档案館編、全七冊、天津古籍出版社、一九九二年。
章慶遠「試論鴉片戦争前的中國海關」、同『档案論史文編』、福建人民出版社、一九八四年、所収。

章慶遠「論康熙時期從禁海到開海政策的演變」、湯明燧・黄啓臣主編『紀念梁方仲教授學術討論會文集』、中山大學出版社、一九九〇年、所収。

飯島涉「「裁釐加税」問題と清末財政—一九〇二年中英マッケイ条約交渉の歴史的位置—」『史学雑誌』第一〇二編第一一〇号、一九九三年。

井上裕正「レイ・オズボーン艦隊事件の外交史的意義について」『東洋史研究』第三四卷第二号、一九七五年。

井上裕正「清代嘉慶・道光期のアヘン問題について」『東洋史研究』第四一巻第一号、一九八二年。

井上裕正「清代咸豊期における外務官僚薛煥の登場」、堀川哲男編『一〇世紀以降二〇世紀初頭に至る中国社会の権力構造に関する総合的研究』、昭和三九年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書、一九八五年、所収。

井上裕正「カントン社会の「辺境化」—「世界システム論」から見たアヘン戦争—」、谷川道雄編『中国辺境社会の歴史的研究』、昭和三三年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書、一九八九年、所収。

岩井茂樹「清代国家財政における中央と地方—酌撥制度を中心として—」『東洋史研究』第四二巻第二号、一九八三年。

岩井茂樹「徭役と財政のあいだ—中国税・役制度の歴史的理解にむけて(四・完)—」『経済経営論叢』第二九巻第三號、一九九四年。

内田直作「清代の貿易独占機構」、同『東洋経済史研究 1』、千倉書房、一九七〇年、所収。
衛藤藩吉『近代中国政治史研究』、東京大学出版会、一九六八年。

『瀛壖雜誌』、王韜撰、全六卷。

『粵海關志』、梁廷枏撰、全三〇卷。

- 『粵海關通轄口岸考』、王文達撰、不分卷、光緒六年序。
- 『粵閩巡視紀略』、杜臻撰、全六卷圖一卷。
- 汪敬虞『赫德與近代中西關係』、人民出版社、一九八七年。
- 汪宗衍『廣東文物叢談』、中華書局香港分局、一九七四年。
- 岡本隆司「広東洋行考—洋行に関する新旧史料を通じて—」『東洋史研究』第五四卷第二号、一九九五年。
- 岡本隆司「從市舶司到海關—明清易姓與海外貿易制度之演變—」、中國海關史第三次國際學術研討會（香港中文大學、一九九五年）提出論文。
- 沖繩県立図書館編、和田久徳校訂『歴代寶案』校訂本、沖繩県教育委員会、一九九二年、第一冊。
- 『何桂清等書札』、蘇州博物館・江蘇師院歴史系・南京大學歴史系編、江蘇人民出版社、一九八一年。
- 『嘉慶大清會典』、全八〇卷、嘉慶二三年。
- 可児弘明「咸豐九（一八五九）年、上海における外国人襲撃事件について」『東洋史研究』第四三卷第三号、一九八四年。
- 何烈『厘金制度新探』、東吳大學中國學術著作奨助委員会、一九七二年。
- 『海防档』、中央研究院近代史研究所編、全一七冊、中國近代史資料彙編、臺北、一九七五年。
- 郭廷以編『近代中國史』、全二冊、合訂本、臺灣商務印書館、初版一九四一年、臺灣第三版、一九七一年。
- 『廣東通志』、阮元等修、江藩等纂、全三三四卷、道光二年。
- 『咸豐年間奏摺档案底本』、不分卷。
- 岸本（中山）美緒「康熙年間の穀賤について—清初經濟思想の一側面—」『東洋文化研究所紀要』第八九冊、一九八二年。
- 『宮中档乾隆朝奏摺』、臺北、故宮博物院、第二輯、一九八二年六月、第三輯、一九八四年一月。
- 『宮中档雍正朝奏摺』、臺北、故宮博物院、第二輯、一九七七年一二月、第三輯、一九七八年一月、第五輯、一九七八年三月、第八輯、一九七八年六月、第一輯、一九七八年九月、第一三輯、一九七八年十一月、第二〇輯、一九七九年六月。
- 許地山編『鴉片戰爭前中英交渉史料 達衷集』、一九二八年初版、龍門書店、一九六九年。
- 姜宸英「日本貢使入寇始末擬稿」、賀長齡輯『皇朝經世文編』卷八三、兵政、海防上、所収。
- 金城正篤「一八五四年上海における《稅務司》の創設—南京条約以後の中英貿易と稅務司創設の意義—」『東洋史研究』第二四卷第一号、一九六五年。
- 金城正篤「清代の海關と稅務司—稅務司制度の確立—」『琉球大学法文学部紀要（史学地

- 理学篇)』第一八号、一九七五年。
- 屈大均『廣東新語』、全二八卷。
- 『吳煦档案選編』、太平天國歴史博物館編、全七輯、江蘇人民出版社、一九八三年、一九八四年。
- 吳乾兌「英國政府與“阿思本艦隊”」、中國社會科學院近代史研究所《近代史研究》編輯部編『近代中國對外關係』、四川人民出版社、一九八五年、所収。
- 吳建雍「一七五七年以後的廣東十三行」、中國人民大學清史研究所編『清史研究集』第三輯、四川人民出版社、一九八四年。
- 小林一美「中国半植民地化の經濟過程と民衆の闘い—釐金をめぐって、一九世紀後半—」『歴史学研究』第三六九号、一九七一年。
- 『康熙大清會典』、全一六二卷、康熙二九年。
- 『光緒大清會典事例』、全一二二〇卷、光緒二五年、中華書局影印本、一九九一年。
- 『皇朝文獻通考』、全三〇〇卷、乾隆五〇年、臺灣商務印書館、初版一九三六年、臺一版、一九八七年。
- 『康熙起居注』、中國第一歷史檔案館整理、全三冊、中華書局、一九八四年。
- 佐々木正哉「粵海関の陋規」『東洋學報』第三四卷第一・二・三・四合併号、一九五二年。
- 佐々木正哉「清代官僚の貨殖に就いて」『史學雜誌』第六三編第二号、一九五四年。
- 佐々木正哉「イギリスと中国—アヘン戦争への過程—」、榎一雄編『西欧文明と東アジア』、平凡社、一九七一年、所収。
- 佐々木正哉「清代廣東の行商制度について—その独占型態の考察—」『駿台史學』第六六号、一九八六年。
- 佐々木正哉編『鴉片戦争以前中英交渉文書』、巖南堂書店、一九六七年。
- 佐々木正哉編『鴉片戦争の研究 資料篇』、東京大学出版会、一九六四年。
- 佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争 資料篇稿』、東洋文庫近代中国研究委員会、一九六四年。
- 『四國新档』、中央研究院近代史研究所編、全四冊、中國近代史資料彙編、臺北、一九六六年。
- 『史料旬刊』第一期～第四〇期、故宮博物院文獻館輯、一九三〇年～一九三一年。
- 重田徳「清末における湖南茶の新展開—中国近代産業史のための断章—」、同『清代社会經濟史研究』、岩波書店、一九七五年、所収。
- 『上海縣志』、葉廷眷等修、俞樾等纂、全三二卷、同治一〇年。
- 『上海碑刻資料選輯』、上海博物館圖書資料室編、上海人民出版社、一九八〇年。
- 徐珂『清稗類鈔』、民国六年、中華書局、一九八四～一九八六年。
- 章深「清代中西貿易保商制度初探」、葉顯恩主編『清代區域社会經濟研究』、全二冊、中華書局、一九九二年、下冊、所収。

- 『清国行政法』、臨時台灣旧慣調査会、復刻版、汲古書院、一九七二年。
- 『清政府鎮壓太平天國檔案史料』、中國第一歷史檔案館編、社會科學文獻出版社、第八冊、一九九三年、第一五冊、一九九四年。
- 『清代外交史料』、故宮博物院輯、嘉慶朝全六冊、道光朝全四冊、一九三一～一九三五年。
- 『清代鈔檔』、中國社會科學院經濟研究所所藏。
- 『清代檔案史料叢編』第一輯、故宮博物院明清檔案部編、中華書局、一九七八年。
- 『政府公報』。
- 『浙江通志釐金門稿』、顧家相撰、全三卷、民國八年。
- 薛福成『庸庵筆記』、全六卷、同『庸庵全集』、華文書局影印本、一九七一年、所收。
- 莊吉發「清季南北洋海防經費的籌措」『大陸雜誌』第五五卷第五期、一九七七年。
- 『奏摺檔』、福某徐某等撰、全一六冊。
- 『曾文正公全集』、全一五七卷、光緒二年。
- 田中正俊『中国近代經濟史研究序說』、東京大学出版會、一九七三年。
- 田中正俊「「中国人との自由貿易」（一八三三年十二月）について」、『榎博士還曆記念東洋史論叢』、山川出版社、一九七五年、所收。
- 戴一峰『近代中國海關與中國財政』、廈門大學出版社、一九九三年。
- 『大清聖祖仁皇帝實錄』、全三〇三卷、華文書局影印本、一九六四年。
- 『大清世宗憲皇帝實錄』、全一六二卷、華文書局影印本、一九六四年。
- 『第二次鴉片戰爭』、中國史學會主編、全六冊、中國近代史資料叢刊、上海人民出版社、一九七八年～一九七九年。
- 高橋孝助「一九世紀中葉の中国における稅收奪体制の再編過程－釐金研究序說－」『歷史学研究』第三八三號、一九七二年。
- 高橋孝助「清末における釐金取奪と小農民經營」『歷史学研究』第三九二號、一九七三年。
- 瀧野正二郎「清代常關における包攬について」『山口大学文学會志』第三九卷、一九八八年。
- 『中國工商行會史料集』、彭澤益主編、中國社會科學院經濟研究所、中國近代經濟史參考資料叢刊、全二冊、中華書局、一九九五年。
- 『中美關係史料』嘉慶・道光・咸豐朝、中央研究院近代史研究所編、中國近代史資料彙編、臺北、一九六八年。
- 『籌辦夷務始末』咸豐朝、全八〇卷、同治朝、全一〇〇卷、台聯國風出版社影印本、再版、一九七二年。
- 『籌辦夷務始末補遺』道光朝全四冊、咸豐朝全二冊、同治朝全二冊、蔣廷黻編、北京大學出版社、一九八八年。
- 張集馨『道咸宦海見聞錄』、中華書局、一九八一年。
- 陳國棟「清代前期粵海關監督的派遣（一六八三～一八四二）」『史原』第一〇期、一九八

〇年。

陳國棟「清代前期粵海關的稅務行政（一六八三—一八四二）」『食貨月刊』第一一卷第一〇期、一九八二年。

陳詩啓『中國近代海關史問題初探』、中國展望出版社、一九八七年。

陳詩啓『中國近代海關史（晚清部分）』、人民出版社、一九九三年。

『通商表』、李圭輯、全四卷、光緒二十一年。

鄭祖安『上海地名小志』、上海社會科學院出版社、一九八八年。

鄭祖安「英國國家檔案館收藏的《上海土地章程》中文本」『社會科學』一九九三年第三期。

寺田隆信「清朝の海關行政について」『史林』第四九卷第二号、一九六六年。

外山軍治「上海の紳商楊坊」『東洋史研究』第九卷第四号、一九四五年。

湯志鈞主編『近代上海大事記』、上海辭書出版社、一九八九年。

湯象龍「十八世紀中葉粵海關的腐敗」、包遵彭·李定一·吳相湘編『中國近代史論叢』第一輯第三冊、正中書局、一九五六年。

『道咸同光四朝奏議』、故宮博物院、全一二冊、臺灣商務印書館、一九七〇年。

『南海縣志』、鄭夢玉等修、梁紹獻等纂、全二六卷、同治十一年。

西村元照「清初の包攬—私徵体制の確立、解禁から請負徵稅制へ—」『東洋史研究』第三五卷第三号、一九七六年。

根岸佶『支那ギルドの研究』、斯文書院、第四版、一九四〇年。

根岸佶『買辦制度の研究』、日本図書株式会社、一九四八年。

根岸佶『上海のギルド』、日本評論社、一九五一年。

波多野善大「中国輸出茶の生産構造—アヘン戦争前における—」、同『中国近代工業史の研究』、東洋史研究会、一九六一年、所収。

濱下武志『中国近代經濟史研究—清末海關財政と開港場市場圈—』、東京大学東洋文化研究所報告、汲古書院、一九八九年。

濱下武志『近代中国の國際的契機—朝貢貿易システムと近代アジア—』、東京大学出版会、一九九〇年。

濱下武志「中国と東南アジア」、石井米雄編『講座東南アジア学 第四卷 東南アジアの歴史』、弘文堂、一九九一年、所収。

濱下武志·川勝平太編『アジア交易圈と日本工業化 1500-1900』、リプロポート、一九九一年。

范端昂撰·湯志岳校注『粵中見聞』、全三五卷、廣東高等教育出版社、一九八八年。

坂野正高『近代中国外交史研究』、岩波書店、一九七〇年。

坂野正高『近代中国政治外交史』、東京大学出版会、一九七三年。

『撫粵政畧』、李士楨撰、全八卷。

彭澤益「清代廣東洋行制度的起源」『歷史研究』一九五七年一期。

- 彭澤益「廣州十三行續探」『歴史研究』一九八一年第四期
- 彭澤益『十九世紀後半期的中國財政與經濟』、人民出版社、一九八三年。
- 松田智雄『イギリス資本と東洋－東洋貿易の前期性と近代性－』、日本評論社、一九五〇年。
- 溝口雄三・濱下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える[2] 地域システム』、東京大学出版会、一九九三年。
- 溝口雄三・濱下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える[3] 周縁からの歴史』、東京大学出版会、一九九四年。
- 宮崎市定「清代對外貿易の二資料」『宮崎市定全集』第一四卷、岩波書店、一九九一年。
- 宮崎市定「英仏聯合軍の北京侵入事件－特に主戦論と平和論－」『宮崎市定全集』第一六卷、岩波書店、一九九三年。
- 宮下忠雄『中国幣制の特殊研究－近代中国銀兩制度の研究』、日本學術振興會、一九五二年。
- 宮田道昭「清末における外国貿易品流通機構の一考察－ギルドの流通支配を中心として－」『駿台史学』第五二号、一九八一年。
- 『明清史料』丁編、中央研究院歷史語言研究所編、維新書局影印本、再版、一九七二年。
- 村松祐次『近代江南の租棧』、東京大学出版会、一九七〇年。
- 本野英一「一八六〇年代上海に於ける買辦登録制度の挫折と輸出取引機構の改変－ジャーディン・マセソン商會の活動を中心に－」『史学雑誌』第九九編第七号、一九九〇年。
- 本野英一「安昌・裕康洋行対上海潮惠會館事件－芝罘協定後のアヘン貿易紛争に関する一考察－」『中国近代史研究』第六集、一九八八年。
- 百瀬弘訳注、坂野正高解説『西学東漸記－容闈自伝－』、平凡社、東洋文庫、一九六九年。
- 矢野仁一『支那近代外国關係研究－ポルトガルを中心とせる明清外交貿易－』、弘文堂、一九二八年。
- 山本英史「清初における包攬の展開」『東洋学報』第五九卷第一・二号、一九七七年。
- 姚賢鎬「第一次鴉片戰爭後中國海關行政權喪失述略」『社會科學戰綫』一九八三年第三期。
- 『雍正硃批論旨』、不分卷、文源書局影印本、一九六五年。
- 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』、中國第一歷史檔案館編、江蘇古籍出版社、第一～一〇冊、一九八九年。第一一～二〇冊、一九九〇年。
- 葉鳳美「赫德在中國」、中國社會科學院近代史研究所《近代史研究》編輯部編『近代中國對外關係』、四川人民出版社、一九八五年。
- 李榮昌「舊上海的江海關」『中國近代經濟史研究資料』(9)、上海社會科學院出版社、一九八九年。
- 『李文忠公全集』、吳汝綸編、全一六五卷、光緒三一～三四年、文海出版社影印本、一九八四年。

梁嘉彬『廣東十三行考』、商務印書館、一九三七年。

梁廷枏『夷氛聞記』、全五卷、中華書局、一九五九年。

『林則徐集 公牘』、中山大學歷史系中國近代現代史教研組·研究室編、中華書局、一九六三年。

『歷代職官表』、紀昀等撰、全七二卷、乾隆五四年、上海古籍出版社影印本、一九八九年。

盧漢超『赫德傳』、上海人民出版社、一九八六年。

呂實強『中國早期的輪船經營』、中央研究院近代研究所、一九六二年。

Auber, Peter. China an Outline of its Government, Laws, and Policy and of the British and Foreign Embassies to, and Intercourse with, that Empire, London, 1834.

S. Ball, An Account of the Cultivation and Manufacture of Tea in China, London, 1848.

Banno, Masataka. China and the West 1858-1861, the Origins of the Tsungli Yamen, Cambridge, Mass., 1964.

Basu, Dilip K. "The Peripheralization of China: Notes on the Opium Connection," Walter L. Goldfrank, ed., The World-System of Capitalism: Past and Present, Beverly Hills, etc., 1979.

Basu, Dilip K. "The Impact of Western Trade on the Hong Merchants 1793-1842," do., ed., The Rise and Growth of the Colonial Port Cities in Asia, Berkeley, 1985.

Basu, Dilip K. & Rhoads Murphey, eds. Nineteenth Century China: Five Imperialist Perspectives, Ann Arbor, 1972.

Bruner, Katherine Frost, John King Fairbank & Richard Joseph Smith, eds. Entering China's Service Robert Hart's Journals, 1854-1863, Cambridge, Mass., etc., 1986.

Ch'en, Kuo-Tung Anthony. The Insolvency of the Chinese Hong Merchants, 1760-1843, Taipei, 1990.

China. Imperial Maritime Customs, III. - Miscellaneous Series, No. 30, Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States, 2vols., Shanghai, 1908.

China. Imperial Maritime Customs, V. - Office Series, No. 12, Reports on the Haikwan Banking System and Local Currency at the Treaty Ports, Shanghai, 1879.

China. Maritime Customs, IV. - Service Series, No. 69, Documents illustrative of the Origin, Development, and Activities of the Chinese Customs Service, 7vols., Shanghai, 1937~1940.

- China. Maritime Customs, VI. — Inspectorate Series, No. 5, G. Lanning, Memorandum on the Establishment of the Imperial Maritime Customs at Shanghai in 1854, Shanghai, 1915.
- China Mail, Hongkong, weekly, 1845-.
- Chinese Monopoly Examined, London, 1830.
- Chinese Repository, Macao or Canton, monthly, edited by E. C. Bridgman & S. W. Williams, 1832-1851.
- Cooke, George Wingrove. China: being "The Times" Special Correspondence from China in the Years 1857-58, London, 1858.
- Cordier, Henri. La France en Chine au Dix-huitième Siècle, Tom. 1, Paris, 1883.
- Cordier, Henri. "Les Marchands Hanistes de Canton," T'oung Pao, Vol. 3, 1902.
- Costin, W. C. Great Britain and China 1833-1860, Oxford, 1937.
- Davids, Jules, ed. American Diplomatic and Public Papers: The United States and China, Series I — The Treaty System and The Taiping Rebellion, 1842-1860, 21vols., Willington, 1973.
- Dean, Britten. China and Great Britain, the Diplomacy of Commercial Relations 1860-1864, Cambridge, Mass., 1974.
- Dermigny, Louis. La Chine et l'Occident, Le Commerce à Canton au XVIII^e Siècle 1719-1833, 3 toms., avec un album, Paris, 1964.
- Eitel, Ernest Johann. Europe in China, the History of Hong Kong from the beginning to the Year 1882, Hong Kong, etc., 1895.
- Eitel, Ernest Johann. "Supplement Notes on the History of Hong Kong, — 1882 to 1890," The China Review, Vol. 22, 1893-4.
- Fairbank, John King. Trade and Diplomacy on the China Coast, the Opening of the Treaty Ports, 1842-1854, Stanford, 1969.
- Fairbank, John King, ed. Chinese Thought and Institutions, Chicago, 1957.
- Fairbank, John King, ed. The Chinese World Order, Cambridge, Mass., 1968.
- Fairbank, John King. "The Definition of the Foreign Inspector's Status, 1854-1855; A Chapter in the Early History of the Inspectorate of Customs at Shanghai," Nankai Social and Economic Quarterly, Vol. 9, No. 1, 1936.
- Fairbank, John King. "Tributary Trade and China's Relations with the West," Far Eastern Quarterly, Vol. 1, No. 2, 1942.
- Fairbank, John King, & Ssu-Yu Têng, "On the Ch'ing Tributary System," Harvard Journal of Asiatic Studies, Vol. 6, No. 2, 1941.
- Fairbank, John King, Katherine Frost Bruner & Elizabeth MacLeod Matheson, eds.

- The I. G. in Peking: Letters of Robert Hart, Chinese Maritime Customs 1868-1907, 2 vols., Cambridge, Mass., etc., 1975.
- Forbes, Robert Bennett. Personal Reminiscences, to which is added Rambling Recollections connected with China, Boston, 1882.
- Fu, Lo-shu, "The Two Portuguese Embassies to China during the K'ang-hsi Period," T'oung Pao, Vol. 43, 1955.
- Gardella, Robert. "The Antebellum Canton Tea Trade: Recent Perspective," American Neptune, Vol. 48, No. 4, 1988.
- Gardella, Robert. Harvesting Mountains, Fujian and the China Tea Trade, 1757-1937, Berkeley, etc., 1994.
- Gerson, Jack Jacob. Horatio Nelson Lay and Sino-British Relations 1854-1864, Cambridge, Mass., 1972.
- Great Britain, Foreign Office, Embassy and Consular Archives, Correspondence, Series I, 1834-1922, FO228.
- Great Britain, Foreign Office, Embassy and Consular Archives, Superintendent of Trade, Records, 1759-1874, FO677.
- Great Britain, Foreign Office, General Correspondence, China, (1815-1905), FO17.
- Great Britain Parliamentary Papers.
- Report relative to the Trade with the East Indies and China, from the Select Committee of the House of Lords, appointed to inquire into the means extending and securing the Foreign Trade of the Country, and to report to the House, ordered by the House of Commons, to be printed, 1821.
- Report from the Select Committee of the House of Lords, appointed to inquire into the Present State of the Affairs of the East India Company, and into the Trade between Great Britain, the East Indies and China; with the Minutes of Evidence taken before the Committee, ordered by the House of Commons, to be printed, 8 July 1830.
- Correspondence respecting to Consular Interference for the Prevention of Smuggling in China, 1857.
- China. No. 2(1864): Correspondence respecting the Fitting out, Dispatching to China, and ultimate Withdrawal, of the Anglo-Chinese Fleet under the Command of Captain Sherard Osborn; and the Dismissal of Mr. Lay from the Chief Inspectorate of Customs, 1864.
- Greenberg, Michael. British Trade and the Opening of China 1800-1842, Cambridge, 1951.

- Hao, Yen-p'ing, The Comprador in Nineteenth-Century China: Bridge between East and West, Cambridge, Mass., 1970.
- Hunter, W. C. The 'Fan Kwae' at Canton before Treaty Days, 1825-1844, London, 1882, p. 34.
- Irish University Press, Area Studies Series, British Parliamentary Papers, China, 42vols., Shannon, 1972.
- Vol. 2, China. No. 1(1865.), Foreign Customs Establishment in China, 1865.
- Vol. 6, Report by Mr. Parkes, British Consul at Canton, on the Trade of that Port during the year 1856.
- Vol. 6, Report by Mr. Robertson, British Consul at Shanghai on the Trade of that Port during the year 1856.
- Vol. 6, Report by Mr. Medhurst, British Consul at Foochow-Foo, on the Trade of that Port during the year 1856.
- Vol. 6, Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in China, 1862-1864.
- Vol. 19, G. Jamieson, Report on the Revenue and Expenditure of the Chinese Empire, 1897.
- Vol. 30, Correspondence relating to China, 1840.
- Vol. 32, Further Papers relating to the Rebellion in China with an Appendix, 1863.
- Vol. 33, Papers respecting Proceedings of Her Majesty's Naval Forces at Canton with Appendix, 1857.
- Vol. 33, Correspondence relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, 1857-1859, 1859.
- Vol. 34, Correspondence respecting Affairs in China, 1859-1860, 1861.
- Vol. 37, First Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company(China Trade), 8 July, 1830.
- Vol. 38, Report from the Select Committee on the Commercial Relations with China; together with the Minutes of Evidence, Appendix, and Index, 12 July 1847.
- Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports of China, down to the latest period, 1847.
- Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports of China, for the Years 1847 and 1848, 1849.
- Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports of China, for the Year 1849, 1850.

- Vol. 40, Return of the Declared Annual Value of British Produce and Manufactures Exported to China and Hong Kong, 1864.
- Johnson, Linda Cooke. Shanghai: from Market Town to Treaty Port, 1074-1858, Stanford, 1995.
- Lanning, George, & S. Couling. The History of Shanghai, Shanghai, 1921.
- Lay, Horatio Nelson. Our Interest in China: A Letter to the Right Hon. Earl Russell, K. G., Her Majesty's Principal Secretary of State for Foreign Affairs, London, 1864.
- LeFevour, Edward. Western Enterprise in Late Ch'ing China: a Selective Survey of Jardine, Matheson and Company's Operation, Cambridge, Mass., 1968.
- Letter Book of Lord Macartney during his Embassy to China. Comprising copies of the Letter of Instructions from Henry Dundas, Secretary of State., from the Directors of the Honourable East India Company, etc.
- Ljungstedt, Andrew. An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China; and of the Roman Catholic Church and Mission in China, Boston, 1836.
- Lockwood, Stephen Chapman. Augustine Heard and Company, 1858-1862, American Merchants in China, Cambridge, Mass., 1971.
- Mancall, Mark. China at the Center: 300 Years of Foreign Policy, New York, 1984.
- Martin, Robert Montgomery. China; Political, Commercial and Social, in an Official Report to Her Majesty's Government, 2vols., London, 1847.
- Martin, William Alexander Parsons. A Cycle of Cathay or China, South and North with Personal Reminiscences, 3rd ed., New York, etc., 1900.
- Meng, S. M. The Tsungli Yamen: Its Organization and Function, Cambridge, Mass., 1962.
- Michie, Alexander. The Englishman in China during the Victorian Era as illustrated in the Career of Sir Rutherford Alcock, London, 1900, 2vols.
- Milburn, William. Oriental Commerce: containing a Description of the Principal Places in the East Indies, China and Japan, etc., 2vols., London, 1813.
- Morrison, John Robert. A Chinese Commercial Guide, consisting of a Collection of Details respecting Foreign Trade in China, Canton, 1834.
- Morrison, John Robert, [& Samuel Wells Willams]. A Chinese Commercial Guide, consisting of a Collection of Details respecting Foreign Trade in China, 3rd ed., Canton, 1848.
- Morse, Hosea Ballou. The Gilds of China, with an Account of the Guild Merchant or Co-hong of Canton, London, etc., 1909.

- Morse, Hosea Ballou. The International Relations of the Chinese Empire, 3vols., Shanghai, etc., 1910, 1918.
- Morse, Hosea Ballou. The Chronicles of the East India Company Trading to China, 1635-1834, 5vols., Oxford, 1926, 1929.
- Mui Hoh-cheung & Loma H. Mui, eds. William Melrose in China, the Letters of a Scottish Tea Merchant, Edinburgh, 1973.
- North-China Herald, Shanghai, weekly, 1850-.
- Parker, Edward Harper. "The Financial Capacity of China," Journal of North China Branch of the Royal Asiatic Society, Vol. 30, 1895-96.
- Pelcovits, Nathan A. Old China Hands and the Foreign Office, New York, 1948.
- Petech, Luciano. "Some Remarks on the Portuguese Embassies to China in the K'ang-hsi Period," T'oung Pao, Vol. 44, 1956.
- Pfister, Louis. Notices Biographiques et Bibliographiques sur les Jésuites de l'Ancienne Mission de Chine, 1552-1773, 2 toms., Changhaï, 1932, 1934.
- Pritchard, Earl H. Anglo-Chinese Relations during the Seventeenth and Eighteenth Centuries, University of Illinois Studies in Social Science, Vol. 17, Nos. 1-2, 1929.
- Pritchard, Earl H. The Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations, 1750-1800, Research Studies of the State College of Washington, Vol. 4, Nos. 3-4, 1936.
- Rennie, D. F. Peking and Pekingese during the first year of the British Embassy at Peking, 2vols., London, 1865.
- Richardson, J. M. The Chinese Security Merchants in Canton and their Debts, Canton, 1838.
- Sargent, A. J. Anglo-Chinese Commerce and Diplomacy (Mainly in the Nineteenth Century), Oxford, 1907.
- Sayer, Geoffrey Robley. Hong Kong: 1841-1862, Birth, Adolescence, and Coming of Age, Oxford, 1937.
- Scarth, John. Twelve Years in China, the People, the Rebels, and the Mandarins, Edinburgh, 1860.
- Smith, Richard Joseph, John King Fairbank & Katherine Frost Bruner, eds. Robert Hart and China's Early Modernization, His Journals, 1863-1866, Cambridge, Mass., etc., 1991.
- Souza, George Bryan. The Survival of Empire, Portuguese Trade and Society in China and the South China Sea, Cambridge, etc., 1986.
- Spence, Johnathan. To Change China: Western Advisers in China, 1620-1960, Boston,

- etc., 1969.
- Tiffany, Osmond, Jr. The Canton Chinese, or the American's Sojourn in the Celestial Empire, Boston, etc., 1849.
- United States, Department of State, General Records of Department of State, Diplomatic Despatches; China.
- Viraphol, Sarasin. Tribute and Profit: Sino-Siamese Trade, 1652-1853, Cambridge, Mass., etc., 1977.
- Wakeman, Frederic, Jr. Strangers at the Gate, Social Disorder in South China, 1839-1861, Berkeley, etc., 1976.
- Walrond, Theodore, ed. Letters and Journals of James, eighth Earl of Elgin, London, 1872.
- Williams, Frederick Wells, ed. "The Journal of S. Wells Williams, LL.D. Secretary and Interpreter of the American Embassy to China during the Expedition to Tientsin and Peking in the Years 1858 and 1859," Journal of the North China Branch of the Royal Asiatic Society, New Series, Vol. 42, 1911.
- Williams, Samuel Wells. A Chinese Commercial Guide, consisting of a Collection of Details respecting Foreign Trade in China, 4th ed., Canton, 1856.
- Williams, Samuel Wells. The Chinese Commercial Guide, containing Treaties, Tariffs, Regulations, Tables, etc., 5th ed., Hong Kong, 1863.
- Wills, John Elliot, Jr. Embassies and Illusions, Dutch and Portuguese Envoys to K'ang-hsi, 1666-1687, Cambridge, Mass., etc., 1984.
- Wong, J. Y. Anglo-Chinese Relations 1839-1860, a Calendar of Chinese Documents in the Foreign Office Records, New York, 1983.
- Wright, Mary Clabough. The Last Stand of Chinese Conservatism, the T'ung-Chih Restoration, 1862-1874, Stanford, 1957.
- Wright, Stanley F. Hart and the Chinese Customs, Belfast, 1950.
- Yule, H., & A. C. Burnell, Hobson-Jobson, A Glossary of Colloquial Anglo-Indian Words and Phrases, and of Kindred Terms, Etymological, Historical, Geographical and Discursive, 2nd ed., Delhi, 1968.
- Yung Wing, My Life in China and America, New York, 1909.